第9回社会保障審議会資金運用部会令和元年7月29日

資料 2-1



厚生労働省発年0724第6号 令 和 元 年 7月 24日

社会保障審議会 会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣 根本 匠

諮問書

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第1 項第2号の規定により、別紙2のとおり年金積立金管理運用独立行 政法人の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間にお ける業務の実績の評価を行うことについて、年金積立金管理運用独 立行政法人法(平成16年法律第105号)第29条第3号の規定 に基づき諮問する。

第3期中期目標期間(平成27年度~令和元年度) 見込評価書(案)

様式1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項							
法人名	年金積立金管理運用独立行政法	人						
評価対象中期目	見込評価(中期目標期間実績	第3期中期目標期間(最終年度の実績見込を含む。)						
標期間	評価)							
	中期目標期間	平成27~令和元年度						

2	2. 評価の実施者に関する事項										
主	務大臣	厚生労働大臣									
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課 石川 賢司 課長							
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官							

3. 評価の実施に関する事項		

4. その他評価に関する重要事項

○ 本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立 金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするとき は、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。

様式1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定様式

1. 全体の評定		
評定	В	(参考:見込評価)※期間実績評価時に使用
(S, A, B, C,		
D)		
評定に至った理由		
	項目別評定は 12 項目中Bが 10 項目、Aが 2 項目であるため、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づき B とした。	また、全体の評定を引き下げる事象はなかった。な
	お、年金財政に与える影響については、中期目標期間(平成 27~令和元年度)のうち平成 30 年度までの運用状況としては名	名目賃金上昇率を 2.02%上回っている。年金積立金の
	これまでの運用実績は、財政再計算・財政検証上の前提を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。	
2. 法人全体に対する評	平価	
法人全体の評価	全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検	出されておらず、全体として順調な組織運営が行わ
	れていると評価する。	
全体の評定を行う上で	○年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証総	5果。
特に考慮すべき事項		
3. 課題、改善事項など		
項目別評定で指摘した	運用改善等と内部統制等の体制の一層の強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが求められる。	
課題、改善事項		
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命	該当なし	
令を検討すべき事項		
4. その他事項		
監事等からの意見		
その他特記事項		

様式1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標	票	年度評	平価				中期目標価	票期間評	項目別 調書No.	備考欄
		平成	平成	平成	平成	令和	見込評	期間実	1,7,1,1	
		2 7	2 8	2 9	3 0	元	価	績評価		
		年度	年度	年度	年度	年度				
I. 国民	民に対して提供する	サービ	ごスその	他の業	美務の質	〔 の向」	上に関する	事項		
	・運用の基本的・針、運用標	ВО	ВО	ВО	ВО		B〇 重		I — 1	
リス	ク管理	ВО	ВО	ВО	ВО		B〇 重		I - 2	
の多	手法、運用対象 様化、株式運用 おける考慮事項	A	A	A	A		A		I – 3	
透明	性の向上	ВО	ВО	ВО	AO		B〇 重		I - 4	
基本等	ポートフォリオ	В	В	В	В		В		I - 5	
	!及び運用に関し *すべき [A	A	A	A		A		I — 6	
管理向上	!及び運用能力の :	В	В	В	В		В		I - 7	
調査	研究業務	В	В	В	В		В		I - 8	
									1	
ツ 套面座 9	・ 「高」と設定してい	フェ <u>エ</u> ロ)		ウェタ ゴ	==	- [0.	* / l. h			

[※]重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

中期目]標	年度評	価				中期目間評価		項目別 調書No.	備考欄
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅱ.業	美務運営の効率化に関す	る事項								
	効率的な業務運営体制 の確立	В	В	В	В		В		II - 1	
į.	業務運営の効率化に伴 う経費節減、 契約の適正化	В	В	В	В		В		II - 2	
	才務内容の改善に関する ¹								T	
	財務内容の改善に関する事項	В	В	В	В		В		Ⅲ — 1	
W7 7	の他の東西									
	この他の事項	D	D	D	D		D		TV71	
	その他業務運営に関する重要事項	В	В	В	В		В		IV — 1	

重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I-1	管理・運用の基本的な方針、運用の目標									
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条							
	営を図ること	別法条文など)								
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1							
度		レビュー								

①主要なアウ	主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	平成	平成	平成	平成	令和			平成	平成	平成	平成	令和	
		(前中期目標期間最	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
		終年度値等)													
管理及び運用	少なくとも	年1回	7回(見直し	5回(見直し	7 回(見直	3 回(見直			予算額 (千円)						
の具体的な方	毎年 1 回検		の回数)	の回数)	しの回数)	しの回数)				《インプッ	・ト情報の記載	 が困難な理由》			
針の策定	討										á法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、 順				
各資産毎のべ	各資産毎の	国内債券に対す	-0.23%	+0.05%	+0.06%	+0.05%			決算額 (千円)			務全般のみを管			
ンチマーク収	ベンチマー	る超過収益率										等の記載は不可			
益率の確保**	ク収益率の	国内株式に対す	+0.02%	+0.20%	-0.21%	-0.05%			経常費用 (千円)						
	確保	る超過収益率													
		外国債券に対す	-0.58%	+2.19%	-0.52%	+0.24%			経常利益 (千円)						
		る超過収益率													
		外国株式に対す	+0.03%	-0.41%	+0.46%	-0.09%			行政サービス実施コ						
		る超過収益率							スト (千円)						
									従事人員数						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣に	こよる評価			
			業務実績	自己評価	(見込評	価)	(期間実績評	平価)		
第3 国民に	対 第1 国民に対		<主な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定			

して提供するサ ービスその他の 業務の質の向上|業務の質の向上 に関する事項

して提供するサ ービスその他の に関する目標を 達成するためと るべき措置

基本的な方針

また、「積立金

の管理及び運用

が長期的な観点

1. 年金積立金の 1. 年金積立金の 管理及び運用の「管理及び運用の 基本的な方針

年金積立金の 年金積立金の 運用は、年金積立 運用は、年金積立 金が被保険者か 金が被保険者か ら徴収された保 ら徴収された保 険料の一部であ ┣料の一部であ り、かつ、将来のしり、かつ、将来の 年金給付の貴重 年金給付の貴重 な財源となるもしな財源となるも のであることに一のであることに 特に留意し、専ら一特に留意し、専ら 被保険者の利益|被保険者の利益 のために、長期的 のために長期的 な観点から安全 な観点から安全 かつ効率的に行力かつ効率的に行 うことにより、将 | うことにより、将 来にわたって年一来にわたって年 金事業の運営の 金事業の運営の 安定に資するこ 安定に資するこ とを目的とし、年しとを目的として 金積立金の管理「行う。

及び運用の具体 的方針を策定し て行うこと。

また、「積立金」から安全かつ効 の管理及び運用 率的に行われる が長期的な観点 ようにするため から安全かつ効 の基本的な指針」 率的に行われる (平成26年7月 ようにするため、総務省、財務省、 の基本的な指針」 文部科学省、厚生 (平成26年7 労働省第一号。以

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目 | 評定: B 標を達成するためとるべき措置

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成27年4月に厚生労働大臣から示された第3期中期目標では、年金 | 産ごとのベンチマーク収益率を確保す | これに基づく年金積立金 積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動 性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利 回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。) 1. 7%を最低限の リスクで確保することとされた。第3期中期計画においては、平成26年 10月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確 認し、第3期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、各年 度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリ オを継続した。

第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者 から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源 となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期 的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業 の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体 的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分 散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿 って運用した。

年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運用目標に関するこ と、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管 理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定 及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」 という。)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、 次の見直しを行い、改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表し

《主な改正事項》

【平成27年度】

(平成27年4月1日改正)

第3期中期目標及び第3期中期計画の策定に併せて、第2期中期目標及 | て、毎月1回、報告を受けるとともに、 | ては、4資産中2資産(外 び第2期中期計画からの変更点についての改正を行った。

(平成27年4月22日改正)

オルタナティブ資産に関する運用ガイドライン及び配分・回収等につい ての記載を追加した。

(平成27年6月18日改正)

託機関の選定、管理及び評価、ベンチマ 人に与えられた目標を達 一クの設定を実施し、業務方針につい | 成するため、長期的な観点 ては、年金積立金の管理及び運用の向 からの資産構成割合(基本 上等の観点から適切に見直した。各資 ポートフォリオ)を定め、 |るよう努めることとされているのに対 ┃の管理及び運用を適切に し、中期目標期間(平成27年4月~平 | 行っている。その際、年金 成31年3月)のベンチマーク収益率 積立金の管理及び運用に |に対する超過収益率については、4資 │ 関する具体的な方針 (業務 産中2資産(外国債券、外国株式)につ 方針)を策定し、年金積立 いて、プラスの超過収益率を確保した。 なお、中期目標期間(平成27年4月~ 平成31年3月)の運用資産全体に係 る収益率(2.53%)と複合ベンチマ ーク収益率 (2.80%) を比較する と、資産配分要因において、複合ベンチ マーク収益率よりも収益率の低かった。ごとに、各々のベンチマー 短期資産の保有等がマイナスに寄与│ク収益率(市場平均収益 し、資産全体で-0.28%となった。 |短期資産の保有比率が高めとなった要 │とともに、中期目標期間に 因は、投資判断に加え、厚生年金基金のおいて、各々のベンチマー |代行返上等の影響により、想定に反し | ク収益率を確保すること」 てキャッシュインが続いたことによるしとしている。これに対し もの。また、個別資産要因は、資産ごとして、各年度において資産ご にプラスマイナスがあるが、全体で+ とのベンチマーク収益率 0.04%となった。また、長期的に積しを確保するよう努めると 立金の実質的な運用利回り1.7%を ともに、中期目標期間開始 最低限のリスクで確保することとされ 以降(平成27年4月~平 ているのに対し、年金財政上必要な利 成 31 年 3 月) の資産ごと 回りを確保している。

以下の評価の視点ごとの自己評価で

各運用受託機関等の運用状況につい 対する超過収益率につい ベンチマークの選択効果、運用受託機 | 国債券、外国株式) につい 関選択効果を評価ベンチマークごとに「てプラスの超過収益率を 切り分けた乖離についての分析を行う「確保し、マイナスの超過収 など、適切に運用受託機関の管理を行 | 益率となった2資産(国内 った。

<評定に至った理由>

年金保険事業の運営の 示すとおり、各資産ごとにベンチマー│安定に資することを目的 ク収益率を確保するよう努め、運用受しとして、中期目標により法 金の管理及び運用の向上 等の観点から必要に応じ て改正を行っている。

> 中期目標においては、 「各年度において、各資産 率)を確保するよう努める のベンチマーク収益率に 債券、国内株式) について

省、文部科学省、 厚生労働省告示 成 2 7 年 1 0 月 立金基本指針」としれることを踏ま から適用される「の管理及び運用 ことを踏まえ、そしを行う。 の内容に従って 年金積立金の管 投資を基本とし 理及び運用を行して、管理運用主体 うこと。

月総務省、財務 下「積立金基本指 針」という。) が平 第一号。以下「積 1日から適用さ いう。)が平成2 え、その内容に従 7年10月1日 | って年金積立金

このため、分散 (管理運用法人)

(1) 各年度に

国家公務員共済 <評価の視点> 組合連合会、地方 公務員共済組合おいて、各資産 連合会及び日本 ごとに、各々の 私立学校振興・共一ベンチマーク収 済事業団をいう。 益率を確保する 以下同じ。)が共 よう努めるとと 同して、積立金のしもに、中期目標 資産の構成の目 期間において、 標(以下「モデル | 各資産ごとのべ ポートフォリオ」ンチマーク収益 という。)を定め、| 率が確保されて これを参酌して、いるか。 長期的な観点か らの資産構成割 合(以下「基本ポ ートフォリオ」と いう。)を策定し、 年金積立金の運

なお、その際に は、年金積立金の 管理及び運用に 関する具体的な 方針を策定し、公 表するとともに、 少なくとも毎年 1回検討を加え、

用を行う。

外貨建て投資信託受益証券ファンドにおいて管理及び運用を行う投資 信託の投資対象をインフラストラクチャーからオルタナティブ資産に変|法人に経営委員会及び監査委員会を設|率並みの収益率を確保し 更する改正を行った。

(平成27年8月13日改正)

外国債券について、運用対象にハイイールド債の追加及び評価ベン チマークをシティ世界国債インデックスにする改正を行った。

(平成27年9月16日改正)

国連責任投資原則への署名に併せて、ESGに関する取組み及び公│サイクルを機能させ、透明性の向上に 表に関する記載を追加した。

(平成27年10月1日改正)

管理運用の方針に関する記載を追加した。

(平成28年2月10日改正)

運用受託機関、資産管理機関及びトランジション・マネジャーについ て、総合評価の評価項目に情報セキュリティ対策に関する記載を追加し

【平成28年度】

(平成28年4月1日改正)

マネジャー・エントリー制導入に併せて、運用受託機関の選定プロセス・ 総合評価基準、パッシブ・アクティブ運用の定義等の見直しに関する改正 を行った。

(平成28年8月18日改正)

スチュワードシップ責任に係る取組について、エンゲージメント活動、 利益相反の弊害防止体制の整備を重点的に評価するとともに、外国株式に おいても「日本版スチュワードシップ・コード取組方針」に基づく適切な 取組を求める改正を行った。

(平成28年9月8日改正)

外国債券のレンディングを開始する改正を行った。

(平成29年2月3日改正)

外貨建て短期資産ファンドを設定する改正を行った。

(平成29年3月1日改正)

年金積立金管理運用独立行政法人法が改正されたことに伴い、自家運 用の手段の一つにコール・ローン及び手形を加える改正を行った。

【平成29年度】

(平成29年4月1日改正)

外国株式について、評価ベンチマークを政策ベンチマークと同じ MSCI ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮 後)に変更する改正を行うとともに、オルタナティブ投資のマネジャーエ ントリー制を活用した運用受託機関の公募を行うことから、オルタナティ ブ資産の運用受託機関の総合評価の方法を定める改正を行った。

(平成29年9月26日改正)

オルタナティブ資産の運用受託機関に対し、コミットメントを行った上

平成29年10月1日から管理運用しも、概ねベンチマーク収益 置し、意思決定・監督を担う経営委員 会、監査等を担う監査委員会及び執行 を担う理事長等が、適切にそれぞれの 役割を分担し、また相互に密接な連携 を図ることにより、自律的なPDCA 努めつつ国民から一層信頼される組織 | 以降(平成27年4月~平 体制の確立に努めた。

以上により、所期の目標を達成した「運用資産全体に係る収益 と考えられることから、Bと評価する。

【評価の視点】

(1) 各年度において、各資産ごと 0.28%となっている。この に、各々のベンチマーク収益率を | 要因としては、個別資産要 確保するよう努め、中期目標期間 因が資産全体で+0.04% (平成27年4月~平成31年3 | である一方で、資産配分要 月)のベンチマーク収益率に対す 因において、複合ベンチマ る超過収益率については、4資産 │ 一ク収益率よりも収益率 中2資産(外国債券、外国株式)に が低かった短期資産の保 ついて、プラスの超過収益率を確│有等がマイナスに寄与し 保し、2資産(国内債券、国内株式) | たことによるものである。 についてはマイナスの超過収益率 | 短期資産の保有比率が高 となったものの、概ねベンチマーしめとなった要因は、投資判 ク収益率並みの収益率を確保して|断に加え、厚生年金基金の いる。(国内債券は-0.02%、 国内株式は-0.01%、外国債券 は+0.35%、外国株式は+0. 0.0%

なお、中期目標期間(平成27年 標において「長期的に積立 4月~平成31年3月)の運用資 | 金の実質的な運用利回り 産全体に係る収益率(2.53%) と複合ベンチマーク収益率(2.8 ら名目賃金上昇率を差し 0%)を比較すると、資産配分要因 引いたものをいう。) 1.7% において、複合ベンチマーク収益 を最低限のリスクで確保 率よりも収益率の低かった短期資 することを目標とし、」と 産の保有等がマイナスに寄与し、 資産全体で-0.28%となった。 政上必要な運用利回りを 短期資産の保有比率が高めとなっ一確保している。 た要因は、投資判断に加え、厚生年

ている

(国内債券: -0.02%、 国内株式: -0.01%、 外国債券:+0.35%、 外国株式:+0.00%)。

なお、中期目標期間開始 成 31 年 3 月) において、 率は 2.53% であり、複合べ ンチマーク収益率 (2.80%) に対して-代行返上等の影響により、 想定に反してキャッシュ インが続いたことによる ものである。一方、中期目 (積立金の運用利回りか しているのに対し、年金財

また、運用受託機関等の

	必要があると認		で投資を行うことに伴う改正を行った。	金基金の代行返上等の影響によ	運用状況について、定期的
	めるときは速や		(平成29年10月12日改正)	り、想定に反してキャッシュイン	な報告を受けるとともに、
	かに見直しを行		年金積立金管理運用独立行政法人法改正による経営委員会の設置に伴	が続いたことによるもの。また、個	ベンチマークの選択効果
	う。		う改正を行った。	別資産要因は、資産ごとにプラス	や運用受託機関の選択効
			(平成29年11月2日改正)	マイナスがあるが、全体で+0.0	果を評価ベンチマークご
			運用受託機関の総合評価の方法の変更について改正を行った。	4%となった。また、長期的に積立	とに切り分け、乖離につい
			(平成29年12月16日改正)	金の実質的な運用利回り1.7%	ての分析を行うなど、運用
			オルタナティブ資産の運用受託機関の総合評価の方法の変更について	を最低限のリスクで確保すること	受託機関の管理を適切に
			改正を行った。	とされているのに対し、年金財政	行っている。
			(平成30年1月17日改正)	上必要な利回りを確保しており、	さらに、平成 29 年 10 月
			債券アクティブ運用において、永久債、無格付債(発行体格付があるも	所期の目標を達成していると考え	1日に経営委員会及び監
			のに限る) 及びバンクローン (投資信託受益証券を通じて運用するものに	る。	査委員会を設置し、意思決
			限る)を新規に認めるとともに、4資産アクティブ運用において集中投資		定及び監督を担う経営委
			制限を緩和する改正を行った。		員会、監査等を担う監査委
		(2) 各年度に	(平成30年2月1日改正)	(2)業務方針に基づき、適切に運用受	員会及び執行を担う理事
		おいて、各資産	国内債券のベンチマーク・インデックスについて、NOMURA-BPI 物価連動	託機関等の管理及び評価を行っ	長等が適切にそれぞれの
		ごとのベンチマ	国債プラスを組み入れたものに変更する改正を行った。	た。また、アクティブ運用において	役割を分担し、相互に密接
		ーク収益率が確	【平成30年度】	多くのマネジャー・ベンチマーク	な連携を図ることにより、
		保されるよう、	(平成30年4月1日改正)	を採用している国内株式及び外国	自律的なPDCAサイク
		運用受託機関の	ロンドン証券取引所グループによる買収に伴い、シティ債券インデック	債券については、ベンチマーク選	ルを機能させ、透明性の向
		選定、管理及び	スのブランドが変更されたため、これに対応する改正を行った。	択効果、運用受託機関選択効果を	上に努めつつ、国民から一
		評価を適切に実	(平成30年6月22日改正)	切り分けた分析を行った。また、運	層信頼される組織体制の
		施しているか。	総合評価が一定水準に満たない場合に原則として当該運用受託機関に	用受託機関の総合評価方法につい	確立に努めている。
		また、運用受託	警告する旨を明記することとし、警告を行った場合には、警告先の運用受	て、平成29年11月に、これまで	以上を踏まえれば、所期
		機関の評価に際	託機関に対して改善計画の提出を求め、モニタリングを一定期間継続する	の定性評価(運用スタイルの根拠	の目標を達成しており、
		して、適切な評	旨を明記し、運用状況の改善が見込まれない場合は、解約できる旨定める	等の投資方針、戦略決定等の運用	「B」と評価する。
		価指標を設け、	改正を行った。	プロセス、組織・人材等) 及び定量	
		評価を行い、評	(平成30年7月13日改正)	評価(パッシブ運用については超	<今後の課題>
		価結果に基づく	「運用受託機関の管理に関する事項」の「運用ガイドライン」の短期資	過収益率とトラッキングエラー、	市場動向等を的確に把
		必要な対応がと	産の投資対象に「政府(特別会計を含む。)に対する短期証書貸付債権及	アクティブ運用については超過収	握し、適切なリスク管理を
		られているか。	び政府保証付短期証書貸付債権」を追加する改正を行った。	益率とインフォメーション・レシ	行いつつ、次期中期目標が
		特にアクティブ		オ) に基づく総合評価から、定量的	定める運用目標の達成に
		運用について、		な実績を勘案した定性評価による	向けて取り組むことが望
		適切な評価・分		総合評価に見直しを行っており、	まれる。
		析が行われてい		所期の目標を達成していると考え	
		るか。		る。	
	2. 国民から一層	/6/ 5/-1			
2. 国民から一層	信頼される組織	(3)各年度に	2. 国民から一層信頼される組織体制の確立	(3)各運用受託機関等の運用状況に	
信頼される組織	11 103 . > PET = 77	おける各資産の		ついて、毎月1回、報告を受けると	
体制の確立		収益率とベンチ		ともに、新たにベンチマーク選択	
公的年金制度	の持続可能性の	マーク収益率が	改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独	効果、運用受託機関選択効果を評	

の持続可能性の 向上を図るため 乖離した場合に 向上を図るため | の国民年金法等 | は、ベンチマー の国民年金法等 | の一部を改正す | ク選択効果、運 の一部を改正す る法律(平成28 用受託機関選択 る法律(平成28 年法律第104 効果を切り分け 年法律第104 号)による年金積 る等、当該乖離 号)による年金積 | 立金管理運用独 | についての分析 立金管理運用独 | 立行政法人法(平 | が行われ、必要 立行政法人法(平 成 1 6 年法律第 な対応がとられ 成16年法律第 | 105号。以下 | ているか。 105号。以下 「法」という。) の 「法」という。) | 改正に伴い、①独 | の改正に伴い、① 任制から合議制 独任制から合議 への転換、②「意」は、市場を反映 制への転換、② 思決定・監督」と 「意思決定・監 「執行」の分離、 督」と「執行」の│執行部の責任と│た適切な市場指 分離、執行部の責|権限の明確化を|標を設定してい 任と権限の明確 目的として、平成 るか。 化を目的として、 29年10月1 平成29年10 日から管理運用 (5)年金積立 月1日から法人 法人に経営委員 金の管理及び運 に経営委員会及 | 会及び監査委員 | 用に関する具体 び監査委員会が一会を設置した。経一的な方針につい 設置される。経営 | 営委員会は、管理 | ては、少なくと 委員会は、別紙に | 運用法人の重要 | も毎年1回検討 掲げる法人の重 事項について議 を加え、必要に 要事項について | 決し、その方針に | 応じて速やかに 議決し、その方針 | 沿って、理事長及 | 見直しを行った に沿って、理事長 | び管理運用業務 | か。 及び管理運用業 担当理事等の役 務担当理事等の│職員が与えられ 役職員が与えらした責任と権限の れた責任と権限 下で専門性やそ の下で専門性や一の裁量を発揮し、 その裁量を発揮 適切に業務を執 し、適切に業務を一行するよう、役員 執行するよう、役┃の職務の執行の 員の職務の執行│監督等の業務を の監督等の業務 | 行う。監査委員会 を行う。監査委員しは、コンプライア

(4) ベンチマ ークについて した構成である こと等を勘案し

立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正 に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」 の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1 日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監 督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等 が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることに より、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組 織体制の確立に努めた。

【平成29年度】

経営委員会は、平成29年度に8回開催し、業務方法書、中期計画及び 年度計画、管理運用方針等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方 針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた 責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよ う、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、発足間もない経営委 員会の委員長及び委員が管理運用法人に対する理解を深めるために8回 の勉強会を行った。

【経営委員会開催実績】

第1回 平成29年10月1日(持ち回り)

第2回 平成29年10月2日

第3回 平成29年11月1日

第4回 平成29年12月15日

第5回 平成30年1月22日

第6回 平成30年2月19日

第7回 平成30年3月14日

第8回 平成30年3月30日

【勉強会開催実績】

平成29年11月20日

平成29年12月4日

平成29年12月11日

平成30年2月26日

平成30年3月9日

平成30年3月15日

平成30年3月26日

平成30年3月29日

監査委員会は、平成29年に8回開催し、監査委員会の運営に関する事 項等の議決や管理運用法人内における課題について審議を行ったほか、コ ンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観 点から、理事長及び理事を始め、各部及び室に対する業務監査等を経営委 員会と必要な連携をとって行った。

価ベンチマークごとに切り分けた 乖離についての分析を行うなど、 適切に運用受託機関の管理等を行 うことができたことから、所期の 目標を達成していると考える。

- (4) ベンチマークについては、市場を 反映した構成であり、投資可能な 有価証券により構成され、かつ、そ の指標の詳細が開示されているこ とを勘案しつつ、適切な市場指標 を用いたことから、所期の目標を 達成していると考える。
- (5)業務方針について、随時見直しを 実施し、必要に応じて改正が行わ れており、所期の目標を達成して いると考える。

〈課題と対応〉 特になし

会は、コンプライ ンスの確保、業務 【監査委員会開催実績】 アンスの確保、業 執行の手続きの 第1回 平成29年10月1日(持ち回り) 務執行の手続き│適正性及びリス 第2回 平成29年10月2日 の適正性及びリーク管理等の観点 第3回 平成29年11月1日 スク管理等の観しから、経営委員会 第4回 平成29年12月15日 点から、経営委員しと必要な連携を 第5回 平成30年1月19日 会と必要な連携しとって監査等を 第6回 平成30年2月16日 をとって監査等し行う。また、理事 第7回 平成30年3月14日 を行う。また、理し長は、合議制の経 第8回 平成30年3月29日 事長は、合議制の│営委員会の一員 経営委員会の一として意思決定 また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加する 員として意思決│に参加するとと とともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理 定に参加すると もに、管理運用法 運用法人の業務を総理した。 ともに、法人を代人を代表し経営 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員 表し経営委員会 委員会の定める 会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 の定めるところしところに従って に従って法人の 管理運用法人の 【平成30年度】 経営委員会は、平成30年度に13回開催し、業務方法書、年度計画、 業務を総理する。 業務を総理する。 管理運用業務担|管理運用業務担 業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿っ 当理事は、経営委|当理事は、経営委 て、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限 員会の定めると 員会の定めると の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職 ころにより、経営しころにより、経営 務の執行の監督等の業務を行ったほか、国民から一層信頼される組織体制 の確立の観点から、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に 委員会の会議に | 委員会の会議に 出席し、管理運用|出席し、管理運用 点検することが必要との認識に至り、現行規程の点検プロジェクトを立ち 業務に関し意見|業務に関し意見 上げ、9回の審議等を経て23本の規程を制定した。また、経営委員会の を述べることがしを述べることが 運営向上を図るため、海外研修 (ICPM Board Effectiveness Program) に できることとなりできる。 経営委員1名が参加し、経営委員会に報告及び勉強会を開催することで、 経営委員間の情報共有を図った。 【経営委員会開催実績】 本改正の趣旨・ 本改正の趣旨・ 内容を十分に踏一内容を十分に踏 第9回 平成30年4月26日 まえ、意思決定・ まえ、意思決定・ 第10回 平成30年5月28日 監督を担う経営 監督を担う経営 第11回 平成30年6月18日 委員会、監査等を 委員会、監査等を 第12回 平成30年6月28日 担う監査委員会 担う監査委員会 第13回 平成30年7月31日 及び執行を担う 及び執行を担う 第14回 平成30年9月18日 理事長等が、適切 理事長等が、適切 第15回 平成30年10月15日 にそれぞれの役しにそれぞれの役 第16回 平成30年11月19日 割を分担し、また 割を分担し、また 第17回 平成30年12月17日 相互に密接な連|相互に密接な連 第18回 平成31年1月21日 携を図ることに 携を図ることに 第19回 平成31年2月15日 より、自律的なP より、自律的なP 第20回 平成31年3月7日

DCAサイクル DCAサイクル	第21回 平成31年3月29日
を機能させ、国民を機能させ、国民	監査委員会は、平成30年度に19回開催し、監査委員会の運営に関す
から一層信頼さから一層信頼さ	る事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行った
れる組織体制のしれる組織体制の	ほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管
確立に努めるこ。確立に努める。	理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の
と。 と。	各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行っ
	た。
	【監査委員会開催実績】 「監査委員会開催実績」
	第9回 平成30年4月20日
	第10回 平成30年4月26日
	第11回 平成30年5月28日
	第12回 平成30年6月18日
	第13回 平成30年6月27日
	第14回 平成30年7月25日
	第15回 平成30年7月31日
	第16回 平成30年8月21日
	第17回 平成30年9月13日
	第18回 平成30年9月18日
	第19回 平成30年10月11日
	第20回 平成30年11月15日
	第21回 平成30年12月13日
	第22回 平成31年1月17日
	第23回 平成31年2月13日
	第24回 平成31年2月26日
	第25回 平成31年3月4日
	第26回 平成31年3月28日
	第27回 平成31年3月29日
	また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加する
	とともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理
	運用法人の業務を総理した。
	管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員
	会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。
3. 運用の目標、 3. 運用の目標、	3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法
リスク管理及び リスク管理及び	(1) 運用の目標
運用手法運用手法	①年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を
(1)運用の目標 (1)運用の目標	超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを
年金積立金の 年金積立金の	行い、適切に管理することとしている。
運用は、厚生年金運用は、厚生年金	各年度において乖離許容幅を超過することはなかった。
保険法第2条の 保険法(昭和29	②運用受託機関の選定
4第1項及び国 年法律第115	運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために

民年金法第4条 号) 第2条の4第 の3第1項に規 1項及び国民年 定する財政の現 金法(昭和34年 況及び見通しを | 法律第141号) 踏まえ、保険給付 第4条の3第1 に必要な流動性 頃に規定する財 を確保しつつ、長一政の現況及び見 期的に積立金の一通しを踏まえ、保 実質的な運用利|険給付に必要な 回り(積立金の運 流動性を確保し 用利回りから名しつつ、長期的に積 目賃金上昇率を一立金の実質的な 差し引いたもの | 運用利回り(積立 をいう。) 1.7% | 金の運用利回り を最低限のリストから名目賃金上 クで確保するこ 昇率を差し引い とを目標とし、こ たものをいう。) の運用利回りを 1.7%を最低限 確保するよう、年一のリスクで確保 金積立金の管理 することを目標 及び運用におけしとし、この運用利 る長期的な観点 回りを確保する からの資産構成しよう、年金積立金 割合(以下「基本」の管理及び運用 における長期的 ポートフォリオ」 という。)を定め、な観点からの基 これに基づき管 本ポートフォリ 理を行うこと。 才を定め、これを その際、市場の「適切に管理する。 価格形成や民間 その際、市場の の投資行動等を│価格形成や民間 歪めないよう配 | の投資行動等を 慮すること。 歪めないよう配 上記の事項は、 慮する。 年金事業の運営 また、運用受託 の安定のための|機関の選定、管理 主要な役割を果し及び評価を適切 たすことから、重して実施すること 要度が高いもの 等により、各年度 とする。 における各資産 (2) ベンチマー ごとのベンチマ

必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施 することとしている。

【平成27年度】

外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、第3次審査を実施 し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定した。

【平成28年度】

外国株式運用及び国内株式パッシブ運用について、マネジャー・エント リー制を活用して公募を開始した。

i 外国株式運用

公募: 平成28年4月18日開始(締切期限なし)

ii 国内国株式パッシブ運用

公募:平成29年3月27日開始(締切期限なし)

【平成29年度】

外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の2次 審査を実施した。

また、運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全てにマネジャー・エントリーを拡大した。

公募:平成30年2月19日開始(締切期限なし)

【平成30年度】

平成29年度にマネジャー・エントリー制を活用し、2次審査まで終えていた外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関の第3次審査を実施し、新規の外国株式パッシブ1社1ファンド、新規の国内株式パッシブ2社2ファンド選定した。

また、外国債券アクティブ (ハイ・イールド) において、マネジャー・ エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施した。

さらに、国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。

③運用受託機関の管理及び評価

ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関 ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されてい るかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行って いる。

各年度において、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受 託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、

	<u></u>			T
ク収益率の確保	ーク収益率を確	必要に	応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。	
各年度におい	保するよう努め	定期	ミーティングを次のとおり実施した。	
て、各資産ごと	るとともに、中期		○外国株式アクティブ運用受託機関(15ファンド): 11	
に、各々のベンチ	目標期間におい		月24日~12月14日	
マーク収益率(市	ても各資産ごと	平成	○国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関(2	
場平均収益率)を	のベンチマーク	27	2ファンド):12月16日~12月18日	
確保するよう努	収益率を確保す	年	○国内株式アクティブ運用受託機関(17ファンド): 1月	
めるとともに、中	る。	度	12日~1月22日	
期目標期間にお	ベンチマーク		○国内債券アクティブ運用受託機関(9ファンド): 1月2	
いて、各々のベン	については、市場		5日~2月3日	
チマーク収益率	を反映した構成		○外国債券運用受託機関(26ファンド): 5月9日~5	
を確保すること。	であること、投資		月31日	
ベンチマーク	可能な有価証券	平成	○国内債券運用受託機関(14ファンド): 7月21日~7	
については、市場	により構成され	28	月28日	
を反映した構成	ていること、その	年	○国内株式運用受託機関(26ファンド): 9月26日~1	
であること、投資	指標の詳細が開	度	0月11日	
可能な有価証券	示されているこ		○外国株式運用受託機関(18ファンド): 9月26日~1	
により構成され	と等を勘案しつ		0月7日	
ていること、その	つ適切な市場指		○外国債券運用受託機関(27ファンド): 5月10日~	
指標の詳細が開	標を用いる。		6月2日	
示されているこ		平成	○国内債券運用受託機関(14ファンド): 7月18日~7	
と等を勘案しつ		29	月31日	
つ適切な市場指		年	○国内株式アクティブ運用受託機関(14ファンド): 12	
標を用いること。		度	月7日~1月29日	
上記の事項は、			○外国株式アクティブ運用受託機関(9ファンド): 12月	
効率的な運用を			5日~12月22日	
行うための主要			○国内債券運用受託機関(4ファンド): 7月24日~8	
な役割を果たす			月2日	
ことから、重要度		平成	○外国債券運用受託機関(11ファンド): 2月14日~	
が高いものとす		30	3月12日	
る。		年	○国内株式アクティブ運用受託機関(11ファンド): 2	
		度	月5日~2月28日	
			○外国株式アクティブ運用受託機関(9ファンド): 1 1	
			月5日~12月6日	
		【平	成27、28年度】	
		_ , ,	~~・、~~~~ 受託機関の評価については、定性評価(運用スタイルの根拠等の投	
			一、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッ	
			間用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用に	
			は超過収益率とトラッキングエラー、アグティブ連用に は超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づき総合評価を	

行った。

また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。

【平成29年度】

運用受託機関の総合評価方法については、平成29年11月に、これまでの定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを行った。

外国債券及び国内債券の総合評価は、従来の定性評価と定量評価による 総合評価を行い、国内株式アクティブ及び外国株式アクティブの総合評価 は、見直し後の定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価を行っ た

なお、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等 を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。

【平成30年度】

平成30年度の総合評価については、平成29年度に総合評価方法の変更(従来の定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価)に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成31年度に行うこととしている。

イ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。

	解約	資金の一部回収及び資金配分停止
平成 27 年度	国内株式アクティ ブ運用受託機関 1ファンド 外国株式アクティ ブ運用受託機関 2ファンド	外国株式アクティブ運用受託機関 3ファンド
		国内債券パッシブ 1ファンド
平成	外国株式アクティ	国内債券アクティブ 1ファンド
28	ブ運用受託機関	国内株式パッシブ 4ファンド
年度	1ファンド	国内株式アクティブ 1ファンド
		外国債券パッシブ 3ファンド

		外国債券アクティブ 1ファンド 外国株式パッシブ 2ファンド
平成 29 年度	外国債券アクティ ブ 1ファンド	国内株式アクティブ 2ファンド 外国債券アクティブ 4ファンド 外国株式アクティブ 4ファンド
平成 30 年度	外国株式アクティ ブ 1ファンド	_

(伝統4資産)

- 27年度は、国内株アクティブ運用において、伝統的アクティブ運用 との分散投資効果を高めることを目的に、スマートβ型アクティブ運 用の割合を増やし、国内株式アクティブ全体の安定的な超過収益の確保に努めた。
- 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し(外国株式:平成28年4月28日公募開始(登録数319、情報提供数82の計401ファンド(平成29年3月末))、国内株式パッシブ:平成29年3月27日開始)、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。

運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エントリー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全てにマネジャー・エントリーを拡大し(平成30年2月19日開始)、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。

○ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界 国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)のサブインデッ クスによるパッシブファンド(通貨別パッシブファンド)の運用を28 年度に開始した。

29年度には、運用手法の多様化等の観点からMSCI-ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後) のサブインデックスによるパッシブファンド (地域別パッシブファンド) の運用を開始した。

○ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を28年度に策定し、 国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。 評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一 部の運用受託機関から資金回収を行った。

立己00年度がより燃力しょって、ロードン、一が利用印度が送法	
平成29年度に新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決	
権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、	
社会、ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュ	
ワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対	
象も前年の国内株式パッシブ運用のみから内外株式(パッシブ及びアク	
ティブ)に拡大。	
○ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に支払いを受	
ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益	
確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用(レンディング)を開	
始した(平成28年9月運用開始、収益額34億円)。	
外国債券ファンドにおける貸付運用(レンディング)の	
平成29年度収益額:144億円	
外国株式ファンドにおける貸付運用(レンディング)の	
平成29年度収益額:114億円	
外国債券ファンドにおける貸付運用(レンディング)の	
平成30年度収益額:17億円	
外国株式ファンドにおける貸付運用 (レンディング) の	
平成30年度収益額:138億円	
平成30年及収益額:130億円	
○ 平成29年度の総合評価結果に基づき、外国債券及び外国株式におい	
て、一部回収となった運用受託機関から配分先の運用受託機関へ資産	
移管を進めた。	
○ 国内株式において、管理運用上不要と判断したマネジャー・ベンチマ	
ークにかかる資産等を回収し、ESGの運用機関へ配分するなど、適	
切な運用機関構成とするための施策を実施した。	
○ 外国債券アクティブにおいて、外国債券における物価連動債投資の意	
義を議論し、当該マンデートを廃止した。また、地域別のマネジャー・	
我を 職 備し、当成マンケードを廃止した。よた、地域がのマネンヤー・ ベンチマークを採用しているパッシブファンドについて、新たに為替	
ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。	
○ 外国株式アクティブにおいて、総合評価の緊急性が高かった、外国株 ポスカティブ1フョンと以るのでは個別に総合評価がます。 網络な	
式アクティブ1ファンドについては個別に総合評価を実施し、解約を	
決定し、速やかに資産の移管を行った。	
○ 市場運用部内を投資グループ (ファンドへの配分・回収を判断)、評	
価グループ (総合評価を実施)、支援グループ (市場運用部内の事務支	
援を実施)に役割を分担し適切にリソースを分けることにより、運用	
受託機関の適切な管理・評価を行った。	
○ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA導入のための取り組みを進	
め、一部導入した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的と	

なり、報告資料の分析に時間を割くことが可能となった。 ○ 分析ツールの活用により運用受託機関からの報告書を簡略化し、負担 の軽減に努めた。 ○ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先として の証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資 業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等に ついて総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに 問題がないことを確認した。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力 及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに 問題がないことを確認した。 (オルタナティブ資産) 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために 必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施 することとしている。 平成29年度においては、平成29年4月11日にインフラストラクチ ャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野について、マネ ジャー・エントリー制を活用して公募を開始し、平成29年度中にインフ ラストラクチャー分野で2社及び国内不動産分野において 1 社を採用し 採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等 について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしてい る。平成29年度においては、インフラストラクチャー分野及び国内不動 産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。 インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及 び平成29年度に採用した運用機関を活用し投資残高の積み上げを行っ た結果、平成30年3月末現在の残高は1,968億円となった。 プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同投資 残高の積み上げを行った結果、平成30年3月末現在の残高は82億円と なった。 不動産分野については、平成29年度に採用した運用受託機関を通じ、 国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成30年3月末現在の残高 は81億円となった。 平成30年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募に より、運用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で1社、グロー バル不動産分野において1社を採用した。また、プライベート・エクイテ ィ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進めた。 採用した運用機関の管理は、定期的に案件のパイプラインや運用実績等 について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。平成30年度においては、インフラストラクチャー分野及び不動産分野で採用した運用受託機関と定期的なミーティングを実施した。

インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資残高の積み上げを行った結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。

不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、平成31年3月末現在の残高は1,249 億円となった。

④各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率

各年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、 次のとおりである。

●平成27年4月~平成31年3月

→ 一								
		超過中	(単位:%)					
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
国内債券		-0.23	+0.05	+0.06	+0.05			
	パッシブ	+0.02	+0.02	+0.02	+0.03			
	アクティブ	-1.49	+0. 18	+0. 20	+0. 11			
国内株式		+0.02	+0. 20	-0. 21	-0.05			
	パッシブ	-0.13	-0.04	-0.43	+0. 13			
	アクティブ	+0.92	+2.61	+2.04	-1. 62			
外国債券		-0.58	+2. 19	-0. 52	+0. 24			
	パッシブ	+0.04	+0.05	+0. 24	-0. 16			
	アクティブ	-0.86	+5. 91	-1. 68	+0.89			
外国株式		+0.03	-0. 41	+0.46	-0.09			
	パッシブ	+0.04	-0. 01	+0.04	-0.09			
	アクティブ	+0.09	-2. 49	+3. 16	+0.85			

【平成27年度】

国内債券及び外国債券はマイナスの超過収益率となり、国内株式及び外要因分析を行うと、超過収益率がマイナスとなった要因の大部分は物価追れを進めてきたが、足元の円高及び資源価格の下落等を背景に市場の期待並みの収益率を確保している。

外国債券については、-0.58%の超過収益率となった。多様な運用プロダクトを幅広く選定し、ハイイールド債やエマージング債に分散投資を進めることによって超過収益率を獲得するという考え方の下で、運用受託機関構成の見直しを実施したが、その移管期間中(7~9月)の中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受け、4~9月は-0.45%の超過収益率となった。一方、マネジャー・ストラクチャー再構築後の10月~3月においては、再び中国の景気減速懸念が高まり、また原油価格が下落した。ECBは2度の金融緩和を行い、ユーロ圏の長期金利が大幅に低下したため、ユーロ圏の債券のアンダーウェイトがマイナスに寄与した。また米国での利上げ観測が後退し、米ドルが下落したため、米ドルのオーバーウェイトもマイナスに寄与した。結果として、この間は-0.14%の超過収益率となった。

【平成28年度】

国内債券、国内株式及び外国債券については、プラスの超過収益率となり、外国株式はマイナスの超過収益率となった。国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みのの収益率を確保している。

国内株式については、+0.20%の超過収益率となった。市場全体が上昇する中でベンチマーク収益率に対して相対的に株価が冴えなかったディフェンシブセクター(食料品、医薬品、陸運)及び不動産をアンダーウエイトに、相対的に株価が好調であった機械、電気機器、非鉄金属、銀行セクターをオーバーウエイトとしていたことがプラスに寄与した。また、医薬品、小売、輸送用機器、サービス、その他金融、化学などのセクターにおける銘柄選択もプラスに寄与した。

外国債券については、+2.19%の超過収益率となった。エネルギーセクターの混乱が収束する等、社債等の非国債商品のパフォーマンスが国債に比べて好調だったことから、同商品をオーバーウエイトしていたことが国債で構成される評価ベンチマークに対してプラスに寄与した。また、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだ中、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイト、ユーロをアンダーウエイトとしていたこともプラスに寄与した。

外国株式については、-0.41%の超過収益率となった。クオリティ重視でベンチマークに比べてアンダーウエイトしていた銀行セクター、素材セクター(主に鉱業)及びエネルギーセクター(主に石油ガス燃料)の株価が平成28年6月のBrexit及び11月の米国大統領選(トランプ大統領当選)後に大幅上昇したことがマイナス寄与した。

【平成29年度】

国内債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内株 式及び外国債券はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.06%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

国内株式については、-0.21%の超過収益率となった。市場全体が上

昇する中、相対的に株価が冴えなかった銀行セクター、通信セクター及び 大型株の組入比率の高いベンチマークによるパッシブ運用の構成比率が 高かったことがマイナスに寄与した。

外国債券については、-0.52%の超過収益率となった。為替市場において米ドル安・ユーロ高が進んだ中、アクティブ運用において、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウェイト、ユーロをアンダーウェイトとする構成となっていたことが、マイナスに寄与した。

外国株式については、+0.46%の超過収益率となった。新興国株式を アンダーウェイトとしていたことがマイナスに寄与したものの、先進国株 式アクティブの運用が奏功し、主に情報技術セクターのオーバーウェイト がプラスに寄与した。

【平成30年度】

国内債券及び外国債券については、プラスの超過収益率となり、国内株 式及び外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

国内株式については、-0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

外国債券については、+0.24%の超過収益率となった。ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイトし、ユーロをアンダーウエイトする資産構成としているが、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだことがプラスに寄与した。

外国株式については、-0.09%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

【平成27年度】(単位:%)

	ファント゛	ベンチマー	その他	超過収益率					
	要因①	ク 要因②	要因③	1+2+3					
国内債券	-0. 23	+0.02	-0.02	-0.23					
国内株式	-0.02	+0.05	-0.02	+0.02					
外国債券	-0.03	-0.12	+0.01	-0.14					
外国株式	+0.03	+0.01	-0.01	+0.03					

【平成28年度】(単位:%)

	ファント゛	ベンチマー	その他	超過収益率
	要因①	ク 要因②	要因③	1+2+3
国内債券	+0.05	-0.01	+0.01	+0.05
国内株式	+0. 17	+0.05	-0.02	+0. 20
外国債券	+1.07	+1. 06	+0.06	+2. 19

			——————————————————————————————————————	———	1
外国	N国株式 -	-0.39	+0.00	-0.03	-0. 41
	【平成29年度	】(単位	: %)		
	,	ファント゛	ベンチマー	その他	超過収益率
	要	更因①	ク 要因②	要因③	1)+2+3
国区	国内債券	+0.06	+0.00	+0.00	+0.06
国际	国内株式	+0. 26	-0.45	-0.03	-0. 21
外国	小国債券	+0.22	-0.70	-0.04	-0. 52
外国	N国株式 ·	+0.56	-0.10	+0.00	+0.46
	【平成30年度	〕(単位	: %)		
		ファント゛	ベンチマー	その他	超過収益率
	要	更因①	ク 要因②	要因③	1)+2+3
国	国内債券	+0.05	+0.00	-0.00	+0.05
国	国内株式	-0. 15	+0. 13	-0.03	-0.05
外[-0. 13	+0.40	-0.04	+0. 24
		-0. 16	+0. 11	-0.04	-0.09
(注 によ 次項 (注 の (注 ため	よる要因。各75項の通り。 注3)その他要因 誤差等の要因。 注4)平成27年度 め、10月以降を	要因とは、 プァント [*] の平 因とは、名 度の外国(を分析の文	マネジャーベンチマー 残ウエイトを考慮 各ファンドの平残 債券について 対象としている	意し算出。各資 桟ウエイトを使用す 'は、マネジャースト る。	ベンチマークの収益率の 資産のベンチマーク けることによる計算 ラクチャーの変更があっ
	率は、次のとお				

	(単位:%)
	超過収益率
	(A) - (B)
国内債券	-0.02
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	-0.24
国内株式	-0.01
パッシブ運用	-0. 11
アクティブ運用	+0.85
外国債券	+0.35
パッシブ運用	+0.04
アクティブ運用	+1. 10
外国株式	+0.00
パッシブ運用	-0.00
アクティブ運用	+0.40

外国債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内債 券及び国内株式はマイナスの超過収益率となった。

⑤ベンチマーク

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価 証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案 しつつ、適切な市場指標を用いた。

平成28年度は、国内債券のベンチマークを物価連動国債を含んだ複合インデックスに変更し、平成29年度は、外国株式のベンチマークを複合ベンチマークから MSCI ACWI に変更するとともに、国内債券の複合ベンチマークに NOMURA-BPI 物価連動国債プラスを追加した。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
			○~平成 27 年 9 月	MSCI KOKUSAI
			シティ世界国債イン	(円ベース、配
			デックス(除く日	当込み、管理運
	NOMURA-BPI 「除く		本、ヘッジなし・円	用法人の配当課
	ABSJ、NOMURA-BP		ベース。以下同	税要因考慮後)、
	国債及び NOMURA-		じ。)及びシティ世	MSCI EMERGING
27	BPI/GPIF	morry (#3	界 BIG 債券インデッ	MARKETS (円べー
年	Customizeの複合	TOPIX (配	クス(除く日本円、	ス、配当込み、
度	インデックス(そ	当込み)	ヘッジなし・円べー	税引き後)及び
	れぞれの運用金額	七で加	ス。以下同じ。)の	MSCI ACWI(除く
	による構成比で加		複合インデックス)	日本、円ベー
	重平均したもの)		パッシブ運用部分に	ス、配当込み、
			ついては世界国債イ	管理運用法人の
			ンデックス及びアク	配当課税要因考
		_	ティブ運用部分につ	慮後)の複合イ

		クス(それぞれの		I	I	i	
		スの複合インデッ					
		物価連動国債プラ					
		及び NOMURA-BPI			慮後)		
				ベース。)	配当課税要因考		
	度	情(フロアあり)	当込み)	本、ヘッジなし・円	管理運用法人の		
	年	NOMURA 物価連動国	TOPIX(配	デックス(除く日	ス、配当込み、		
	29	Customized,		FTSE 世界国債イン	日本、円ベー		
		国債、NOMURA- BPI/GPIF			MSCI ACWI (除く		
		ABS」、NOMURA-BPI					
		NOMURA-BPI「除く					
					もの)		
					で加重平均した		
					額による構成比		
					れぞれの運用金		
		したもの)			ンデックス(そ		
		構成比で加重平均			慮後)の複合イ		
		の運用金額による			配当課税要因考		
		ックス(それぞれ			管理運用法人の		
	X	り)の複合インデ		ベース。)	ス、配当込み、		
	度	Index (フロアあ	当込み)	本、ヘッジなし・円	日本、円ベー		!
	年	NOMURA J-TIPS	TOPIX (配	デックス(除く日	MSCI ACWI(除く		
	28	Customized 及び		シティ世界国債イン	税引き後)及び		
		BPI/GPIF			ス、配当込み、		
		国債、NOMURA-			MARKETS (円ベー		
		ABSJ、NOMURA-BP			MSCI MERGING		
		NOMURA-BPI「除く			税要因考慮後)、		
					用法人の配当課		
					当込み、管理運		
					(円ベース、配		
					MSCI KOKUSAI		
				ベース。)			
				本、ヘッジなし・円			
				デックス(除く日			
				シティ世界国債イン			
				○平成 27 年 10 月~			
				したもの)	もの)		
				る構成比で加重平均			
				ぞれの運用金額によ]
				インデックスのそれ			
				いては世界 BIG 債券	ンデックス(そ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

30 年 度	運用金額による構成比で加重平均したもの) NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI 国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、 NOMURA J-TIP SIndex (フロアあり)及びNOMURA-BPI物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)	TOPIX (配 当込み)	FTSE 世界国債イン デックス (除く日 本、ヘッジなし・円 ベース。)	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)
--------	---	------------------	--	---

⑥対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因(誤差含む)の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

【平成27年度】

	資産配分要因	個別資産要因②	その他要因 (誤差含む) ③	1)+2+3
国内債券	0.11%	-0.07%	-0.01%	0. 03%
国内株式	0.05%	0.01%	-0.00%	0. 05%
外国債券	-0.04%	-0.09%	0.01%	-0. 12%
外国株式	0.02%	0.01%	-0.00%	0. 03%
短期資産	0.07%	0.00%	0.00%	0. 07%
合 計	0. 21%	-0. 15%	-0.06%	0.00%

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率を比較すると、ほとんど乖離がなかった。これは、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券等が基本ポートフォリオに対して平均的にオーバーウェイトとなったことがプラスに寄与した一方で、個別資産要因において、国内債券及び外国債券の超過収益

率がマイナスであったことがマイナスに寄与したことによるものである。 【平成28年度】

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+2+3
国内債券	-0. 15%	0.02%	0.00%	-0.13%
国内株式	-0. 20%	0.05%	-0.00%	-0.16%
外国債券	0. 16%	0.36%	-0.04%	0.49%
外国株式	-0. 21%	-0.10%	0.01%	-0.30%
短期資産	-0. 25%	0.00%	0.00%	-0.25%
승 計	-0. 66%	0. 33%	-0.04%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率(5.86%)と複合ベンチマーク収益率(6.22%)を比較すると、個別資産要因は+0.33%となったものの、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりもベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウエイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産配分要因が-0.66%となった結果、全体では-0.37%となった。

【平成29年度】

	資産配分要因	個別資産要因	その他要因 (誤差含む) ③	1)+2+3
国内債券	0. 16%	0. 02%	-0.00%	0. 18%
国内株式	-0.03%	-0.05%	0.00%	-0.08%
外国債券	0. 02%	-0.08%	0.00%	-0.06%
外国株式	-0.06%	0. 11%	-0.00%	0.05%
短期資産	-0.45%	0.00%	0.00%	-0.45%
合 計	-0.36%	0.00%	-0. 01%	-0.37%

運用資産全体に係る収益率(6.90%)と複合ベンチマーク収益率(7.26%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.36%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.00%となった。

【平成30年度】

	資産配分要因 ①	個別資産要因	その他要因 (誤差含む) ③	1)+2+3
国内債券	-0. 14%	+0.02%	-0.00%	-0. 13%
国内株式	-0.09%	-0.02%	+0.00%	-0. 11%
外国債券	-0.01%	+0.03%	+0.00%	+0.02%
外国株式	-0.06%	-0.02%	-0.00%	-0. 08%
短期資産	-0.08%	+0.00%	+0.00%	-0.08%
合 計	-0.38%	+0.02%	-0.04%	-0.40%

運用資産全体に係る収益率(1.52%)と複合ベンチマーク収益率(1.92%)を比較すると、資産配分要因において、特に第3四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.38%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.02%となった。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析(平成27年4月~平成31年3月)】

	資産配分要因	個別資産要因	その他要因 (誤差含む) ③	1+2+3
国内債券	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.01%
国内株式	-0.07%	-0.00%	-0.00%	-0.07%
外国債券	+0.03%	+0.05%	-0.00%	+0. 08%
外国株式	-0.07%	+0.00%	+0.00%	-0.07%
短期資産	-0. 17%	+0.00%	+0.00%	-0. 17%
合 計	-0. 28%	+0.04%	-0.04%	-0. 28%

運用資産全体に係る収益率(2.53%)と複合ベンチマーク収益率(2.80%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の低かった短期資産の保有等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.28%となった。短期資産の保有比率が高めとなった要因は、投資判断に加え、厚生年金基金の代行返上等の影響により、想定に反してキャッシュインが続いたことによるもの。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.04%となった。

1	201	山土土	杜丰 和
4.	~ U)1	此参考	1月 半区

該当なし

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I-2	リスク管理						
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	営を図ること	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 平成 達成目標 平成 平成 平成 平成 令和 平成 平成 平成 令和 指標等 基準値 30年度 元年度 27年度 29年度 元年度 (前中期目標期間最 27年度 28年度 29年度 28年度 30年度 終年度値等) 予算額(千円) 資産全体の 適切なリスク 月1回以上 年間 51 回 年間 52 回 年間 44 回 年間 32 回 資産構成割 管理 《インプット情報の記載が困難な理由》 合とポート 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 フォリオと 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 の乖離状況 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。 を把握し、市 場動向等を 分析し、リバ ランスを検 討した回数。 リバランス 適切なリスク 5 回 8回 8回 決算額(千円) によるリス管理 ク変化量に ついて分析 した回数 経常費用 (千円) 経常利益(千円) 行政サービス実施コ スト (千円) 従事人員数

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
		等	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
(3)年金積立	(2) 年金積立		<主な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定	

用におけるリス ク管理

ク管理 リターン・リ

また、厚生労

資産管理機関へ

うとともに、運

用受託機関及び

資産管理機関か

受託機関及び各

ついて、以下の

方法によりリス

ク管理を行う。

資産全体

基本ポートフ

ォリオを適切に

管理するため、

年金積立金の資

産構成割合と基

年金積立金に ついては、分散 スク等の特性が 投資による運用 異なる複数の資 管理を行い、ま 産に分散投資す た、資産全体、 ることをリスク 各資産、各運用「管理の基本と 受託機関及び各 し、年金積立金 資産管理機関等 の管理及び運用 の各種リスク管|に伴う各種リス 理を行うこと。 クの管理を適切 適切かつ円滑しに行う。

なリバランスの 実施に必要な機 働大臣から寄託 能の強化を図るしされた年金積立 とともに、複合 金について、運 ベンチマーク収 用受託機関及び 益率(各資産の ベンチマーク収しの委託並びに自 益率をポートフ 家運用により管 ォリオで加重し 理及び運用を行 たもの)による リスク管理を行 うこと。

上記の事項」らの報告等に基 は、年金事業のづき、資産全体、 運営の安定のた 各資産、各運用 めの主要な役割 を果たすことか 資産管理機関並 ら、重要度が高しびに自家運用に いものとする。

金の管理及び運 金の管理及び運 用におけるリス

式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努め

また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、 リスク管理を行った。

国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベンチマークしついては、資産構成 を一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体及び外国 | 割合とポートフォリ 債券全体のリスクに与える影響について注視した。

また、平成30年度には、運用リスク管理基本方針を策定し、各資産ごとに、「資産及びトラッキン ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行ったとと↓グエラーについて、 もに、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設 少なくとも毎月1回 定しており、このことが各資産全体のリスクに与える影響について注視した。<

| 把握し、バリューア リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形 | ットリスクについて | 年度には、運用リスク管理に関す 成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。

さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理│トリカルシミュレー│基づくリスク管理が行っている。 及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求しション法で、様々な め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認 │ 観測期間 (2 年や 5 │ 資産構成割合と基本ポートフォ し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。

なお、平成29年度においては、各資産の資産管理機関については、資産管 | 95%、99%)の下で 理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管 | 複数の手法でモニタ | エラーの把握及び分析、地政学的 理業務継続の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から1資産複数資産 │ リングを行ってい │ リスク等の市場動向の分析や仮 管理機関体制に移行することを決定し、平成30年度には、国内株式、外国債│る。また、フォワー│想シナリオによるストレステス 券において移行を行った。

また、トランジション・マネジャーについては、業務継続が困難となった場しの分析としては、地 合等に代替となるマネジャーに委託できる体制とするため、国内株式、外国株 | 政学リスクの把握や | 式及び外国債券において新たにトランジション・マネジャーと契約を締結し「リスク管理分析ツー た。

【乖離状況の把握等】

各年度において、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握 | を実施し、資産構成 | し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認 | 割合やリターンへの した。

また、平成28年度においては推定相対リスク(年金積立金全体の推定トラ│た。各資産について│理を行っている。 ッキングエラー)のモニタリングを強化した。

さらに、平成30年度において、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅につ│については推定トラ いては、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅を弾力的に「ッキングエラーの要 適用したことを踏まえ、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合が国内債 因分解、信用リスク 券の乖離許容幅の範囲内に収まっていることを確認した。

●基本ポートフォリオとの乖離状況

【平成27年度】

(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株

評定:B

以下の評価の視点 ごとの自己評価で示 すとおり、毎月運用 リスク管理委員会を 開催し、資産全体に 分散共分散法やヒス 年)や信頼水準(1σ、 ドルッキングなリス 影響について分析し は、市場リスク管理 スでのモニタリング

<評定に至った理由>

運用手法の高度化及び運用対 象の多様化が進む中で、年金積立 金の管理及び運用におけるリス ク管理は、年金保険事業の運営の 安定のために重要となっている。 年金積立金運用においては、リタ ーン・リスク等の特性が異なる資 オとの乖離状況を各│産に分散投資を行うことにより リスクの低減に努めるとともに、 資産全体、各資産、各運用受託機 | 関及び各資産管理機関等の各種 リスク管理を行っている。平成30 る基本方針を策定し、基本方針に

> 資産全体のリスクについては、 リオとの乖離状況の把握、基本ポ ートフォリオとのトラッキング ト等によるフォワード・ルッキン グなリスク分析など、適切なリス ク管理を行っている。

各資産のリスクについては、ト ルの仮想シナリオに「ラッキングエラー等によりそれ よりストレステスト ぞれのリスク状況を把握・確認す るとともに、市場リスク、流動性 リスク、信用リスク、カントリー リスクについて適切なリスク管

各運用受託機関及び各資産管 理機関のリスクについては、法人 が示した運用ガイドラインの導 守状況のモニタリング等により 管理ではリスクベー 適切にリスク管理を行っている。 以上を踏まえれば、所期の目標

の強化、カントリー | を達成しており、「B」と評価す リスクでは他のリス

本ポートフォリ オとの乖離状況 を少なくとも毎 月1回把握する とともに、必要 な措置を講じ

また、適切か つ円滑なリバラ ンスを実施する ため、市場動向 の把握・分析等 必要な機能の強 化を図る。

全体のリスクを 確認し、リスク 負担の程度につ いての分析及び 評価並びに各年 度の複合ベンチ マーク収益率 (各資産のベン チマーク収益率 をポートフォリ オで加重したも の)との乖離要 | <評価の視点>

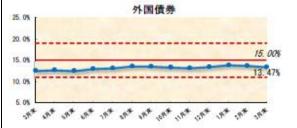
② 各資産 市場リスク、 流動性リスク、 信用リスク等を 管理する。また、 外国資産につい ては、カントリ ーリスクも注視 する。

さらに、資産

因の分析等を行 (1) 資産全体の 資産構成割合と ポートフォリオ との乖離状況を 少なくとも毎月 1回把握し、必要 な措置を講じて

いるか。

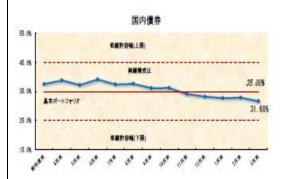
国内债券 55.0% 45.0% 老解許容報(下限)







【平成28年度】



クとの棲み分けを重 視した管理に変更し た。各運用受託機関 等については、ガイ において確認するなしとが望まれる。 ど、適切にリスク管 理を実施した。

また、資産配分に ついてリスク管理ツ ールを用いて事前に 各種リスク管理指標 への影響を分析した 上で、問題発生の有 無や対応措置の必要 を確認するなどを行 っていることを踏ま えれば、所期の目標 を達成したと考えら れることから、Bと 評価する。

【評価の視点】

(1) 資産全体の資 産構成割合とポ ートフォリオと の乖離状況を少 なくとも毎月1 回把握するとと もに、基本ポー トフォリオとの 推定トラッキン グエラーを多角 的に計測及びモ ニタリングする ことにより乖離 状況の把握につ

<今後の課題>

リスク管理に関する専門性の 及び各資産管理機関 | 向上を図り、リスク管理担当部署 を中心に法人内関係部署間で連 ドラインを示し、そ|携しながら、運用受託機関等の分 の遵守状況、運用状┃析等も活用して、リスク管理の一 況等をミーティング | 層の強化に引き続き取り組むこ

	外国債券	いて高度化を図	
	25.06	っており、各年	
	20.08	度を通じて大き	
	15.08	な変動はなく安	
	10.06	定的に推移した	
	5.00	ことを確認した	
	the say on the say say say say say say say say	ことから、所期	
	国内株式	の目標を達成し	
	4.8	ていると考え	
	10.08	る。	
	25.00		
	20.0%		
(2)適切かつ円	E.G.	(2)運用専門職員	
滑なリバランス	where the the the the the the the the the th	による市場分析	
を実施するため	外国株式	に加えて、法人	
に、市場動向の把	40,08 35,08	内の運用関係部	
握・分析等必要な	20.6	室、運用受託機	
機能の強化を行	25 08	関、経済環境コ	
ったか。	23, 128	ンサルタント、	
	5. di	投資戦略情報提	
	the se see see the see see see the see the see the see	供業者による経	
	【平成29年度】	済・金融分析・	
		市場見通し等も	
	国内債券	集約し、それら	
	乖離許容幅(上限)	の見方の違い	
	実績構成比	や、地政学的リ	
	35.0% 基本ポートフォリオ 27.50%	スクに関する分	
	25.0%	析等も含めて多	
	15.0%	面的な分析を行	
	58* 48* 58* 68* 78* 68* 98* 198* 18* 18* 18* 58*	ったうえで、資	
		金配分・回収に	
	外国債券	活用しており、	
	25.0%	所期の目標を達	
	20.0% -	成していると考	
	15.00%	える。	
	15. 0%		
(3)資産全体の	10.0%		
リスクの確認、分	5.0%	(3) 資産全体のリ	
析及び評価を適	34° 44° 54° 14° 14° 34° 36° 36° 14° 14° 14° 14° 14° 14° 14°	スクについて	
切な体制及び方		は、経営委員会	
法により行って		で議決した運用	

いるか。また、問	国内株式	リスク管理基本	
題がある場合、必	40.0%	方針に基づき、	
要な措置を講じ	35.0%	運用リスク管理	
たか。	30.0% 25.14%	ツールを用いて	
	25. 00%	分析し、経営委	
	15. 0%	員会や運用リス	
	10.0%	ク管理委員会に	
	2, m, 2, 0, 1, 2, 3, 6, 7, 4, 1, 1, 2,	定期的に報告し	
	外国株式	ており、所期の	
	40.0%	目標を達成して	
	35.0%	いると考える。	
	30.0% 25.00%		
(4)資産全体の	20.0% - 23.88%		
収益率と複合べ	15. 0%	(4)適切に各資産	
ンチマーク収益	10.0%	の収益率とベン	
率を比較し、その	, , ,	チマーク収益	
乖離要因を分析	【平成30年度】	率、資産全体の	
し、必要な措置が	国内債券	収益率と複合べ	
講じられている	55.0% 	ンチマーク収益	
カっ。		率の乖離要因を	
	25.0%	分析した。また、	
	15.01 Marylines	リバランスに係	
		る配分・回収に	
	外国債券	ついて、より詳	
	35.0% 系統計書權上限	細なリスク分析	
	20.0% 基本ポーンマリオ 16.35%	及びパフォーマ	
	15.0% 実験構成社 外国演奏 7.5.00%	ンス分析を実施	
	10.0%	しており、所期	
	\$664 144 146 146 144 144 146 146 146 146	の目標を上回る	
		成果が得られた	
	国内株式	と考える。	
	新維持杏植上規)		
(5) 各資産ごと	30.0% 実績構成社 25.00% 25.0%		
に管理すべきリ	基本ボートフォリオ 国内株式 23.55%	(5)適切に各資産	
スクを明確にし、	15.0% - 系維許容備(下限)	ごとに管理すべ	
定期的に確認し、	10.0% The t	きリスクを運用	
問題がある場合、		リスク管理基本	
必要な措置をと		方針で定め、経	
っているか。		営委員会や運用	
		リスク管理委員	
		会で定期的に確 31	

乖離許容帽(上限) 25, 00% 基本ポートフォリオ

【市場動向の把握・分析等】

【平成27年度】

(6) 各資産のべ

ンチマークとは

ークを各運用受

託機関に設定す

る場合は、当該

個々の運用受託

が各資産・資産全

体のリスクに与

える影響につい

て配慮した上で

管理しているか。

資金配分・回収及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次 のタイミングで当月及び翌月の詳細な経済・市場動向分析を実施したほか、週 次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。

また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を 行った。さらに平成28年2月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な 市場動向分析を進めている。リバランスについては、基本ポートフォリオに近し づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 異なるベンチマ 【平成28年度】

> 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機 関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、 それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収 に活用した。

機関の運用行動 【平成29年度】

運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機 関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、 それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収 に活用した。

リスクを適切に 【平成30年度】

運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機 関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・ 市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析 等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

【フォワード・ルッキングなリスク分析】

【平成28年度】

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォワード・ ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募(1月20日 から2月20日、22日間)を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリ オに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレ ーションを行った。

【平成29年度】

認している。な お、債券投資に 係るアクティブ 運用の制約緩和 に伴い、信用リ スク分析による 当該緩和の影響 の検証も実施し た。上記を踏ま え、所期の目標 を達成している と考えている。

(6) 国内株式と外 国債券におい て、評価ベンチ マークとは異な るベンチマーク を一部の運用受 託機関に対し設 定しており、こ のことが国内株 式、外国債券及 び資産全体のリ スクに与える影 響について定期 的に確認してお り、所期の目標 を達成している と考える。

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツールの仮 想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響 について分析するとともに、マハラノビス距離(注)に基づくシナリオの蓋然 性について報告した。

(注)統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合 に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを 距離として把握するために用いられる。

【平成30年度】

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、外部コンサルタントを採用 し、マクロ経済・地政学等の不均衡およびトリガーについて報告した。また、 リスク管理分析ツールの仮想シナリオ等によりストレステストを実施し、資産 構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離に 基づくシナリオの蓋然性について報告した。

【資産全体のリスク管理】

リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値 の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要 があるかについて判断している。

【平成27年度】

平成27年度は、バリューアットリスクのモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。



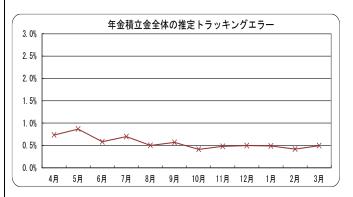
【平成28年度】

平成28年度は、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。



【平成29年度】

平成29年度は、バリューアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。

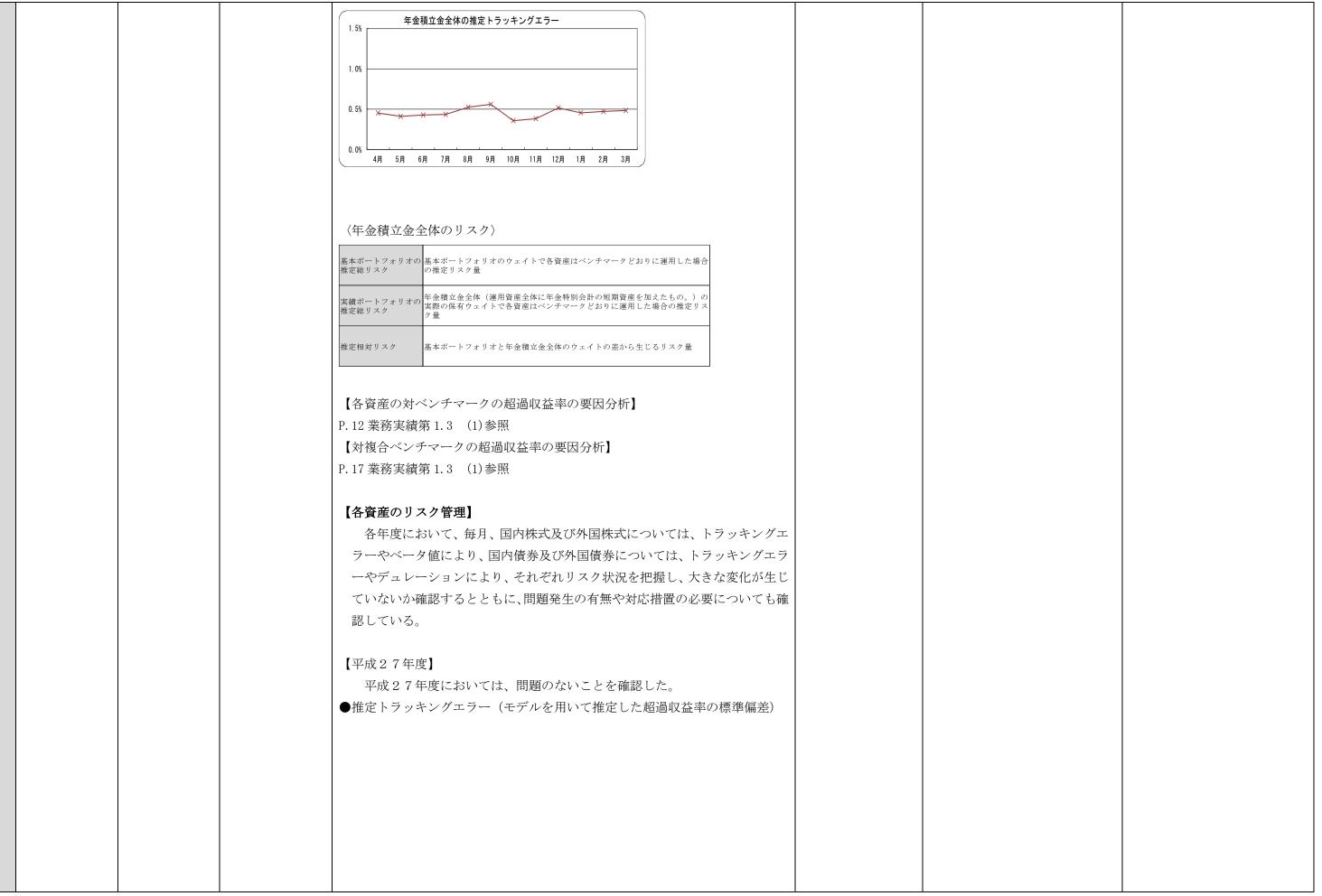


【平成30年度】

資産全体のリスク管理については、乖離許容幅、推計トラッキングエラー、バリューアットリスク、条件付バリューアットリスク等複数のリスク管理指標で計測している。資産配分に係るリスクの変化については、リスク管理ツールを用いて事前にバリューアットリスク及びトラッキングエラー等の値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるか判断している。

バリューアットリスクについては、手法(分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法)、観測期間、信頼水準を複数設定し、様々な前提条件の下、リスク量の計測を行っている。

推定トラッキングエラーやバリューアットリスクは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。



1.550		- / 3	
(単	150	%)	ı
1 244	1W	7/0	н

				(十压:/0/
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0. 18	0. 12	0. 15	0.17
5月	0. 22	0. 12	0. 13	0.16
6月	0. 22	0. 12	0. 12	0.17
7月	0. 27	0. 12	0. 17	0.17
8月	0. 27	0. 13	0.35	0.17
9月	0. 26	0.14	0.37	0.17
10月	0. 26	0. 14	0.66	0.17
11月	0.34	0. 15	0.72	0.17
12月	0.34	0. 14	0.77	0.17
1月	0.39	0. 16	0.83	0.19
2月	0.36	0. 17	0.83	0.19
3月	0. 37	0. 19	0.81	0.20

●実績トラッキングエラー(過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差) (単位:%)

国内債 国内株 外国债 外国株 0.08 0.30 0.18 0.14 0.08 0.30 0.18 0.14 5 0.30 0.08 0.18 0.15 0.30 0.14 0.08 0.18 7 0.08 0.30 0.19 0.14 0.08 0.29 0.20 0.14 9 0.08 0.28 0.23 0.14 0.28 0.27 0.14 0.08 11 0.28 0.30 0.08 0.14 12 0.09 0.28 0.34 0.14 0.28 0.35 0.14 0.11 0.10 0.28 0.36 0.14 3

●ベータ値(市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度)

	国内株式アクティ	外国株式アクティ
4	0. 99	0.99
5	0. 99	1.00
6	0. 98	0.99
7	0. 99	1.00
8	0. 99	0.99
9	0. 99	0. 99

10	0. 99	0. 99
11	0. 99	0.99
12	0. 99	0.99
1	0. 99	0. 98
2	0. 99	0.99
3	0. 99	0. 98

●デュレーション(金利の変動に対する債券価格の変化率)

	国内債券修正デュレーション		
	ホ゜ートフォリ	ヘ゛ンチマーク	乖離
4 月	6.84	6. 91	-0.07
5 月	6.80	6. 77	0.03
6 月	6.89	6.85	0.03
7 月	6. 90	6.86	0.04
8月	6.89	6.81	0.08
9月	6.95	6. 91	0.04
10 月	6. 90	6.88	0.02
11 月	6.86	6.83	0.04
12 月	6. 99	6. 99	0.00
1月	7. 03	7. 03	0.00
2 月	7. 15	7. 08	0.07
3 月	7. 35	7. 35	0.00

	外国債券実効デュレーション		
	ホ゜ートフォリ	ヘ゛ンチマーク	乖離
4 月	6.62	6. 56	0.05
5 月	6. 58	6. 53	0.06
6 月	6.40	6.44	-0.04
7月	6. 25	6. 50	-0.25
8月	6. 37	6. 52	-0.15
9月	6.41	6. 55	-0.14
10 月	6. 53	6.80	-0. 27
11 月	6. 53	6.81	-0. 28
12 月	6. 55	6. 77	-0. 23
1月	6.66	6. 90	-0.25
2 月	6.70	6. 98	-0.28
3 月	6. 76	7.05	-0.29

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の 時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する 機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定め られている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリス クについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。

【平成28年度】

平成28年度においては、問題のないことを確認した。

また、格付け分布(債券ポートフォリオ)、ベンチマークに対するスタイル リスク(株式ポートフォリオ)等を月次でモニタリングしている。

●推定トラッキングエラー(モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4 月	0.06	0. 19	0.82	0. 20
5 月	0.06	0.18	0.78	0. 22
6 月	0.05	0. 19	0.80	0. 22
7月	0.05	0. 21	0.76	0. 23
8月	0.05	0. 22	0.75	0. 22
9月	0.05	0. 20	0.74	0. 21
10	0.05	0. 19	0.87	0. 21
11	0.05	0.20	0.88	0. 20
12	0.05	0. 20	0.87	0. 19
1月	0.05	0. 19	0.85	0. 19
2月	0.06	0. 20	0.86	0. 18
3 月	0.05	0. 20	0.83	0.18

●実績トラッキングエラー (過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4	0.10	0. 28	0.39	0.14
5	0.09	0. 27	0.39	0.14
6	0.09	0. 27	0.40	0. 14
7	0.09	0. 27	0.40	0.14
8	0.09	0. 27	0.42	0.14
9	0.09	0. 27	0.41	0. 14
10	0.09	0. 27	0. 51	0.14
11	0.09	0. 27	0. 52	0. 16
12	0.09	0. 27	0. 53	0. 17
1	0.09	0. 27	0.54	0. 18
2	0.09	0. 27	0.54	0.18
3	0.09	0. 27	0.55	0. 19

●ベータ値(市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度)

	国内株式アクティブ	外国株式アクティ
4	1.01	0. 97
5	1.01	0. 97
6	1.00	0.97
7	1.01	0.96

8	1.01	0.96
9	1.01	0.97
10	1.01	0.96
11	1.01	0.97
12	1.01	0.98
1	1.01	0.98
2	1.01	0.99
3	1.01	0.99

●デュレーション(金利の変動に対する債券価格の変化率)

	国内債券修正デュレーション			
	ホ [°] ートフォリ	ヘ゛ンチマーク	乖離	
4 月	7.52	7.34	0.18	
5 月	7.47	7.33	0.14	
6 月	7.63	7.53	0.10	
7月	7.53	7.43	0.09	
8月	7.43	7.32	0.11	
9月	7.48	7.44	0.05	
10 月	7.44	7.38	0.06	
11 月	7.38	7.30	0.08	
12 月	7.44	7.37	0.07	
1月	7.35	7. 26	0.09	
2月	7.40	7.24	0.16	
3 月	7.49	7. 38	0.10	

	外国債券実効デュレーション		
	ホ゜ートフォリ	ヘ゛ンチマーク	乖離
4 月	6.73	7.00	-0.27
5 月	6.76	7.08	-0.32
6 月	6. 90	7. 31	-0.42
7月	6. 97	7.37	-0.40
8月	6. 97	7.41	-0.45
9月	6. 91	7.35	-0.44
10 月	6.78	7. 16	-0.39
11 月	6.64	7.03	-0.39
12 月	6.60	7.05	-0.45
1月	6. 58	6.95	-0.37
2月	6.65	7.05	-0.40
3 月	6. 67	7.04	-0.38

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の 時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する 機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定め

	られている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カントリーリス		
	クについても国別等の債券スプレッドの推移等クレジットリスクのモニタリ		
	ングを行い、問題ないことを確認した。		
	【平成29年度】		
	平成29年度においては、問題のないことを確認した。		
	また、格付け分布(債券ポートフォリオ)、ベンチマークに対するスタイル		
	リスク(株式ポートフォリオ)等を月次でモニタリングしている。		
- 1			

(単位:%)

●推定トラッキングエラー(モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差)

				(単位: %)
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.02	0. 21	1. 14	0. 20
5月	0.04	0. 22	1.08	0. 21
6月	0.02	0. 22	0. 98	0.21
7月	0.02	0. 21	0. 91	0. 19
8月	0.03	0. 19	0.88	0. 21
9月	0.03	0. 18	0.75	0. 20
10月	0.02	0. 20	0.69	0. 20
11月	0.03	0. 20	0.72	0.18
12月	0.02	0. 19	0.71	0.18
1月	0.02	0. 19	0.70	0. 17
2月	0.03	0. 20	0.70	0. 17
3月	0.03	0. 20	0.72	0.20

●実績トラッキングエラー(過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.09	0. 27	0. 55	0. 19
5月	0.09	0. 27	0. 56	0. 20
6月	0.09	0. 27	0. 56	0. 20
7月	0.09	0. 27	0. 57	0. 20
8月	0.09	0. 25	0. 57	0. 20
9月	0.09	0. 25	0. 58	0.20
10月	0.09	0. 25	0. 58	0. 21
11月	0.09	0. 25	0. 58	0. 21
12月	0.09	0. 25	0. 58	0. 21
1月	0.09	0. 24	0. 58	0. 21
2月	0.09	0. 24	0. 58	0. 22
3月	0.09	0. 24	0.60	0. 22

●ベータ値(市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度)

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.02	1.00
5月	1. 02	1.00
6月	1.03	1.00
7月	1. 02	1.00
8月	1.02	1.00
9月	1. 02	1.00
10月	1.03	1.00
11月	1. 02	1.00
12月	1.02	1.00
1月	1. 03	1.00
2月	1. 04	1.00
3月	1. 03	1.00

●デュレーション(金利の変動に対する債券価格の変化率)

	国内債券修正デュレーション					
	ホ゜ートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離			
4月	7. 38	7. 37	0.01			
5月	7.38	7.31	0.08			
6月	7.44	7.43	0.01			
7月	7.39	7. 38	0.01			
8月	7.42	7.35	0.07			
9月	7.49	7.42	0.07			
10月	7.45	7.43	0.02			
11月	7.48	7.40	0.08			
12月	7. 57	7. 56	0.01			
1月	7.50	7.49	0.01			
2月	7. 56	7.47	0.09			
3月	7. 69	7. 59	0.09			

	外国債券実効デュレーション					
	ホ゜ートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離			
4月	6. 19	6.99	-0.81			
5月	6.21	7.04	-0.83			
6月	6.24	7.02	-0.77			
7月	6.20	7.02	-0.82			
8月	6. 22	7.09	-0.88			
9月	6.16	7.03	-0.87			
10月	6. 17	7.05	-0.87			
11月	6. 22	7.11	-0.89			
12月	6. 23	7.11	-0.88			
1月	6.20	7.06	-0.85			
2月	6. 16	7.06	-0.90			
3月	6. 29	7. 21	-0.92			

市場リスクについては、運用受託機関におけるデリバティブ取引の利用状況 についてエクスポージャ及びリスク量のモニタリングを新たに開始した。ま た、リバランスに係る配分・回収について、リスク分析及びパフォーマンス分 析を実施した。

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の 時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付 状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞ れ毎月把握した。また、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和に際して、 信用リスク分析により当該緩和に伴う影響について検証した。

カントリーリスクについては、国別の制約撤廃に際して当該リスク管理のフレームワークについて見直しを実施した。具体的には、各国のカントリー格付を付与し、格付のプール毎にエクスポージャの目安となるリスク配賦を定めるとともに、運用受託機関に対するヒアリング等を通じて低格付け国への監視を強化した。

【平成30年度】

平成30年度においては問題のないことを確認した。

また、格付け分布(債券ポートフォリオ)、ベンチマークに対するスタイル リスク(株式ポートフォリオ)等を月次でモニタリングしている。

●推定トラッキングエラー(モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差)

(単位:%)

				· ·
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.03	0. 20	0.60	0. 16
5月	0.04	0. 20	0.70	0. 15
6月	0.03	0. 18	0.63	0.16
7月	0.03	0. 20	0.60	0. 16
8月	0.03	0. 18	0.60	0. 17
9月	0.03	0. 18	0. 55	0. 15
10月	0.03	0. 19	0.66	0. 17
11月	0.03	0. 19	0.67	0.16
12月	0.04	0. 19	0.67	0.17
1月	0.04	0. 19	0.66	0.17
2月	0.04	0. 20	0.68	0. 20
3月	0.04	0. 22	0.65	0.18

●実績トラッキングエラー(過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差)

	国内債券	ーション	
	ポートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離
4月	7. 57	7.62	-0.05
5月	7. 56	7.57	-0.01
6月	7.68	7.76	-0.08
7月	7.55	7.69	-0.14
8月	7. 47	7.59	-0.12
9月	7.60	7.73	-0.13
10月	7.52	7.67	-0. 15
11月	7. 53	7.65	-0.12
12月	7.75	7.87	-0.12
1月	7.72	7.84	-0.12
2月	7.71	7.81	-0.09
3月	7.88	8.00	-0.12

	外国債券実効デュレーション						
	ホ。ートフォリオ	ヘ゛ンチマーク	乖離				
4月	5.92	7.07	-1. 15				
5月	6. 21	7. 17	-0.95				
6月	6. 24	7.16	-0.92				
7月	6. 16	7. 13	-0.96				
8月	6. 20	7.12	-0.92				
9月	6. 22	7.06	-0.83				
10月	6. 15	7.00	-0.85				
11月	6. 17	7.01	-0.85				
12月	6. 24	7.05	-0.81				
1月	6. 27	7.14	-0.88				
2月	6. 47	7.14	-0.67				
3月	6.64	7.27	-0.64				

市場リスクについては、リスク管理ツールを用いてオルタナティブ投資を含めた資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクタ別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを開始した。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、リスクベース でモニタリングを強化したほか、債券投資に係るアクティブ運用の制約緩和の

状況をモニタリングし、1年経過した所で検証を実施した。 カントリーリスクについては、運用リスク管理基本方針で定めたカントリー リスクの定義に基づき、他のリスクとの棲み分けを重視したカントリーエクス ポージャー管理に変更した。具体的には、市場リスクベースの配賦量からカン トリーリスクにフォーカスした配賦量へ変更した。 (7) 運用受託機関 ③ 各運用受託 (7)運用受託機 【各運用受託機関】 機関 関に対し、運用ガ ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマー に対し、運用ガ 運用受託機関 イドラインを示 ク等に関する運用ガイドラインを提示している。 イドラインを示 に対し運用ガイしているか。運用 平成29、30年度においては、運用ガイドラインにおける運用受託機 し、その遵守状 ドライン及びベースタイルの異な 関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、 況、運用状況等 ンチマークを示しる運用受託機関 運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 をミーティング し、各社の運用を適切に組み合 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標 において確認す 状況及びリスクしわせるとともに、 るなど、適切に 値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随 負担の状況を把 各運用受託機関 時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を 運用状況の確認 握し、適切に管しに期待する運用 及びリスク管理 行った。 理する。 スタイルに対応 そのうち、平成27年度及び平成28年度に各3ファンド(3案件)に を実施した。伝 また、運用体した適切なベン ついてガイドライン違反の事象が発生したことから、再発防止策の適正な 統的資産におい 制の変更等に注 チマークを示し 実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った。 ては、運用ガイ 意する。 ているか。また、 株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等 ドラインにおけ 各社の運用状況 に対する投資制限については、5%上限を超える銘柄の報告を求めた。ま る運用受託機関 及びリスク負担 た、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資 からの登録・報 の状況について、 の観点から問題がないことを確認した。 告事項につい 定期的に把握・分 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドライ て、事前承認が 析し、問題がある ンの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 必要な事項の見 場合、必要な措置 直しを行い、運 をとったか。 【平成27年度】 用受託機関の負 ○総合評価を目的とした定期ミーティング 担軽減と運用状 況・リスク管理 外国株式アクティブ運用受託機関 15 ファンド 11月24日~12月14日 の効率化を図っ 国内債券・国内株式・外国株式パッシブ 22 ファンド 12月16日~12月18日 た。オルタナテ 運用受託機関 ィブ資産におい 国内株式アクティブ運用受託機関 17 ファンド 1月12日~1月22日 ては、リスク及 国内債券アクティブ運用受託機関 9ファンド 1月25日~2月3日 びパフォーマン ス管理の為、運 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部 用受託機関から 回収及び資金配分停止を行うこととした。 定期的にレポー 解約 トを受領し、運 国内株式アクティブ運用受託機関 1ファンド 用受託機関及び 外国株式アクティブ運用受託機関 2ファンド

投資先ファンド の管理を行って

4		コハ伝ィ				1
	・資金の一部回収及び資金	1			いる。以上より、	
	外国株式アクティブ通	用受託機関 3 フ	ファンド		所期の目標を達	
					成していると考	
	【平成28年度】	Lune			える。	
	○総合評価を目的としたが					
	外国債券運用受託機関				(0) 次立竺田松田	
 	国内債券運用受託機関				(8)資産管理機関 に対し、資産管	
付員座官座	国内株式運用受託機関				理ガイドライン	
資産管理機関 理ガイドライン	外国株式運用受託機関	18 ファン	ド 9月26日~	10月7日	を示すなど、適	
対し資産管理 を示しているか。					切にリスク管理	
イドラインをしまた、各社の資産	総合評価結果により、以			、並びに 資金	を実施し、大き	
し、各機関の「管理状況を把握」	部回収及び資金配分停止を	ううこととした。			な課題が生じて	
産管理状況をし、問題がある場	・解約 				いる資産管理機	
握し、適切に一合、必要な措置を	外国株式アクティブ		1ファンド		関に対しては、	
理する。とったか。	・資金の一部回収及び資金			1	警告を行ったう	
また、資産管	 国内債券	パッシブ	1ファンド		えで改善を求め	
機関の信用リ		アクティブ	1ファンド		ており、所期の	
クを管理する	国内株式	パッシブ	4ファンド		目標を達成して	
か、資産管理		アクティブ	1ファンド		いると考える。	
制の変更等に	 外国債券	パッシブ	3ファンド			
意する。		アクティブ	1ファンド			
(9)資産管理機	外国株式	パッシブ	2ファンド		(9) 適切に資産管	
関の信用リスク		アクティブ	_		理機関の信用リ	
を管理している					スクを管理して	
か。また、資産管			, 8		おり、所期の目	
理体制の変更に					標を達成してい	
ついて、注意して				10日~6月2日	ると考える。 	
いるか。	国内債券運用受託機関			18日~7月31日	 	
	国内株式アクティブ運用受託機関			7日~1月29日	 	
	外国株式アクティブ運用受託機関	977	アンド 12月	5日~12月22日		
	(1) A				V6. A	
	総合評価結果により、以下					
	配分停止を行うこととした。)連用受託機関(こついて、連用	7担当	
	者の退職により解約を行う。					
	・資金の一部回収又は資金		. 18			
	国内株式アクティ					
	外国債券アクティ					
	外国株式アクティ	ブ 4ファン	ンド			
	• 解約					
	1				1	i

	外国債券アクラ	ティブ 1フ:	ファンド		

【平成30年度】

○総合評価を目的とした定期ミーティング

国内債券運用受託機関	4ファンド	7月24日~8月2日
外国債券運用受託機関	11ファンド	2月14日~3月12日
国内株式アクティブ運用受託機関	11ファンド	2月5日~2月28日
外国株式アクティブ運用受託機関	9ファンド	11月5日~12月6日

このほか、リスク分析ツール等を用いて運用状況やリスク負担状況を把握し、運用ガイドラインの遵守状況を把握し、運用受託機関に対する、適切な管理・評価を行った。

総合評価の緊急性が高かった、外国株式アクティブ1ファンドについては 個別に総合評価を実施し、解約を決定し、速やかに資産の移管を行った。

平成30年度の総合評価については、平成29年度に総合評価方法の変更 (従来の定性評価 (運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価 (パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価)に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証中である。検証結果を踏まえて、総合評価を平成31年度に行うこととしている。

- エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状 況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。
- オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成30年度は、 外部の運用コンサルタントとのミーティングやレポートを参考にした。

なお、平成27年度においては、外国債券の運用受託機関構成の見直し中 に発生した中国の景気減速懸念等による市場の急変の影響を受けた。運用体 制の変更内容等を踏まえて平成27年度に1ファンドを解約した。

	運用体制の変更等	
		うち、運用統括責任者の変更等による重要な変更
平成 27 年度	11 ファンド(11 件)	6ファンド (6件)
平成 28 年度	18 ファンド(18 件)	8ファンド (8件)
平成 29 年度	4ファンド (4件)	4ファンド (4件)
平成 30 年度	9ファンド (9件)	2ファンド (2件)

【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】	
平成29及び30年度において、インフラストラクチャー分野及び国内不動	
産分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及び	
ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。	
また、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、その遵守状	
況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。	
加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託	
機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。	
ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資	
産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機	
関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。	
イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求	
めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制	
等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。	
ウ 総合評価のためのミーティングを全資産管理機関に対しにおいて実施	
し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、平成	
27年度においては問題がないことを確認した。	
平成28年度は、資産管理機関3社については問題がないことを確認し	
たが、1 社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課	
題があると評価し、業務方針に規定する警告を実施し、改善を求めた。	
平成29年度は、資産管理機関3社については問題がないことを確認し	
たが、1 社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課	
題があると評価し、業務方針に規定する警告を継続した。	
平成30年度は、資産管理機関4社については問題がないことを確認し	
た。なお、昨年度警告を継続した1社については、資産管理業務実施にあ	
たって改善が確認できたことから警告を解除した。	
平成27年度 平成27年12月	
・平成28年度 平成28年12月、平成29年1月	
・平成29年度 平成29年12月、平成30年1月	
・平成30年度 平成30年12月、平成31年1月	
エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすもの	
であるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。	
平成27年度は4社9件、平成28年度は4社4件、平成29年度は4	
社12件、平成30年度は4社21件の人事異動等により資産管理体制の	
変更があった。	

オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないこ

	とを確認した。	
	カ 運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してか	
	ら約10年が経過し、運用多様化の障害になる場合やBCP(事業継続計画)	
	における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データ	
	とは別に投資判断用データを収集し活用すること、および、資産クラス内	
	で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。	
	投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管	
	理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より	
	迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制	
	整備を図った。資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発	
	が終わった資産クラスから順次実施しており、平成30年度においては、	
	外国債券および国内株式で複数化を実現した。	
	[古帝海田]	(10) 内容等用(24)
	【自家運用】	(10) 自家運用にお
運用ガイドラーおいて、運用ガイー	各年度において、市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを	いて運用ガイド
インを定め、運「ドラインを定め」	示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等	
用状況及びリスーでいるか。また、	の遵守状況について問題のないことを確認した。	その遵守状況、
ク負担の状況を運用状況及びリー	さらに、運用状況の報告を受け、平成27年12月、平成28年7月、平成	運用状況等をミ
確認し、適切にスク負担の状況	29年7月、平成30年7月にミーティングを実施し、問題のないことを確認	ーティングにお
管理する。 について、定期的	した。	いて確認するな
に確認し、問題が	自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期	
ある場合、必要なしい力を行った。	資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、	ク管理行ってお
対応を行ったか。	事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定	り、所期の目標
	を行った。	を達成している
	・各年度において、債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全	と考える。
	社を「継続」とした。	
	・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者	
		〈課題と対応〉
	平成 27 年度 16 社中全社	特になし
	平成 28 年度 17 社 (新規 1 社、既存 16 社) 中全社	
	平成 29 年度 17 社中全社	
	平成 30 年度 17 社中全社	
	なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で	
	国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付	
	けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる	
	信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部か	
	ら示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。	

4. その他参考情報

該当なし

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	Ī		
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条	
	営を図ること	別法条文など)		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1	
度		レビュー		

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 平成 達成目標 平成 平成 平成 平成 令和 平成 平成 平成 令和 指標等 基準値 30年度 元年度 27年度 29年度 30年度 元年度 (前中期目標期間最 27年度 28年度 29年度 28年度 終年度値等) 予算額(千円) ファンド数 運用受託機関 83ファンド 95 ファンド 93 ファンド 106ファンド 110ファンド 《インプット情報の記載が困難な理由》 等の選定・ 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 管理 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 決算額 (千円) ESG 指数 ESGを含め 14 社 11 社 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。 応募先 た非財務的要 27 指数 15 指数 素の考慮 経常費用 (千円) 経常利益 (千円) 行政サービス実施コ スト (千円)

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣に	こよる評価	
			等	業務実績	自己評価	(見込詞	評価)	(期間実績語	評価)
	(4) 運用手法	(3)運用手法		<主な業務実績>	<自己評価>	評定	A	評定	
	について	について		(3) 運用手法	評定: A	<評定に至った	_理由>		
	運用手法につ	運用手法につ			以下の評価の視点ごとの自	運用手法につ	いては、中期		
	いては、新たな	いては、新たな		① 平成27年度は、外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、	己評価で示すとおり、運用手法	目標において、	アクティブ運		
	手法の導入等に	手法の導入等に		第3次審査を実施し、運用委員会の審議を経た上で、運用機関を選定し	については、アクティブ運用に	用に取り組む。	ことにより超		
	当たって経営委	当たって経営委		た。	おいて超過収益の獲得を目指	過収益の獲得を	ま目指すこと、		
	員会が重要事項	員会が重要事項		平成28年度は、外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公	すこととされているのに対し、	また、収益確保	いための運用		
	と判断する事項	と判断する事項		募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析	超過収益獲得の確信を持って	手法の見直し	及び運用受託		
	について経営委	について経営委		等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を	ストラクチャーの維持に努め	機関等の選定・	管理の強化の		
	員会の審議を経	員会の審議を経		強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実	た結果、中期目標期間(平成2	ための取組を	進めることと		

従事人員数

て議決を行うなして議決を行うな ど、経営委員会と、経営委員会 による適切な監しによる適切な監 督の下で、適切│督の下で、適切 にそのリスク管 にそのリスク管 理を行うこと。 | 理を行う。

キャッシュア キャッシュア ウト対応等の場 ウト対応等の場 合を除き、原則 合を除き、原則 としてパッシブしとしてパッシブ 運用とアクティ **運用とアクティ** ブ運用を併用す「ブ運用を併用す ること。その上る。その上で、 で、アクティブ アクティブ運用 運用に取り組む | に取り組むこと ことにより超過 により超過収益 収益の獲得を目しの獲得を目指す 指すものとするしものとする。た こと。ただし、「だし、アクティ アクティブ運用|ブ運用について については、過 は、過去の運用 去の運用実績も「実績も勘案し、 勘案し、超過収 | 超過収益が獲得 益が獲得できる↓できるとの期待 との期待を裏付しを裏付ける十分 ける十分な根拠 な根拠を得るこ を得ることを前しとを前提に行 提に行うこと。

ベンチマーク ベンチマーク については、伝しについては、伝 統的な時価総額 統的な時価総額 型インデックス 型インデックス のみならず、運一のみならず、運 用収益向上の観 用収益向上の観 点から検討する │ 点から検討する とともに、ベントとともに、ベン チマークにより | チマークにより 難い非伝統的資|難い非伝統的資 産の評価につい 産の評価につい ては、資産の管 ては、資産の管 理及び運用に関 埋及び運用に関 施した。

平成29年度は、以下の取組について経営委員会において議決された。 ア アクティブ運用について、運用機関の能力が発揮され、期待される ┃ 債券) については超過収益を獲 ┃ 過収益の獲得を目指すこと - 目標超過収益率が達成されるよう、運用制約を緩和。(永久債、無格付 | 得できなかったものの、他の3 | については、中期目標期間開 債(発行体格付があるものに限る)、バンクローン(投資信託を通じて 運用するものに限る)を新規に認めるとともに、フルインベストメン トと集中投資制限を緩和。)

イ 国内債券の評価ベンチマークについて、NOMURA-BPI「除く | マーク収益率に対する超過収 | 国債券) について超過収益を ABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF │ 益率の個別資産要因(4 資産合 │ 獲得していることに加えて、 Customized、NOMURA I-TIPS Index (フロー計) はプラスを確保している。 アあり)及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデ ックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)に変 | が発揮され、期待される目標超 | す個別資産要因(4資産合 更。

平成30年度においては、以下の取組等について経営委員会に報告し

ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、 外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合 | の見直し、運用受託機関等の選 | 評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果 | 定・管理の強化のための取組と | 法の見直し及び運用受託機 を報告した。

イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告した。

② 各年度のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。

●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合

(単位:%)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
		3月末	3月末	3月末	3月末
国内債券	パッシブ	82. 5	79. 38	77.03	75. 54
国門俱分	アクティブ	17. 5	20.62	22.97	24. 46
国内株式	パッシブ	81.52	90.62	90.44	90. 58
国内水式	アクティブ	18.48	9. 38	9. 56	9. 42
外国債券	パッシブ	64.94	60.89	61.98	66. 24
20国银分	アクティブ	35.06	39. 11	38.02	33. 76
外国株式	パッシブ	84. 15	86.45	86.32	90. 50
外国体以	アクティブ	15.85	13. 55	13.68	9. 50
△⇒↓	パッシブ	79. 28	77.31	76. 28	77.87
合計	アクティブ	20.72	22.69	23.72	22. 13

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針 及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価 に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとし

7年4月~平成31年3月)にしている。 おいて、4資産中1資産(国内 資産(内外株式、外国債券)に | 始以降(平成27年4月~平 ついて、超過収益を獲得してい | 成 31 年 3 月) において、 4 ることに加えて、対複合ベンチ | 資産中3資産(内外株式、外

過収益率が達成されるよう、一┃計)においては複合ベンチマ | 定のリスク管理体制のもとで、| 一ク収益率に対してプラス 運用制約の緩和を実施。

収益確保のための運用手法しる。 して、運用機関の選定を機動的 関の管理・選定の強化のため に実施できるよう、マネジャーの取組については、運用機関 一・エントリー制を活用した公 の選定を機動的に実施でき 募を平成28年4月から開始 │ るよう、マネジャー・エント し、全資産に拡大した。オルターリー制を活用した公募を平 ナティブ資産に係る運用機関 成 28 年4月に開始し、平成 の公募については、平成29年 29 年度に対象を伝統的4資 4月に開始し、インフラストラ 産全てに拡大している。ま クチャー分野、不動産分野におした、オルタナティブ資産に係 いてファンドを選定したととしる運用機関の公募について もに、プライベート・エクイテーも平成29年4月に開始し、 イ分野の運用受託機関選定も インフラストラクチャー分 最終選考先の絞り込みまで進|野及び不動産分野において めた。加えて、本格的な実績連|ファンドを選定したほか、プ 動報酬体系を平成30年4月 ライベート・エクイティ分野 から導入した。

は、資金運用の観点から幅広にしまで進めている。 検討を行うこととされている のに対し、グローバル不動産分 | 報酬体系を平成 30 年4月か 野における運用受託機関の採しら導入するとともに、一定の 用及び投資マンデートの付与しリスク管理体制のもとでア

アクティブ運用により超 マネジャーやマネジャー・ベ アクティブ運用機関の能力 ンチマークの選択効果を示 の超過収益率を確保してい

収益確保のための運用手 の運用受託機関選定につい 運用対象の多様化について ても最終選考先の絞り込み

加えて、本格的な実績連動 に際して、採用の経緯及び理 クティブ運用に係る運用制

し一般に認めら	し一般に認めら	
れている専門的	れている専門的	
な知見に基づき	な知見に基づき	
評価方法を明ら	評価方法を明ら	
かにすること。	かにする。	
収益確保のた	また、ベンチ	
めの運用手法の	マークをより適	
見直し及び運用	切なものに見直	
受託機関等の選	すなど収益確保	
定・管理の強化	や運用の効率化	
のための取組を	のための運用手	
進めること。ま	法の見直し及び	
た、運用受託機	的確なパフォー	
関等について	マンス管理を行	
は、定期的に評	うなど運用受託	
価を行い、資金	機関等の選定・	
配分の見直し等	管理の強化のた	
の必要な措置を	めの取組を進め	
採ること。	るとともに、運	
外部運用機関	用実績等を定期	
の優れたノウハ	的に評価し、資	
ウ等を活用する	金配分の見直し	
とともに、運用	を含め、運用受	
コストの低減や	託機関を適時に	
運用に関する知	見直す。さらに、	
識・経験等の蓄	マネジャー・エ	
積の観点から、	ントリー制の導	
法令で認められ	入を検討する。	
る範囲でインハ	外部運用機関	
ウス運用の活用	の優れたノウハ	
も検討するこ	ウ等を活用する	
と。	とともに、運用	
	コストの低減や	
	運用に関する知	
	識・経験等の蓄	
	積の観点から、	
	法令で認められ	
	る範囲でインハ	<評価の視点>
	ウス運用の活用	(1)運用手法に
1		ı

ている。

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成28年4月~平成29年 | 確保策について経営委員会に | るような環境整備を進めて 3月) (単位:%)

	(一匹: /0/
	超過収益率
	(A) - (B)
国内債券	+0.05
パッシブ運	+0.02
アクティブ運	+0.18
国内株式	+0.20
パッシブ運	-0.04
アクティブ運	+2.61
外 <u>国債券</u>	+2.19
パッシブ運	+0.05
アクティブ運	+5.91
外 <u>国株式</u>	-0.41
パッシブ運	-0.01
アクティブ運	-2.49

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成29年4月~平成30年 3月)

		(単位:%)_
		超過収益率
		(A) - (B)
国阳	卜債券	+0.06
	パッシブ運用	+0.02
	アクティブ運用	+0.20
国际	内株式	-0.21
	パッシブ運用	-0.43
	アクティブ運用	+2.04
外	国債券	-0.52
	パッシブ運用	+0.24
	アクティブ運用	-1.68
外	国株式	+0.46
	パッシブ運用	+0.04
	アクティブ運用	+3.16

ついては、新たな

手法の導入等に

を検討する。

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成30年4月~平成31年 3月)

る共同投資等アラインメント│運用機関の能力が発揮され 報告した。また、LPSへの直接 いることは、アクティブ運用 投資を行う為の人員体制及び一における目標超過収益率の 予算措置について、経営委員会 | 達成に向けた取組として高 での審議・議決を経た上で決定 く評価できる。 し、関連規定を業務方法書に新 たに追記するとともに、インハ 運用対象の多様化につい ウスでのデリバティブ取引に | ては、中期目標において、被 ついて、先物外国為替(市場デー保険者の利益に資すること リバティブ) 及び株価指数先物 | を前提に、年金資金運用の観 を入れること、及び必要な人員 | 点から幅広に検討を行うこ 体制の整備並びに業務方法書しと等としているのに対し、 への反映を実施した。

については、ESGを考慮する ウスでのデリバティブ取引 ことを検討することとされて「について、先物外国為替(市 いるのに対し、環境・社会問題 場デリバティブ)及び株価指 などの負の影響を減らし、運用|数先物の導入及び必要な体 資産全体の長期的なリターン|制整備等を実施している。 を向上させるため、ESG(環 境・社会・ガバナンス)を考慮 した投資を推進し、国内株式を「項については、中期目標にお 対象としたESG指数の公募しいて、株式運用において、財 により3指数を選定し、同指数 | 務的な要素に加えて、収益確 に連動したパッシブ運用を開一保のため、非財務的要素であ 始するとともに、環境(E)に るESG(環境・社会・ガバ 関するグローバル株式指数の | ナンス) を考慮することにつ 公募では2指数を選定し、同指 いて検討することとしてい 数に基づくパッシブ運用を開しる。 始した。

以上のことを踏まえれば、所 象としたESG指数につい 期の目標を大きく上回る成果 | ては、平成 28 年度に公募を が得られたと考えられること | 実施し、平成 29 年度に3指 から、A評価とする。

【評価の視点】

- (1)運用手法について、
- ・ 外国債券の運用受託機関 度に2指数を選定し、これら

由、運用報酬および運用者により約の緩和を行い、アクティブ

LPS への直接投資を行うた 株式運用における考慮事項 めの体制整備に加え、インハ

株式運用における考慮事

これに対し、国内株式を対 数を選定するとともに、環境 に関するグローバル株式指 数については、平成29年度 に公募を実施し、平成 30 年 の選定にあたり運用委員会 | のESG指数に基づくパッ

当たって経営委
員会が重要事項
と判断する事項
について経営委
員会の審議を紹
て議決を行うな
ど、経営委員会に
よる適切な監督
の下で、適切にそ
のリスク管理か
行われているか。

		(単位:%)
		超過収益率
		(A) - (B)
国内	債券	+0.05
	パッシブ運用	+0.03
	アクティブ運用	+0.11
国内	株式	-0.05
	パッシブ運用	+0.13
	アクティブ運用	-1.62
外国	債券	+0.24
	パッシブ運用	-0.16
	アクティブ運用	+0.89
外国	株式	-0.09
	パッシブ運用	-0.09
	アクティブ運用	+0.85

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率(平成27年4月~平成31年 ・ 以下の取組について経営 3月)

(単位:%)
超過収益率
(A) - (B)
-0.02
+0.02
-0.24
-0.01
-0.11
+0.85
+0.35
+0.04
+1.10
+0.00
-0.00
+0.40

③ 運用収益向上の観点から、ベンチマークについては各事業年度にお | イ 国内債券の評価ベンチマ | 改善に取り組むことが望ま いて以下のとおり実施した。

【平成27年度】

外国債券の運用受託機関構成の見直しに際し、基本ポートフォリオ | の基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、外国債券の 評価ベンチマークを従来の複合ベンチマークからシティ世界国債イン デックスに一本化した。

非伝統的資産の評価については、運用委員会で審議し、グローバル 投資パフォーマンス基準(GIPS)に則り、リターンについては内部 収益率(IRR)で計測し、伝統的資産のベンチマークに対する超過リ ターンはパブリック・マーケット・エクイバレント(PME)の方法で 計測することとした。

【平成28年度】

7年度)

- ・ 外国株式及び国内株式パ ESG指数に対する反応は 施(28年度)
- 議決(29年度)
- ア アクティブ運用について、 り、「A」と評価する。 運用機関の能力が発揮さ れ、期待される目標超過収 <今後の課題> のに限る)、バンクローン | を向上させるために推進し を緩和)
- ークについて、NOMUR れる。 A-BPI「除くABS」、 NOMURA-BPI国債、 NOMURA-BPI/GP IF Customize d, NOMURA J-TI PS Index (フロアあ り) 及びNOMURA-BP I 物価連動国債プラスの 複合インデックス(それぞ れの運用金額による構成比 で加重平均したもの) に変

による審議を経て実施(2 | シブ運用を開始している。法 人の調査によれば、これらの ッシブ運用の運用機関の公 おおむねポジティブであり、 募開始にあたり、外国株式 | 5割強の日本企業が法人の 運用については運用受託機 | 選定した各指数を評価して 関構成の現状分析等を、ましいる。こうした調査結果を踏 た国内株式パッシブ運用に「まえると、当該指数の選定及 ついてはスチュワードシットび運用開始により日本企業 プ活動を強化するための追しのESGに関する取組を促 加公募であること等を運用したという観点から、ESG 委員会による審議を経て実 | 投資に関する法人の取組は 高く評価できる。

委員会において審議を経て

以上を踏まえれば、所期の 目標を上回って達成してお

益率が達成されるよう、運 報酬体系の変更、マネジャ 用制約を緩和(永久債、無格 | 一・エントリー制度、運用資 付債(発行体格付があるも 産全体の長期的なリターン (投資信託を通じて運用す | ているESGを考慮した投 るものに限る)を新規に認し資については、所期の効果等 めるとともに、フルインベーをあげているか等について ストメントと集中投資制限 | 適切に検証を行い、必要に応 じ修正を加えるなど、運用の 外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成29年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-ACWI(除く日本)に一本化する決定をした。

オルタナティブ資産に係る運用機関の定量評価方法を業務方針に追加し、また、定性評価等を含めた総合評価基準を内部規程に新たに追加することにより、オルタナティブ資産に係る運用機関の評価方法の整備を行った。加えて、コンサルタントを活用し、オルタナティブ資産に係る運用機関を選定する際の調査項目を確定した。

【平成29年度】

国内債券アクティブ運用のマネジャー・ベンチマークについて、物価連動国債の取組を強化することを目的に、NOMURA-BPI「除くABS」にNOMURA-JTIPS Index(フロアあり)を市場時価ウェイトで組み入れたNOMURA-BPI 物価連動国債プラスに変更した。

また、国内債券の評価ベンチマークについても、NOMURA-BPI きく上回る成果が得られた「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GP と考えられる。
IF Customized、NOMURA J-TIPS Index(フロアあり)及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラスの複合インデックス(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)に変更した。
は、平成27年度においては、4資産中2資産(内外

平成28年度に新設したオルタナティブ資産の評価基準を踏まえ、定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価基準の改善を実施した。

また、コンサルタントの知見も活用し、採用する運用戦略に応じ、業務 方針及び内部規程に定められた評価基準に基づいた運用機関の評価ポイントを定めた上で、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定を行った。

【平成30年度】

外国債券パッシブの地域別ファンドのマネジャー・ベンチマークについて、新たに為替ヘッジ付のマネジャー・ベンチマークを設定した。

④ 収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組については、以下のとおり各事業年度において実施した。 【平成27年度】

ア 国内株式運用における分散投資効果の向上を目的として、伝統的アクティブ運用と相関の低いスマート β 型運用を伝統的アクティブ運用と同程度に増加させることとし、国内株式アクティブ運用におけるスマート β 型運用の比率を年度初の 36%程度から年度末には 52%程度まで拡大させた。スマート β 型運用における低ボラティリティ特性を

更

- 以下の取組について経営 委員会に報告(30年度)
- ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとともに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施した総合評価結果を報告した。
- イ 短期資産の資産管理機関 の選定結果を報告した。 以上により、所期の目標を大 きく上回る成果が得られた と考えられる。

平成28年度においては、4資産中1資産(外国株式)については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産(内外債券、国内株式)について、超過収益を獲得している

(2) アクティブ 運用について、各 年度で超過収益 の獲得に努める とともに中期目 標期間において 超過収益が獲得 されているか。ま た、過去の運用実 績も勘案し、超過 収益が獲得でき るとの期待を裏 付ける十分な根 拠を得ることを 前提に行ってい るか

有するファンドが、市場の下落局面で大きな超過収益を獲得するなど、 平成 27 年度はスマート β 型運用が+2.57%(伝統的アクティブ運用は Δ 0.46%)とTOPIXを大きく上回るとともに、アクティブ全体の 安定的な超過収益の確保に寄与した。(再掲)

- イ 国内債券パッシブ運用において、日銀のマイナス金利導入を受け、 運用ガイドラインを改正し、各ファンドが想定する推定 TE の範囲を活 用して柔軟な運用が行えることとした。
- ウ 外国債券アクティブ運用の選定において、多様な運用プロダクトに ついて幅広く選定。具体的には、総合型運用プロダクト以外に、エマー ジング債券、ハイイールド債券及びインフレ連動国債をそれぞれ運用 対象とする運用プロダクトを選定した。これにより外国債券に対する 資金配分等において柔軟性が増した。
- エ 外国債券運用において、為替リスクを機動的にヘッジすることを可能とした。

【平成28年度】

- ア 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し(外国株式:平成28年4月28日公募開始(エントリー:319ファンド、情報提供:82ファンド(平成29年3月末))、国内株式パッシブ:平成29年3月27日開始)、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。
- イ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世 界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)のサブインデックスによるパッシブファンド(通貨別パッシブファンド)の運用を 開始した。
- ウ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式 パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価に おいて、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の 運用受託機関から資金回収を行った。
- エ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に支払いを 受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、 収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用(レンディング) を開始した(平成28年9月運用開始、収益額34億円)。

ことに加えて、対複合ベン チマーク収益率に対する 超過収益率の個別資産要 因(4 資産合計)もプラス を確保している。

平成29年度においては、4資産中1資産(外国債券)については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産(国内債券、内外株式)について、超過収益を獲得しているが、対複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率の個別資産要因(4資産合計)はベンチマーク並みとなっている。

平成30年度においては、4資産中1資産(国内株式)については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産(内外債券、外国株式)について、超過収益を獲得していることに加えて、対複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率の個別資産要因(4資産合計)はプラスを確保している。

中期目標期間(平成27年4月~平成31年3月)においては、4資産中1資産(国内債券)については超過収益を獲得できなかったものの、他の3資産(内外株式、外国債券)について、超過収益を獲得していることに加えて、対複合ベンチマーク収益率の個別資産要因(4資産合計)は

	競争を促すこととした。	، ح
		をj
	ウ 外国株式パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点からM	
(3) ベンチマー	SCI-ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配	(3)
クについて、伝統	当課税要因考慮後)のサブインデックスによるパッシブファンド(地	関
的な時価総額型	域別パッシブファンド)の運用を開始した。	基
インデックスの		礎
みならず、運用収	エ アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率	_
益向上の観点か	が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約	め
ら検討を行って	の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行っ	チ
いるか。	た。	ン
また、ベンチマー	-永久債、無格付債 (発行体格付があるものに限る)、バンクローン	界
クにより難い非	(投資信託を通じて運用するものに限る) への投資	本
伝統的資産の評	一フルインベストメントと集中投資制限の緩和	資
価については、資		運
産の管理及び運	オ 新たに策定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で	タ
用に関し一般に	運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、社会、ガバナ	益
認められている	ンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシッ	過
専門的な知見に	プ責任に係る取組の実施状況について評価を実施。評価の対象も前年	ク
基づき評価方法	の国内株式パッシブ運用のみから内外株式(パッシブ及びアクティブ)	レ
を明らかにして	に拡大。	計
いるか。		IJ
	また、オルタナティブ資産については平成29年度に以下の取組みを	評
	実施した。	カュ
	カ オルタナティブ資産に係る運用機関(ゲートキーパー/ファンド・オ	る
	ブ・ファンズ <gk fof="">) の公募開始</gk>	
	マネジャー・エントリー制を活用し、オルタナティブ資産に係運用	マ
	機関の公募及び情報提供の受付を平成29年4月に開始した。オルタ	_
	ナティブ資産に係る運用機関の公募は当法人にとって初めての取組み	つ
	であることから、説明会を複数回開催すると共に、当該説明会資料(日・	の
	英)をHPに掲載する等、運用機関が当法人のオルタナティブ資産関	成
	する考え方を充分理解した上で公募プロセスに参加できるような工夫	合
	を行った。	С

【平成29年度】

次審査を実施した。

ア 外国株式パッシブ運用機関及び国内株式パッシブ運用機関選定の2

イ 運用機関の選定を機動的に実施できるように、国内債券運用、外国

債券運用及び国内株式アクティブ運用についてもマネジャー・エント

リー制を活用した公募を開始し、伝統的4資産全てにマネジャー・エ

ントリーを拡大し(公募:平成30年2月19日開始(締切期限なし))、

プラスを確保している。

また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用 責任者と面談し、投資方針 及び運用プロセスの合理 性・納得性が高く、超過収 益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしており、所期の目標 を達成していると考える。

外国債券の運用受託機 関構成の見直しに際し、 基本ポートフォリオの基 礎となっているベンチマ ークとの整合性を図るた め、外国債券の評価ベン チマークを従来の複合べ ンチマークからシティ世 界国債インデックスに一 本化した。また、非伝統的 資産の評価については、 運用委員会で審議し、リ ターンについては内部収 益率(IRR)で計測し超 過リターンはパブリッ ク・マーケット・エクイバ レント(PME)の方法で 計測することとし、超過 リターンの公表の際には 評価方法についても明ら かにすることとしてい る。(27年度)

外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成29年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-ACWI(除く日

運用機関の公募及び情報提供の受付を開始した分野は、以下の通りである。

- インフラストラクチャー分野
- プライベート・エクイティ分野
- 不動産分野

公募及び情報提供を開始して以降、平成30年3月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通りである。

(エントリー)

- ・インフラストラクチャー分野:10ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:29ファンド
- ・不動産分野:11ファンド

(情報提供)

- ・インフラストラクチャー分野:10ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:2ファンド
- ・不動産分野:2ファンド

キ オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定

インフラストラクチャー分野において2ファンドを新規に選定し、 国内不動産分野においても1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。

当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功 報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同 投資を採用した。

ク オルタナティブ資産への投資

インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資及び平成29年度に採用した運用受託機関を活用した投資を実施し、平成30年3月末現在の残高は1,968億円となった。

プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた共同 投資を実施した結果、平成30年3月末現在の残高は82億円となっ た。

不動産分野については、平成29年度に採用した運用受託機関を通じ、 国内の私募リートへの投資を実施した結果、平成30年3月末現在の 残高は81億円となった。

ケ 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの 構筑

オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における 税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成29年 度においては、米国における主権免税及び QFPF(Qualified Foreign

本)に一本化する決定を した。また、コンサルタン トの意見を求めつつ、非 伝統的資産に関するベン チマークの考え方を整理 の上、非伝統的資産の運 用機関の定量評価方法を 業務方針に追加し、定性 評価等を含めた総合評価 基準を内部規程に新たに 追加した。加えて、コンサ ルタントを活用し、オル タナティブ資産の運用機 関を選定する際の調査項 目を新規に作成した。(2) 8年度)

国内債券アクティブ運 用における物価連動国債 の取組を強化することを 目的に、NOMURA-B PI「除くABS」にNO MURA-ITIPS I ndex (フロアあり)を 市場時価ウェイトで組み 入れたNOMURA-BP I 物価連動国債プラスに 変更した。また、国内債券 の評価ベンチマークにつ いても、NOMURA-B PI「除くABS」、NO MURA-BPI国債、N OMURA-BPI/GP IF Customize d, NOMURA J-TI PS Index (フロア あり)及びNOMURA-BPI 物価連動国債プラ スの複合インデックス(そ れぞれの運用金額による 構成比で加重平均したも の)に変更した。また、平 Pension Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタントと実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築を実施した。

【平成30年度】

運用受託機関の役員クラスと活発に意見交換を行うとともに、運用受託機関を組織として理解するため、運用受託機関の役員報酬の調査を行い、アラインメントの強化を図ったほか、

アクティブ運用については、マネジャー・ベンチマークが適切であるか 検証するため、適切なマネジャー・ベンチマークを設定したうえで、新実績 連動報酬の導入と合わせ運用受託機関とのアラインメントの強化を図るた めの取り組みを実施した。

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファンド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。また、オルタナティブ資産については以下の取組みを実施した。

ア オルタナティブ資産に係る運用機関 (ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ < G K/F o F >) の公募

マネジャー・エントリー制を活用した公募及び情報提供を平成29年4月に開始して以降、平成31年3月末までにエントリー及び情報提供があったファンド数は、以下の通り。※括弧内は平成30年度中の新規エントリー及び情報提供の実績

(エントリー)

(情報提供)

- ・インフラストラクチャー分野:10(0)ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:33(4)ファンド
- ・不動産分野:13(2)ファンド
- A STATE AND A A CO
- ・インフラストラクチャー分野:11(1)ファンド
- ・プライベート・エクイティ分野:3(1)ファンド
- 不動産分野:2(0)ファンド

イ オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定

インフラストラクチャー分野において1ファンドを新規に選定し、グローバル不動産分野においても1ファンドを新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタント2社の知見も活用した。

当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功 報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投 資を採用した。

なお、プライベート・エクイティ分野及びグローバル不動産分野(既存 達成していると考えられる。 とは異なる新規マンデート)についても上記と並行して選定を進めており、平成31年度に選定できる見込みである。

成28年度に新設したオルタナティブ資産の評価 基準を踏まえ、定性評価に 重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用機関 の評価基準やコミット枠に関する内部規程 等を新たに定め、オルタナティブ資産に関する評価 基準の改善を実施した。 (29年度)

国内株式及び外国株式 のパッシブ運用において、 運用資産全体の長期的な リターンを向上させるこ とを目的に、既存の国内株 式パッシブ1ファンド及 び外国株式パッシブ1フ ァンドについて、環境指数 のマネジャー・ベンチマー クを設定している。また、 平成29年度に設定した 定性評価に重きを置いた オルタナティブ資産に係 る運用受託機関の評価基 準やコミットメント枠に 関する内部規程を踏まえ、 運用受託機関の選定およ び年間の運用状況・活動状 況のモニタリングを実施。 その際には、オルタナティ ブ分野に関して専門的な 知見を有する外部の投資 コンサルティング会社2 社からの評価レポートも 活用した。(30年度) 以上のことから、所期の目標を

(4) 収益確保や 運用の効率化の ための運用手法 の見直しを行っ ているか。

ウ オルタナティブ資産への投資

インフラストラクチャー分野においては、投資信託を通じた共同投資 及び平成29年度以降に採用した運用受託機関を活用した投資を実施 し、平成31年3月末現在の残高は2,936億円となった。

プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資を 実施した結果、平成31年3月末現在の残高は143億円となった。 不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通 じ投資を実施した結果、平成31年3月末現在の残高は1、249億円 となった。

エ 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの

オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税 制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。平成30年度に・ 国内債券パッシブ運用に おいては、米国における主権免税及び QFPF(Qualified Foreign Pension | Fund)適用による税制上の優遇措置に関する調査を税務コンサルタント と実施し、調査結果を踏まえた投資スキームの構築をインフラストラク チャー及びグローバル不動産分野において実施した。また、米国以外の┃・ 超過収益の確保のための 主権免税ステータス取得のための事前調査、各国税務当局からのルーリ ング取得に向けたプロジェクトを税務コンサルタントのアドバイスの元 で進めている。

⑤ 以下のとおり運用受託機関を適時に見直すとともに、マネジャー・エ ントリー制を導入した。

【平成27年度】

外国債券パッシブ・アクティブ運用受託機関に係る運用受託機関構成 の見直しを行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・ 人材、コンプライアンス、事務処理体制について精査した。

●外国債券パッシブ・アクティブ運用

第3次審査

第2次審査通過とした32ファンドについて、平成26年度 に実施した現地調査を踏まえ、投資方針、運用プロセス、組 織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制をの評価項目 について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数 料の評価を含む。)を行った。この結果、新規応募の21フ ァンド (うちリザーブファンド3ファンド) と既存の運用受 託機関の9ファンドを選定した。 (パッシブ6ファンド、ア クティブ24ファンド(うちリザーブファンド3ファンド)

マネジャー・エントリーの導入について、運用委員会で2回審議を行

- (4) 収益確保や運用の効率 化のため、運用手法の見 直しを適時に行い、その 結果、
- ・ 国内株式アクティブ運用 において、国内株式アクテ ィブ全体の安定的な超過収 益の確保のため、スマート β型アクティブ運用の割合 を増やした結果、+0.92%の 超過収益率を確保した。(2) 7年度)
- おいて、柔軟な運用が行え るように運用ガイドライン を改正した。(27年度)
- マネジャー・ストラクチャ ーの見直し(外国債券)
- 外国債券運用において、 為替リスクを機動的にヘッ ジすることを可能とした。 (27年度)
- 外国株式運用及び国内株 式パッシブ運用において、 マネジャー・エントリー制 を活用した運用機関の公募 を開始し(外国株式:平成2 8年4月28日公募開始 (登録数319、情報提供 数82の計401ファンド (平成29年3月末))、国 内株式パッシブ:平成29 年3月27日開始)、既存の 運用受託機関とも同一条件 で比較することで、競争を 促すこととした。(28年
- 外国債券パッシブ運用に おいて、運用手法の多様化

い、平成28年度の運用機関の公募からマネジャー・エントリー制度を 活用することを決定した。導入決定を踏まえ、マネジャー・エントリー制 の業務支援業者を選定するとともに、運用機関の選定及び評価に係る規 定の改正を実施した。

【平成28年度】

外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始した。(再掲)

【平成29年度】

国内債券運用、外国債券運用及び国内株式アクティブ運用についても、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始した。(再掲)

⑥ インハウス運用の活用については以下のとおり実施した。

【平成27年度】

国内債券BPI国債型パッシブ運用において、運用委託手数料の削減、インハウスの固定経費の有効活用、リバランス等における機動性の向上を目的として、運用受託機関1ファンドを解約、1ファンドから資金回収し、インハウスの国内債券パッシブファンドへ資金配分(インハウス比率 平成26年度30.7%から平成27年度65.8%)を行った。

【平成28年度】

インハウス運用に関して、海外年金の事例調査(平成27年度)を実施したところ、組織体制の拡充を前提として、費用の節減、リスク管理の強化、長期的な運用目標達成、運用能力の涵養などの観点からインハウス運用を推進している機関が多く見られた。これらを受けて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化した。

- ⑦ 平成29年度において、アクティブ運用受託機関とのアラインメントの強化(目標超過収益率達成への意欲を高め、長期的に超過収益の水準向上を図る)とセルフガバナンス向上(運用キャパシティ管理)を目的として、本格的な実績連動報酬体系を平成30年4月から導入することを決定した。新実績連動報酬体系の概要は以下のとおり。
 - 超過収益をシェアし、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの運用報酬 (=基本報酬率)
 - 目標超過収益率を達成した時に、既存契約の固定報酬率と同じ報 酬水準になることを前提
 - 一部の運用受託機関に対して、長期的なパフォーマンスに応じた 支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契 約を導入。
- ⑧ 運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング(*)をはじめ、その時々のテーマや必要に

等の観点から世界国債イン デックス(除く日本、ヘッジ なし・円ベース)のサブイン デックスによるパッシブフ アンド(通貨別パッシブフ アンド)の運用を開始した。 (28年度)

- ・ スチュワードシップ責任 に係る取組の評価基準を策 定し、国内株式パッシブ運 用受託機関の取組について 入念な評価を実施した。評 価において、利益相反の弊 害防止措置等の取組が不十 分と評価した一部の運用受 託機関から資金回収を行っ た。(28年度)
- ・ 平成25年度税制改正に より、平成28年1月1日 以降に支払いを受ける債券 利子について源泉徴収を要 しないこととされたことか ら、収益確保のため、外国債 券ファンドにおける貸付運 用(レンディング)を開始し た(平成28年9月運用開 始、収益額34億円)。(2 8年度)
- ・ アクティブ運用機関の能力が発揮され、期待される目標超過収益率が達成されるよう、一定のリスク管理体制のもとで、以下の運用制約の緩和を行うこととし、業務方針及び運用ガイドラインの改正を行った。(再掲)

- 永久債、無格付債(発行体格付があるものに限る)、バンクローン(投資信託を通じて運用するものに限る)

応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。 への投資
(*) 平成29年6月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行 ーフルインベストメントと集
使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、中投資制限の緩和を実施し
社会、ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含む た。(29年度)
スチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のた ・ 外国株式パッシブ運用に
めのミーティング。おいて、運用手法の多様化
また、国内株式パッシブ及び外国株式パッシブ運用機関の選定に当た 等の観点からMSCI-A
っては、マネジャー・エントリー制を活用し、新規の外国株式パッシブ1 CWI (除く日本、円ベー
社1ファンド、新規の国内株式パッシブ2社2ファンド選定した。そのス、配当込み、管理運用法人
際、効率的に移管するため現物移管等により、資産を移管した。 の配当課税要因考慮後)の
サブインデックスによるパ
ッシブファンド(地域別パ
ッシブファンド)の運用を
開始した。(29年度)
・ オルタナティブ資産に係
る運用機関の公募を平成 2
9年4月に開始し、インフ
ラストラクチャー分野にお
いて2ファンド、国内不動
産分野において1ファンド
を新規に選定した。選定に
あたっては、外部コンサル
タント2社の知見も活用し
た。契約においては、当法人
と運用受託機関とのアライ
ンメントを強化する観点か
ら、成功報酬に重きを置い
た報酬体系の導入に加え、
運用受託機関による共同投
資を採用した。(29年度)
・ 国内債券パッシブ、国内株
式及び外国株式パッシブに
ついて、従来はファンドの
時価総額の5%を超える場
合は管理運用法人へ報告を
求めていたが、これを廃止
した。また、外国債券パッシ
ブ運用について、アルファ
獲得策の一環として国際機
関債 (Supranational 債) の
投資を認めることとし、所

	与のリスク指標の範囲内 	
	で、超過収益の確保のため	
	の取り組みや運用の効率化	
	のための見直しを行った。	
	(30年度)	
	・ オルタナティブ資産に係	
	る運用受託機関の選定につ	
	いて平成30年度において	
	は、インフラストラクチャ	
	ー分野で1社、グローバル	
	不動産分野で1社を新たに	
	採用し、プライベート・エク	
	イティ分野の運用受託機関	
	選定も最終選考先の絞り込	
	みまで進めた。選定にあた	
	っては、外部コンサルタン	
	ト2社の知見も活用した。	
	(30年度)	
	以上より、所期の目標を大きく	
	上回る成果が得られたと考え	
	る。	
(5)海田严沁坳		
(5) 運用受託機		
関の選定・管理の	及びパッシブ運用に係る	
強化のための取	運用受託機関の見直しを	
組を進めるとと	適切に実施し、多様なプロ	
もに、運用実績等	ダクトを選定して資金配	
を勘案しつつ、運	分等における柔軟性を高	
用受託機関を適	めた。また、国内株式の総	
時見直している	合評価において、スチュワ	
か。また、日本株	ートシップ活動を評価に	
の運用受託機関	組み入れた。さらに、国連	
の選定等に際し	責任投資原則(UNPR	
ては、企業に対す	I) に署名したことに加	
るエンゲージメ	え、スチュワードシップ推	
ント活動を適切	進グループを新たに立ち	
に評価している	上げ、国内株式及び外国株	
カゝ。	式の運用において運用委	
	託先を含めたESG(環	

境、社会、ガバナンス)の	
要素を顧慮した取り組み	
の分析・評価などを行うこ	
ととしている。(27年度)	
外国株式運用の公募に	
あたり、マネジャー・エン	
トリー制を活用して適切	
に実施し、多様なプロダク	
トの応募を受け、運用受託	
機関の選定における柔軟	
性を高めた。また、国内株	
式パッシブ運用において	
は、スチュワードシップ活	
動を強化するため、マネジ	
ャー・エントリー制を活用	
して公募を開始した。さら	
に、スチュワードシップ推	
進グループをスチュワー	
ドシップ推進課とし、体制	
強化を図り、国内株式及び	
外国株式の運用において	
運用委託先を含めたES	
G(環境、社会、ガバナン	
ス)の要素を考慮した取り	
組みの分析・評価などを行	
うこととしている。(28	
年度)	
外国株式パッシブ運用	
機関及び国内株式パッシ	
ブ運用機関選定の2次審	
査を実施した。また、運用	
機関の選定を機動的に実	
施できるように、国内債券	
運用、外国債券運用及び国	
内株式アクティブ運用に	
ついてもマネジャー・エン	
トリー制を活用した公募	
を開始し、伝統的4資産全	
てにマネジャー・エントリ	
ーを拡大した。(公募:平	
成30年2月19日開始	

(締切期限なし)) さらに、
国内株式パッシブにとど
まらず、内外株式(パッシ)
ブ及びアクティブ) の運用
機関の選定等に際しては、
新たに策定したスチュワ
ードシップ活動原則及び
ージメントに関する要請
事項も明示し、ESG(環
境、社会、ガバナンス)の
考慮を含めたエンゲージ
メント活動の実施状況に
ついて評価を行っている。
(29年度)
おいて、マネジャー・エン
トリー制を活用した公募
を実施し、第2次審査を実
施した。また、外国債券に
おける物価連動債投資の
意義を議論し、当該マンデ
ートを廃止した。地域別の
マネジャー・ベンチマーク
を採用しているファンド
について、新たに為替ヘッ
ジ付のマネジャー・ベンチ
マークを設定した。国内株
式及び外国株式のパッシ
ブ運用において、運用資産
全体の長期的なリターン
を向上させることを目的
に、既存の国内株式パッシ
ブ1ファンド及び外国株
式パッシブ1ファンドに
ついて、環境指数のマネジ
ャー・ベンチマークを設定
した。特に外国株式パッシ
ブについては、環境指数フ
アンドの設定とともに、一
65

				受託機関からの回収及び	
				配分先へ移受管を実施し	
				た。また、外国債券アクテ	
				ィブ (ハイ・イールド) に	
				おいて、マネジャー・エン	
				トリー制を活用した公募	
				を実施し、第2審査を実施	
				した。さらに、国内株式に	
				おいて、管理運用上不要と	
				判断したマネジャー・ベン	
				チマークにかかる資産等	
				を回収し、ESGの運用機	
				関へ配分するなど、適切な	
				運用機関構成とするため	
				の施策を実施した。なお、	
				国内株式パッシブ運用受	
				託機関の選定にあたって	
				は、多様なインデックスへ	
				の対応力強化とスチュワ	
				ードシップ活動強化を目	
				的として選定を実施し、特	
				に、ESG(環境、社会、	
				ガバナンス) の考慮を含め	
				たエンゲージメント活動	
				を含むスチュワードシッ	
				プ活動の方針と運用プロ	
				セス、これらを実施するた	
				めの組織体制及び報酬水	
				準を一体としたビジネス	
				モデルを評価し選定した。	
				(30年度)	
				以上により、所期の目標	
				を大きく上回る成果が得	
				られたと考えられる。	
(5) 運用対象	(4) 運用対象	(6) 運用コスト	(4) 運用対象の多様化	(6)国内債券BPI国債型パ	
多様化	の多様化	の低減や運用に	① オルタナティブ投資について、以下の取組を実施した。	ッシブ運用において、運用	
新たな運用対	運用対象につ	関する知識・経験	【平成27年度】	委託手数料の削減、インハ	
象についても、	いては、第1の	等の蓄積の観点	インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産の各	ウスの固定経費の有効活	
皮保険者の利益	1の基本的な方	から、法令で認め	投資分野において、法務助言等業務に係る法律事務所を公募により採用	用、リバランス等における	

に資することを「針に基づき、分」られる範囲でイ 前提に、経営委|散投資を進める|ンハウス運用の 員会において、 | ため、オルタナ | 活用を検討した 物価連動国債や | ティブ投資など | か。 REIT(不動 | その多様化を図 産投資信託)等 る。新たな運用 を始め、年金資 対象について 金運用の観点かしは、被保険者の ら幅広に検討を │利益に資するこ 行うこと。 とを前提に、経 また、具体的 営委員会におい な運用対象資産 て、年金資金運 の多様化につい 用の観点から幅 ては、市場環境 広に検討を行 等に関する報告 | う。理事長等は 等を十分に踏ま | 実施状況や経営 え、資金運用に 委員会から求め ついて一般に認しのあった市場環 められている専 境等に関する事 門的な知見に基 頃については適 づき検討するこ | 時に経営委員会 と。その際、非一に報告すること 伝統的資産は、しとし、経営委員 会はその報告等 市場性や収益 性、個別性、取しを十分に踏ま 引コストや情報 え、資金運用に 開示の状況な ついて一般に認 ど、従来の伝統 められている専 的資産とはリスト門的な知見に基 ク等が異なる点「づき検討する。 も多く、運用側 その際、非伝統 の能力向上等の一的資産は、市場 みでは対応でき | 性や収益性、個 ないことから、 別性、取引コス 各資産の確かな トや情報開示の 収益力の向上や「状況など、従来 流通市場の整備 の伝統的資産と 等、市場環境の はリスク等が異 整備を十分踏ましなる点も多く、 えた検討を行う | 運用側の能力向 こと。

上等のみでは対

し、LPS(リミテッド・パートナーシップ)等への直接投資に係る法令上 の検討を行った。

また、インフラストラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産 の各投資分野において、投資戦略に係るコンサルタントを公募により採 用し、それぞれの投資分野における市場規模や市場特性等の検討を行う とともに、基本ポートフォリオに係るコンサルタントと協働し、基本ポ ートフォリオ上 における非伝統的資産の位置付け、基本ポートフォリオ にオルタナティブ資産を組み入れることによるリスク・リターンの改善 効果等について運用委員会において審議した。

【平成28年度】

ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ (マルチ・マネジャー戦略) を通じたオルタナティブ資産への投資や機関投資家との共同投資等を実 施するために、新たに外部コンサルタント 2 社を採用し、オルタナティ ブ資産に係るブルー・プリントの検証、マネジャー・エントリー制を活用 した公募準備及び共同投資家候補の調査等を実施した。

オルタナティブ資産の投資プログラムの全体像、リスク管理プロセス 及びゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ (マルチ・マネジャー戦 略)を通じた投資プログラム、マネジャー・エントリー制を活用し実施す る旨を運用委員会に報告した。

外部コンサルタントの採用やオルタナティブ資産に係る人材の採用等 運用体制の整備を行い、初めて平成29年4月に実施した、インフラス トラクチャー、プライベート・エクイティ及び不動産の各分野において、 投資一任契約形態で投資を行う運用機関の公募の準備を円滑に進めた。

【平成29年度】

オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水準に 関して運用委員会での審議を行った。また、インフラストラクチャー分 野及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデート の付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告した。

【平成30年度】

グローバル不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデー トの付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者による|要は以下のとおり。 共同投資等アラインメント確保策について経営委員会に報告した。

【平成27年度】

以下のとおり、オルタナティブ投資の資産管理機関の公募及び選定を行 った。

	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成
公募	 し、公告した。これを受けて、期限である4月24日までに
	 4信託銀行の応募があった。

機動性の向上を目的とし て、外部の運用受託機関か らインハウスのファンド に資金配分(インハウス比 率平成26年度 30.7%か ら平成27年度65.8%)す るなど、インハウス運用の 活用を進めた。(27年度)

調査研究結果を踏まえ て、当法人でも、法令で認 められる範囲でインハウ ス運用を進めるほか、外部 委託運用先からの情報収 集を円滑化するために、イ ンハウス部門と委託運用 先選定部門の連携体制を 強化。(28、29年度)

また、アクティブ運用受 託機関とのアラインメン トの強化(目標超過収益率 達成への意欲を高め、長期 的に超過収益の水準向上 を図る) とセルフガバナン ス向上(運用キャパシティ 管理)を目的として、本格 的な実績連動報酬体系を 平成30年4月から導入 することを決定。(29年

新実績連動報酬体系の概

- 超過収益をシェアし、 超過収益を獲得できない 場合はパッシブ運用並み の運用報酬(=基本報酬
- 目標超過収益率を達成 した時に、既存契約の固定 報酬率と同じ報酬水準に なることを前提
- 一部の運用受託機関に

芯できないこと	
から、各資産の	
確かな収益力の	
句上や流通市場	
の整備等、市場	
環境の整備を十	
分踏まえた検討	
をする。	

応募のあった4信託銀行について、応募書類に基づき、応募 第1次審査 資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。 その結果、4信託銀行を第1次審査通過とした。 第1次審査通過とした4信託銀行について、第2次審査のた めのヒアリングを実施し、組織・人材、業務体制、資産管理 第2次審査 システム、付加価値サービス、監査及びグローバルカストデ ィの評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価を 行った。この結果、2信託銀行を第2次審査通過とした。 第2次審査通過とした2信託銀行について、現地調査を実施 し、組織・人材、業務体制、資産管理システム、付加価値サ ービス、監査及びグローバルカストディを確認し、評価項目 第3次審査 (資産管理手数料を含む。) について審査基準に基づき審査 し、総合評価を行ったうえで、最終的に1信託銀行を選定し

(7)新たな運用 対象について、経 営委員会におい て、年金資金運用 の観点から幅広 に検討を行った か。また、具体的 な運用対象資産 の多様化につい ては、市場環境等 に関する報告等 を十分に踏まえ、 資金運用につい て一般に認めら れている専門的 な知見に基づき 検討したか。その 際、非伝統的資産 は、各資産の確か な収益力の向上 や流通市場の整 備等、市場環境の 整備を十分踏ま えた検討をした カシ。

【平成28年度】

個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法について、法令上の整理を継続的に検討すると同時に、LPSを活用した投資に向け、外部コンサルタントや機関投資家等とのディスカッションを行う等、情報収集活動を積極的に実施した。

【平成29年度】

平成29年9月に年金積立金の運用の対象となる有価証券について、 LPSを追加する政令の改正が行われた。政令の改正を受け、LPSへ の直接投資を行う為の人員体制及び予算措置について、経営委員会での 審議・議決を経た上で決定した。また、LPSに関連した規定を業務方法 書に新たに追記する準備を行った。

投資一任を通じた運用については、インフラストラクチャー分野及び 国内不動産分野で運用受託機関を採用し、運用を開始した。また、プライベート・エクイティ分野及び海外不動産分野についても、運用受託機関 の採用活動を継続した。

【平成30年度】

LPS投資に関連した規定を業務方法書に新たに追記した。

投資一任を通じた運用については、マネジャー・エントリー制を活用 した公募により、運用受託機関を新たにインフラストラクチャー分野で 1社、グローバル不動産分野において1社を採用した。また、プライベー ト・エクイティ分野の運用受託機関選定も最終選考先の絞り込みまで進 めた。

③ 平成29年10月改正の管理運用法人法において、直接利用可能なデリバティブ取引は、全て運用に係る損失の危険の管理を目的として行う

対して、長期的なパフォーマンスに応じた支払いとする代わりに、マーケットサイクルを踏まえた複数年契約を導入。

新たに法令で認められたインハウス運用でのデリバティブ取引について検討するほか、国内債券市場を中心にインハウス運用から得られた情報を活用し、資産配分に活用した。(30年度)

以上により、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。

(7) 投資戦略に係るコンサ ルタントを採用し、それぞ れの投資分野における市 場規模や市場特性等の検 計を行うとともに、運用委 員会において、基本ポート フォリオ上における非伝 統的資産の位置付け、 基 本ポートフォリオにオル タナティブ資産を組み入 れることによるリスク・リ ターンの改善効果等につ いて審議した。(27年度) オルタナティブ資産の 投資戦略策定のために採 用したコンサルタントと、 年金資金の運用としての 特性や市場動向、当法人の 体制(人的リソース)を踏 まえた今後の投資戦略に ついて協議し、投資戦略の 概要 (ブループリント) を 策定、運用委員会に報告し

た。また、オルタナティブ

	I				Virginia - 2018 Virginia 2	
				定するとともに、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指	資産のファンド投資等を	
				新たに追加された(後者は政令で規定)。必要な人員体制の整備	実施するために、新たに外	
			並びに業	務方法書への反映の準備を行った。	部コンサルタント 2 社を	
					採用し、公募開始に向けた	
					検討を行うとともに、運用	
					委員会において、オルタナ	
					ティブ資産の投資プログ	
					ラムの全体像、ゲートキー	
					パー/ファンド・オブ・フ	
					ァンズ (マルチ・マネジャ	
					一戦略) を通じた投資プロ	
					グラムを、マネジャー・エ	
					ントリー制を活用し実施	
					する旨、および想定される	
					投資前後のリスク管理フ	
					レームワーク等について	
					報告を行った。(28年度)	
					以上により、所期の目標	
					を大きく上回る成果が得	
					られたと考える。	
(6) 株式運用	(5)株式運用	(8)株式運用に	(5)株式運	用における考慮事項	(8)株式運用の定性評価にお	
における考慮事	における考慮事	おいて、財務的な	【平成27年	度】	いて、「スチュワードシッ	
項	項	要素に加えて、収	株式運用	受託機関の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る	プ責任に係る取組」の中で	
株式運用にお	株式運用にお	益確保のため、E	取組」の中	で自主的な取組を評価することとし、所要の規定改正を行った。	自主的な取組を評価して	
いて、財務的な	いて、財務的な	SG(環境、社会、	【平成28年	度】	いる。(27、28年度)	
要素に加えて、	要素に加えて、					
	200111	ガバナンス)を含	株式運用	の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の	また、環境や社会などの	
収益確保のた		ガバナンス)を含めた非財務的要		の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の な取組を評価している。	また、環境や社会などの ネガティブな外部性を最	
	収益確保のた		中で自主的			
め、非財務的要	収益確保のた め、ESG(環	めた非財務的要	中で自主的 また、環	な取組を評価している。	ネガティブな外部性を最	
め、非財務的要 素であるESG	収益確保のた め、ESG(環	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ	
め、非財務的要 素であるESG (環境、社会、	収益確保のた め、ESG(環 境、社会、ガバ	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ ォリオのリターンの最大	
め、非財務的要 素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を	収益確保のた め、ESG(環 境、社会、ガバ ナンス)を含め	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ ォリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに	収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、期限である9月30日まで	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ ォリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象とした E	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに	収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮すること	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの たESG(な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、 期限である9月30日まで に14社27指数の応募があった。	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ ォリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象とした E S G (環境・社会・ガバナ	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに ついて、検討す	収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮することについても、資	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの たESG(公募	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、期限である9月30日まで に14社27指数の応募があった。 応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ オリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象としたE SG(環境・社会・ガバナ ンス)指数の公募を実施	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに ついて、検討す	収益確保のため、ESG(環境、社会、ガバナンス)を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの たESG(な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、 期限である9月30日まで に14社27指数の応募があった。	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ オリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象としたE SG(環境・社会・ガバナ ンス)指数の公募を実施 し、14 社から 27 指数の	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに ついて、検討す	収益確保のため、ESG(環境、社会、ガンス)を含め、を含め、大力を含めます。 た非財務的要素を考慮であることでは、 を運用についられる。	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの たESG(公募	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、期限である9月30日まで に14社27指数の応募があった。 応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募 資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。そ	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ オリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象とした E S G (環境・社会・ガバナ ンス) 指数の公募を実施 し、14 社から 27 指数の 応募があった。応募指数の	
め、非財務的要素であるESG (環境、社会、 ガバナンス)を 考慮することに ついて、検討す	収益確保のため、ESG(環域、社会、対象を要して、対象を要して、対象を要して、では、のでは、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	めた非財務的要 素を考慮するこ	中で自主的 また、環 フォリオの たESG(公募	な取組を評価している。 境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポート リターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象とし 環境・社会・ガバナンス)指数の公募を実施した。 平成28年7月22日にホームページに公募要綱サイトを 作成し、公告した。これを受けて、期限である9月30日まで に14社27指数の応募があった。 応募のあった14社27指数について、応募書類に基づき、応募 資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。そ	ネガティブな外部性を最 小化することでポートフ ォリオのリターンの最大 化を目指すことを目的に、 国内株式を対象とした E SG(環境・社会・ガバナ ンス) 指数の公募を実施 し、14 社から 27 指数の 応募があった。応募指数の 審査にあたっては、書類審	

中間審査	第1次審査通過とした8社19指数についてヒアリングを実施し、リスク・リターン特性、 流動性、回転率などの定量評価とともに、指数 構築プロセス、指数のコンセプトESG評価、メソドロジー、などの定性評価に基づき審査し、総合評価を行った。
追加審査・現 地実査	中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、 追加審査・現地調査を実施し、 組織・人材、業務体制、情報管 理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行っ た。

平成28年6月30日第107回運用委員会 投資におけるESGの考慮を報告 平成28年7月14日108回運用委員会 (計5回) ESG指数のアイデア募集を報告 平成28年11月9日第111回運用委員会 ESG指数について(第3回)を報告 平成28年12月16日第112回運用委員会 ESG指数について(第4回)を審議 平成29年1月20日第113回運用委員会 ESG指数について(第5回)を審議

【平成29年度】

新たに制定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウェイトも以下の通り変更。

国内株式パッシブ運用:定性評価の30%から評価全体の30%

外国株式パッシブ運用:定性評価の10%から評価全体の30%

内外株アクティブ運用:定性評価の 10%から評価全体の 10%

ポジティブスクリーニング、企業の情報開示促進、ESG評価会社のガバナンス・利益相反管理を主な評価ポイントに平成29年度に2社3指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を開始した。

種別	指数名
総合型	FTSE Blossom Japan Index
総合型	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
テーマ型・社 会(S)	MSCI 日本株女性活躍指数 (愛称は WIN)

さらに、ESGのうち新たに環境(E)に関する指数の公募を実施した。 運用を開始したESG指数は国内株式を対象としていたが、公募を実施し た環境指数がフォーカスしている気候変動などの環境問題は国境を越えた

ターン特性、回転率や流動 性などの定量評価と、組 織・人材、業務体制、情報 管理体制、事業継続性、ガ バナンス・利益相反管理、 指数構築プロセス及び指 数のコンセプトの合理性・ 納得性などの定性評価を 行うとともに、計5回に 亘り、運用委員会で審議・ 報告を行った。(28年度) 平成28年度に開始し た国内株式を対象とした ESG(環境・社会・ガバ ナンス) 指数の公募では1 4社27指数の応募があ り、ポジティブスクリーニ ング、企業の情報開示促 進、ESG評価会社のガバ ナンス・利益相反管理を主 な評価ポイントに平成2 9年度に2社3指数を選 定し、同指数に連動したパ ッシブ運用を開始した。さ らに、ESGのうち新たに 環境(E)に関する指数の 公募を実施し、11社から 15指数の応募があった。 運用を開始したESG指 数は国内株式を対象とし ていたが、公募を実施した 環境指数がフォーカスし ている気候変動などの環 境問題は国境を越えたグ ローバルな課題であると 考えており、グローバル株 式を対象としている。応募 指数の審査にあたっては、 書類審査、ヒアリングなど 複数の選考過程を通じて、

リスク・リターン特性、回

グローバルな課題であると考えており、グローバル株式を対象としている。

クローグルは味過であると与んでもり、クローグルが代色対象とし	
公募	平成29年11月1日にホームページに公募要綱サイト
	を作成し、公告した。これを受けて、期限である平成30
	年1月31日までに11社15指数の応募があった。
第1次審査	応募のあった11社15指数について、応募書類に基づ
	き、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査
	を行った。その結果、4社8指数を第1次審査通過とした。
中間審査	第1次審査通過とした4社8指数について、ヒアリングを
	実施するとともに、リスク・リターン特性、流動性、回転
	率などの定量、指数構築プロセス、指数のコンセプトES
	G評価、メソドロジー、などの定性の両面から審査し、総
	合評価を進めている。

【平成30年度】

環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリタ ーンを向上させるため、ESG (環境・社会・ガバナンス) を考慮した投資 を推進している。平成29年6月に制定したスチュワードシップ活動原則 及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めること を明示し、重大なESG課題についてヒアリングを実施。株式運用の総合 評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評 価した。評価のウェイトは以下の通り。

株式パッシブ運用:評価全体の30%

株式アクティブ運用:評価全体の10%

平成29年度に開始した環境(E)に関するグローバル株式指数の公募 | 国内株式パッシブ運用: では11社15指数の応募があり、リスク・リターン特性、回転率や流動性 | 定性評価の 30%から評価全体 などの定量と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナーの30% ンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納 | 外国株式パッシブ運用: 得性などの定性両面から審査を進め、審査の結果、以下の2指数を採用し、 同指数に基づくパッシブ運用を開始した。

<選定指数>

対象	指数名
国内株	S&P/JPX カーボン・ エフィシェント指数
外国株	S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシェント指数 (除く日本)

<指数の主な特徴>

- ① 同業種内で炭素効率性が高い企業と二酸化炭素排出量など温室効果ガ ス排出に関する情報開示を行っている企業の投資ウエイト(比重)を高め ている
- ② 業種毎の環境負荷の大きさに応じて、①による投資ウエイトの格差を調

転率や流動性などの定量 と、組織・人材、業務体制、 情報管理体制、事業継続 性、ガバナンス・利益相反 管理、指数構築プロセス及 び指数のコンセプトの合 理性・納得性などの定性両 面から審査を進めている。 また、新たに制定したス チュワードシップ活動原 則及び議決権行使原則に おいて、ESGの考慮を運 用受託機関に求めること を明示し、重大なESG課 題についてヒアリング実 施。株式運用の総合評価に おいて、「スチュワードシ ップ責任に係る取組」の中 で取組状況を評価。評価の ウェイトも以下の通り変 更。

定性評価の 10%から評価全体 の 30%

内外株アクティブ運用: 定性評価の 10%から評価全体

の10%。(29年度)

平成29年度に開始した環 境(E)に関するグローバル株 式指数の公募では、11社15 指数の応募があり、リスク・リ ターン特性、回転率や流動性な どの定量と、組織・人材、業務 体制、情報管理体制、事業継続 性、ガバナンス・利益相反管理、 指数構築プロセス及び指数の コンセプトの合理性・納得性な

整(環境負荷の大きい業種ほど、炭素効率性の改善や情報開示のインセン | どの定性両面から審査を進め、 ティブが大きくなる仕組み)

③ S&P/JPX カーボン・エフィシェント指数の採用対象は、東証1部企業 | 同指数に基づくパッシブ運用 全社(一部の低流動性銘柄等を除く)であり、一般的な ESG 指数に比べ を開始した。 て、幅広い企業が対象となっている

国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的│全体の長期的なリターンを向 なリターンを向上させることを目的に、既存の国内株式パッシブ1ファン上させることを目的に、既存の ド及び外国株式パッシブ1ファンドについて、環境指数のマネジャー・ベ┃国内株式パッシブ1ファンド ンチマークを設定した。

また、世界銀行グループと共同で調査研究を行っていた「債券投資にお│ンドについて、環境指数のマネ ける ESG の考慮に関する共同研究の報告書」を公表し、ESG 要素を株式から | ジャー・ベンチマークを設定し 債券に応用するための取り組みを進めた。

オルタナティブ資産運用においては、海外不動産分野、及びプライベー また、管理運用上不要と判断 ト・エクイティ分野のマルチ・マネジャー戦略を行う運用機関の審査におしたマネジャー・ベンチマーク いて、運用受託機関自身のESGの評価体制や投資先ファンドに対するE | にかかる資産等を回収し、ES SGに関するエンゲージメント活動等を評価した。海外不動産分野では 1 日の運用機関へ配分した。 件運用受託機関の選定を完了し、投資活動を開始した。また、平成29年度 に投資を開始した国内不動産分野やインフラストラクチャー分野の運用受│スチュワードシップ活動原則 託機関によるESGへの取り組みのモニタリングを通じて蓄積されたES │ 及び議決権行使原則において、 G評価の知見、及び最新のPRIのガイドライン等を踏まえて、オルタナ│ESGの考慮を運用受託機関 ティブ資産におけるスチュワードシップ責任の取組み基準の見直しを実施して求めることを明示し、重大な した。

さらに、管理運用法人として、ESG インテグレーションの定義は PRI の署 | グ実施。株式運用の総合評価に 名機関として PRI の定義に基づくこととし、運用評価の一環として評価す │おいて、「スチュワードシップ ること、ESG に関するエンゲージメントや議決権行使についてはこれまで | 責任に係る取組」の中で取組状 通り、スチュワードシップ責任に係る取組で評価することを明確にした。

審査の結果、2指数を採用し、

国内株式及び外国株式のパ ッシブ運用において、運用資産 及び外国株式パッシブ1ファ

平成29年6月に制定した ESG課題についてヒアリン 況を評価した。評価のウェイト は以下の通り。

株式パッシブ運用:

評価全体の30%

株式アクティブ運用:

評価全体の 10%

また、新たなビジネスモデル のパッシブ運用受託機関とし て選定した機関のうち、1社は 19 の ESG テーマを設定し、重 点企業を対象に各テーマに基 づいたエンゲージメントを行 うといったこれまで以上に ESG に関するエンゲージメン トを強化した機関も選定。(3)

0年度)	
平成29年度より開始した	
FoF/ゲートキーパーを通じた	
投資一任形式でのオルタナテ	
ィブ投資に係る運用受託機関	
の選定及び運用開始後のモニ	
タリングにおいて、ESG要素	
を評価対象項目として組み入	
れた総合評価によりマネジャ	
一評価を実施している。	
過年度までに実施したイン	
フラストラクチャー分野、不動	
産分野、プライベート・エクイ	
ティ分野の運用受託機関選定	
において、ESGに対する取組	
み姿勢・能力等を考慮した上で	
審査を実施している。	
また、平成30年度中に投資	
初年度を経過した運用受託機	
関4社(インフラストラクチャ	
ー3社、不動産1社)の年間の	
ESG活動状況については、当	
法人から質問票を送付し、詳細	
を把握した。	
なお、採用した運用受託機関	
(FoF/ゲートキーパー) による	
ESG取組み状況の定期的な	
報告を義務付けており、各マン	
デートの年度決算報告と併せ	
て年次でのESG取組み状況	
を記載したESGレポートを	
受領予定であり、オルタナティ	
ブ資産運用においても、ESG	
を含めた非財務的要素は十分	
に考慮されていると考えられ	
る。(30年度)	
以上のことを踏まえれば、所期	
の目標を大きく上回る成果を	
得られたと考える。	

(6) 財投債の	(9) 財投債の管	(6) 財投債の管理及び運用	(9)財投債の管理及び運用は		
管理及び運用	理及び運用は、適	① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法に	適切に行っており、また、		
平成19年度	切に行われてい	よる評価額を公表した。	適切に時価による評価・公		
までに引き受け	るか。また、満期	② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で	表を行っており、所期の標		
た満期保有とす	保有とする財投	報告を求め、適切に管理されていることを確認した。	を達成していると考える。		
る財投債につい	債について、時価				
て、年金積立金	による評価も併		〈課題と対応〉		
の適正な管理に	せて行い、開示し		・インフラ投資について		
資するため、時	ているか。		は、リスクの記載や最終		
価による評価も		的にどのような形でキ			
併せて行い、開		ヤッシュにして回収す			
示することとす			るのかといった出口対		
る。			策の情報開示の仕方を		
なお、当該財			工夫すべきとの課題に		
投債について			ついて、平成30年度の		
は、第1の3の			業務概況書にて、インフ		
(1) に定める			ラ投資に係るリスクの		
ベンチマーク収			内容、出口対策に係る記		
益率に係る規定			載を行うことで対応す		
を適用しない。			る。		

4. その他参考情報

該当なし

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — 4	透明性の向上						
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	営を図ること	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易	重要度:高	関連する政策評価・行政事業	X-1-1				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 平成 平成 平成 令和 平成 平成 令和 指標等 達成目標 基準値 平成 平成 平成 元年度 (前中期目標期間最 27年度 28年度 29年度 30年度 27年度 28年度 29年度 30年度 元年度 終年度値等) 予算額(千円) 情報公開•広報 Twitter 30 回 199 回 302 回 《インプット情報の記載が困難な理由》 情報発信 活動の充実 (フォロワー数 (フォロワー数 (フォロワー数 (フォロワー数 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 5,442、閲覧回数 8,755、閲覧回数 22,653、閲覧回 24,940、閲覧回 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 577,759) 3,030,877) 数 3,931,449) 3,223,477) 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。 情報公開・広報 決算額(千円) Youtube 5本 12本 16本 11 本 動画掲載 活動の充実 (登録者数 252、 (登録者数 407、 (登録者数 (登録者数 視聴回数 4687) 視聴回数 8,645) 569、視聴回数 798、視聴回数 13,381) 14,115) ホームページ訪 情報公開・広報 562,914 570,950 662,818 560,300 経常費用 (千円) 630,891 問数 活動の充実 (セッション 数) 経常利益 (千円) 行政サービス実施コ スト (千円) 従事人員数

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標 中期計画 主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価								
			業務実績	自己評価	(見込)	評価)	(期間実績	評価)
			<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	

4. 透明性の向 4. 透明性の向 上 上

年金積立金 年金積立金の の管理及び運|管理及び運用に 用の方針並び関して、各年度 に運用結果、新一の管理及び運用 たな運用対象 実績の状況(運 を追加する場 用資産全体の状 合を始めとす一況、運用資産ご る年金積立金との状況及び各 の運用手法、管「運用受託機関等 理運用委託手一の状況並びに新 数料、運用受託 たな運用対象を 機関等の選定 追加する場合を 過程・結果等に 始めとする年金 ついて、年度の 積立金の運用手 業務概況書等 法、管理運用委 の公開資料を「託手数料、運用 より一層分か|受託機関等の選 りやすいよう 定過程・結果を に工夫すると | 含む。) 等につい ともに、国民にて、毎年1回(各 対する情報公 | 四半期の管理及 開・広報活動の び運用実績の状 在り方を検討 況 (運用資産全 し、その充実を 体の状況及び運 用資産ごとの状 況を含む。) 等に

図ること。 また、運用 受託機関等の 選定等に関し ては、経営委 員会が重要事 項と判断する 事項について 経営委員会の 審議を経て議 決を行うな ど、経営委員 会による適切 な監督の下

で、その透明

ついては四半期

ごとに) ホーム

ページ等を活用

して迅速に公表

するなど、公開

資料をより一層

分かりやすいよ

うに工夫すると

ともに、運用の

多様化、高度化

や国際化に対応

した国民に対す

る情報公開・広

4. 透明性の向上

年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っ ているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕 組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、 国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。

平成27年度は、その適切な管理等に加え、新たに Twitter に GPIF 公式アカウント及び Youtube に GPIF 公式チャンネルを開設すること により一層の情報公開・広報の促進に努めた。Twitter の GPIF 公式ア カウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、法人職員の専門性 の状況や株主優待物の処理状況など管理運用法人に対して国民が疑問 に思っている情報の発信に努めた。また、四半期の運用状況の記者発表 においては、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫 するとともに、当日中に記者会見の模様をYoutube の GPIF 公式チャ ンネルに掲載した。さらに、理事長が対談形式で基本ポートフォリオをを行った。 分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載した。

また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮 しつつ、引き続き一定期間(7年)経過後の議事録公表に向けた所要の 手続きを行った。

平成28年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその│ンツをホームページ上に充実さ│の公式ホームページの全面リ 適切な管理等に加え、Twitter 公式アカウントでは、運用手数料の状況 や委託先運用機関が選んだ優れたコーポレート・ガバナンス報告書、統 合報告書など管理運用法人 に対して国民が疑問に思っている情報の発 信に努めた。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様に加 え、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を新たに掲載した。管 理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情 報については英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 25回 (昨年度は 11回)、Twitter から 46回 (昨年度は 5回)の英語 た。 による情報発信を行った。

平成28年度の業務概況書においては、管理運用法人が設立されてか ら 10 年間となったことから、一つの区切りとして、複合ベンチマーク 対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など10年間の歩 みを振り返り分析し公表した。

平成29年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその 適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点か ら、SNS を活用するとともに、平成29年6月にホームページ(トップ ページ) の改修を実施した。

平成30年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその│ととした。 適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点か ら、SNS を活用するとともに、長期分散投資について国民へわかりやす │ おいて講演等で管理運用法人に │ 評価する。 く訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させた。

年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実しによる新年メディア懇談会を開

評定: A

以下の評価の視点ごとの自己 評価で示すとおり、業務概況書な どの公表資料の迅速な情報公開 に加え、より一層の情報公開・広 | 報の促進に努める観点から、ホー ムページによる情報発信以外に も、Twitter GPIF 公式アカウント | 行った上で平成 27 年~平成 及び Youtube GPIF 公式チャン 30 年の3月末時点の全保有 ネルを開設し、運用状況を国民に | 分かりやすく説明する動画を掲 | た、平成29年度より、業務概 | 載するなど国民が疑問に思って | いる情報や関心の高い情報発信 の公表を、年度計画に公表日

国民により分かりやすい情報 発信を行う観点から、長期分散投 | 略を策定して広報の方向性を 資の意義等を具体例を用いなが │ 明確化した上で取組を行って ら分かりやすく説明するコンテーおり、平成30年度には、法人 せるとともに、年金制度における 積立金の役割や長期分散投資の 充実、年金制度や資産運用に | 効用を中心に、年金制度や資産運 | 必ずしも詳しくない方向けの 用に必ずしも詳しくない方向け | パンフレット「GPIFって にわかりやすく解説したパンフ なに?」の制作、第1回目の レットを制作し、ホームページ上 にも掲載する等の取組みを行っ

さらに、透明性の向上と情報公 | 加えて Twitter や Youtube に 開の充実を図るため、市場への影 よる情報発信を平成 27 年度 響を検証することとした上で、平 成27年~30年3月末時点の 資家向けイベントへの広報責 全保有銘柄を開示した。また、迅 | 任者の登壇、国内外のセミナ 速な情報公開を行うため、平成2 9年度より業務概況書及び各四 よる新年メディア懇談会の開 半期の運用状況の公表日を年度|催等の取組により、積極的な 計画に明記した上で公表するこ│情報発信に努めている。

その他、国内外のセミナー等に「目標を達成しており、「B」と 関する説明を行ったほか、理事長

<評定に至った理由>

中期目標期間開始以降(平 成 27 年4月~平成 31 年3 月)、前年度の運用状況等を説 明する業務概況書の内容の充 実を継続的に行うとともに、 市場への影響について検証を | 銘柄の開示を行っている。ま 況書及び各四半期の運用状況 を明記した上で行っている。

平成 29 年度以降は、広報戦 ニューアル及びコンテンツの 「ESG活動報告」の刊行等 の取組を行っている。

その他、ホームページ等に に開始するとともに、個人投 一等における講演、理事長に

以上を踏まえれば、所期の

性を確保する	報活動の在り方	を図る	ため、全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、	催するなど積極的な情報発信に	<今後の課題>
こと。	を検討し、その		本、労働団体及び市場関係団体の計8団体に意見照会を行い、各		年金積立金の管理及び運用
さらに、経	充実を図る。	団体の	意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階にお	加えて、ESGの取り組みを評	に対する国民の信頼を高める
営委員会の審	また、運用受	いて実	証的な検証(イベントスタディ)等を行い、市場への影響等の懸	価し、投資の効果を確認するとと	よう、様々な情報発信ツール
議の透明性の	託機関等の選定	念がな	いことを確認しながら進めることとした。第1回~第3回の検証	もに、透明性を確保する観点か	を活用しつつ、国民に対する
確保を図るた	等に関しては、	につい	ては、一般的に認められた専門的知見である Fama-French 3 ファ	ら、平成30年8月に第一回目の	情報公開・広報活動の一層の
め、議事録及	経営委員会が重	クター	モデルを活用し、市場に対する影響度合の検証を行った。検証に	報告書となる「平成29年度	充実に努めることが望まれ
び議事概要を	要事項と判断す	あたっ	ては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成28年3月末と	ESG活動報告」を刊行するととも	る。
それぞれ厚生	る事項について	の平成	29年3月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関	に、同10月に同報告書の英語版	
労働省令で定	経営委員会の審	が保有	しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多	を刊行した。	
める期間の経	議を経て議決を	角的な	倹証を行った。	以上を踏まえれば、所期の目標	
過後速やかに	行うなど、経営	加え	て、第1~3回の検証を総括した内容を著名な証券アナリストジ	を大きく上回る成果が得られた	
公表するこ	委員会による適	ャーナ	ル(2018年2月号)に寄稿し、ホームページ以外の媒体を通じて	と考えられることから、Aと評価	
と。	切な監督の下	も、広	く公表を行った。	する。	
加えて、法	で、その透明性				
人が行う年金	を確保する。		平成28年7月29日に、平成27年3月末時点(債券1092発行体、株式4702 銘柄)の保有銘柄を開示		
積立金の管理	さらに、経営		平成28年11月25日に、平成28年3月末時点(債券2297発行体、株式		
及び運用の透	委員会の審議の		4711 銘柄) の保有銘柄を開示		
明性をさらに	透明性の確保を	保有釒			
高めるため、	図るため、議事	柄開力			
保有する全て	録及び議事概要				
の有価証券の	をそれぞれ厚生				
銘柄名(債券	労働省令で定め		た。)		
については発	る期間の経過後		平成28年10月20日第110回運用委員会		
行体名) と当	速やかに公表す		「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について」報告		
該有価証券の	る。	運用			
時価総額を公	加えて、管理		平成29年9月11日第122回運用委員会		
表すること。	運用法人が行う		「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証について(その3)」報告		
上記の事項	年金積立金の管		平成28年11月25日 「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」公表		
は、年金積立	理及び運用の透		平成29年3月3日		
金の管理及び	明性をさらに高		「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について (2)」公表 平成29年9月11日		
運用に対する	めるため、保有		「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について (3)」公表		
国民の信頼を	する全ての有価		第1~3回「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について」 公表		
確保するため	証券の銘柄名	公表			
の主要な役割	(債券について)		「GPIFの保有銘柄開示による国内株式市場への影響について」証券アナリス		
を果たすこと	は発行体名)と		トジャーナル 2018 年 2 月号		
から、重要度	当該有価証券の				
が高いものと	時価総額を公表				
する。	する。				
	これらの情報				
	公開に当たって				

は、	市場への影
響に	留意するも
のと	:する。

<評価の視点>

(1) 基本ポート フォリオの考え方 を含む年金積立金 の管理及び運用の 方針、運用結果、具 体的な運用体制な ど管理運用の仕組 みを年度の業務概 況書などで理解し やすく情報公開し ているか。

(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、 業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・ 運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上 で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めている。なお、平成27年 度は、理事長が対談形式で基本ポートフォリオを分かりやすく説明す る動画を Youtube 公式チャンネルに掲載し、平成28年度は新たに 理事長による新年メディア懇談会を開催するなど理解しやすい情報 公開に努めた。このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理 運用法人に関する説明を行う等、積極的な情報発信に努めた。

平成29年度は、広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上 で、国民の信頼を高めるため、ターゲット別にアプローチを実施した。 効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公 式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、管理運用法 人による長期分散投資の成果をインパクトのある数字で分かりやす く示す情報の発信に努め、フォロワー数が昨年度末比約 2.7 倍の 22,653 となった。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模 様や運用状況を国民に分かりやすく説明する動画に加え、長期投資家 としての管理運用法人を紹介する映像及び採用 PR 映像を掲載した。 管理運用法人に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要 な情報については日本語とタイムラグのない英語による情報発信に 努め、ホームページの新着情報から35回(昨年度は25回)、Twitter から46回(昨年度も46回)の英語による情報発信を行った。また、 四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。基本ポ ートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況 書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕 組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基 本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャン ネルに掲載するなど説明に努めている。

このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関 する説明を行い、平成28年度に引き続き理事長による新年メディア 懇談会を開催するなど、積極的な情報発信に努めた。

また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供の受 付について、ホームページに掲載した。

オルタナティブ資産に係る運用機関の公募は管理運用法人にとっ て初めての取組みであることから、説明会を複数回開催すると共に、 当該説明会資料(日・英)をHPに掲載する等、運用機関が当法人の オルタナティブ資産関する考え方を充分理解した上で公募プロセス に参加できるような工夫を行った。

平成30年度は、広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上

【評価の視点】

(1) 基本ポートフォリオ等の 管理及び運用の趣旨や仕組 みについては、業務概況書に おいて説明しているほか、主 要4資産の時系列データや 身近な例を活用し、長期分散 投資について国民へわかり やすく訴求するよう、ホーム ページのコンテンツを充実 させるとともに、年金制度に おける積立金の役割や長期 分散投資の効用を中心に、年 金制度や資産運用に必ずし も詳しくない方向けにわか りやすく解説したパンフレ ットを制作し、ホームページ 上に掲載する等の取組みを 行っており、所期の目標を達 成していると考える。

で、効果的なコミュニケーションツールとして SNS を活用し、Twitter 公式アカウントでは、「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散 投資の効用、ESG 投資の意義)を訴求する発信をすることにより、積 立金の役割/長期分散投資に関するツイートへの反応が大きく示さ れた。また、第三者のツイッターで国民に誤解を与えかねない情報が 拡散された場合には、事実に基づく公式ツイートで情報発信を実施し た。昨年度比プラス 103 回となる 302 回の情報発信を行い、フォロワ - 数は昨年度末比プラス 2,287 の 24,940 となった。 このようなこれまでの取組が功を奏し、平成31年2月1日公表の 第3四半期運用実績を受けて実施した広報効果測定では、「運用の仕 方に不安を感じる」との見方は上昇したものの、期間損益が赤字にも かかわらず「累積収益」に対する認知度が上がった。基本ポートフォ リオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書におい て説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用 し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホーム ページのコンテンツを充実させるとともに、年金制度における積立金 の役割や長期分散投資の効用を中心に、年金制度や資産運用に必ずし も詳しくない方向けにわかりやすく解説したパンフレットを制作し、 ホームページ上に掲載した。 このほか、国内外のセミナー等において94件の講演を行い、理事 長による新年記者懇談会では、「3つのメッセージ」(積立金の役割、 長期分散投資の効用、ESG 投資の意義) が伝わるように意識して説明 を行った。 (2)業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から (2) 年金積立金の運用手法、管 平成27年度は7度、平成28年度は5度、平成29年度は7度、平 理運用委託手数料、運用受託 成30年度は3度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。 機関等の選定過程・結果等に

(2) 年金積立金 の運用手法、管理 運用委託手数料、 運用受託機関等の 選定過程・結果等 について、年度の 業務概況書等の公 開資料をより分か りやすいように工 夫するとともに、 国民に対する情報 公開・広報活動の 在り方を検討し、 その充実・強化の ための取組を行っ たか。

- (3) 平成30年度において、公式ホームページを全面リニューアルし、 CMS 機能を導入したことにより迅速かつ柔軟な資料掲載等が可能とな った。また、年金制度における積立金の役割や、長期分散投資の効果 をイラスト等を使ってわかりやすく解説した。さらに、海外メディア や海外取引先の利便性向上のため、英語ホームページでも業務方針の 翻訳版を掲載するなどコンテンツを拡充した。

ついては、業務概況書等で適 切に公表した。これに加え、 平成27年度に開設した Twitter 公式アカウントで は、運用手数料の状況や委託 先運用機関が選んだ優れた コーポレート・ガバナンス報 告書、統合報告書など管理運 用法人に対して国民が疑問 に思っている情報を発信す るとともに、Youtube 公式チ ャンネルでは、記者会見の模 様に加え、運用状況を国民に 分かりやすく説明する動画

	を掲載した。さらに、平成2
	7 年度業務概況書において、
	複合ベンチマーク対比のパ
	フォーマンス、インカムゲイ
	ン、リスク指標など10年間
	の歩みを振り返り分析した
	ほか、年金積立金の管理及び
	運用に関して、透明性の向上
	と情報公開の充実を図るた
	め、市場への影響を検証する
	こととした上で、平成 27年
	3月末時点及び平成 28 年 3
	月末時点の全保有銘柄を開
	示した。
	平成29年度は、広報戦略
	を策定し広報の方向性を明
	確化した上で、国民の信頼を
	高めるため、ターゲット別に
	アプローチを実施した。効果
	的なコミュニケーションツ
	ールとして SNS を活用し、
	Twitter 公式アカウントで
	は、管理運用法人による長期
	分散投資の成果をインパク
	トのある数字で分かりやす
	く示す情報の発信に努め、フ
	オロワー数が昨年比約2.7倍
	の 22,653 となった。また、
	Youtube 公式チャンネルで
	は、記者会見の模様や運用状
	況を国民に分かりやすく説
	明する動画に加え、長期投資
	家としての管理運用法人を
	紹介する映像及び採用 PR 映
	像を掲載した。管理運用法人
	に対する国際的な関心が高
	まっていることに鑑み、重要
	な情報については日本語と
	タイムラグのない英語によ
	る情報発信に努め、ホームペ
	ージの新着情報から 35 回(昨
80	

新選 (中海南) 本面 20年 新選 (中海南) 本面 20年 新選 (中海南) 本面 20年 2) 205 以外生産 中国市场人 の原則 200 年 20		年度は 25 回) Twitton から	
能による情報できるものよう マルス・スペーク マルス・スペーク ・ アルス・スペーク		年度は25回)、Twitterから	
マルチ・イアルー 人の (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)			
ジ・の以降ので整理無用人人 の延用について回流に避解 を水の分割から離入を担い て、投資が耐かなにも形成 パンかに及集を関するが設置 し、支統分を実質をしての 管理機用法人の始め度を省 めた。 ・ 本元、管理機用法人の始め度を省 めた。 ・ 本元、管理機用法人の始め度を省 めた。 ・ は、 連門心療をと対のいい へ か、 の まるの成立か 、 中本の学・正 地球を対 の で、 中本の学・正 地球を対 の で、 このの成立か 、 中本の学・正 地球を の で、 このの成立な 中心とする途中、ショボグラ 人への変数量のを基本を目 の で、 近日にかた。 をもに口 足 で、 近日にかた。 をもに口 と で、 近日にかた。 をもに口 を 対 の が解し、 で、 近日に対 に で で 近世に対 に で が 近日にかた。 ともに で が 近日にかた。 ともに で が 近日にかた。 ともに で が 近日にかた。 ともに で が 近日にかた からに で が 近日にからからな で が が で で が で が で が で で が で で が で で が で で で が で で で が で			
の適用について国民に組織 を求める新たな観ねとして、教質がよったもの軸性 力のわる国人女養家切りで 人の間の教育を担しての 資料適用法人の知る国人の知る国から 地元、程度の教唆を選出しての 資料適用法人の知る国から 地元、国民を教唆なが、 の近年を任している日本の 総計について、国民を教命は、 を、加工工程などれないな テータネルターに理解すま のを魅力が、国工程などれながな テータネルターに理解すま のを動かが、国内で政策を申心してお渡を 中心ともる歌・シンボンウ ムーの後離日の参議を回出 大や譲渡を兼な日本のか。 大の近に、さらい血 、表を進力を構成がた即取り 、表表の主に可能の事故 は、の記述・「経済を改な人体」 データネルターに可能の事故 は、いるとは、これを の認定・「経済を改な人体 ・「での業界権。別法人を総合 しての業界権。別法人を総合 しての業界権。別法人を総合 での認定をの理解と関注、 で確認を対象人の変性で使由 の認定・「おけい・ガーンドルー で確認を対象人の変性で使由 の認定した。日本 自体に は、日本 自体に は			
を求める私力な配利として、我資利小者のどにも終ま ののかる個人長官祭间付け べったに発育性者が基礎 し、規則の財政策をしての 特別運用法人の年表を高 のた。 金元、管別運用法人が長期 的方式要似している目的で 投資について、国际空疫毒先 企業、調用業務など起流で、ス データルのダーに足解を求 める低力の収集を国西 入・のでは同一の大きの心を含 中心としている。そのに国 国や管理機関を定取引 分・成功を含めている。そのに国 国で、国制を特徴を定 のは、今の一人ので、国際で変 のな のは、会ので、のな のは、のな のは			
て、改革和心者などに当版本 カのある権人投資を約17 カのある権人投資を約26 し、実際の投資を20 にの 管理運用から効果を変を高 めた。 また、管理販用人の表現か ら近年版しているESG を20 について、国民や役割な 企業、延用業者など権助いス テークルルターに関係を求 める現まから、ESFを含か 中心生力な設備・シンボジワ ムへの投資信の整定と同内 外で38 個点のた。さらに国 民や破損を20 取引 を、び無を変を変し返しいス テークルルターに関係を求 しての管理原用を20 収損を20 取引 を、対策を変を変としているで変更 は人の認定。に関数資産で にての管理原用を20 収損を20 取引 を、はあるの変化を制作し、管理運用のよりを紹介・一定対応20 の表現を制作し、管理運用のよりを対す ではいるため、また。6年期ご と支び業権限处から表明に、 管理に関するが成立した。広 様に関するが成立した。広 様に関するが成立した。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
プのある個人及資産的が複雑し、現所が放在を確認して、現所が放在を確認しての管理無用が入めた。 管理無用が入めた。 一定な、管理を持ちない。 一定な、管理では、また、管理では、また、管理では、また、管理では、また、管理では、また、を使用でいて、国際や改資を企会、進度、関係では、また、でのでは、国際や改資を、こので表を使用されて、国際のでは、またのでは、でのでは、また。またに国際、大学のでは、また。またに国際、大学のでは、大学のでは、また。またに国際、大学のでは、また、では、大学のでは、などのでは、は、国際、大学のでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのは、などのでは、などのでは、などのなどのでは、などのなどのでは、などのなどのでは、などのなどのでは、などのなどのでは、などのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな			
ベントに収集性を必要を し、実際が散変姿態としての 管理無用法人の利本皮を あた。 では、管理部構な人が長期 的な差別収益自上の観点から と更等強化している下ある。 数値かつで、国民で改資性 で無、顕揮素券をと値点いス グ・クホルグ・と更新を表 める観点から、下名の表資を 中心とする情報・シンポジリ よへの要解の必要条を内身 体である他になった。今年に国 反や選用受生機関などはより 気、投資金企業をと組入いス グ・投資金企業をと組入いス グ・投資金企業をとしている について国際国 特人の認知度・何報性の向上 を区かるため、定物投資を しての管理無法人を配介 する約 2 分の映像を例れし、 管理所は、人の受付や位長 の設備、大の受付や位長 の設備、大の受付や位長 の設備、大の受付や位長 の設備、大の受付を でして、設定、画半調ご と変が表数数はを更減した。広 様に関する循係い取組みの 利用、 の場所に関する場合と を を を を を を を を を を に は を を を を の の の の の の の の の の の の の			
し、長期分散教育家としての 管馬原推出人の力を渡る底 めた。 なた、管理場性にの観点から お買いので、国内を政策権 や、運用を存な所能でいな テーカルターに運解を求 める酸なから、まら感覚を 中とする意識・シンボンク ムへの役職員の全位を国内 所で 86 回で元と、まらに国 気や旅工を発化能でいる。 テータルルターに登録のを返を国内 所で 86 回で元と、まらに国 気や旅工を経版がと連引 、 株容がか特定が展加して連 、 たいでのでは、「毎時の向上 をはめるため、大財政育家と しての客型場所とので付か役員 の定義・ではいるする。人は政治家を でのをした。また、四年期ご とで確かした。また、四年期ご を変している。は、日本のより でのをした。よた、四年期ご を変している。は、日本のより のでは、ないのであり、アンネル でのをした。また、四年期ご とび事等様に言っなが時で を変している。これで のである。での理解的は なる。 ロ のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。でのである。これで のである。である。これで のである。である。これで のである。これではなる。これできないでき			
管理運用法人の知名度を高 あた。 世界使にしている形象の ら近年後にしている形象の ら変について、国民や投発を 企業、運用業界などではいる アータオルが、上の経済を表 の名観力がは、上の保険を 中心とする響点・シンボジウ 人への後観音の音楽を国内 外で 段 回行った。さらに国 民や運用金流機能など呼の 生 人の表現を一定を上でにいる データホルゲーにを連連用 性人の表現は、「保験性の何」と を対かることの長期教育家上 しての管理運用法人を紹介。 でのでのでは、手間を変え しての管理運用が、人を紹介 するのよのが使を制作し、 管理運用が、人を紹介 するのよのが使を制作し、 管理運用が、人を紹介 でるのよのを付きを負 の機能、下の口のデャンネル で放映した。また、四半期ご と及び、実務状況を含とまって 返りのの表示でいていて、このでのでは、また、四半期ご と及び、実務状況を含まれた。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、単純にか 国家を可能とないました。 広 薬に関する目伝い、本 国家では、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定には、一定に			
めた。 また、管理部用が入が長期 的な被策を整向上の視力から近年機化しているESG 投資について、回来や委託を 企業、運用業界を地域にない テークホルダーに連解を求 める最初から、ESG依依を 中心とする講演・シェボウ ムへのを職員の登進を担め 外で、移・回転であた。亳とも国 にや部用愛知機策など進引 気、被別をか参索と呼吸いス テークホルダーに管理器用 続いる可能を、中様性の改上 をじかるため、巨規投資をと しての権事制用法人を治介 する的2分の機を制作し、管理器所法人の心体を での進済・YouTube チャンネル で放映した。また。国中新に と及び事業を機能度を必要的に 広報効果例定を実施した。よ 欄に関する確立い事項の 結集、両調をで、管理器同法と			
また、管理運用法人が長期 的な投資収益化しの観点から近年強化しているとSG 投資について、国匹や投資先 企窓、運用空界を定配ないステークホルダーに到解を求 めろ観点から、FSG投資を 中心とする高減・シンポジウ ムへの役職員の免疫を 中心とする高減・シンポジウ ムへの役職員の免疫を回り 外で 58 同行った。さらに国 巨や地理を近極関など取引 気、投資を全党などの違ないス テークホルダーに管理選用 活人の認恵は・信配性の自上 をはかるこめ、良味投資家と しての管理運用法人を紹介 する約2の映像を創作し、 管理運用法人を紹介 する約2の映像を創作し、 管理運用法人を紹介 する約2の映像を創作し、 管理運用法人を認介 が表版した。また、国半期ご と及び完新版の基本時にに 広報が集別が多葉施した。広 福に関する属ない原組みの 結果、同調金で 管理運用法人 人について「信頼できる」と			
的な性質収益向上の規点から。近年権化しているESG 投索について、回収や投発性 ・ 一本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
し を選出業界など程広いステークオルターに母康を求める観点から、ESG投資を中心にする講演・シンボジウムへの後職員の整理を国内外での回行った。さらに国民や運用受拡視版と取引先、投資完全表など程広いステークルルターに管理運用技人の認知度・情報性の向上をはからため、長期投資家としての管理運用技人の認介するのと分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube・チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び手添替扱業の未持に広場が手動産を実施した。広報に関する確広い取組みの結果、「高速査で管理運用技人の向端、下級国政の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		また、管理運用法人が長期	
設督について、国民本政性、 企業、選用業界と個点のいえ テークホルダーに連解を求 める観点から、BSの投資を 中心とする認識・シンボジウ ムへの後職員の登壇を国内 外で SS 回行った。そらに国 民や運用受託機関など取引 先、投資企業など個点いス テークホルダーに管理運用 法人の認恵度・信頼性の向上 を行かるため、民類投資家と しての管理運用法人を紹介 する約2分の映像を制作し、管理運用法人のの分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員 の議食、YouTube デャンネル で放験した。法た、四半期ご と及び業務機関本を実時に 広報効果制定を実施した。広 報に関する幅広い成績みの 結果、同調者であるに、 に対数系制になる実施した。 広 他に関する幅広い成績みの		的な投資収益向上の観点か	
・		ら近年強化しているESG	
テークホルダーに理解を求める観点から、ESの投管を中心とする講演・シンボジウムへの役職員の登型を国内外での数目でった。さらに国民や運用受託機関など取引先、投資化企業など傾成いステークホルダーに管理運用 法人の認知度・信頼域の向上を行かるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTubo チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務核形書や表別に広報初果側定を実施した。広報に関する幅式い取組みの結果、同調査で管理運用法人の場合は、広報に関する。		投資について、国民や投資先	
める観点から、ESG投管を中心とする講演・シンボジウムへの登職員の登随を国内外で 8km 同行った。さらに国民や運用受託機関など取引先、投資先企業など順広いステークホルダーに管理運用法人の認知度・信頼性の向上をはかっため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の総介や役員の講演・100世のチャンネルで放映した。 法た、四半期ごと 及び業務観況書公表時に 広報別思測定を実施した。 広報に関する幅広い取組みの結果、同議査で管理運用法人の		企業、運用業界など幅広いス	
中心とする講演・シンボジウムへの後職員の登壇を国内外で 58 回行った。 ちらに国民や運用受託機関など取引先、教育先企業など値広いステークホルダーに管理運用法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務観光ま公表時に広報効果測定を実施した。広、衛・に関する組広い取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と		テークホルダーに理解を求	
ムへの役職員の登填を国内 外で 58 同行った。さらに国 医や運用受託機関など取引 先、投資先企業など幅広いス テークホルダーに管理運用 法人の認知度・信頼性の向上 をはかるため、長期投資家と しての管理運用法人を紹介 する約 2 分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。また、四半期ご と及び業務構造書分表時に 広籍効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同期金で 管理運用法 人について「信頼できる」と		める観点から、ESG投資を	
外で 58 回行った。さらに国 民や運用受託機関など取引 先、投資先企業など幅広いス テークォルダーに管理運用 法人の認知度・信報機性の向上 をはかるため、長期投資家と しての管理運用法人を紹介 する約2分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。また、四半期ご と及び業務概況書公支時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と		中心とする講演・シンポジウ	
民や運用受託機関など取引 先、投資先企業など幅広いス テークホルダーに管理運用 法人の認知度・信頼性の向上 をはかるため、長期投資家と しての管理運用法人を紹介 する約 2 分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。よた、四半期ご と及び業務観况書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と		ムへの役職員の登壇を国内	
先、投資先企業など幅広いステークホルダーに管理運用 法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で管理運用法 人について「信頼できる」と		外で 58 回行った。さらに国	
テークホルダーに管理運用 法人の認知度・信頼性の向上 をはかるため、長期投資家と しての管理運用法人を紹介 する約2分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。また、四半期ご と及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と		民や運用受託機関など取引	
法人の認知度・信頼性の向上をはかるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報ない取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と		先、投資先企業など幅広いス	
をはかるため、長期投資家としての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と		テークホルダーに管理運用	
しての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報効果測定を実施した。広報が、取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と		法人の認知度・信頼性の向上	
しての管理運用法人を紹介する約2分の映像を制作し、管理運用法人の受付や役員の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報効果測定を実施した。広報が、取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と		をはかるため、長期投資家と	
する約2分の映像を制作し、 管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。また、四半期ご と及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
管理運用法人の受付や役員 の講演・YouTube チャンネル で放映した。また、四半期ご と及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
の講演・YouTube チャンネルで放映した。また、四半期ごと及び業務概況書公表時に広報効果測定を実施した。広報効果測定を実施した。広報に関する幅広い取組みの結果、同調査で管理運用法人について「信頼できる」と			
で放映した。また、四半期ご と及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
と及び業務概況書公表時に 広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
広報効果測定を実施した。広 報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
報に関する幅広い取組みの 結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
結果、同調査で 管理運用法 人について「信頼できる」と			
人について「信頼できる」と			
8年7月の17.7%から、平成			
30年2月は27.7%まで上			
81			

平成30年度は、Twitter 公式アカウントでは、「3つ のメッセージ」(積立金の役 割、長期分散投資の効用、 ESG 投資の意義) を特に意識 した情報発信をすることに より、積立金の役割/長期分 散投資に関するツイートへ の反応が大きく示される結 果となり、第三者のツイッタ ーで国民に誤解を与えかね ない情報が拡散された場合 には、事実に基づく公式ツイ ートで情報発信を実施した。 その結果、Twitter による情 報発信の回数は302回(昨年 度比プラス 103 回) となり、 フォロワー数は 24,940 (昨年 度末比プラス 2,287) となっ これらにより、所期の目標 を大きく上回る成果が得ら れたと考える。 (3)各年度•各四 (4) (3) 適切に各年度・各四半期の 【平成27年度】 半期の管理及び運 運用状況を公表しており、所 用の運用実績の状 平成26年度の業務概況書については、平成27年7月末までに、 期の目標を達成していると 況等について、迅 各四半期の運用状況については、各四半期終了後2カ月後を目途にそ 考える。 速な情報公開を行 れぞれ市場への影響に留意しつつ公表を行った。 ったか。 業務概況書 第1四半期 第2四半期 第3四半期 H27.8.27 H27.11.30 H27.7.10 H28. 3. 1 【平成28年度】 平成27年度の業務概況書及び平成28年度の各四半期の運用状 況については、透明性の向上を図るため、平成28年度計画において 事前に公表日を明示して公表を行った。 業務概況書 第1四半期 第2四半期 第3四半期 H28.7.29 H28. 8. 26 H28. 11. 25 H29.3.3 なお、平成29年3月に策定した平成29年度計画において、平成 28年度の業務概況書は7月の第1金曜日、平成29年度の各四半期 82

昇した。

	の運用状況は、翌々月の第一金曜日とすることとし、公表日を前倒し	
	することとした。	
	【平成29年度】	
	透明性の向上を図るため、平成29年度計画において、平成28年	
	度の業務概況書は7月の第1金曜日、平成29年度の各四半期の運用	
	状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前	
	日)を公表日とすることとし、前倒しして公表を行った。	
	業務概況書 第1四半期 第2四半期 第3四半期	
	H29. 7. 7 H29. 8. 4 H29. 11. 2 H30. 2. 3	
	【平成30年度】	
	透明性の向上を図るため、平成30年度計画において、平成29年	
	度の業務概況書は7月の第1金曜日、平成30年度の各四半期の運用	
	状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前	
	日)を公表日とすることとし、公表を行った。	
	業務概況書 第1四半期 第2四半期 第3四半期	
	H30. 7. 6 H30. 8. 3 H30. 11. 2 H31. 2. 1	
(4)監査委員会	(5)監事(監査委員会)監査の結果及び監査法人による外部監査の結果	(4)適切に監事(監査委員会)
及び監査法人の監査のは思答により	について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。	及び監査法人の監査の結果
を		等を公表しており、所期の目標が表はしているよ者さる
て、迅速な情報公 開を行ったか。		標を達成していると考える。
(5)運用受託機	(6)	(5)以下の事項について運用委
関等の選定等に関	【平成27年度】	員会及び経営委員会の審議
しては、経営委員	① 外国債券における運用受託機関の選定結果及びマネジャー・ストラ	等を経て実施している。
会が重要事項と判	クチャーの見直しについて、ホームページに掲載した。	・ 外国債券アクティブ運用及
断する事項につい	② 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定	びパッシブ運用の運用受託
て経営委員会の審	過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。	機関及びオルタナティブ投
議を経て議決を行	③ マネジャー・エントリー制度の導入過程について、運用委員会の議	資の資産管理機関の選定過
うなど、経営委員	事要旨をホームページに掲載した。	程や手数料の水準について
会による適切な監	④当法人のスチュワードシップ活動について、「平成27年日本版スチ	は、運用委員会の審議を経て
督の下で、その透	ュワードシップ・コードへの対応状況について」を公表(平成28年	実施(27年度)
明性の確保が図ら	1月28日)し、平成27年の当法人のスチュワードシップ活動の状	・ 外国株式及び国内株式パッ
れているか。	況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。	シブ運用の運用機関の公募
	⑤「平成27年 日本版スチュワードシップ・コードへの対応状況につ	開始にあたり、外国株式運用
	いて」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。	については運用受託機関構 はの現場の状態ないまた屋内
	⑥ 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定	成の現状分析等を、また国内
		株式パッシブ運用について

に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、 運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理 機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会 で審議し、資産管理機関の選定を行った。

【平成28年度】

- ① 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募について、ホームページに掲載した。
- ② 企業アセットフォーラム及びグローバル・アセットオーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載した。
- ③ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成28年スチュワードシップ活動報告」を公表(平成29年1月25日)し、平成28年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。
- ④ 「平成28年スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版 も作成しホームページに掲載した。
- ⑤ 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施した。

【平成29年度】

- ① 平成29年5月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード(改訂版コード)の趣旨に賛同し、平成29年8月1日に「コード改訂に伴う対応」を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、ホームページで同日公表。
- ② 平成29年6月1日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使原則を新たに策定し、同年6月2日にホームページで公表。
- ③ 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請(ホームページにも掲載)
- ④ ③で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当法人のホームページで公表。
- ⑤ 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成29年 スチュワードシップ活動報告」を公表(平成30年2月2日)し、平成29年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。
- ⑥「平成29年 スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版サマリーを作成しホームページに掲載。別途、全訳も作成。
- ⑦ 企業・アセットオーナーフォーラム及びグローバル・アセットオーナーフォーラムの議事概要についてホームページに掲載。
- ⑧ オルタナティブ資産運用の特性に見合った報酬体系及び手数料水

- はスチュワードシップ活動 を強化するための追加公募 であること等を運用委員会 による審議を経て実施(28 年度)
- ・オルタナティブ資産運用の 特性に見合った報酬体系及 び手数料水準に関して運用 委員会で審議し、また、イン フラストラクチャー分野及 び国内不動産分野における 運用受託機関の採用及び担 資マンデートの付与に際し て、採用の経緯及び理由につ いて経営委員会に報告(29 年度)
- ・ 国内株式パッシブファンド の審査状況について報告す るとともに、外国株式パッシ ブファンドの審査状況につ いて、平成29年度に総合評 価方法の変更に伴い、変更後 の基準に基づき実施した総 合評価結果を報告(30年 度)
- 短期資産の資産管理機関の 選定結果を報告(30年度)
- ・ 不動産分野における運用受 託機関の採用及び投資マン デートの付与に際して、採用 の経緯及び理由、運用報酬お よび運用者による共同投資 等アラインメント確保策に ついて報告(30年度)
- 以上により、所期の目標を達成 していると考える。

	準に関して運用委員会で審議し、また、インフラストラクチャー分野	
	及び国内不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデー	
	トの付与に際して、採用の経緯及び理由について経営委員会に報告を	
	実施した。	
	実施した。 【平成30年度】	
	① 当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ」	
	活動報告」を公表(平成31年2月28日)し、平成30年の当法人	
	のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要に	
	ついてホームページに掲載。	
	② 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシッ	
	プ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシッ	
	プ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてス	
	チュワードシップ活動報告において明示。	
	③ 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチ	
	ュワードシップ活動報告の中で公表。	
	④ 「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成し	
	ホームページに掲載。	
	⑤ 以下の取組について経営委員会に報告を実施した。	
	ア 国内株式パッシブファンドの審査状況について報告するとと	
	もに、外国株式パッシブファンドの審査状況について、平成29	
	年度に総合評価方法の変更に伴い、変更後の基準に基づき実施し	
	た総合評価結果を報告、	
	イ 短期資産の資産管理機関の選定結果を報告	
	ウ 不動産分野における運用受託機関の採用及び投資マンデート	
	の付与に際して、採用の経緯及び理由、運用報酬および運用者に	
	よる共同投資等アラインメント確保策について報告	
(6)経営委員会	(7)	(6) 適切に、経営委員会の議事
の議事録及び議事	【平成27年度】	概要及び運用委員会の議事
概要をそれぞれ厚し	開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場へ	録の公表をしており、所期の
生労働省令で定め	の影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。	目標を達成していると考え
る期間の経過後速	また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一	る。
やかに公表するよ	定期間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。	
う所要の手続を進	【平成28年度】	
めたか。	開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場へ	
3.20	の影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨を	
	Twitterで情報発信した。	
	また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一	
	定期間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。	
	【平成29年度】	
	開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等並びに経営委員	

	会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響に配慮しつつ、	
	ホームページに公表するとともに公表した旨を Twitter で情報発信し	
	た。	
	また、運用委員会の議事録については、一定期間(7年)経過した	
	第38回~第43回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。	
	なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間	
	(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。	
	【平成30年度】	
	開催された経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への	
	影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨を	
	Twitter で情報発信した。	
	また、運用委員会の議事録については、一定期間(7年)経過した第	
	44回~第53回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。	
	なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間(7	
	年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。	
(7)保有する全	(8) 年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成29	(7)年金積立金の管理及び運用
ての有価証券の銘	年3月末時点及び平成30年3月末時点の保有する全ての有価証券	の透明性をさらに高めるた
柄名(債券につい	の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公	め、平成27年3月末、平成
ては発行体名)と	表した。	28年3月末、平成29年3
当該有価証券の時		月末及び平成30年3月末
価総額を公表した	(9) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的な	時点の保有する全ての有価
カっ。	リターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)に関	証券の銘柄名(債券について
	する取り組みを積極的に推進している。このようなESGの取り組み	は発行体名)と当該有価証券
	を評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点か	の時価総額を公表しており、
	ら、平成30年8月に第一回目の報告書となる「平成29年度 ESG	所期の目標を達成している
	活動報告」を刊行した。同10月に同報告書の英語版を刊行し、平成	と考える。
	31年1月には日本語版を増刷した。当法人では、ESGへの取組み	
	の効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげ	
	ていく。	
		〈課題と対応〉
		特になし

4. その他参考情報

該当なし

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — 5	基本ポートフォリオ等						
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	営を図ること	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	D主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
		終年度値等)											
基本ポートフォ	適切な資産構	1回	1回	1回	1 回	1回		予算額 (千円)					
リオを検証した	成割合の管理								《インプッ	ト情報の記載が	が困難な理由》		
回数									当法人は	、年金積立金0	の管理及び運用業	美務のみを行っ`	ており、財
基本ポートフォ	適切な資産構	1回または0回	0回	0 回	0回	0回		決算額 (千円)	務情報等に	ついては、業務	务全般のみを管理	里している。し だ	たがって、
リオの見直しを	成割合の管理	(見直しを行った年							評価項目ご	との財務情報等	等の記載は不可能 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	000	
行った回数		は業務量が増えるた											
		め高く評価)											
								経常費用 (千円)					
								経常利益 (千円)					
								行政サービス実施コ					
								スト (千円)					
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 法人の業務実績・自己評価 中期計画 主な評価指標等 主務大臣による評価 業務実績 自己評価 (見込評価) (期間実績評価) 5. 年金積立金の管 5.年金積立金の管 <主な業務実績> <自己評価> 評定 В 評定 理及び運用における 理及び運用におけ 5. 年金積立金の管理及び運用に 評定: B <評定に至った理由> 長期的な観点からの る長期的な観点か おける長期的な観点からの資産の 以下の評価の視点ごとの自己評価で 基本ポートフォリオの見直しにつ 資産の構成に関する 構成に関する事項 示すとおり、基本ポートフォリオの定期 いては、中期目標において、市場動向 らの資産の構成に 事項 関する事項 を踏まえた適切なリスク管理等を行 検証を行うこととされているのに対し、 国内金利が引き続き低水準で推移したしい、策定時に想定した運用環境が現実 (1) モデルポート (1) モデルポート フォリオの策定 ことなど足元の運用環境の変化を踏ましから乖離している等、必要があると認 フォリオの策定 他の管理運用主体 経営委員会は、モ えて基本ポートフォリオの検証を行っ めるときは、中期目標期間中であって (国家公務員共済組 デルポートフォリオ ており、所期の目標を達成したと考えら し、必要に応じて見直しの検討を行う

合連合会、地方公務	を策定するに際し		れることから、B評価とする。	こととしている。これを受けて、中期
員共済組合連合会及	て、運用の目標に沿			計画においては、定期的に基本ポート
び日本私立学校振	った資産構成とし、	<評価の視点>	【評価の視点】	フォリオの検証を行うこととしてい
興・共済事業団をい	資産の管理及び運用	(1)経営委員会は、モ	(1) モデルポートフォリオは、運用の	る。
う。以下同じ。)と共	に関し一般に認めら	デルポートフォリオを	目標に沿った資産構成とし、フォワ	これに対し、平成 27 年度から平成
同して、基本ポート	れている専門的な知	策定するに際して、運	ード・ルッキングなリスク分析を踏	30 年度までの毎年度、国内金利など
フォリオを定めるに	見並びに内外の経済	用の目標に沿った資産	まえて長期的な観点から設定され	足下の運用環境の変化を踏まえて基
当たって参酌すべき	動向を考慮して、フ	構成とし、フォワード・	ており、所期の目標を達成している	本ポートフォリオの検証を行い、現行
積立金の資産の構成	オワード・ルッキン	ルッキングなリスク分	と考える。	の基本ポートフォリオを変更する必
の目標(以下「モデ	グなリスク分析を踏	析を踏まえて長期的な		要がないことを確認している。
ルポートフォリオ」	まえて長期的な観点	観点から策定している		以上を踏まえれば、所期の目標を達
という。)を定めるこ	から策定する。なお、	カゝ		成しており、「B」と評価する。
と。	経営委員会は、モデ			
経営委員会は、モ	ルポートフォリオを			<今後の課題>
デルポートフォリオ	策定するに当たって			特になし。
を策定するに際し	は、モデルポートフ			
て、運用の目標に沿	ォリオを参酌して他			
った資産構成とし、	の管理運用主体が定			
資産の管理及び運用	める基本ポートフォ			
に関し一般に認めら	リオとの関係も併せ			
れている専門的な知	て検討する。			
見並びに内外の経済				
動向を考慮して、フ				
オワード・ルッキン				
グなリスク分析を踏		0		
まえて長期的な観点				
から策定すること。				
なお、経営委員会				
は、モデルポートフ				
オリオを策定するに				
当たって、モデルポ				
ートフォリオを参酌				
して法人及び他の管				
理運用主体が定める				
基本ポートフォリオ				
との関係も併せて検				
討すること。	(-)	(-)		
(2) モデルポート			(2)(4) 平成27年度においては、	
フォリオの見直し	フォリオの見直し	オリオについて、策定	国内金利の更なる低下など足元	
策定時に想定した		時に想定した運用環境	の運用環境の変化を踏まえて、各	
連用環境が現実から	運用環境が現実から	が現実から乖離してい	資産クラスの期待収益率等の見	

乖離している等、必 | 乖離している等、必 | る等、必要があると認 直しを行うなど基本ポートフォ 要があると認めると「要があると認めると」めるときは、他の管理 リオの検証を行い、現行基本ポー き、他の管理運用主 | き、他の管理運用主 | 運用主体と共同して、 トフォリオ及びモデルポートフ 体と共同して、モデ 体と共同して、モデ 検討を行っているか。 ォリオを変更する必要がないこ ルポートフォリオに ルポートフォリオに また、定期的な検証の とを確認している。 検討を加え、必要に | 検討を加え、必要に | 必要性について検討を 平成28年度においては、日銀 のマイナス金利政策導入による 応じ、これを変更す | 応じ、これを変更す | 行ったか。 ること。また、モデーる。また、モデルポ 国内金利の更なる低下など足元 ルポートフォリオ策 | ートフォリオ策定時 の運用環境の変化を踏まえて、平 定時に想定した運用 に想定した運用環境 成28年度末時点を基準に直近 環境が現実から乖離しが現実から乖離して の経済・市場データを更新し、基 していないか等につしいないか等について 本ポートフォリオの検証を進め いての定期的な検証しの検証は、少なくと たところ、2回の運用委員会を経 の必要性について検 も基本ポートフォリ て、現行基本ポートフォリオ及び 討すること。 オの定期的な検証に モデルポートフォリオを変更す おいて必要と判断さ る必要がないことを確認してい れたときに実施す 平成29年度においては、経営 る。 委員会の下に設置された検討作 業班は、国内金利が引き続き低水 準で推移したことなど足元の運 用環境の変化を踏まえて、平成2 9年度末時点を基準に直近の経 済・市場データを更新し、4回の 審議を経て基本ポートフォリオ の検証を進めたところ、経営委員 会の審議、議決を経て、現行基本 ポートフォリオを変更する必要 がないことを確認し、このことか ら、モデルポートフォリオを変更 する必要がないことを確認して いる。 平成30年度においては、経営 委員会の下に設置された検討作 業班は、国内金利が引き続き低水 準で推移したことなど足元の運 用環境の変化を踏まえて、平成3 0年度末時点を基準に直近の経 済・市場データを更新し、4回の 審議を経て基本ポートフォリオ の検証を進めたところ、経営委員

		· ·	
			会の審議、議決を経て、現行基本
			ポートフォリオを変更する必要
			がないことを確認し、このことか
			ら、モデルポートフォリオを変更
			する必要がないことを確認して
			いる。
			以上により、所期の目標を達成
			していると考える。
(3) 基本ポートフ	(3) 基本ポートフ	(3)経営委員会は、基	(3) 基本ポートフォリオは、運用の目
		本ポートフォリオを、	標に沿った資産構成とし、フォワー
経営委員会は、基		運用目標に沿った資産	ド・ルッキングなリスク分析を踏ま
本ポートフォリオを		構成割合とし、フォワ	えて長期的な観点から設定されて
		ードルッキングなリス	おり、所期の目標を達成していると
		ク分析を踏まえて長期	考える。
		的な観点から策定して	
		いるか。その際、名目賃	
		金上昇率から下振れリ	
		スクが全額国内債券運	〈課題と対応〉
		用の場合を超えないこ	特になし
の経済動向を考慮し	専門的な知見並びに	ととするとともに株式	
て、フォワード・ル	内外の経済動向を考	等は想定よりも下振れ	
ッキングなリスク分	慮して、フォワード・	確率が大きい場合があ	
析を踏まえて長期的	ルッキングなリスク	ることを十分考慮した	
な観点から策定する	分析を踏まえて長期	カゝ。	
こと。その際、名目	的な観点から策定す		
賃金上昇率から下振	る。その際、名目賃	(4) 基本ポートフォ	
れするリスクが全額	金上昇率から下振れ	リオについて、市場動	
国内債券運用の場合	リスクが全額国内債	向を踏まえた適切なリ	
を超えないこととす	券運用の場合を超え	スク管理を行い、定期	
るとともに、株式等	ないこととするとと	的に基本ポートフォリ	
は想定よりも下振れ	もに、株式等は想定	オの検証を行うほか、	
確率が大きい場合が	よりも下振れ確率が	策定時に想定した運用	
あることも十分に考	大きい場合があるこ	環境が現実から乖離し	
慮すること。また、	とも十分に考慮す	ている等必要があると	
予定された積立金額	る。また、予定され	認める場合には、必要	
を下回る可能性の大	た積立金額を下回る	に応じて見直しの検討	
きさを適切に評価す	可能性の大きさを適	を行ったか。	
るとともに、リスク	切に評価するととも		
シナリオ等による検	に、リスクシナリオ		
証について、より踏	等による検証につい		

		T	
み込んだ複数のシナ	て、より踏み込んだ		
リオで実施するな	複数のシナリオで実		
ど、一層の充実を行	施するなど、一層の		
う。	充実を行う。		
(4) 基本ポートフ		(1) 基本ポートフォリオ	
ォリオの見直し	オリオ	平成26年10月31日に策	
市場動向を踏まえ	基本ポートフォリ	定した基本ポートフォリオが引	
	オを構成する資産区	き続き効率的であることを確認	
等を行い、策定時に	分については、国内	した上で、当該基本ポートフォ	
想定した運用環境が	債券、国内株式、外	リオを第3期中期計画における	
現実から乖離してい	国債券及び外国株式	基本ポートフォリオとして継続	
る等、必要があると	とし、基本ポートフ	することとし、中期計画におい	
認めるときは、中期	オリオ及び乖離許容	て定めた基本ポートフォリオ及	
目標期間中であって	幅を次のとおり定め	び乖離許容幅に基づき年金積立	
も、必要に応じて見	る。	金の運用を行った。	
直しの検討を行うこ	なお、以下に定め		
と。なお、市場への	る基本ポートフォリ		
影響等に鑑み必要が	オへ移行するまでの		
あると認めるとき	間、乖離許容幅を超		
は、ポートフォリオ	過することについて		
を見直し後の基本ポ	は許容するものとす		
ートフォリオに円滑	る。		
に移行させるため、	・資産構成割合		
移行ポートフォリオ	国内債券35%		
(基本ポートフォリ	国内株式25%		
オを実現するまでの	外国債券15%		
経過的な資産の構成	外国株式25%		
をいう。)を策定する	• 乖離許容幅		
こと。	国内債券±10%		
	国内株式±9%		
	外国債券±4%		
	外国株式±8%		
	(注) 運用体制の		
	整備に伴い管理・運		
	用されるオルタナテ		
	ィブ資産(インフラ		
	ストラクチャー、プ		
	ライベートエクイテ		
	ィ、不動産その他経		
	営委員会の議を経て		

決定するもの)は、			
リスク・リターン特			
性に応じて国内債			
券、国内株式、外国	!		
債券及び外国株式に	!		
区分し、資産全体の			
5%を上限とする。			
また、経済環境や			
市場環境の変化が激			
しい昨今の傾向を踏			
まえ、基本ポートフ	!		
オリオの乖離許容幅	!		
の中で市場環境の適			
切な見通しを踏ま	!		
え、機動的な運用が			
できる。ただし、そ			
の際の見通しは、決			
して投機的なもので			
あってはならず、確			
度が高いものとす			
る。	1		
(5) 基本ポートフ	(2) 基本ポートフォリオの見直		
オリオの見直し	L		
市場動向を踏まえ	【平成27年度】		
た適切なリスク管理	運用委員会において、平成27		
等を行い、定期的に	年度の市場急変に際し、ポートフ		
基本ポートフォリオ	オリオの状況等の報告を行ったほ		
の検証を行うほか、	か、国内金利の更なる低下など足		
策定時に想定した運	元の運用環境の変化を踏まえて、		
用環境が現実から乖	各資産クラスの期待収益率等の見		
離している等必要が	直しを行うなど基本ポートフォリ		
あると認める場合に	オの検証を行い、現行基本ポート		
は、中期目標期間中	フォリオを変更する必要がないこ		
であっても、必要に	とを確認した。		
応じて見直しの検討	【平成28年度】		
を行う。なお、市場	日銀のマイナス金利政策導入に		
への影響等に鑑み必	よる国内金利の更なる低下など足		
要があると認めると	元の運用環境の変化を踏まえて、		
きは、ポートフォリ	平成28年度末時点を基準に直近		
オを見直し後の基本	の経済・市場データを更新し、基本		

ポートフォリオに円	ポートフォリオの検証を進めたと	
滑に移行させるた	ころ、2回の運用委員会を経て、現	
め、移行ポートフォ	行基本ポートフォリオを変更する	
リオ(基本ポートフ	必要がないことを確認した。	
ォリオを実現するま	【平成29年度】	
での経過的な資産の	経営委員会の下に設置された検	
構成をいう。)を策定	討作業班は、国内金利が引き続き	
する。	低水準で推移したことなど足元の	
	運用環境の変化を踏まえて、平成	
	29年度末時点を基準に直近の経	
	済・市場データを更新し、4回の審	
	議を経て基本ポートフォリオの検	
	証を進めたところ、経営委員会に	
	おける審議、議決を経て、現行基本	
	ポートフォリオを変更する必要が	
	ないことを確認し、このことから、	
	モデルポートフォリオを変更する	
	必要がないことを確認した。	
	【平成30年度】	
	経営委員会の下に設置された検	
	討作業班は、国内金利が引き続き	
	低水準で推移したことなど足元の	
	運用環境の変化を踏まえて、平成	
	30年度末時点を基準に直近の経	
	済・市場データを更新し、4回の審	
	議を経て基本ポートフォリオの検	
	証を進めたところ、経営委員会に	
	おける審議、議決を経て、現行基本	
	ポートフォリオを変更する必要が	
	ないことを確認し、このことから、	
	モデルポートフォリオを変更する	

4. その他参考情報

該当なし

必要がないことを確認した。

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I — 6	管理及び運用に関し遵守すべき事項						
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	営を図ること	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 平成 指標等 達成目標 基準値 平成 平成 平成 平成 令和 平成 平成 平成 令和 元年度 27年度 30年度 27年度 29年度 30年度 元年度 (前中期目標期間最 28年度 29年度 28年度 終年度値等) スチュワードシッ スチュワード 予算額(千円) 20社 20社 16社 34社 40社 《インプット情報の記載が困難な理由》 プ活動に関する運 シップ活動の (すべての国内株式 (すべての国 (すべての国 (すべての (すべての 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 用受託機関へのヒ 把握 運用受託機関) 内株式運用受 内株式運用受 内外株式運 内外株式運 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 用受託機関) アリング社数 託機関) 託機関) 用受託機関) 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。 スチュワードシッ スチュワード — 決算額(千円) 260社 272社 619社 604社 プ活動に関するア シップ活動の (対象400 (対象400 (対象20 (対象21 ンケート回答数 把握 社、回答率6 社、回答率6 52社、回答 29社、回答 率28%) 5%) 8%) 率30%) アンケート回答企 スチュワード — 31社 16社 20社 21社 経常費用 (千円) 業へのエンゲー シップ活動の ジメントに関す 把握 るヒアリング数 企業・アセットオ スチュワード — 1 回 2回 2回 経常利益 (千円) ーナーフォーラーシップ活動の 把握 ム開催 グローバル・アセ スチュワード — 行政サービス実施コ 1 回 2回 2回 スト (千円) ットオーナーフシップ活動の ォーラム開催 把握

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
		標等	業務実績	自己評価	(見込	.評価)	(期間実績	評価)
6. 年金積	6. 年金積		<主な業務実績>	<自己評価>	評定	A	評定	

従事人員数

立金の管理 立金の管理 及び運用に 関し遵守す べき事項 (1)受託者

及び運用に 関し遵守す べき事項

責任の徹底

(1) 受託者 責任の徹底

慎重な専 慎重な専 門家の注意 門家の注意 義務及び忠 義務及び忠 実義務の導し実義務の導 守を徹底す一守を徹底す ること。 る。

6. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1)受託者責任の徹底

行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを│応を行った。スチュワードシップ責任を│ンパクトを蒙ることがな ネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員 | 果たすため、ESGへの取組みを強める | いよう努めるとともに、市 に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行すること とした。

また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライア ンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアン ス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責 任) について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、 役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改│対して考え方、期待する事項を明示し│要な資金については、市場 訂を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。

コンプライアンスハンドブックの改訂				
27 年度	平成 27 年 5 月・11 月			
28 年度	平成 28 年 11 月			
29 年度	平成 29 年 5 月・10 月・12 月、平成 30 年 3 月			
30 年度	平成 30 年 9 月			

加えて、平成27及び28年度は運用委員会の下に設置されたガバナンス会 議、平成29年度は監査委員会において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守 状況について報告した。

さらに、以下のコンプライアンス強化月間の取り組みにより役職員の意識の向 上、遵守事項の周知徹底を図った。

	強化月間	取組事項
		○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、
		○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認
27、28 年度	3 月	する研修
		○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施
		など
		○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示
20 年度	1月	○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施
29 年度		○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施
		など
		○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示
30 年度	1月	○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施
		など

評定:A

以下の評価の視点ごとの自己評価で 示すとおり、市場及び民間の活動への影 響については、適切に配慮した。また、 株主議決権の行使についても適切な対し自ら過大なマーケットイ こととし、国連責任投資原則に署名し|場の価格形成や民間の投

平成29年6月1日付でスチュワー 配慮すること等としてい ドシップ活動原則および議決権行使原しる。 | 則を新たに策定し、管理運用法人として | 初めて原則という形で運用受託機関に「計への寄託金償還等に必 た。民間企業の経営に過度に影響を及ぼ | に影響を与えずに利用可 さないよう配慮し、株主総会における「能な財投債ファンド及び 個々の議案に対する判断を管理運用法 キャッシュアウト等対応 人として行わないこととする一方、運用「ファンドの満期償還金及 受託機関に対して、両原則と管理運用法しび利金等を活用すること 人の考えを説明、対話を実施し、コーポーにより対応するとともに、 レート・ガバナンスの重要性を認識し長 | 運用受託機関の解約に伴 期的な株主利益の最大化に資する株主 | い回収した資金を再配分 議決権の行使を求めた。

投資原則、スチュワードシップ責任を | 物移管により実施するこ 果たすための方針に基づき、アセットオーとにより、市場及び民間の ーナーとしてのスチュワードシップ責 | 活動への影響に対する配 任を果たし、運用受託機関に対してスチー慮を行っている。 ュワードシップ活動原則及び議決権行 使原則において期待する事項を明確化 した。これらを双方向のコミュニケーシ|業経営に対して過度に影 ョンのベースとしてエンゲージメント 響を及ぼさないよう配慮 を実施し、加えて、運用受託機関のスチーするとともに、企業経営等 ュワードシップ活動に関する評価とエーに与える影響を考慮しつ ンゲージメントの実態把握を目的とし一つ、株主等の長期的な利益 て、上場会社向けにアンケートを実施しの最大化を目指す観点か し、運用受託機関のスチュワードシップトら、株主議決権の行使等の 活動の評価の向上とエンゲージメント「適切な対応を行うことや、 実態把握に努めた。

「企業・アセットオーナーフォーラ」を果たす上での基本的な ム」を開催し、企業から得られた要望事│方針に沿った対応を行う 項を運用受託機関とのエンゲージメンしこととしている。

<評定に至った理由>

中期目標においては、年 金積立金の運用に当たっ ては、市場規模を考慮し、 資行動等を歪めないよう

これに対し、年金特別会 する際には原則として現

中期目標においては、企 スチュワードシップ責任

(2)市場及	(2)市場及	
び民間の活	び民間の活	
動への影響	動への影響	
に対する配	に対する配	
慮	慮	
年金積立	年金積立	
金の運用に	金の運用に	
当たっては、	当たっては、	
市場規模を	市場規模を	
考慮し、自ら	考慮し、自ら	
過大なマー	過大なマー	<評価の視点
ケットイン	ケットイン	>
パクトを蒙	パクトを蒙	(1)慎重な専
ることがな	ることがな	門家の注意義
いよう努め	いよう努め	務及び忠実義
るとともに、	るとともに、	務の遵守を徹
市場の価格	市場の価格	底したか。
形成や民間	形成や民間	
の投資行動	の投資行動	
等を歪めな	等を歪めな	
いよう配慮	いよう配慮	
し、特に、資	し、特に、資	
金の投入及	金の投入及	(2)市場規模
び回収に当	び回収に当	を考慮し、自ら
たって、特定	たって、特定	過大なマーケ
の時期への	の時期への	ットインパク
集中を回避	集中を回避	トを被ること
するよう努	するよう努	がないよう努
めること。	める。	めるとともに、
企業経営	また、民間	資金の投入及
に対して過 度に影響を	企業の経営に対して過	び回収に際し、 特定の時期へ
及ぼさない	度に影響を	の集中を回避
よう配慮す	及ぼさない	するなど市場
るとともに、	よう、以下の	の価格形成や
企業経営等	点について	民間の投資行
に 与える影	配慮する。	動を歪めない
響を考慮し	H□//Ex 7 °v 0	ような適切な
つつ、株主等	① 運用受	配慮がなされ
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

ア 各年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託 | 交換を管理運用法人における E S G の | 活動の取組や課題の把握 金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債フ ァンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。

イ 各年度、運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、 市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。

民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。

① 各年度において、民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証 | 券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求め ている。平成27~29年度は、この基準を全ての運用受託機関が遵守して 【評価の視点】 いることを確認した。

平成30年度は、国内株式アクティブ1ファンドにおいて一時的に5%を 超過したが、直ちに解消した。

② 各年度において、民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用につい ては民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わ ず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。

- ア 各年度において、民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総 (2)資金の投入及び回収に際しての市 「企業・アセットオーナー 会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないことと し、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認 識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであるこ とを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人 から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの 重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていること を踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。
- イ 各年度において、運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提 出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があ った運用受託機関については、変更後の方針の提出を受けた。なお、変更が あった延べ数は、以下のとおりである。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ 11 ファンド	延べ 18 ファンド	延べ 18 ファンド	延べ 12 ファンド

トで活用するとともに、「グローバル・ア セットオーナーフォーラム」を開催し、 | 度には、運用受託機関に対 海外アセットオーナーとの活発な意見してスチュワードシップ 取組み方のあるべき方向性に活用した。 また、TCFDやClimate Action 100+な | 施し、その後も毎年度ヒア どグローバルなイニシアティブへの参しリングを実施している。ま 加も行い、スチュワードシップ活動の向した、平成27年度に、運用 上に努めた。

これらを踏まえれば、所期の目標を大しシップ活動に関する評価 きく上回る成果を達成したと考えられ と「目的を持った対話」(エ ることから、Aと評価する。

(1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実 | て実施し、平成28年度及 義務の遵守を徹底しており、所期の び平成30年度(対象を東 目標を達成していると考える。

場への影響については、適切に配慮しフォーラム」及びスチュワ しており、所期の目標を達成していードシップ活動に関して ると考える。

これに対し、平成 27 年 のためのヒアリングを実 受託機関のスチュワード ンゲージメント)の実態把 握を目的として上場企業 向けのアンケートを初め 証一部上場企業へ拡大) に もアンケートを実施して いる。さらに、平成27年 度には、他の同種の機関に 先駆けて、国連責任投資原 則への署名を行っている。 平成 28 年度には、企業

との意見交換の場である 先行する海外公的年金基 金等との意見交換の場で ある「グローバル・アセッ トオーナーフォーラム」を 初めて開催し、その後も継 続的に開催している。ま た、平成28年度に、法人 のスチュワードシップ活 動について「スチュワード シップ活動報告」を取りま とめて公表し、その後も毎 年度公表している。

平成 29 年度には、「スチ ュワードシップ活動原則」

の長期的な 託機関ごと ている 利益の最大 (自家運用 化を目指す を含む。)に (3)民	か。
化を目指す を含む) に (3) [
	是間企業
観点から、株 同一企業発 の経営	に対し
主議決権の「行有価証券」て過度	に影響
行使等の適 の保有につ を及ぼ	さない
切な対応を いて制限を よう、適	切に配
行うこと。そし設ける。 慮され	ている
の際、「責任 か。	
ある機関投	
資家」の諸原 ② 企業経	
則≪日本版 営等に与え (4)運	用受託
スチュワー る影響を考 機関(自	家運用
ドシップ・コ 慮し、株式運 を含む。	,) に同
ード≫(平成 用において 一企業	発行有
26年2月 個別銘柄の 価証券	の保有
26日日本 選択は行わ につい	て、適切
版スチュワない。 な制限	を設け、
ードシップ・ 保有状	況の確
コードに関 ③ 企業経 認が行	われて
する有識者 営に直接影 いるか。)
検討会取り 響を与える	
まとめ)を踏 との懸念を (5)選	用受託
まえ、スチュ 生じさせな 機関に	対し、コ
ワードシッ いよう株主 一ポレ	ートガ
プ責任(機関 議決権の行 バナン	スの重
投資家が、投使は直接行要性を認	認識し、
資先の日本 わず、運用を 議決権	行使の
企業やその 委託した民 目的が	長期的
事業環境等 間運用機関 な株主	利益の
に関する深 の判断に委 最大化	を目指
い理解に基ねる。ただすもの	である
づく建設的し、運用受託しことを	示すと
なエンゲー機関への委ともに、	、運用受
ジメント等 託に際し、コ 託機関	におけ
を通じて、当 ーポレート る議決	権行使
該企業の企 ガバナンス の方針	や行使
業価値の向の重要性を大況等	につい
上や持続的 認識し、議決 て報告	を求め
成長を促す 権行使の目 ている	か。
ことにより、的が長期的	

ウ 各年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。各事業年度における行使状況は次のとおりである。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
株主議決権を行使した運用受託機関数	29	28	30	33
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	0	0	0	0

b 行使内容

●国内株式

	平成 2 7	平成27年度(延べ議案数)			平成28年度(延べ議案数)		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数	
	186, 920	82		185, 776	80		
賛 成	91.7%	3.3%	1	92.0%	5.5%	1	
	16, 904	2, 405		16, 110	1, 369		
反 対	8.30%	96. 7%	_	8.0%	94. 5%	_	
	0	0		0	0		
白紙委任	0.0%	0.0%	_	0.0%	0.0%	_	
	0	2		0	0		
棄権	0.0%	0.0%	_	0.0%	0.0%	_	
	203, 824	2, 489	206, 313	201, 886	1, 449	203, 335	
合 計	100.0%	100.0%	200, 313	100.0%	100.0%	203, 333	

	平成29年度(延べ議案数)			平成30年度(延べ議案数)		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
	165, 471	254		169, 708	149	
賛 成	91.7%	11.0%	_	89.6%	9.6%	
	15, 023	2,056		19, 620	1, 397	
反 対	8.3%	89.0%	_	10.4%	90.4%	
	0	0		0	0	
白紙委任	0.0%	0.0%	_	0.0%	0.0%	_
	0	0		0	0	
棄権	0.0%	0.0%	_	0.0%	0.0%	_
	180, 494	2, 310	182, 804	189, 328	1, 546	190, 874
合 計	100.0%	100.0%	102, 004	100.0%	100.0%	190, 074

注)割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

(3) 民間企業の経営に対する影響につ 初めて原則という形で運いては、適切に配慮しており、所期 用受託機関に対して考えの目標を達成していると考える。 方や期待する事項を明示

(4) 運用受託機関等における同一企業 大化に資する株主議決権 発行有価証券の保有については、適 の行使を求めている。ま 切に対応しており、所期の目標を達 た、平成 29 年度に投資原 成していると考える。 則を変更し、スチュワード

(5)株主議決権の行使については適切 開示タスクフォース)への に対応しており、所期の目標を達成 賛 同 や Climate していると考える。Action100+への参加など

及び「議決権行使原則」を

平成 30 年度には、 TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)への 賛 同 や Climate Action100+への参加など グローバルなイニシアティブへの参加も行うこと で、スチュワードシップ活 動の向上に努めている。

なお、法人が実施した機 関投資家のスチュワード シップ活動に関する東証 一部上場企業向けアンケ ート結果によれば、約8割 の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価している。また、同アンケート結果によれば、国連責任 投資原則への署名について回答企業のうち75%が 評価し、企業・アセットオ 顧客・受益者な株主利益

の中長期的の最大化を な投資収益 目指すもの の拡大を図してあること る責任をいしを示すとと う。) を果た│もに、運用受 す上での基 | 託機関にお 本的な方針してる議決権 に沿った対│行使の方針 応を行うこ┃や行使状況 等について 企業経営 報告を求め 等に与えるる。その際、 影響を考慮「責任ある

し、株式運用|機関投資家」 において個一の諸原則《日

別銘柄の選|本版スチュ

択は行わな ワードシッ

プ・コード》

(平成26

年2月26

日日本版ス

チュワード

シップ・コー

ドに関する

有識者検討

会取りまと

め)を踏ま

え、スチュワ

ードシップ

責任 (機関投

資家が、投資

先の日本企 業やその事 業環境等に

関する深い

理解に基づ

く建設的な

エンゲージ

メント等を

通じて、当該

いこと。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
株主議決権を行使した運用受託機関数	23	22	20	25
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	0	0	0	0

b 行使内容

●外国株式

	平成27年度(延べ議案数)			平成28年度(延べ議案数)		
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
	192, 410	3, 447		195, 076	3, 327	
賛 成	92.0%	47. 9%	_	92.1%	40.8%	_
	16, 725	3, 703		16, 630	4,770	
反 対	8.0%	51.5%		7.9%	58.5%	_
	0	0		0	0	
白紙委任	0.0%	0.0%	_	0.0%	0.0%	_
	47	41		67	53	
棄権	0.0%	1.0%		0.0%	0.7%	_
	209, 182	7, 191	216, 373	211, 773	8, 150	210 022
合 計	100.0%	100.0%	210, 373	100.0%	100.0%	219, 923

	平成29年度(延べ議案数) 平成30年度(延べ議案数)					
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
	192, 525	4, 438		208, 097	4, 020	
賛 成	90.9%	52.4%		89. 7%	54.6%	_
	19, 017	3, 973		23, 068	3, 249	
反 対	9.0%	46.9%		9.9%	44. 2%	
	0	0		0	0	
白紙委任	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	
	190	62		857	89	
棄権	0.1%	0.7%		0.4%	1. 2%	
	211, 732	8, 473	220 205	232, 022	7, 358	220 220
合 計	100.0%	100.0%	220, 205	100.0%	100.0%	239, 380

- (注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。
 - エ 各年度において、議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状 況を以下の評価項目を総合することにより実施した。
 - ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
 - 行使体制

ーナーフォーラム開催に ついては回答企業のうち 47%が評価、グローバル・ アセットオーナーフォー ラム開催については回答 企業のうち 42%が評価、 TCFD (気候関連財務情報 開示タスクフォース)への 賛同については回答企業 のうち約 6 割の企業が評 価 し 、 Climate Action100+への参加につ いては回答企業のうち 45%の企業が評価してい

投資先企業の長期的な 企業価値の向上や持続的 な成長を促すことにより、 被保険者のために長期的 な投資リターンの向上を 目指すことは重要である。 法人が長期的な株主利益 の最大化を目指すととも にスチュワードシップ責 任を果たす上で、他の同種 の機関に先駆けた取組も 含めて、以上のように積極 的に取組を行っているこ とについては高く評価で きるものであり、所期の目 標を上回って達成してい ることから、「A」と評価 する。

<今後の課題>

受託者責任の徹底や、市 場及び民間の活動への影 響に対する配慮など、年金 積立金の管理及び運用に 関し遵守すべき事項につ いて、引き続き適切な対応

企業の企業		・行使状況	を行うことが望まれる。	
価値の向上		各年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。27年度及び28	で行うことが主まれる。	
や持続的成		年度におけるこの評価結果は各次年度の総合評価の定性評価に反映させる		
長を促すこ		年及におりるこの計価相末は各次年及の総合計価の足性評価に及映させる こととした。		
とにより、顧				
客・受益者の		オ 平成29年6月に株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則		
中長期的な		及び議決権行使原則を策定し、管理運用法人として初めて原則という形で運		
投資収益の		用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。		
拡大を図る		運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」		
責任をい		モデルからスチュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコ		
う。)を果た		ミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴		
す上での基		い、運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングとは		
本的な方針		別にスチュワードシップミーティングをはじめ、その時々のテーマや必要に		
に沿った対		応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価す		
応を行う。		る体制に変更。この評価結果は各次年度の総合評価に反映させることとして		
		いる。		
		4		
	(6)日本版ス	ア 平成27年9月に全ての運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受		
	チュワードシ	託機関におけるスチュワードシップ活動における課題の把握に努めた。	一環として、ESGへの取組みを強	
	ップ・コードを	イ 平成28年9月に全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、	めることとし、国連責任投資原則に	
	踏まえ、スチュ	継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資	署名した。 さらに、運用受託機関に	
	ワードシップ	先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチ	対しヒアリングを実施し、運用受託	
	責任を果たす	ュワードシップ活動の課題を確認した。	機関におけるスチュワードシップ	
	上での基本的	ウ 平成29年9月~10月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリ	活動における課題の把握に努めた。	
	な方針に沿っ	ングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用	上場会社向けに初めてアンケート	
	た対応を行っ	受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用	を実施し、運用受託機関のスチュワ	
	たか。	受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。なお、これに先立ち、	ードシップ活動の評価の向上とエ	
		国内株式パッシブ運用受託機関の利益相反防止体制を確認することを目的に	ンゲージメント実態把握に努めた。	
		各社の第三者委員会委員長等委員会メンバーとのミーティングも新たに実	(27年度)	
		施。一部機関では開催実態が外部から見えないケースもあった。	JPX日経400採用企業向け	
		エ 平成30年10月~12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒア	アンケートの実施、「企業・アセット	
		リングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用	オーナーフォーラム」及び「グロー	
		受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用	バル・アセットオー ナーフォーラ	
		受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。	ム」の開催等を行い、運用受託機関	
		運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次の	のスチュワードシップ活動の評価	
		ようなものがあった。	の向上とエンゲージメント実態把	
			握に努めた。(28年度)	
			投資原則において、スチュワード	
			シップ責任を果たす活動の対象を	
			株式投資から全資産に拡大し、その	

<u> </u>	Ī	
		・運用受託機関のスチュワードシップ活動の二極化。
		・長期的に持続可能な資本生産性の向上を目的としたエンゲージメントが多く実施
		されたことが確認された。
		・主に企業の短期的な業績について行う取材と長期的な企業価値向上のためのエン
		ゲージメントの区別がされておらず、取材をエンゲージメントと捉えている事例も
		散見された。
		・厳選投資を行っているアクティブ運用については、スチュワードシップ・コード
	27年	が導入される前から投資先企業とのエンゲージメントが実施されている傾向にあ
	度	る。
		・先行している運用受託機関においては、非保有企業に対しても、課題があると考
		える企業に対しては長期的な企業価値向上の観点からエンゲージメントを実施して
		いる事例が確認された。
		・長期保有し続けるパッシブ運用においては、エンゲージメント及び議決権行使に
		係るスチュワードシップ活動は社内のアクティブ運用の取材の一環として取り組ま
		れている。そのため、アクティブ運用の投資対象及び投資対象候補に含まれない企
		業について網羅しきれていない傾向にある。
		・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に1
		回の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への取組に 「ないではないではないではないではないである。」
		進化させ、組織だった活動に深化しようとしている意識が見られた。
		・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・ 内容には差が
		見られた。
	28 年	・新たな取組として、社外取締役との面談を実施した機関もあった。
	度	・ESG課題への取組について、実際のエンゲージメント活動に取り入れられてい
		ることは少なく、全般的にG(ガバナンス)や議決権行使における考慮にとどまっ
		ており、運用受託機関のESG課題に対するエンゲージメント、特にE(環境)や
		S (社会) に 対する取組については十分とは言えない状況であった。
		・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械
		的な行使と疑われるケースがあった。
		・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に1
		回の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への取組に
		進化させ、組織だった活動に深化するための取組が見られる。
		・一部の運用受託機関において、管理運用法人のスチュワードシップ活動原則の周
		知徹底がなされていない状況があった。
	29 年	・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見
	度	られた。
		・ESG課題への取組について、過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取
		組も進んでいるものの、全般的にG(ガバナンス)や議決権行使が中心であること
		は否めないが、一部外国株式運用受託機関ではアクティブ運用機関でもEやSに対
		する取組も進めており、運用受託機関によって対応に差がある状況であった。
		・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械

具体的な取組として ESG を明記。ま た、平成29年5月のスチュワード シップ・コード改訂を受け、同年8 月に改訂版コードへの賛同を表明 し、スチュワードシップ責任を果た すための方針を変更。また、運用受 託機関向けのスチュワードシップ 活動原則及び議決権行使原則を策 定し、運用受託機関に対する期待を 明文化。運用受託機関とは従前のモ ニタリングモデルから双方向のコ ミュニケーションをベースにした エンゲージメントを実施、運用受託 機関におけるスチュワードシップ 活動における取組・課題の把握に努 める一方、その活動が企業からどの ように受け止められているかを把 握するため、企業向けアンケートを 実施。より幅広い企業の意見をヒア リングするため、アンケートの対象 を前年までの JPX 日経インデックス 400 から東証一部上場企業に拡大。 「企業・アセットオーナーフォーラ ム」及び「グローバル・アセットオ ーナーフォーラム」を開催し、スチ ュワードシップ活動の向上に努め た。(29年度)

投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを

・個別の議決権行使結果の公表において、利益相反が起こりうる先についてフラグ	把握するため東証一部上場企業を
を立てるなどの工夫を行った機関もあった。	対象に企業向けアンケートを実施。
	「企業・アセットオーナーフォーラ
	ム」及び「グローバル・アセットオ
	ーナーフォーラム」を開催している
	にか、TCFD や Climate Action100+
	などグローバルなイニシアティブ
・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会の強化がなされ、年に1回	への参加も行い、スチュワードシッ
の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への本格的な	プ活動の向上に努めた。
取組、組織だった活動に深化するための取組が見られる。	オルタナティブ資産の運用にお
・管理運用法人のスチュワードシップ活動原則への理解が不十分な外資系運用受託	いてESGの取組み状況の把握の
機関があった。	ため、不動産分野、インフラストラ
・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見	クチャー分野それぞれにおいて運
られた。	用受託機関との運用ガイドライン/
30年 ・ESG課題への取組については内外株式運用受託機関全社が行っていると回答。	LP契約等にてESGに関する報
度 過去と比べてE (環境) やS (社会) に対する取組も進んでいる機関もある。国内	告を義務付け、インフラストラクチ
株式アクティブ運用においては、G(ガバナンス)に関する積極的なエンゲージメ	ャー分野においては、運用受託機関
ントに加えて、EやSに対する取組も進みつつある。	(ゲートキーパーおよびファンド・
・議決権行使においては、第三者委員会からの諮問により、議決権行使方針の厳格	オブ・ファンズ)自身の責任投資原
	則(PRI)への取組み体制、投資
とのエンゲージメントに備える機関が増えている。	先である個別ファンドのPRIへ
	の署名を含むESG活動へのエン
	ゲージメントの状況について確認
	を実施した。国内不動産分野におい
5	ては、会計年度末に年次のESGレ
	ポートを受領し、ESG課題の把
政法人におけるスチュワードシップ責任及びESG投資のあり方についての	握、および当該年度における具体的
調査研究」において、国連責任投資原則等のグローバルなネットワークが支持	な活動状況、翌年度以降の方針等に
を集めており、今後は影響力が増すことも想定されるため、投資家等の間での	
意見交換や情報収集の場として活用することが考えられるとされたことなど	ついて報告を受けると共にディス
	カッションを実施した。(30年度)
を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす一環として、ESGへの取組みを	以上により、所期の目標を大きく
強めることとし、国連責任投資原則に署名を行い、運用受託機関が行っている	上回る成果が得られたと考える。
投資先企業へのエンゲージメント活動の中で、これまで以上にESGを考慮し	
た企業価値の向上や持続的成長のための自主的な取組みを促すこととした。	
運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対	
話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、上場会社向けに初めてア	
ンケートを実施するとともに、アンケートの回答企業を訪問し、ヒアリングを	
行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメン	
ト実態把握に努めた。	
イ 平成28年度は、スチュワードシップ推進活動において、次の取組を実施。	
101	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	 T T
こうした様々な活動により明らかになった 管理運用法人のスチュワードシッ	
プ活動に資する新たな知見及び引き続き改善に向けた取組みが必要な運用受	
託機関の課題等を「平成28年スチュワードシップ活動報告」にとりまとめ、	
1月25日に ホームページ上にて公表した。	
運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」	
(エンゲージメント) の実態把握を目的として、「JPX日経400採用企業向	
けアンケート」を実施	
・複数の企業から「アセットオーナーである GPIF と企業との間の継続的かつ	
建設的な意見交換の場」設立の提案を受け「企業・アセットオーナーフォーラ	
ム」を初めて開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を	
含む運用業界全般に対する要望事項を、平成29年6月公表の初の運用受託機	
関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく	
活用	
・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野に	
おいて先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高	
度な知見の活用を目指し「グローバ ル・アセットオーナーフォーラム」を初め	
て開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用法人におけ	
る ESG の取組み方のあるべき方向性の議論に活用	
・企業には両報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛け	
ることを目的に、GPIFの運用受託機関が選ぶ優れた「コーポレート・ガバ	
ナンス報告書」、「統合報告書」の公表	
・運用会社の評価基準の改定(国内株式パッシブ運用受託機関におけるスチュ	
ワードシップ責任に係る取組のウエイト引き上げ等)	
・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集	
するため英国の 30 % Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブ	
ザーバーとして加盟したほか、外務省の持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓	
会議に髙橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協	
会(PRI Association)の理事に選任されるなど国連が提唱する責任投資原則	
(PRI)や国内外関係団体・機関との連携強化	
・国内株を投資対象にした ESG 指数の公募	
ウ 平成29年度は、投資原則において、スチュワードシップ責任を果たす活	
動の対象を株式投資から全資産に拡大し、その具体的な取組として ESG を明	
記。	
エ 平成29年5月に改訂された日本版スチュワードシップ・コード(改訂版	
コード)の趣旨に賛同し、平成29年8月1日に「コード改訂に伴う対応」	
を公表。併せて、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を更新し、	
ホームページで同日公表。	
a 平成29年6月1日付でスチュワードシップ活動原則および議決権行使	
原則を新たに策定し、同年6月2日にホームページで公表。	
b 国内株式運用受託機関に対して、議決権行使結果の公表を要請。	
102	

c b で要請した株式運用受託機関の議決権行使結果の公表状況について当 法人のホームページで公表。 d 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成29年 スチュワード シップ活動報告」を公表(平成30年2月2日)し、平成29年の当法人 のスチュワードシップ活動状況に加え、運用受託機関のスチュワードシッ プ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び 株主議決権行使状況の概要について報告。 オ 平成30年度は、平成31年2月に「スチュワードシップ活動報告」を公 a 平成30年の管理運用法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機 関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当 法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。 b 管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシ ップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュ ワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活 動原則・議決権行使原則の遵守を求める (comply or explain) ことを改 めてスチュワードシップ活動報告において明示。 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワー ドシップ活動報告の中で公表。 カ 平成30年度は、国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを 重視したビジネスモデルの運用受託機関を初めて採用。採用にあたっては、 適切な KPI の設定、エンゲージメント体制・手法を評価し、今後、KPI の達 成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。 キ 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把 握する観点から以下の取組を行った。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対 話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向け アンケート」を実施(対象を平成28年までのJPXから東証一部上場企業に 拡大) ・複数の企業から「アセットオーナーであるGPIFと企業との間の継続的 かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセッ トオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた 管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成29年6月公表 の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使 原則」作成に大きく活用し、平成30年度は運用受託機関とのエンゲージメ ントで活用 ・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野 において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、そ の高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」

を継続的に開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、管理運用

法人におけるESGの取組み方のあるべき方向性の議論に活用

第15年、公正日前は、四十日の知識・対策の報告に、後の表のの語・大きり、 (を表のの語・学者をおよる会) 「第16年の年代に称ります。人の語・ ※日本の主が日本の日本の主が日本の主が日本の日本の主が日本の上の一名 シップ電光の表面に対している。人の目を上の例) 「海中による音音を対象が異なった性が関連を参加していて情報を攻 海中となり。年のから上の場で、いる方は、外数のの対象に対しては上にデナブ デール・ことで加ましている方は、外数のの対象に対しており間では、 使用を表面と対象に対している。人の主に対し、大学を支援の日のように対 原理を10年の日には、15年4名を分割で、15年4年の日のように対 「20年の人の本の主には、15年4年の日本の主が日本の主が日本の主が日本の ・ 山林とが設け物によっている名が自然に、透れし作 ・ リール・サルタルのようにより、一下が20年では、大型成立・ ・ 中のよう。コーポル・トンが170年のドント・ナンバイドンス 特色等。シェーボル・トンが170年のドント・ナンバイドンス 特色等。シェル・ナント・ナンバンの第15年2年2年2年2年2日。大型にから、 を10年10年2年2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日	・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き	
1. 当年の内の野社会学の企び、外土社の関係。 で開発に対けられず、ワードシャン・イロに経る所はのライトを主じて第一 (海外に対する企業) 特別を対していません。 (海外に対する主義) 特別を対していません。 (海の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		
・認即合うに移写真体の企業 (利用機能な同用機能能) おおくスティシード シップ 東にに降る気味のシッパ ト引き上で等) ・ 海外における金倉泉の研想表質なのなぜが認能のの形につって着限と収 電子などの傾向がからに由ままで年間の出まり Persont Collisionにはプ デーバーとしまり起こせらか。 大路のが地方では多種を担じ、1500 世 ・ 接近日本の表にはの構造性を必要なのを使動がないを発見しまい。 ・ 接近日本の表にはの構造性を必要な。 ・ 地では、1500 円 Association の認力を表めるとは重要ない。 ・ 地では、1500 円 Association の認力を表めるとは重要ない。 ・ に向ける大きなどのでは、1500 の認力を表して、またり、1500 円 ・ では、一の機能を必要ない。 2500 との機能性の必要 ・ では、1500 両は、1500 との機能性の必要 ・ では、1500 両は、1500 との機能性の必要 ・ では、1500 両は、1500 との表によった。 2500 に、 1500 との表に、 2500 で、 1500		
 少のプラボがなら取締のシュイドのよう。 ・海外における金藻及が開発の変がの対性が基準化の設計とついて音響を収 会するよう場合の表現の変がしばったがなか。特別をから確かするが関連を図 第日本の議に基本権権を関連を構造を見している。 ・海の香港のでの変化性な 原理機能(生)をは、Anacelation)のシュルを含みらるが開催が表現を関 例 「PE 11 を出いする場合のの表がです。 第1 期後 ・ シー・フィーストスを含まり、単立を含みらるが開発が表現している。 中間で数を担当点が、した200 計画ののカッ・・・トシの次には、 ・ 中に基づき、ニーボンル・カッグのフェ・・・トシの次には、 たことから、GTE の場にサート・ガッケンスを持続の過程といるでは、 たことから、GTE の場に対象は指数が過程「輸出を、ポン・ボン・トッグ・フストー 等計画を含金 ・100 (場外機能は数単のクタフェーー) にする3 0 年 1 2 月に実施 (有用実になん自みの研究の機能、保証はは3 30 年 1 2 月に実施 (有用実になん自みの研究の機能、保証はは3 30 年 1 2 月に実施 (有用実になん自みの場合のないべのか では4 0 ペスト メフランスのの もおでは750分を認定していく)。 ・101 (場外機能を対象を限していてのか では4 0 ペスト タフランストのの参 別の生からないた 気候を収集をでない クランストや水田・アグ・ファンとを行うできまるインテランプランストのの参 別の生からないたけ、このでは10 1 2 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1		
・ 選邦においるを実践が実践を表現の表情が影響の必要を表現していて知春の世 作するため編山の が後近の かまで別知り 引出す。 の一人・こして加速している正式、 外表の分離の姿を発生は、2001 程 連門なる場に開展で概なが確定してきかし、水準角準を100億円を差 別(1911)で目の水器を研除、後葉との地域がは ・ 両内のを存得が取しておきたのは素のが単 ・ 「一人の大きたを持たが、100億円を表しましまが表現を ・ 「一人の大きたを持たがとした実践を変から ・ 平点の 30 年 月アニーンとといまれるが ・ 平点の 30 年 月アニーンとといまれるが ・ 平点の 30 年 月アニーン・・ ディ・ アインス・コードなどでも、 改計版コードで至づた、 ・ エルー・・ ディ・ アス 東海 ・ 下記の 10 年 月アニーン・ ディ・ アス キャンス カード 20 年 12 月 年 前面 (では、10 年 中の大きな 10 年 10		
# ** * * * * * * * * * * * * * * * * *		
# 一一一として加速1・Tvo-CLLの、各名名の対称ですこと例を超高(Stota) # 進用自受数に高速音度が構成性として参加し、水野連合性のが重性を設めて設め、原則強力は14 Association の の		
 毎日東京都、高橋輝東石が株式を上している。 東京の名の名が日本ののはまれからの選挙を含めるたり国権が開始する責任教育を取り、(PR 1)、モアは保護団体、保養との地域が出した。 ・ 日本科を設定を加した。とは指数の必要する。 ・ 中央の名の名をおり、日本資金の公野・・ で成りの年も同じコーガレートが大くシス・コードが成りされ、は前期ニードでようを、コージート・ がいくン スをはった。 ・ ドル ガース・コージート・ がパーンンス・コードが成りされ、は前期ニードでよう。 ・ ドル ガース・コージート・ がパーン スを持ったコーボート・ ルパランス 株式 カースを (本原) 大阪 (本原) 政府核 青田 新年 (本原) 大阪 (本原		
期別案会 (781 Ausociation) の事事を称めるた対国連は提供する大年後改成 計 (FAL) 公面 4 回動 4 回動 2 回動		
 ・固角体を数荷が扱いとと2021年 (近月地域の2022年) ・「マインへが考えを変化とした対象性数の2022年 ・「不成りのもの方と、ボン・ドンス・コードが使力され、表面原本・デルスをしたことから、GTPの連用受性機関が進ぶ (設計ルニーボンート・ガイリンス 報告書)を会業 ・ 「おおく気を機能が活性報用が返ぶ (設計ルニーボンート・ガイリンス 報告書)を会業 ・ 「おおく気を機能が活性報用が返ぶ (認地が上に加え、運用会計機関がごり上が推断性の質量を展開がませないくのかって30 のよう 2 まに質問 (資産団用が入自さの間点の 複数: 「常地が上に加え、運用会計機関がごり上が推断性の質量を展開がませないくのかって30 のから 1 2 まに受ける (タフ・ベルな機能で出めた)としている。 「Clinate をは1 3 にはでは、 「サポーターはレンデッイン」に平成3 0 のも 3 ルモサポーターとして参加 (サポーターとレンデッイン) に平成3 0 のも 3 ルモサポーターとして参加 (サポーター・エンデッタント 4 トルの参加をあられたない。 気候を動に関するエンデッタント 4 トルの参加をあられたない。 気候を動に関するエン・デッタント 4 トルの参加 (対策をあられたない。 気を動きが正常用でも) ク 運用会議制度の登場を活用でも) ク 運用会議制度の登場を活用できるようなインセンティスを動物を変からない。 「ドク・エン・ディスを加え」に対する場合を表示されたの表面の表面を活用した。 「大きないでは、 ないかを破かったの参加の表面の表面を表面にありまります。 以下の 2 のまらを表面であるまでは表面にあります。 以下の 2 のまらを表面であるまでは表面に、 2 のまら等の方向し、 ステェリー・ドン・アード・アードシップ 音伝を表示されたの方向と、 ステェラー・ドン・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード	原則協会 (PRI Association) の理事を務めるなど国連が提唱する責任投資原	
・グローへの様式を対象とした機能物数の余器 ・平成30年6月にマーボル・トガバナンス・マードが設けされ、砂卸版 マードに述っる。ユーバルー・カイソンを指合機の走が後載と比べ失実したことのも、成比の短期度が認識を観したペーボレート・ガバナンス 雑名書 企会表 ・1009 (矢線関所は異数は電影の多スクフォース)に平成3 0年1 2月に接荷 (各理運用を入月すの期への検引、情報度に加え、運用定式機関の火のように接機関は必要表 剥るを建ったいくのか、1011 のベストブラクティスの 実有も定けながら確認していくのか、1011 のベストブラクティスの 実有も定けながら確認していく。 ・1111111 かには10101 (プローバルな機能関が解及に大きな影響)のある 企業と専用アンサージタントを入りを受けないような形容がある。 の年1 9月にサポーテーとして参加(チョーターはエンゲージア)とアンドンア・アン 正平成3 0年1 9月にサポーテーターとして参加(チョーターはエンゲージア)とアン アン ストル・カック ガル・カック 次 ストル・カック ストル・カック カード から (本) カード カード カード カード から (本) カード	則(PRI)や国内外関係団体・機関との連携強化	
 平成30年6月にホーボルートカバナンス・ホードが松石され、改訂版で ・ドは 重づき、ホーボルート・ガバナンス等管子の高速が経済主といく実上したことから、(1719年度)担当に対して、大型では、1719年度を発生が表現が経済では、「他れたコーボレート・ガバナンス報告書を会議して、「1719年度を開発が開展ボタスクフォース)に平成30年12月には関係でのように超高期に使用を発生のたいくのか 1719 のペストプラクティスの共有も受けながら確認していく)	・国内株を投資対象にした ESG 指数の選定、運用開始	
ードに広づき、コーボレート・ガバナンス報告書の記述が維持と比べが美したことから、GTFの運用金組織が選挙が得れたコーボレート・ガバナンス報告書りまた業。 ・TCFD(気候無迷尿が精制派をタスクフォース)に平皮30年12月に質同(存用運用法自身の出来の検討、信能な知に加え、運用支持機能がどのように機能開進の情報を関示を進めていくのか、TCFDのベストプラクティスの共考も会けなれら確認していく)・CIFware Action160+ (グローバルな環境関連の解決に大きな影響力のある企業と共同エングージメントを行う投資家主導のイニシアケイブ)に平成30年10月にサポーターとして参加(サポータードエングージメントへの参加を求められない。気候整理に帰するエンゲージメントへの参加を表められない。気候整理に帰するエンゲージメントへのより、ショードクルが同じまり、TCFDのアイン・フトボーナーが関係する最初的なリターン向上に貸する事物体系になっているか、ショートクーズムなも別をするまりなインセンケィン構造になっているか、ショートクーズムを別定するようなインセンケィン構造になっているか、ショートクーズムを別定するようなインセンケィン構造になっていないから確認するため系は調査を実施をデールでのネルタナティブ資産運用機関の選定において、「ステェリードングでは、大きない、プロ・クリティブでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	・グローバル株式を対象とした環境指数の公募	
 たことから、GPIFの運用受託機局が選ぶ「優れたコーボレート・ガバナンス 報告書」を公表 ・TiDi (公園連報報情報開示タスクフォース) に平成3 0 年1 2 月に門間 (管理選用法人自身の開示の検討、信報収集に加え、運用受託機関がどのよ うに機構的連め情報を開示を連めていく) ・Climate Action100+ (グロ・ベルな機構問題の解決に大きな影響力のある 金楽と 円面エンゲージメントを行う投資法主導のイエシア・イフ・に平成3 0 年1 0 月にサポーケーとして参加(サポーサント・はおいが・ジメント・のかき 別を求められない。気候変動に関するエンゲージメントや大阪エンゲージメ ントがどのように行われているかの知恵を高め、返用受託技勝のステュリー ドシップを関め事業に活用する。 ・選用受託機関の投環員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセット・オーナーが明的するを期的なリターンの上に受する原料体系になっているが、シートラーまズ本及動はするようなインセンティブ構造になっているが、シートラーまで不多しましまする。 ・カトラーまで、インスを見まする。 ・インスをのいまり、アンプ音を実ますさめの方針」に従い、以下の 通り選切が対応を行っている。 ・全事でありが判的性、スチュの「トンプ音を展示するの方針」に従い、以下の 通り選切が対応を行っている。 ・全事でありが別的をよ、スチュワードシップ音を展示するといいでは、ステロードのの表別側への対応方針を担定。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・平成30年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、改訂版コ	
 都告書」を公表 ・TCD (気候関連財務指報開示タスクフォース)に平成30年12月に費問 (管理選用法人自身の展示の検針、信報収集に加え、選用受託機関がどのように解析制度の行為とから、 方に解析制度の行例を展示を進めていくのか。下20 のベストンプラティスの 実有も会けながら確認していく) ・Climate Action100-(グロ・バルな検疫問題の解決に大きな影響力のある 企業・共和にレゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)に平成3 0年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参 加を求められない。気候を動に関イるエンゲージメントや共同エンゲージメ ントがどのように行われているかの知見を高め、選用受託機関のメチェワー ドシップ活動の評価に活用する) ク 運用公託機関のの実験員の事態体系が管理原用法人のような支援のアセットオーサーが動作するよ事的をリターンであ上に行るを解析体系になっているの、ショートターミズムを助展するようなインセンティブ構造になっているのから必要があるの表別で表現を ないから接続するためま活題で表実施。 ケ 平式29年度に関係した投資一任でのオルタナティン質価適用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果まっための力がの質問票において、選用受託機関のスチェリードンップ責任を 果たけための方針の他、ステュワードシップ・コードの参加に力針 を把握。 ・ 香料料には、現地面談等を適じて延用受託機関のESG計価体制、及び検 資料料がキーキタリーングや時におけるESG要素の再進予法、および投資先 値別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。 	ードに基づき、コーポレート・ガバナンス報告書の記述が従前と比べ充実し	
・TCTD (気候関連財務合業組用示タスクフォース) に平成30年12月に費削 (管理運用表入自身の関示の検討、係物収集に加え、運用党主機関がどのように職権関連の情報を関示を進めていくのか TCFD のペストプラクティスの 共有も変けながら確認していく) ・Climate Action100+ (グローバルな悪境問題の解決に大きな影響力のある 企業と共由ラング・ジメントを行う設定家主導のイニシアティブ) に決定3 (0年10月にデオーターとして参加 (ジボーターにはエング・ジメント・の参加を求められない。 気候変動に関するエングージメント・の参加を求められない。 気候変動に関するエングージメント・パーカーング・ジントがどのように活用する (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年) (2年)	たことから、GPIF の運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス	
(管理運用法人自身の開示の検討、情報収集に加え、運用受託機関がどのように機構関値の情報を開示を進めていくのか TGD のベストプラクティスの 共有も受けながら確認していく) ・Citanto Action100 (グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある 企業と共同ニンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)に平成3 0年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントのの参 加金末められない。気体変数に関するエンゲージメントの表 かられない。気体変数に関するエンゲージメントが選出にエンゲージメントがどのように行われているかの知思を高め、運用受託機関のメチュワードシップ活動の評価に活用する) グ 運用会託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような受期のアセットオーナーが期待する表別的とする方には言する。動格系がではでなているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ精造になっているいから確認するため表託報音を実施。 ケ 平成29年度に開始に大役宣一任じのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「ステュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り通切公対を行っている。 ・公販に影時の質問票において、運用受託機関のメチュワードシップ責任を果たすための方針の他、メチュワードシップ、コードのも原則への対応方針を把握。 ・音音味には、乗用高談等を通じて適用食託機関のESG評価体制、及び投資制的等とによりまして適用きるといいである。 ・公販に影時の質問票において、運用受託機関のESG評価体制、及び投資制的等とによりまして適用を正常関係のの対応方針を把握。 ・音音味には、乗用高談等を通じて適用食託機関のESG評価体制、及び投資制的等とエニタリニング等におけるESG票表の考慮本法、および投資先機関のESG評価体制、及び投資制的等とエニタリニング等におけるESG票表の考慮本法、および投資先機関のTSO評価体制、及び投資を	報告書」を公表	
うに機構関連の情報を開示を進めていくの、TCFD のベストプラクティスの 共有も受けながら確認していく) ・Climate Action100+ (グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある 企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)に平成3 の年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参加をよめられない。気候変勢に関するエンゲージメントへの参加をよめられない。気候変勢に関するエンゲージメントを共同エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、適用受託機関のスチェワードシップ活動の評価に活用する) 少 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理適用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に賞する報酬体系になっているか、シュートターミスムを助長するようなインセンティブ衛遊になっているかからを確認するため奏託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ管確選用機関の選定において、「スチェワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の適り適切な対応を行っている。 ・公葵応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針を犯別。 来たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を犯別。 ・密養時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESC評価体制、及び投資判断時代モニタリニング時におけるESC選集団のおりまなが受賞先 個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	・TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に平成30年12月に賛同	
共有も受けながら確認していく) ・ Climate Action100+ (グローバルな機械問題の解決に大きな影響力のある 企業と共同エングージメントを行う投資家主辞のイニシアテンプ)に平成 8	(管理運用法人自身の開示の検討、情報収集に加え、運用受託機関がどのよ	
・Climate Action100+ (グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある 企業と共同エンダージメントを行う投資家主導のイニシアティン)に平成3 0年10月にサポーターとして参加(サポーターとコンダージメントへの参 加を求められない、気候変動に関するエンダージメントや共同エンダージメントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用する) ク 連用受託機関の役職員の機関体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なりの一と向上に賞する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため表記調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ管産運用機関の運 定において、「スチュワードシップ責任を果たすための分針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公券応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・ 審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/年ニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 個別ファンドへのエングージメントの内容等を確認。	うに機構関連の情報を開示を進めていくのか TCFD のベストプラクティスの	
企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)に平成3 0年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参加を求められない。気候変勢に関するエンゲージメントや共同エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用すると 2 運用受託機関の後職員の範囲体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが集待する長期的なリターン向上に資する範囲体系になっているか、シュートターミズムを助長するようなインセンティブ情遊になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した疫質一任でのオルタナティブ質差運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・管査時には、現地面談字を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	共有も受けながら確認していく)	
の年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参加を求められない。気候変動に関するエンゲージメントを共同エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、選用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用する) ク 運用受託機関の役職員の歌劇体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に育する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため変配調を支援処 ケ 平成く2 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産通用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて通用受託機関のFSG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	・Climate Action100+(グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある	
加を求められない。気候変動に関するエンゲージメントや上間エンゲージメントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用する) 夕 運用委託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に受する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかる確認するため参託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公勢応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ) に平成3	
ントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価に活用する) 夕 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資―任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「ステュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	0年10月にサポーターとして参加(サポーターはエンゲージメントへの参	
ドシップ活動の評価に活用する) ク 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエングージメントの内容等を確認。	加を求められない。気候変動に関するエンゲージメントや共同エンゲージメ	
ク 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセットオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESC評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエングージメントの内容等を確認。	ントがどのように行われているかの知見を高め、運用受託機関のスチュワー	
トオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になっているか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 値別ファンドへのエングージメントの内容等を確認。	ドシップ活動の評価に活用する)	
るか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になっていないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエングージメントの内容等を確認。	ク 運用受託機関の役職員の報酬体系が管理運用法人のような長期のアセッ	
ないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・ 公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・ 審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	トオーナーが期待する長期的なリターン向上に資する報酬体系になってい	
ないかを確認するため委託調査を実施。 ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・ 公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・ 審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	るか、ショートターミズムを助長するようなインセンティブ構造になってい	
定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。	ケ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選	
通り適切な対応を行っている。 ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を 果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針 を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投 資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を 果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針 を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投 資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
資判断時/モニタリニング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先 個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。		
104		

平金財政 年金財政 中金財政 の見通し及 物性(現金等) でネッシュアウトに対応できて おり、 京綱の目標を達成していると 学校を表え、 でな 大変 状態 体に (現金 作) いるか。 また、 図 な は 数 か 性に (現金 作) と 数 な で 作う。とはなかった。				に報告を受けている。また、年次でESGレポートの、提出を義務付け。 ・上記活動を通じて法人内に蓄積された知見や、投資原則 (PRI) が公表したESG活動に関する質問票等に基づき、外部コンサルとも協議しながら運用受託機関のスチュワードシップ評価基準を実効性が高い内容に見直しを実施。 ・「平成30年度ESG活動報告」にて、オルタナティブ資産の運用会社評価におけるESG要素の考慮に関して報告予定。		
こと。 とともに、効 感しているか。 意しているか。 見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 「管理を行う。 本の際、市 で理を行う。 名年度において、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。平成29及び30年度においては、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するために、しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確定するをできているが確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するために、で資産の売却等を行い、不足なく確認が、方面の強化とうが、不足なく確認が、定資産の売却等を行い、不足なく確認が、定済を行い、不足なく確認が、定済を行い、不足なく確認が、定済を行い、不足なく確認が、定済を行い、不足など、定済を表しために、市場動の内の把握・分析の把握・分析を図ること。また、短期借入ので担係・分析の形理・分析を図が出ていると表した。 また、短期借入ので記録・分析を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の発展・のを対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の強化を対象の性を対象の性を対象の強化を対象の性を対象の強化を対象の強性を対象の強化を対象の強性を対象な対象の強性を対象の強性を対象の強性を対象の強性を対象の強性を対象の数しな対象の強性を対象の数しまする対象の数しない。 第2を対象の強性を対象の性に対象の数しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	付の動性のでででででででいる。 付の動性のでは、 年の見いででいる。 を対し、 を踏まえ、 を踏まえ、	付流保のびを金必めの確以及況年に動のなりののである。	の見通し及び 収支、年金給付 等に必要な流動性(現金等) が確保とまれているか。 その際、運用の 効率性を 効率性を	各年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 平成27年度は、月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成28年2月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。	シュアウト額に乖離が生じる中で、 キャッシュアウト等対応ファンド 及び財投債の満期償還金・利金など でキャッシュアウトに対応できて おり、所期の目標を達成していると	
また、短期借の把握・分析や短期借入の入も活用でや短期借入活用等必要なきるようにに活用等必機能の強化をすること。要な機能の行っているか。	場の価格配円ので変を行くなっている。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	ともなった。 おり ともなったのの はいの はいの はいの はいの はいの という できる はいい はい	慮しているか。 (8)市場の価 格形成等に配 慮しつつ、円滑 に資産の売却 等を行い、不足	見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、 資金配分・回収に活用した。 各年度において、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。平成2 9及び30年度においては、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保で きているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するた	など必要な機能の強化については、 適切に行っており、所期の目標を達	
	めに必要化を図ること。また、短期借るようをはあること。	実に保す場がの地域をある。とのでは、大きのでは、ないでは、はいいは、はいいは、はいは、はいはないは、はいはないは、はいはないは、はいはないは、はいはないはないは、はいはないはないは、はいはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはな	金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を			

	1			
(4)他の管 (4)他の管	(9)他の管理	(4)他の管理運用主体との連携	(9)他の管理運用主体と情報交換やフ	
理運用主体 理運用主体	運用主体に対	【平成27年度】	オーラム開催に向けて準備を進めるな	
との連携 との連携	して必要な情	ESG及びリスク管理に関して意見交換するなど、相互に連携を図りながら協	ど相互に連携を図り協力しており、所期	
他の管理し他の管理	報の提供を行	力するよう努めた。	の目標を達成していると考える。	
運用主体に 運用主体に	う等、相互に連	【平成28年度】		
対して必要対して必要	携を図りなが	GPIF Finance Awards の創設にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の		
な情報の提な情報の提	ら協力するよ	協力を得たほか、年金財政モデルについての意見交換や他の 管理運用主体も参		
供を行う等、供を行う等、	う努めたか。	加する形式での企業・アセットオーナーフォーラム の開催(平成29年4月15		
相互に連携相互に連携		日)に向けて準備を進めるなど、相互に連携を図りながら協力するよう努めた。	〈課題と対応〉	
を図りなが を図りなが		【平成29年度】	特になし	
ら協力する ら協力する		第2回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から		
よう努めるよう努める。		後援の協力を得たほか、過去に実施した委託調査研究の報告書を3共済に情報提		
こと。		供した。		
		また、モデルポートフォリオに関し国家公務員共済組合連合会、地方公務員共		
		済組合連合会と意見交換を行った。		
		さらに、企業・アセットオーナーフォーラムの開催にあたっては、アセットオ		
		ーナーとして国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、全国市町		
		村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興共済事業団と連携を図った。		
		加えて、世界銀行と行った「債券投資における環境・社会・ガバナンス (ESG)		
		の考慮について」の共同研究に関し、地方公務員共済組合連合会と情報共有を図		
		るなど他の管理運用主体との連携を図ることに努めた。		
		【平成30年度】		
		第3回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から		
		後援の協力を得た。		
		また、基本ポートフォリオについて、国家公務員共済組合連合会と検証手法の		
		共有を図った。		

4. その他参考情報

該当なし

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I — 7	管理及び運用能力の向上									
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条							
	営を図ること	別法条文など)								
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	X-1-1							
度		レビュー								

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情	報及び人員は	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	平成	平成	平成	平成	令和		平成	平成	平成	平成	令和
		(前中期目標期間最	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
		終年度値等)											
高度で専門的	管理及び運用	_	7人	14人	19人	24人		予算額 (千円)					
な人材数	能力の向上			(うち28年	(うち29	(5530					が困難な理由》		
				度は7人採	年度は5人	年度は5人					の管理及び運用		
				用)	採用)	採用)					務全般のみを管:		たがって、
								決算額 (千円)	円) 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可			Ë.	
								経常費用 (千円)					
								経常利益 (千円)	Γ				
								行政サービス実施コ					
								スト (千円)					
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価							
			等	業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間)	 [[]		
	8. 管理及び運	7. 管理及び運		<主な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定			
	用能力の向上	用能力の向上		7. 管理及び運用能力の向上	評定: B	<評定に至っ	た理由>				
	(1) 高度で専	(1)高度で専		(1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等	以下の評価の視点ごとの自己評価	高度で専門	門的な人材に必				
	門的な人材の確	門的な人材の確			で示すとおり、高度で専門的な人材	要とされる頃	専門的能力を精				
	保とその活用等	保とその活用等		① 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下の	の受入に伴う環境整備、業績を定期	査し、専門的	能力が必要とな				
	高度で専門的	高度で専門的		とおり専門的能力が必要となる業務等を明確化した。	的に評価するシステムの導入につい	る業務を明確	望化し、外部コン				
	な人材に必要と	な人材に必要と		ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワード	て、必要とされる専門的能力を精査	サルタントの	の評価を加味し				
	される専門的能	される専門的能		シップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために	し、専門的能力が必要となる業務等	た法人の審査	荃により専門的				
	力を精査し、当	力を精査し、当		中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチ	を明確にし、外部コンサルタントの	な人材を 24	名採用してい				
	該専門的能力を	該専門的能力を		ュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等	評価を加味した法人の審査により専	る。運用のフ	ロント業務だけ				
	必要とする業務	必要とする業務		の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材	門的な人材を24名採用した。また、	でなくミドル	・ バック業務を				

等を明らかにす	等を明らかにす	
るとともに、そ	るとともに、そ	
の人材の受入に	の人材の受入に	
伴う環境整備を	伴う環境整備を	
図ること。	行う。	
また、高度で	また、高度で	
専門的な人材の	専門的な人材の	
法人に対する貢	管理運用法人に	
献を維持するた	対する貢献を維	
め、業績を定期	持するため、業	
的に評価するシ	績を定期的に評	
ステムを構築・	価するシステム	
導入し、必要な	を構築・導入し、	
場合には、雇用	必要な場合に	
関係の見直しを	は、雇用関係の	
可能とするな	見直しを可能と	
ど、人材の適時	するなど、人材	
適切な配置を図	の適時適切な配	
ること。	置を行う。	
さらに、高度	さらに、高度	
で専門的な人材	で専門的な人材	
を活用した研修	を活用した研修	
等を実施するこ	等を実施するこ	
とにより、本法	とにより、管理	
人の職員の業務	運用法人の職員	
遂行能力の向上	の業務遂行能力	
を目指すこと。	の向上を目指	
なお、高度で	す。	
専門的な人材の	なお、高度で	
報酬水準の妥当	専門的な人材の	
性については、	報酬水準の妥当	
その報酬体系を	性については、	
成果連動型とす	その報酬体系を	
ることや民間企	成果連動型とす	
業等における同	ることや民間企	
様の能力を持つ	業等における同	
人材の報酬水準	様の能力を持つ	
と比較するなど	人材の報酬水準	
の手法により、	と比較するなど	
国民に分かりや	の手法により、	
すく説明するこ	国民に分かりや	

イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資などによる運用多 | 運用のフロント業務だけでなくミド | 含む法人業務全般を担当す 様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材

なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点にお│を担当する職員等の採用も積極的に│行い、46 名の正規職員を採 ける外部コンサルタントの評価(アセスメント)を加味した法人の | 行い、46名の正規職員を採用した。 | 用している。また、人材受入 審査により採用した。

各年度の採用状況、取組は以下のとおり。

<u>п</u> т/х •	21X/111/VDLV 4X/MLVXXX V2 C 40 7 0
	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。
	(うち専門的な人材7名)
27 年度	○専門的な人材の受け入れに当たっては、事務所が手狭に
21 平度	なることに加え、BCP環境、セキュリティ面及び情報シ
	ステム整備等を考慮し、事務所移転により必要な環境整備
	を行った。
	○専門的な人材と若手職員等を合わせて13名を採用。
	(うち専門的な人材7名)
	○専門的な人材の受け入れに当たっては、育児・介護中の
28 年度	専門的な人材についても柔軟な受け入れができるよう、1
	日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更
	して勤務することを認める制度(早出遅出勤務)を新たに
	導入し、より働きやすい環境を整備した。
	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般
	を担当する正規職員を合わせて23名採用。(うち専門的
	な人材 5 名)
	○専門的な人材等の受け入れに当たっては、育児・介護中
00 左座	の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28
29 年度	年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間
	を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務する
	ことを認める制度)について、利用対象の拡大(未就学児
	を養育する職員を対象⇒小学生を養育する職員を対象)を
	行うことでより働きやすい環境を整備した。
	○専門的な人材とミドル・バック業務を含む法人業務全般
	を担当する正規職員を合わせて21名採用。(うち専門的
	な人材 5 名)
	○専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の
30 年度	人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年
30 平反	度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を
	変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務するこ
	とを認める制度) については、育児・介護中の職員の柔軟
	な就労に寄与している。

ル・バック業務を含む法人業務全般 る職員等の採用も積極的に また、早出遅出勤務制度を導入し、 育児・介護中の人材も柔軟に受け入│出勤務制度を導入するとと れられるように環境整備や、高度で | もに、平成 27 年度に高度で 専門的な職員が法人への貢献を維持|専門的な職員に対する目標 させるための目標管理型人事評価を|管理型による実績の定期的 より円滑に運用するための研修を実しな評価方法を導入する等の 施した。

本中期計画において導入したポー トフォリオ全体のリスク管理システ ムを積極的に活用する取組みとし「リスク管理の強化のうち、オ て、平成28年9月から新たなリス ルタナティブ投資に関する ク管理システムを導入し、オルタナーリスク管理を含めたポート ティブ資産を含めたトータルリスク フォリオ全体のリスク管理 の分析を実現させた。

さらに、リスク管理分析ツールの│標において、費用対効果を勘 仮想シナリオによりストレステスト | 案した上で自ら開発するこ を実施するとともに、地政学リスクしとも含め検討することとし として特定の国の情勢に係るシナリ ているところ、平成28年に オ分析や注目を集めた個別企業に対し新たなリスク管理システム するシナリオ分析を行い、フォワートを導入し、オルタナティブ資 ドルッキングなリスク分析を充実さ「産を含めたトータルリスク せた。

加えて、平成29年10月の管理 運用法人法改正及び政令の改正を受 る、フォワードルッキングな け、インハウスで利用できるデリバ │ リスク分析機能の強化など ティブ取引(先物外国為替(市場デ|リスク管理の高度化につい リバティブ)、株価指数先物)及び ては、リスク管理分析ツール LPS が追加されたため、必要となる | の仮想シナリオによりスト 人員体制を整備するとともにリスクレステストを実施するとと 管理の高度化を図った。デリバティしもに、地政学リスクとして特 ブ取引については、リスク管理方針|定の国の情勢に係るシナリ (利用機会の制限、利用額の制限、 リスク量の測定・把握、経営委員会 企業に対するシナリオ分析 の関与及び常勤の監査委員による監 を行い、フォーワードルッキ 視)を作成しリスク管理の高度化を | ングなリスク分析を充実し 図り、オルタナティブ投資についてしている。 はオルタナティブ投資室にミドル部

れの環境整備として早出遅 取組を行っている。

運用対象の多様化に伴う システムについては、中期目 の分析を実現している。

また、中期目標が示してい オ分析や注目を集めた個別

加えて、平成 29 年の法令

専門人材の強しう。 化・育成につい

推進すること。 上記の事項 推進する。 は、長期的な経 済、運用環境の 変化に即した対 応のための重要 な手段であるこ とから優先的に 行うこと。

すい説明を行

専門人材の強 ては、経営委員 化・育成につい 会の適切な監督しては、経営委員 の下、積極的に | 会の適切な監督 の下、積極的に

<評価の視点>

(1) 高度で専門 的な人材に必要 とされる専門的 能力を精査し、当 該専門的能力を 必要とする業務 等を明らかにす るとともに、その 人材の受入に伴 う環境整備を行 ったか。

	27年度	28年度	29年度	30年度
採用内訳	採用人数	採用人数	採用人数	採用人数
スチュワードシップコード担当職員	1名	1名		_
オルタナティブ運用担当職員	3名	2名	4名	1名
運用リスク管理担当職員	1名	1名		_
市場分析・資産配分担当職員	2名	—		_
投資戦略担当職員	_	1名		2名
委託資産管理・運用担当職員	_	2名	1名	1名
法務担当職員	_	_	_	1名

	早出遅出勤務制度利用者数
平成 29 年度末現在	8名
平成 30 年度末現 在	延べ11名

【平成27年度】

高度で専門的な職員が法人に対する貢献度及び成果に対して適正な 評価が行えるように27年度の実績の評価から目標に対する成果を評 価する制度を導入した。

【平成28、29年度】

平成27年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する 制度(目標管理型人事評価)について適切な運用を行うため、平成28 年度は、評価者に対しては評価能力を高めるための研修を、被評価者に 対しては評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修をそれぞ れ実施した。29年度は、新たに評価者となった者に対して評価プロセ スや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。

【平成30年度】

平成27年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する 制度(目標管理型人事評価)については、制度を適切に運用するため、 評価ポイントの目線合わせやフィードバック面談時のコミュニケーシ ョンにおける留意点等のノウハウを管理者に習得させるための研修を 実施した。

なお、平成28~30年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員に ついては、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件 等に係る判断を適切に行った。

門を新たに設けた上で人員の配置を 行い、LPS のリスク管理体制の整備 を図った。

以上により、所期の目標を達成し たと考えられることから、B評価と する。

〈評価の視点〉

(1) 高度で専門的な人材に必要と 人員配置を行い、LPS のリス される専門的能力を精査し、専一ク管理体制の整備を図って 門的能力が必要となる業務等をいる。 明確にし、外部コンサルタント の評価を加味した法人の審査に より専門的な人材を24名採用 目標を達成しており、「B」と した(平成27年度に7名、平 評価する。 成28年度に7名、平成29年 度に5名、平成30年度に5名 <今後の課題> 採用した(平成27年度は専門 的な人材と若手職員等を合わせ、保に努めるとともに、運用対 て13名採用、平成28年度は 象の多様化に伴うリスク管 専門的な人材と若手職員等を合 理を強化することにより、法 わせて13名採用、平成29年 人における管理及び運用能 度は専門的な人材と正規職員を一力の向上に引き続き努める 合わせて23名採用、平成30 ことが望まれる。 年度は専門的な人材と正規職員 を合わせて21名採用))。

また、専門的な人材の受け入 れに当たっては、平成27年度 には、事務所が手狭になること に加え、BCP環境、セキュリ ティ面及び情報システム整備等 を考慮し、事務所移転により環 境整備を行った。平成28年度 には、早出遅出勤務制度を導入 し、育児・介護中の人材も柔軟 に受け入れられるように環境整 備を行った。平成29年度には 早出遅出勤務制度の見直しを行 い、育児・介護中の人材も柔軟 に受け入れられるように環境整 備を行った。

改正(インハウス運用で利用 できるデリバティブ取引及 び LPS の追加)を受け、デ リバティブ取引については リスク管理方針を作成して リスク管理の高度化を図り、 オルタナティブ投資につい てはミドル部門の新設及び

以上を踏まえれば、所期の

高度で専門的な人材の確

③ 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的と 以上により、所期の目標を達 した研修を実施した。 成していると考える。 (4) (2) 高度で専門 【平成27年度】 (2) 平成27年度に高度で専門的 的な人材の法人 「役職員の報酬・給与等について」の中で、金融機関における役職員 な職員が法人への貢献を維持さ に対する貢献を 報酬のデータベース等の調査結果による民間資産運用業界の市場水準 せるために目標管理型による実 維持するため、業 等の資料を含めた「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を 績の定期的な評価方法を導入 績を定期的に評 公表した。 し、平成28年度には、より円 価するシステム 【平成28~30年度】 滑に運用するための研修を実 を構築・導入し、 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果 施、平成29年度には、新たに 必要な場合には、 に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準 評価者となった者に対し研修を 雇用関係の見直 の設定等についての考え方」を公表した。 実施した。平成30年度には、 しを可能とする 制度のより安定的な運用を図る など、人材の適時 べく評価者研修を実施した。ま 適切な配置を行 【平成27年度】 た、高度で専門的な職員の契約 更新に当たっては、目標管理型 ったか。 専門的な人材の募集内容や採用状況を運用委員会で3回報告した。 人事評価の結果を適切に用いた 【平成28年度】 専門的な人材の募集内容や採用状況を第113回運用委員会(平成2 円滑な更新等を行っており、所 9年1月20日)で報告した。 期の目標を達成していると考え 【平成29年度】 る。 平成30年度より新たにデリバティブ投資業務及びLPS投資業務を開 始するために必要となる専門的な人材等の増員(12名)について、第 (3) 高度で専門 (3) 職員の能力向上を図る目的で 7回経営委員会(平成30年3月14日)に諮り議決された。 なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の 的な人材を活用 高度で専門的な職員を講師とす した研修等を実 指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。 る研修を実施しており、所期の 施することによ 【平成30年度】 目標を達成していると考える。 り、職員の業務遂 平成30年度の職員採用については、平成29年度の経営委員会にお 行能力の向上を いて議決された定員(職員147名)の範囲内において適切に進めた。 なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の 図ったか。 指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。 (4) 高度で専門 (4)「役職員の報酬・給与等につい 的な人材の報酬 て」において、民間調査会社の 水準の妥当性に 調査結果に基づいた民間資産運 ついては、その報 用業界の市場水準を用いて職員 酬体系を成果連 給与の支給水準の設定等の考え 動型とすること 方を公表しており、所期の目標 や民間企業等に を達成していると考える。 おける同様の能 力を持つ人材の 報酬水準と比較

		ナスカビのエ汝	 -		Т
		するなどの手法			
		により、国民に分			
		かりやすい説明			
		を行ったか。			
		(5) 専門人材の		(5) 平成27年度から高度で専門	
		強化・育成につい		的な人材の採用を開始したこと	
		ては、経営委員会		から、適宜、採用状況を運用委員会に提供し、正式のの欠策に	
		の適切な監督の		員会に報告し、平成29年度に	
		下、積極的に推進		おいては、新たに開始するデリ	
		したか。		バティブ投資業務及び LPS 投資	
				業務に必要となる専門的な人材	
				等の増員(12名)について、	
				適切に経営委員会に諮った。平	
				成30年度においては経営委員	
				会で議決された定員の枠内で適	
				切に職員採用を進めている。以	
				上より、所期の目標を達成して	
				いると考える。	
(2) 運用対象	(2)運用対象	(6) オルタナテ	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化	(6) 本中期計画において導入した	
の多様化に伴う	の多様化に伴う	ィブ投資に関す	【平成27年度】	ポートフォリオ全体のリスク管	
リスク管理の強	リスク管理の強	るリスク管理を	フォワード・ルッキングなリスク管理分析機能の強化を図るため、オ	理システムを積極的に活用する	
化	化	含めたポートフ	ルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体の	取組みとして、平成28年9月か	
オルタナティ	オルタナティ	ォリオ全体のリ	リスク管理システムの導入に向け、外部機関が提供する既存のシステム	ら新たなリスク管理システムを	
ブ投資に関する	ブ投資に関する	スク管理システ	と法人主体で新規開発を行う場合について情報収集を行い、導入に要す	導入し、オルタナティブ資産を	
リスク管理を含	リスク管理を含	ムについて、費用	る期間や一時費用・ランニング費用等について比較、検討し、外部機関	含めたトータルリスクの分析を	
めたポートフォ	めたポートフォ	対効果を勘案し	が提供する既存のシステムを平成 28 年 9 月から導入することとし	実現させた。 具体的には、バリ	
リオ全体のリス	リオ全体のリス	た上で、自ら開発	た。	ューアットリスク、様々な過去	
ク管理システム	ク管理システム	することを含め	なお、システム導入に向け、調達仕様書を作成し、情報システム委員	の金融危機等をベースにしたス	
について、費用	について、費用	検討を行ったか。	会等での審議、了承を経て、ホームページに調達公告を掲載(8 月 17	トレステスト、金利や株価の変	
対効果を勘案し	対効果を勘案し		日~9 月 4 日、19 日間)し、企画競争を実施。4 者から提出のあった	化に伴う損益シミュレーショ	
た上で、自ら開	た上で、自ら開		企画書(ヒアリングを含む)に基づく評価を実施の上、契約候補者を選	ン、ファクター相関等の分析を	
発することを含	発することを含		定し 12 月 25 日付で契約を締結した。	行い、経営委員会や運用リスク	
め検討するこ	め検討を行う。		さらに、リスク管理に関する情報収集の一環として、勉強会を 2 回	管理委員会で報告している。ま	
と。	また、基本ポ		開催した。	た、上記に加え、センシティビ	
また、リスク	ートフォリオの		【平成28年度】	ティ分析を行い、資産構成割合	
管理について、	乖離許容幅の中		平成28年 9 月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナテ	への影響度分析を行うととも	
	での機動的な運		ィブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。	に、基本ポートフォリオとの推	
	用を行うことな		新ツールによるトータルリスクの分析強化としては、バリューアット	定トラッキングエラーを多角的	
	どを踏まえ、リ		リスク、様々な過去の金融危機等をベースにした ストレステスト、金利	に計測することにより、複線的	
· >4 N. 1/2/11/11 -> 274	/		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

化、リスク管理 スク管理につい 調査機能の強化 スク分析機能の 度化を図るこ 理分析ツールの

分析ツールの整 て、フォワード・ 備、情報収集・ ルッキングなり を進めるなど高し強化、リスク管 整備、情報収集・ 調査機能の強化 を進めるなど高 度化を図る。

> (7) リスク管理 について、フォワ ード・ルッキング なリスク分析機 能の強化、リスク 管理分析ツール の整備、情報収 集・調査機能の強 化を進めるなど 高度化を図った カシ

や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファク ター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォ ワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公 募(1月20日から2月20日、22日間)を実施し、情報収集を行っ た。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の 状況について分析及びシミュレーションを行った。

【平成29年度】

費用対効果を勘案し、平成28年9月に導入した新たなリスク管理シ ステムにより、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実 現させた。具体的には、バリューアットリスク、様々な過去の金融危機 等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュ レーション、ファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で 報告している。また、上記に加え、センシティビティ分析(注1)を行 い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオ との推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的な リスク管理を推進している。なお、オルタナティブ投資については、リ スク管理フレームワークに従い、既存の資産に加え、グローバルインフ ラ、国内インフラ、グローバル不動産、国内不動産、グローバル・プラ イベートエクイティの運用受託機関に対してリスクレビューを実施し

フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理分析ツー ルの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリタ ーンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離(注2)に 基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして 特定の国の情勢に係るシナリオ分析や注目を集めた個別企業に対する シナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させ

平成29年10月の管理運用法人法改正及び政令の改正を受け、イン ハウスで利用できるデリバティブ取引(先物外国為替(市場デリバティ ブ)、株価指数先物)及びLPSが追加されたため、必要となる人員体制を 整備するとともにリスク管理の高度化を図った。デリバティブ取引につ いては、リスク管理方針(利用機会の制限、利用額の制限、リスク量の 測定・把握、経営委員会の関与及び常勤の監査委員による監視)を作成 しリスク管理の高度化を図り、オルタナティブ投資についてはオルタナ ティブ投資室にミドル部門を新たに設けた上で人員の配置を行い、LPS のリスク管理体制の整備を図った。

- (注1) 金利や株価等のパラメータが 1 単位変化したときの資産価値の変化からリス クの大きさを分析するもの。
- (注2)統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場

なリスク管理を推進している。 オルタナティブ投資について は、リスク管理フレームワーク に従い、既存の資産に加え、グ ローバルインフラ、国内インフ ラ、グローバル不動産、国内不 動産、グローバル・プライベー トエクイティの運用受託機関に 対してリスクレビューを実施し たとともに、投資一任(ファン ド・オブ・ファンズ形式)での インフラ及び不動産への投資が 本格化したことに伴い、ミドル 機能を充実し牽制体制を多重化 するなどリスク管理体制を強化 した。なお、リスク管理システ ムについて、新たなツールの開 発や導入は費用対効果も勘案し た上で必要ないと判断してい る。上記のことを踏まえれば、 所期の目標を上回る成果が得ら れたと考える。

(7) 平成28年9月から新たなり スク管理ツールを導入し、オル タナティブ資産を含めたトータ ルリスクの分析を実現させた。 新ツールによるトータルリス クの分析強化としては、バリュ ーアットリスク、様々な過去の 金融危機等をベースにしたスト レステスト、金利や株価の変化 に伴う損益シミュレーション、 リスク管理ツールのファクター 相関等の分析を行い、運用リス ク管理委員会で報告している。 フォワード・ルッキングなリ スク分析としては、平成28年 度に情報提供依頼「フォワード・ ルッキングなリスク管理のベス トプラクティスについて」の公 合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを 距離として把握するために用いられる。

【平成30年度】

基本ポートフォリオの乖離許容幅内にアラームポイントを設定した 乖離許容幅管理を引き続き行った。また、リスク管理ツールを用いて、 基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測した ほか、バリューアットリスクを基本ポートフォリオと対比する形で詳細 に分析するなど、複線的なリスク管理を一層進めた。

併せて、オルタナティブ投資において、投資一任(ファンド・オブ・ファンズ形式)でのインフラ及び不動産への投資が本格化したことに伴い、ミドル機能を充実し牽制体制を多重化するなどリスク管理体制を強化した。具体的には、リスクをより適切に管理する目的で、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの見直しを実施した。実施の際には、国内外機関投資家におけるオルタナティブ資産に関するリスク管理状況の調査結果も参考とした。オルタナティブ資産に関するリスク管理状況の調査結果も参考とした。オルタナティブ投資室の人員拡充に伴い、運用受託機関の選定、投資開始後のモニタリングの各段階における、運用リスク管理室・オルタナティブ投資室フロント・同室フロントミドル相互の牽制体制を見直し強化した。LPSを通じたオルタナティブ投資については、平成29年の政令改正に伴い制度上は投資可能となったものの、FoF/ゲートキーパー経由の投資形態と異なるリスク管理が求められるが、そのための体制・リソースの整備は準備中であり、LPS投資に係るリスク管理体制の構築に努める。

運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なリスク管理体制を海外公的年金にヒアリングした上で整理した。また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金と議論し、コンサルタントを採用して地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステスト等をより充実した。

ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期 計画に向けて海外公的年金へヒアリングを行った上で、公募を実施し た。

上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を 図った。 募(1月20日から2月20日、 22日間)を実施し、情報収集を 行った。また、リスクシナリオ に基づき、乖離許容幅の遵守や 累積収益額の状況について分析 及びシミュレーションを行っ た。

平成29年度には、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離に基づくシナリオの蓋然性について報告した。また、地政学リスクとして特定の国の情勢に係るシナリオ分析を行い、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。

平成30年度には、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。

以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

〈課題と対応〉 特になし

4. その他参考情報

様式1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I-8	調査研究業務						
関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運	当該事業実施に係る根拠(個	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条				
	営を図ること	別法条文など)					
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	X - 1 - 1				
度		レビュー					

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプッ	卜情報(財務情	報及び人員に	に関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
GPIF Finance Awards 応募者 数		_		21名	23 名	26 名		予算額(千円)			が困難な理由》 の管理及び運用	巻務のみを行っ	ており、財
GPIF Finance Awards 受賞者 講演会参加者 数	高度化			167名	_	169 名		決算額(千円)			務全般のみを管理 等の記載は不可能		たがって、
								経常費用(千円) 経常利益(千円) 行政サービス実施: スト(千円)	1				
								従事人員数					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 中期計画 主な評価指 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価 標等 自己評価 (見込評価) 業務実績 (期間実績評価) В 9. 調査研究 8. 調査研究 8. 調査研究業務 <自己評価> 評定 評定 業務 業務 評定: B <評定に至った理由> (1)調査研 | (1)調査研 (1)調査研究業務の充実 以下の評価の視点ごとの自己評価 調査研究業務について 究業務の充一究業務の充 ① 管理運用手法の高度化を進めるため下表のとおり調査研究業務についての大 で示すとおり、高度で専門的な人材 は、中期目標において、高 学との共同研究に関する企画競争を実施し、委託先を選定した。 を活用した法人内部での調査研究を|度で専門的な人材を活用 平成27年度においては、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員と委 | 拡充できるような体制の整備を図 | した法人内部での調査研 法では、年 法では、年 金積立金の 金積立金の 託先とで意見交換等を行い、ノウハウの蓄積を図っている。また、次年度以降の | り、調査研究によって得られたノウ | 究を拡充できるような体 研究テーマについて、ホームページを活用し意見を求め、応募機関に対しヒアリトハウを蓄積することとされているのト制の整備を図り、調査研究 管理及び運管理及び運 用に係る調用に係る調 ングを行い、内容について検討した。 に対し、大学との共同研究を実施し、 によって得られたノウハ

は、付随業務	は、付随業務
として位置	として位置
付けられて	付けられて
いるが、高度	いるが、高度
で専門的な	で専門的な
人材を活用	人材を活用
した法人内	した管理運
部での調査	用法人内部
研究を拡充	での調査研
できるよう	究を拡充で
な体制の整	きるような
備を図り、調	体制の整備
査研究によ	を図り、調査
って得られ	研究によっ
たノウハウ	て得られた
を蓄積し、将	ノウハウを
来に渡って	蓄積し、将来
年金積立金	に渡って年
の管理及び	金積立金の
運用を安全	管理及び運
かつ効率的	用を安全か
に実施して	つ効率的に
いくこと。	行う。
現在、主に大	また、調査
学との共同	研究業務に
研究やシン	ついては、大
クタンク等	学との共同
へ委託する	研究やシン
ことにより	クタンク等
実施してい	へ委託研究
る調査研究	を行うとと
業務を当該	もに、年金積
人材を含め	立金の管理
た法人の職	及び運用に
員が担うこ	関するノウ
とにより、年	ハウを管理
金積立金の	運用法人內
管理及び運	に蓄積する
用に関する	ため、高度で

<評価の視点

(1)高度で専

門的な人材を 活用した法人

内部での調査

研究を拡充で

きるような体 制の整備を図

(2)大学との

共同研究やシ

ンクタンク等

へ委託研究を

行うとともに、

年金積立金の

管理及び運用

に関するノウ

ハウを法人内

に蓄積するた

め、高度で専門

的な人材の採

用に伴い、当該

人材を含めた

法人の職員が

担うことを検

討したか。

ったか。

查研究業務 查研究業務

平成28年度においては、調査研究等の実施にあたっては、担当部署の職員が | 実施にあたって、委託先や大学と頻 | ウを蓄積し、将来にわたっ 委託先と共同で海外の公的年金基金やソブリン・ウェルス・ファンドを訪問し情┃繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄┃て年金積立金の管理及び 報交換を行うとともに、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積 を図った。また、次年度以降の研究テーマについて、ホームページを活用し意見 | を求めた。

平成29及び30年度において、調査研究等の実施にあたっては、担当部署の │ るため、平成28年度に GPIF │ シンクタンク等へ委託す 職員が委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。

27 年度	28 年度
「海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究業務」 ○海外の年金基金等では、オルタナティブ資産を含めた多様な資産の運用をインハウスで行っているところが多いことから、インハウス運用の目的や位置付け、運用体制、リスク管理体制等について調査を行い、当法人のインハウス運用のあり方についての提案を求めた。	①「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究業務」 ○当法人のような巨額な資産を運用する機関投資家にとって、どの資産において超過収益機会があるのか、1ファンド当たりの資産規模がどのくらいが適正な水準なのかについて提案を求めた。
	②「基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究業務」 ○実物資産など非伝統的資産の市場が拡大している中で、これらを予め考慮して基本ポートフォリオを策定する方法を、文献および海外年金等へのヒアリングを活用し調査した。
	③「世代重複(OLG) モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」 ○今回研究対象とする世代重複(OLG) モデルは、家計部門で勤労・引退の世代を共存・世代交代させることで、人口構造の動学的な変化も取り込み、これによりマクロパラメータの不確実性も考慮するものとなっている。このモデルを用いて、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究を行っている。

積を図った。さらに、年金運用等に関 **■** 運用を安全かつ効率的に して優れた功績をあげつつある若手 | 実施していくこと、また、 研究者を表彰し、その活動を振興す Finance Awards を創設した。我が国 | ることにより実施してい の資金運用に関する学術研究の向上 に貢献することができ、所期の目標 | 材を含めた法人の職員が を達成していると考えることから、 Bと評価する。

〈評価の視点〉

(1)専門人材の配置及び体制整備・ 強化を実施するとともに、専門 人材を活用し調査研究を実施 | 度から平成30年度までの し、平成30年度には研究にかし間、専門人材の配置及び体 かる PDCA サイクルの実施をス 制の整備・強化を行うとと タートしたことから所期の目標しもに、専門人材を活用して を達成していると考える。

(2) 管理運用手法の高度化を進め | 見交換等を行うことによ るための調査研究を実施してお り分析手法等のノウハウ り、実施に当たっては、担当部署一の蓄積を図っている。ま の職員と委託先との間で意見交 | た、平成30年度より、研 換等を行うことにより、分析手 | 究テーマの設定、研究成果 法などのノウハウの蓄積を図っしの評価、業務への活用等の ている。

さらに、平成28年度から、運 開始している。さらに、年 用手法の高度化や金融商品の多|金運用の分野で優れた功 様化が進む中で、年金積立金を|績を挙げつつある若手研 安全かつ効率的に運用していく | 究者を表彰し、その活動を ためには、年金運用に関して、実 振興すること等を目的と 務的側面だけでなく理論的側面 | する 「 GPIF Finance の充実が求められている。今後、Awards」を創設し、平成 学術研究態勢の強化が継続性を 28 年度から平成 30 年度 持って進むような環境づくりがしまでの毎年度、受賞者の審 不可欠との考えに立ち、年金運 | 査・選考及び表彰を行って 用の分野で優れた功績をあげついる。

主に大学との共同研究や る調査研究業務を、当該人 担うことにより、年金積立 金の管理及び運用に関す るノウハウを法人内に蓄 積することを目指すこと、 としている。

これに対し、平成 27 年 管理運用手法の高度化を 進めるための調査研究を 実施し、法人の担当職員が 委託先や共同研究先と意 PDCA サイクルの取組を

法人内に蓄	材の採用に	29 年度	30 年度	つある若手研究者を表彰し、そ	以上を踏まえれば、所期	
積すること	伴い、当該人		①「運用受託機関の役職員の報酬体系(インセン	の功績と社会的意義を広く情報	の目標を達成しており、	
を目指すこ	材を含めた	①「運用会社のビジネスモデルについての調	ティブ構造) についての調査業務」	発信するとともに、優秀な研究	「B」と評価する。	
L 0	管理運用法	查研究業務」	○運用受託機関との利害の一致を重視している	者の活動を振興することを目的		
	人の職員が	○運用資産の多くを外部に委託する管理運用	管理運用法人として、報酬体系は運用機関の投資	として GPIF Finance Awards を	<今後の課題>	
	担うことを	法人にとって、運用会社のビジネスモデルの	哲学や企業文化等の根本的な考え方を反映して	創設した。	高度で専門的な人材を	
	検討する。	現状と方向性を理解することは不可欠であ	いると考えており、利害の一致の確認手段として	平成28年度においては、自	含めた法人内の職員が調	
		り、オルタナティブ投資の本格化やマネジャ	運用受託機関の役職員の報酬体系について調査	薦・他薦による大学関係者 11	査研究業務を担える体制	
		ー・エントリー制の導入によって、管理運用	を行った。具体的には、運用受託機関の役職員の	名、企業等に所属する実務家 10	の整備に引き続き取り組	
		法人の起用する運用会社も多様化している。	報酬体系が管理運用法人のような長期のアセッ	名の計 21 名の候補者の中から、	むことが望まれる。	
		このため、運用会社の事業戦略、収益・費用	トオーナーが期待する長期的なリターン向上に	選考委員による審査を経て国際		
		構造、経営者・従業員に対する金銭的インセ	資する報酬体系になっているか、ショートターミ	金融市場の変遷及び分散投資へ		
		ンティブ等について調査を行った。	ズムを助長するようなインセンティブ構造にな	の含意について学術的評価の高		
			っていないかという観点から調査を実施した。	い論文を発表した若手研究者を		
			②「ESG に関する情報開示についての調査研究	受賞者として選定した。他団体		
			業務」	との協力関係においては、厚生		
	いての調査研の利用可能な		○管理運用法人では、現在、ESG 指数や環境指	労働省、文部科学省、金融庁、国		
			数に基づく株式パッシブ運用や ESG 活動報告の	家公務員共済組合連合会から後		
		②「人工知能(AI)が運用に与える影響につ	作成など、ESG に関する取組を積極的に進めて	援の協力を得ることができた。		
		いての調査研究業務」 ○利用可能なデータ量の爆発的な増加とコンピューターの処理能力の飛躍的な向上により、多くの分野で人工知能(AI)が活用されており、運用においても、リサーチ、トレード、コンプライアンス等の業務で AI が活用され始めている。一方、公的年金基金等における AI の活用については、参考となる先行事例が極めて少ないため、年金積立金の長期運用や管理運用法人の業務全般における AI の活用可能性等について先駆的な分析を行うとともに、AI による運用会社のビジネスモデルへの影響について調査を行った。	いる。それらの取組において、企業や運用会社	また、同賞の受賞者および選考		
			における ESG に関する情報開示は全ての土台と	委員でもあるノーベル経済学賞		
			なるものだが、足元では情報開示に積極的な企	受賞者の講演会を同賞の表彰式		
			業と対応が進んでいない企業との二極化が進ん	とあわせ実施し 167 名が参加し		
			でいる。その背景には、ESGに関する情報開示	たほか、受賞について複数の記		
			基準等が乱立している状況において、各開示基	事で紹介された。		
			準の共通点や違い、定義などが明確でないこと	平成29年度においては、追		
			により、経営リソースが限られる中、対応を躊	加の受賞候補者推薦募集を行		
			躇している企業も多いと思われる。当調査研究	い、候補者は 23 名となってい		
			では、金融安定理事会 (FSB) 気候関連財務情報	る。他団体との協力関係におい		
			開示タスクフォース(TCFD)や、米国サステナビ	ては、厚生労働省、文部科学省、		
			リティ会計基準審議会(SASB)等の ESG に関す	金融庁、国家公務員共済組合連		
			る情報開示の現状を調査するとともに、企業価	合会から後援の協力を得ること		
			値向上に資する ESG 情報開示の在り方や公的年	ができた。		
			金基金や運用機関による ESG 情報開示の在り方	平成30年度においては、第2		
		についても調査を実施した。	回 GPIF Finance Awards 受賞者			
				の表彰式を行い、厚生労働大臣、		
				文部科学大臣、内閣府副大臣(金		
				融担当)等に来賓としてご出席		
				いただいた。		
				以上より、所期の目標を達成		
				していると考える。		

	1.1		
			③「人工知能 (AI) によるファンド行動学習に
			ついての委託研究業務」
		③「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経	○29 年度に実施した「人工知能 (AI) が運用に
			与える影響について」の委託研究において、当
		済予測についての共同研究業務」	法人が委託している国内株式アクティブ運用会
		○世代重複(OLG) モデルは、家計部門で勤	社の取引データを用い、機械学習によって分析
		労・引退の世代を共存・世代交代させること	することで、投資スタイルの類型化やスタイル
		で、人口構造の動学的な変化も取り込み、こ	ドリフトの発見等が可能であることが示され
		れによりマクロパラメータの不確実性も考慮	 た。平成30年度より開始した当該委託研究で
		するものとなっている。このモデルを用い	は、国内株式において銘柄ユニバースの拡大や
		て、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究を	 計測期間の延長を行い、より精緻な検証を行う
		行った。	とともに、外国株式においても同様の成果が確
			認できるか等について、引き続き研究を実施し
	-		た。
			④「世代重複(OLG)モデルによるマクロ経済予
			測についての共同研究業務」
			○公的年金積立金の収益目標は、名目賃金上昇
			率対比で示されており、運用資産の収益性を適
			切に評価するにあたって、名目賃金上昇率を含
			むマクロ経済予測モデルを高度化することが重
		_	要である。昨年に引き続き、世代重複 (OLG) モ
			デルを用いて、人口構成の変化、特に家計部門
			での勤労世代と引退世代の共存、これらの世代
			交代等の変化を取り込むことにより、マクロ経
			済予測の枠組み・手法の拡充を行うとともに、
			各種パラメータシナリオの変動が与えるマクロ
			経済への影響を定量的に検証した。
			⑤「債券投資と ESG に関する共同研究」
			○管理運用法人は、平成27年9月に責任投資原
			則 (PRI) に署名し、平成 29 年 7 月に国内株式
			における ESG 指数を選定した。投資における
			ESG については、株式では研究や実践が進んで
			いるが、債券では研究や実践が緒についたばか
		_	
		_	り。このため、管理運用法人と世界銀行グループは、特定的な机器の周海に向けた規模の最初
			プは、持続的な投資の促進に向けた提携の最初
			の取り組みとして、債券投資における ESG につ
			いて、ベンチマーク、ガイドライン、格付手
			法、公表の枠組み、報告のひな形、リスク分析
			など、実務的課題に関して共同で研究を実施し
			た。

各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②年金積立金の長期運用への活用可能性や当法人の業務全般にかかる活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。

さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として GPIF Finance Awardsを創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けた。

平成28年度においては、自薦・他薦による大学関係者 11 名、企業等に所属する実務家 10 名の計 21 名の候補者の中から、選考委員による審査を経て国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。また、同賞の受賞者および選考委員でもあるノーベル経済学賞受賞者の講演 会を同賞の表彰式とあわせ実施し 167 名が参加したほか、受賞について複数の記事で紹介された。

平成29年度においては、追加の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は23名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。

平成30年度においては、第2回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府副大臣(金融担当)等に来賓としてご出席いただいた。また、第3回の受賞候補者推薦募集を行い、候補者は26名となっている。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。

(選考委員)

氏 名	役 職 (選考時)
ロバート・マートン	MIT スローン・ビジネススクール教授、
	ハーバード大学名誉教授、
	ノーベル経済学賞受賞
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
(第2回のみ)	
植田 和男	共立女子大学国際学部教授
	東京大学金融教育研究センター センター長
	(元運用委員会委員長)

翁 百合	(株) 日本総合研究所理事長
	(金融審議会委員)
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	(金融審議会委員)
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	(元運用委員会委員長)

(第2回 GPIF Finance Awards 受賞者)

氏 名	役 職
野澤 良雄	シニアエコノミスト、連邦準備制度理事会
	(現・香港科技大学ビジネススクール
	Asssistant Professor)

- ② 月次での詳細な経済・市場動向分析のほか、週次での分析を継続し、投資委員会を通じて法人内で共有した。また、経済コンサルタントの活用に加えて、委託運用先を通じた情報収集を行った。さらに平成28年2月より、運用専門職員を採用するなど、多面的な市場動向分析を進めている。
- ③ 平成27年5月に調査研究を担える体制整備として企画部に調査課を設置した。

平成28年度には、各部門において具体的な調査研究を行える体制にするため 専門人材を市場運用部に配置した。なお、調査研究に当たっては、当該市場運用 部の専門人材の外、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。

平成29年9月に企画部調査課を企画部調査数理課とした際に具体的な調査研究を行える体制にするため専門人材等を配置した。なお、調査研究に当たっては、当該調査数理課の専門人材のほか、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。

調査研究業務はこれまで企画部調査数理課が担っていたものの、実際には、各担当部署が個別に進捗管理を行っており、司令塔機能を十分に果たすことができていなかったため、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を果たす担当部室が必要であることから、平成30年7月に調査数理課を独立した「室」に昇格させ調査数理室とした上で、専任の室長(部長級)を充て業務を実施する体制とした。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。

	28年度	29年度	30 年度
研究テーマ	海外年金基金等における インハウス運用について の調査研究(平成27年 度より継続)	世代重複(OLG) モデル によるマクロ経済予測 についての共同研究 (平成28年度より継 続)	ESG に関する情報開示 についての調査研究

各資産におけるファンド 規模と超過収益獲得の関 係についての調査研究	運用会社のビジネスモ デルについての調査研 究	運用受託機関の役職 員の報酬体系(イン センティブ構造)に ついての調査
基本ポートフォリオの策 定方法に関する調査研究	人工知能(AI)が運用 に与える影響について の調査研究	人工知能 (AI) によ るファンド行動学習 についての調査研究 (平成 29 年度より継 続)
世代重複 (OLG) モデルに よるマクロ経済予測につ いての共同研究		債券投資と ESG に関 する共同研究
_	_	世代重複 (OLG) モデ ルによるマクロ経済 予測についての共同 研究 (平成 28 年度よ り継続)

④ セミナー・研修等(情報収集・意見交換等)

平成27及び28年度は、国内外で開催される運用機関等主催のセミナーや研修に積極的に参加するとともに、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施等、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員間で共有した。

平成29及び30年度は、国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議 に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。

	+ / -	回数	参加延べ人数
	内容	(回)	(人)
平成 27 年度	国内外部セミナー	21	30
平成21年度	国際機関等主催会議	9	11
亚出 90 年度	国内外部セミナー	10	12
平成 28 年度	国際機関等主催会議	21	48
平成 29 年度	国際機関等主催会議	28	41
平成 30 年度	専門調査機関等主催会議	125	208

⑤ 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

			⑥ 平成30年4月の世界銀行グループ・国際通貨基金の春季会合において、債券		
			投資における ESG の考慮に関する共同研究報告書を発表し、同年 11 月に日本語 の翻訳版を発表。		
(2) 調査研	(2) 調査研	(3)具体的に	(2) 調査研究業務に関する情報管理	(3) 委託調査研究機関等からの情	
究業務に関	究業務に関	運用手法に結	各年度において、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及	報漏洩防止を図ることを目的と	
する情報管	する情報管	びつく調査研	び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報	して、当法人に関する情報に係	
里	理	究業務につい	を提供することとなる業務委託先より報告を受け、当法人が業務委託先の情報セキ	る情報セキュリティ対策の履行	
具体的な	具体的に	て、共同又は委	ュリティ対策を毎年度評価することとした。	状況や情報セキュリティ対策ベ	
軍用手法に	運用手法に	託により実施	また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究の選定先等候補者に対	ンチマークによる自己診断等に	
結びつく調	結びつく調	する場合には、	して、情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の	ついて業務委託先より報告を受	
查研究業務	查研究業務	法人が自ら共	提出を求め、いずれの社も情報管理に問題ない状況であることを確認した。	け、守秘義務の遵守状況を検証、	
について、共	について、共	同研究者又は		評価することを行っており、所	
同又は委託	同又は委託	委託研究機関		期の目標を達成していると考え	
により実施	により実施	の守秘義務の		る。	
する場合に	する場合に	遵守状況を検			
は、契約にお	は、契約にお	証する仕組み			
いて守秘義	いて守秘義	を構築するこ			
務を課して	務を課して	と等により、情		〈課題と対応〉	
ハる現状の	いる現状の	報漏洩対策を		特になし	
取扱いに加	取扱いに加	徹底したか。			
えて、法人が	えて、管理運				
自ら共同研	用法人が自				
究者又は委	ら共同研究				
托研究機関	者又は委託				
の守秘義務	研究機関の				
の遵守状況	守秘義務の				
を検証する	遵守状況を				
仕組みを構	検証する仕				
築すること	組みを構築				
等により、情	すること等				
報漏えい対	により、情報				
策を徹底す	漏えい対策				
ること。	を徹底する。				

4. その他参考情報

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	当事務及び事業に関する基本情報					
II-1	効率的な業務運営体制の確立					
当該項目の重要度、難易		関連する研究開発評価、政策 X-1-1				
度		評価・行政事業レビュー				

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成	平成	平成	平成	令和	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見	見込評価)	(期間実	績評価
第4 業務運	第2 業務運		<主な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	
営の効率化に	営の効率化に		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	評定:B	<評定に	至った理由>		
関する事項	関する目標を			以下の評価の視点ごと	中期目	標においては、		
	達成するため			の自己評価で示すとおり、	組織編制	及び各部門の人		
	とるべき措置			効率的な業務運営体制を	員配置を	実情に即して見		
1.効率的な業	1.効率的な業		1. 効率的な業務運営体制の確立	確立することとされてい	直すこと	、能力・実績を		
務運営体制の	務運営体制の		(1)業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、以下のとおり人員配置及び組織編	るのに対し、法人に必要な	反映した	業績評価等を適		
確立	確立		制等の体制整備を実施した。	人員配置及び組織編成等、	切に行う	こと等としてい		
組織編成及	業務運営を		【平成27年度】	効率的かつ効果的に業務	る。			
び管理部門を	効率的かつ効		平成27年5月に年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事を2名置く	を遂行できるような体制	これに	対し、平成 27 年		
含む各部門の	果的に実施す		ことができることとなり、5月に管理運用業務担当理事と総務・企画等担当理事の2	の整備を行い、能力及び実	度から平	成 30 年度まで		
人員配置を実	るため、組織編		名体制とした。これに伴い、理事の職務を明確化するために「理事の職務に関する規	績の評価結果を昇給等に	の間、必	要な人員配置及		
情に即して見	成及び管理部		程」(平成27年5月9日制定)を制定した。また、法人内で契約内容の法令確認や法	反映される人事評価制度	び組織編	成等の体制整備		
直すこと。ま	門を含む各部		務に関する業務を担うリーガル・オフィサーを平成28年1月に設置した。	の実施をした。また、高度	を行って	いる。(平成 27		
た、経費節減の	門の人員配置		組織編成については、機能の強化及び牽制を図る目的から委託運用部門における運	化や国際化に対応した管	年度にリ	ーガル・オフィ		
意識及び能力・	を実情に即し		用と管理を分離し、運用管理に特化する運用管理室を11月に設置した。また、オル	理運用業務の基盤となる	サーの設	置、オルタナテ		
実績を反映し	て見直す。ま		タナティブ投資を行うオルタナティブ投資課を室に格上げし、オルタナティブ投資室	情報システムの整備等を	ィブ投資	課の室への昇格		
た業績評価等	た、経費節減の		として平成28年3月に設置した。	行うなど、業務運営の電子	等。平成 2	28 年度にスチュ		
を適切に行う	意識及び能力・		さらに、主たる事務所を東京に置くことも年金積立金管理運用独立行政法人法の改	化、ペーパーレス化等に取	ワードシ	ップ推進課の新		
ことにより、効	実績を反映し		正で明確になったこと、及び、高度で専門的な人材の採用を進める上でオフィスが手	り組んでおり、これらを踏	設。平成 2	29 年度に経営委		

		狭になったこと等から平成27年12月に事務所移転を実施した。	まえれば、所期の目標を達	員会事務室及び監査委員
を適切に行う		【平成28年度】	成したと考えられること	会事務室の新設等。平成
ことにより、効		当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果た	から、B評価とする。	30 年度に基本ポートフ
率的な業務運		すような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」こ		オリオ策定及び調査研究
営体制を確立	<評価の視点>	とを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則	【評価の視点】	の司令塔機能を担う調査
する。	(1)中期目標期間	への署名等の取組みを進めてきたところであるが、今後更に、国民の理解を得ながら、	(1)法人に必要な人員配	数理課の室への昇格等。)
	中に、組織編成及び	年金積立金の運用に ふさわしい取組を一層推進するため、平成28年10月に市場運	置及び組織編成を行	また、能力及び実績の
	人員配置を業務の	用部内にスチュワードシップ推進課を新設した。	うとともに、業務の実	評価結果を昇給等に反映
	実情に即して見直	【平成29年度】	情に即して継続的に	する人事評価を実施して
	したか。	当法人の情報管理については、文書管理業務を企画部(企画課)が、電子データ管	見直しており、所期の	いる。
		理業務を情報システム部(情報セキュリティ対策課)が行ってきたが、平成29年7	目標を達成している	業務運営の電子化、ペ
		月に情報システム部(情報セキュリティ対策課)を情報管理部(情報管理セキュリテ	と考える。	ーパーレス化の取組につ
		ィ対策課)とし、企画部(企画課)の文書管理業務を移管させ、情報管理の一元化を		いては、管理運用業務の
		図った。		基盤となる情報システム
	(2)能力・実績を	また、基本ポートフォリオの見直しが本格化するに当たり、厚生労働省との調整等	(2)能力及び実績の評価	の整備等を行っている。
	反映した人事評価	も頻繁に行われることが予想されることから、平成29年9月に、基本ポートフォリ	結果を昇給等に反映	以上を踏まえれば、所
	制度を実施してい	オの策定及び検証等に関する業務を、投資戦略部から対外折衝の窓口である企画部(調	される人事評価制度	期の目標を達成してお
	るか。	査課を調査数理課へ変更)へ移管した。	の実施をしたことか	り、「B」と評価する。
		平成29年10月には、経営委員会及び監査委員会発足に伴い、当該委員会の事務	ら、所期の目標を達成	
		を支援する組織として経営委員会事務室及び監査委員会事務室を新たに設置した。	していると考える。	<今後の課題>
		【平成30年度】		業務の実情に即した組
		基本ポートフォリオの策定や調査研究の業務については、企画部長の管轄下にある		織編成及び人員配置の見
		調査数理課が担っていたところであるが、基本ポートフォリオの策定手法に係る高度		直しなど、効率的な業務
		化や運用対象資産の多様化等を踏まえると、		運営体制の確立に引き続
		① 他国の年金基金等の状況について継続的に情報収集や調査研究等を行うこと等		き取り組むことが望まれ
		により基本ポートフォリオの策定・管理に関する専門的知見を集積していく必要		る。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		で、専仕の至長(部長級)を允で業務を実施する体制とした。		
		(2)職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目		
		的として、次の通り人事評価を実施した。		
		人事評価の実績(正規職員) 人事評価の実績(運用専門職員)		
	ことにより、効 率的な業務運 営体制を確立	ことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	当法人の「校管原則」には「株式校管においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資限制のの著名等の取組みを進めてきたところであるが、今後更に、国民の理解を得ながら、中金積立金の運用に ふきおしい取組を一層推進するため、平成28年10月に市場運用が行いた。 「学成29年度」 当法人の情報管理については、文書管理業務を企画部(企画課)が、電子データ管理業を情報システム部(情報セキュリティ対策課)を情報管理部(情報管理セキュリティ対策課)とし、企画部(企画課)の文書管理業務を修管させ、情報管理の一元化を図った。 「(2) 能力・実績を反映して、本書を関する。 また、基本ボートフォリオの見直しが本格化するに当たり、厚生労働省との調整等は関する業務を、投資機略部から対外折衡の窓口である企画部(調査を選組を建設へ変更)、移管した。 「平成29年7月に情報システム部(情報セキュリティ対策課)を情報管理部(情報管理・キュリティ対策課)を自動を実施した。、事た、基本ボートフォリオの見直しが本格化するに当たり、原生労働省との調整等は受害を実施している。 「本本ボートフォリオの集度を変更なのとび監査委員会是足に作い、当該委員会の事務を支援する組織として経営委員会事務室及び監査委員会発足に作い、当該委員会の事務を支援する組織として経営委員会を受い監査委員会を受けている。 「本本ボートフォリオの業度や審査素の業務については、企画部長の管轄下にある調整数連無が担っていたところであるが、基本ボートフォリオの策度・管理に関する専門的知見を集積していく必要があること。 「他国の年金基金等の状況について継続的に情報取集や調査研究等を行うこと等により基本ボートフォリオは経営委員会の競決事項であり、経営委員会との密接な連携が必要となること。 「議本研究に係る研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すため可合は機能を果たす担当部本が必要であること。 「連本研究に係る研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すため可合は機能を果たす担当部本が必要であること。 「連本研究に係る研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すため可合は機能を果たす担当部本が必要であること。 「第本研究を上に、事務の能力対して、対しない理を関するといい、事務を関するといい、またの、事務を表しました。 「は、対しない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理ない理な	できたいまり、効果的な業等運業のでは、大学のでは、ステュワードシップ責任を果たました。 では一般を確立して、次の適り人間には、などのでは、ステュワードシップでは、ステュワードンのでは、などのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

 ○平成26年度下期実績評価(平成26年10月~ 平成27年3月) 実施時期等:平成27年4~5月(結果を平成27年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月~9月) 度 実施時期等:平成27年10月~11月(結果を平成27年12月期の賞与に反映) 	
実施時期等: 平成27年4~5月(結果を平成27 年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月~9 27年 月) 度 実施時期等: 平成27年10月~11月(結果を平	
年6月期の賞与に反映) ○平成27年度上期実績評価(平成27年4月~9 27年 月) 度 実施時期等:平成27年10月~11月(結果を平	
○平成27年度上期実績評価(平成27年4月~9 27年 月) 度 実施時期等:平成27年10月~11月(結果を平	
27 年 月) 度 実施時期等:平成27年10月~11月(結果を平	
度 実施時期等:平成27年10月~11月(結果を平	
成27年12月期の負子に反映)	
ONLETT (TROUTE 1 B 1 0 B)	
○能力評価(平成27年1月~12月) (表 # # # # # # * * * * * * * * * * * * *	
実施時期等: 平成27年12月(平成28年1月に	
フィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、	
結果を平成28年4月の昇給等へ反映)	
○平成27年度下期実績評価 (平成27年10月~ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
平成28年3月)	
実施時期等:平成28年4~5月(結果を平成28 ○実績・能力評価(平成27年4	
○平成28年度上期実績評価(平成28年4月~9 実施時期等:平成28年4~5月 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
28年 月) (平成28年6月期の賞与に反	
度 実施時期等:平成28年10月~11月(結果を平 映、平成28年度に 契約更新を	
成28年12月期の賞与に反映) 迎えた職員に係る契約更新の可否	
○能力評価(平成28年1月~12月) や更新条件の判断材料に用い	
実施時期等:平成29年1月(平成29年3月にフ た。)	
ィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結	
果を平成29年4月の昇給等へ反映)	
○平成28年度下期実績評価(平成28年10月~	
平成29年3月)	
実施時期等:平成29年4~5月(結果を平成29 ○実績・能力評価(平成28年4	
年6月期の賞与に反映)	
度 実施時期等:平成29年10月~11月(結果を平 (平成29年6月期の賞与に反 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
成29年12月期の賞与に反映) 映、平成29年度に契約更新を迎 映、平成29年度に契約更新を迎 による際長に探え初始更新の可否を	
○能力評価(平成29年1月~12月)	
東新条件の判断材料に用いた。) 東新条件の判断材料に用いた。) 東新条件の判断材料に用いた。) 東施時期等:平成30年1月(平成30年3月にフ	
ィードバック面談を行い被評価者の結果を通知、結	
果を平成30年4月の昇給等へ反映)	
○天下 ○ ○ 和 京 三	
○平成29年度下期実績評価 (平成29年10月 月~平成30年3月) 月~平成30年3月)	
30年 ~平成30年3月)	
度 実施時期等:平成30年4~5月(結果を平成30年4~5月に実施し、平成30年4~5月に実施し、平成30年4~5月に実施し、平成30年6月期の賞	

			○東京の大庫上期中建設体(東京の大利日、の一覧と加えた職員に係り初め事業の
			○平成30年度上期実績評価(平成30年4月~9 新を迎えた職員に係る契約更新の ■ 不会更新名(# の)//// パロリケート
			月) 「可否や更新条件の判断材料に用い」
			実施時期等:平成30年10月~11月に実施(平 た。)
			成30年12月期の賞与に反映)
			○能力評価(平成30年1月~12月)
			実施時期等:平成31年1月(平成31年3月にフ
			ィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知、
			結果を平成31年4月の昇給等へ反映)
			その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を新たに評価項目とする人事評価を実施した。 (目標管理型人事評価) 平成27年度に、実績評価においては新たな手法の目標管理型実績評価を検討し、 平成28年度からの導入に備えて、平成27年度下期実績評価から課長クラス以上のみ試行を実施した。 平成28年度において、課長クラス以上の実績評価については、目標管理型人事評価を平成28年度上期分より本格導入し、また、課長代理以下職員についても平成28年度上期分より試行的導入を開始した。 平成29年度において、目標管理型人事評価については課長代理以下の職員については試行的導入(課長以上については平成28年度上期より本格導入済み)とな
			っていたが、労働組合との合意により平成29年度上期より本格導入となった。
			ラ (* 元//*、 万 関配目 C * * 7 日 志により 下成 2 0 下及工列より 平相等/ (こなった。
		(3)業務改善のた	(3)業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行って (3)各職員がレベルを問
		め、役職員が具体的	きている。
		なイニシアティブ	投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される 等で業務改善等のイ
		を発揮したか。	組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。業務体制における取組とニュンアティブを発揮ニュー
			しては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をGPDRの共しており、所期の目標
			有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、 を達成していると考
			どのレベルの職務の者であっても(課員、室員であっても)、主担当となること等に える。
			より、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。
			また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目(積極性)にお
			いて、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程(内部規程)
			に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコ
			スト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組
			について評価項目に加えている。
4.業務の電子	4.業務の電子	(4)高度化や国際	4. 業務の電子化の取組 (4)高度化や国際化に対
化の取組	化の取組	化に対応した管理	(1) 法人全体の業務運営の効率化に向け、ネットワークシステム等の機能改善・強化 応した管理運用業務
		•	125

運用の基盤	多様化、高度	運用業務の基盤と	こついてホ		の基盤となる情報シ
		なる情報システム	, , , , ,	・ネットワークシステムにおいて、情報セキュリティ対策としてURLフィ	ステムの整備等を行
		の整備等を行うな		ルタリング機能を強化すると共に、メール保存方式改善による業務効率化を	うなど、業務運営の電
		ど、業務運営の電子		図ることとした。また、法人が貸与するモバイル端末による法人事務所外か	子化、ペーパーレス化
		化、ペーパーレス化		らの利用が可能となるよう、クライアント端末認証機能を追加した。	等に取り組み、業務運
		等に取り組んだか。		・Webサイト閲覧において、ネットワークシステムとは分離した新たなイ	営の効率性の向上を
み、業務運営の		4 (CAX) MILIOTON 6		ンターネット接続環境を設け、ネットワークシステムのセキュリティレベル	図っており、特に、紙
効率化の向上				を低下させることなく、緊急時又は一時的な閲覧制限サイトへのアクセスが	文書と電子文書の統
	電子化、ペーパ		27 年度	可能なオープンネットワークを構築した。	合管理に向けた取組
	ーレス化等に		2. 1%	・新事務所におけるペーパーレス化等による業務運営の効率化のために必要	を推進していること
	取り組み、業務			な対応について検討の上、回線、タブレット 40 台、 WEB 会議システム、	から、所期の目標を達
	運営の効率化			電子黒板、大型モニター等の機材設置、WiFi 環境の設営を行い、これらを	成していると考える。
	の向上を図る。			利用可能な環境を構築した。	
	*7同工で囚る。			・ネットワークシステム等の機能改善やセキュリティ強化のために必要とな	
				るネットワークの基盤等について、調査、検討の上、物理サーバを追加する	
				こととした。	〈課題と対応〉
				・プリンタに認証印刷機能を導入し、印刷物の残置リスクの低減及び不要な	特になし
				プリント出力の抑制を図った。	1576-75 0
			28 年度	・外部とのファイル送受信について、承認機能を有するセキュアファイル交	
			20 午度	換サービスを導入し、不正なファイル送信を抑止するとともに、暗号化によ	
				る安全なファイル送受信環境を実装した。	
			29 年度	・主体認証、アクセス制御及び資料の暗号化等、セキュリティ対策機能を有	
				する電子会議システムを導入し、一層の業務のペーパーレス化を図った。	
				・システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、デー	
				タベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境	
				を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築することとし、一般競争	
			30 年度	による調達を実施した。	
				・紙文書と電子文書の統合管理に向け、平成30年12月に外部調達した専門	
				業者と共に、法人文書管理のシステム化に向けた要件定義及び基本設計等具	
				体的な手続きを進めている。	
			(2) 平成2	7年度において、伝統的資産の管理及び運用の基盤となる年金積立金デー	_
				GPDR)システムの安定稼動に向け、以下の取り組みを行った。	
				をデータ標準化(MRKサービス)業務	
				確保すべく管理を徹底し、インシデント管理の徹底に努めると共に、構築	
				最終すべく音互を徹底し、インシアンド音互の徹底に劣めると共に、構業 売的改善活動のPDCAサイクルの実施状況について確認した。	
				用スタイル多様化に向け、新たなSWAP取引等や外貨建 CB に係る GI	
				ポステイル多様にに同り、新たなSWAF取引等 (プト質定 CD に除る Cf 土様の追加整備を行い、併せて、これらに係る帳票の改修についても対応	
			した。	エツ・・ケビンは下畑でロイベーロでは、 これをひばらいの成当を7改同に フォークの対元	
			U/L0		

○年金積立金データ管理(GPDR)システム	
・安定稼動を実現するため、運用業務におけるインシデント管理を徹底した。	
・定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告やステークホルダー間の連	
携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするイ	
ンシデント管理と、原因追及及び再発防止を目的とする問題管理を分離すること	
により、業務への影響を回避し、結果として稼働率 99.5%を確保した。	
・標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。	
○年金積立金データ管理(G P D R)システムの派生開発	
・運用手法の見直しや制度変更等に適宜対応するため、分析ツール接続データ変更	
対応、複合ベンチマークの日次対応、インフラ投資ファンドに係る帳票出力対応	
及びSWAP取引について、システム対応を実施した。	
(3) 平成27年度において、オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たな	
システムの導入に向け、以下の対応を実施した。	
・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資	
産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、GPDRシステムを含めたシス	
テム構想図を作成した。	
・オルタナティブ資産の管理及び運用の基盤となる新たなシステムの導入にあたっ	
ては、機能要件及び非機能要件について調査、検討を行い、外部機関が提供する	
サービスを活用することとして調達を行った。	
・ホームページに調達公告を掲載(9 月 25 日~10 月 28 日、23 営業日)の上、	
企画競争を実施し、2 者より企画書の提出があり、企画書に基づく評価(ヒアリ	
ングを含む)を実施の上、評価会議を経て契約候補者を選定し、12 月 22 日付で	
契約を締結した。	
(4) 東南の7年度において、仁纮的次立しナルカナニュブ次立た体会したポートフェ	
(4) 平成27年度において、伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォールナク体のデータについて、対索的な管理、近男が異性になる(は何なについて)とこ	
リオ全体のデータについて、効率的な管理、活用が可能となる仕組みについて以下	
の対応を行った。	
・運用多様化に伴うシステム化計画の策定にあたり、オルタナティブ資産に係る資	
産管理機関等関係者の想定される役割を踏まえ、GPDRシステムを含めたシス	
テム構想図を作成した。	
・伝統的資産とオルタナティブ資産を統合したポートフォリオ全体のデータを効率	
的に管理、活用するためのシステム開発にあたっては、機能要件及び非機能要件	
について調査、検討を行い、GPDRシステムが有するデータウエアハウスとし	
ての機能を活用してデータ統合処理を行うため、GPDRシステムの機能追加の	
ための派生開発による対応が望ましいこと、本機能追加後は現行機能と合わせて	
一体的に保守を行う必要があることを確認した。	
・官報に公示(10 月 15 日掲載)の上、11 月 13 日付でGPDRシステムの保守	
業務受託者と契約を締結し、開発に着手している。	
(5) 平成28、29年度において、ポートフォリオ全体の管理及び運用の基盤となる	
127	

シス	テム 環境の整備に向け、以下の対応を行った。	
	・オルタナティブ資産の管理のため、外部サービスを導入し、管理に必要	
	となるデータの定義及び処理要件を確定、整備した。	
	・上記サービスで保持するデータを、法人が管理するデータウェアハウス	
	である年金積立金データ管理(GPDR)システムへ連携するためのイン	
28 年度	ターフェースを整備し、伝統的資産に係るデータとの統合管理環境を構築	
	した。	
	・統合管理されたデータを利用し、ポートフォリオ全体のリスクを管理す	
	るために新たなツールを導入し、GPDRシステムとのインターフェース	
	を整備し、業務要件に即したアウトプットを定義、実装した。	
	・法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理(GP	
29 年度	DR)システムのデータ統合管理機能から伝統的資産に係るデータとオル	
	タナティブ資産に係るデータを統合的に参照できる帳票機能を追加した。	
(6) 平	成30年度において、資産管理の在り方プロジェクトによる法人の将	来的なデ
ータ	管理体系の整備方針に基づく「会計・開示用データ基盤及び統合デー	タプラッ
h7	オーム(汎用 DWH)」の導入にむけた調達支援業者を調達した。	

4. その他参考情報

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
II-2	業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化									
当該項目の重要度、難易		関連する研究開発評価、政策 X-1-1								
度		評価・行政事業レビュー								

2. 主要な経年データ

 ・主要な経中ノーク		11.542.23			h			((((((((((((((((((((
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成	平成	平成	平成	令和	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
一般管理費(退職手当及び事務所移	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	6,007,898		
転経費を除く。) 及び業務経費(シス								
テム関連経費、管理運用委託手数								
料、高度で専門的な人材に係る人件								
費及び短期借入に係る経費を除								
く。)の合計額(千円)(ア)								
中期計画による節減額(千円)	_	_	29,789	41,843	56,393	60,206		
(イ)								
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%		
(参考) 執行額 (千円)	_	_	2,039,252	3,094,978	3,315,123	3,565,627		

注)達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

2	中期日樗期間の業務に係る日樗	計画 業務実績	中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
J.	中別日保別间の未物に休る日保、	可凹、未伤天限、	- 中朔日倧朔囘評伽に徐る日巳評伽及ひ土務入邑による評伽 -

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
		等	業務実績	自己評価	(見辺	評価)	(期間実績評価)		
2. 業務運営	2. 業務運営		2. 業務運営の効率化に伴う経費節減	<評定と根拠>	評定	В	評定		
の効率化に伴	の効率化に伴		(1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費(退職手当を除	評定: B	<評定に至	った理由>			
う経費節減	う経費節減		く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る	以下の数値目標及び評	中期目標	栗・中期計画			
中期目標期	中期目標期		人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、(平成 27 年 10 月から開始し	価の視点ごとの自己評価	に定める経	E 費削減目標			
間中、一般管	間中、一般管		た)被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行	で示すとおり、経費節減及	を達成する	ため、各年			
理費(退職手	理費(退職手		政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方	び契約の適正化を実施す	度の予算額	質について、			
当及び事務所	当及び事務所		針」という。) 等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前	ることとされているのに	新規分を関	き前年度実			
移転経費を除	移転経費を除		年度比 1.34%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を	対し、前年度比1.34%	績を基準と	して 1.34%			
く。)及び業務	く。)及び業務		行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に	の節減を行っており、契約	の節減を行	うっており、			
経費(システ	経費(システ		努めた。	の適正化についても適切	適切な経費	節減を行う			
ム関連経費、	ム関連経費、			に取組んでおり、所期の目	とともに、	調達等合理			
管理運用委託	管理運用委託			標を達成したと考えられ	化計画に定	どめる各種計			
手数料、高度	手数料、高度			ることから、B評価とす	画を達成し	、契約の適			
で専門的な人	で専門的な人			る。	正化に努め	ている。			

材に係る人件	材に係る人件	
費及び短期借	費及び短期借	<定量的指標>
入に係る経費	入に係る経費	一般管理費(退
を除く。) の合	を除く。)の合	職手当及び事務
計について、	計について、	所移転経費を除
平成27年1	平成27年1	く。)及び業務経
0月から始ま	0月から始ま	費(システム関連
る被用者年金	る被用者年金	経費、管理運用委
制度の一元化	制度の一元化	託手数料、高度で
も踏まえつ	も踏まえつ	専門的な人材に
つ、平成26	つ、平成26	係る人件費及び
年度を基準と	年度を基準と	短期借入に係る
して、高度で	して、高度で	経費を除く。)の
専門的な人材	専門的な人材	合計について、基
の確保その他	の確保その他	本的方針等に基
の「独立行政	の「独立行政	づき新規に追加
法人改革等に	法人改革等に	されるものや拡
関する基本的	関する基本的	充される分を除
な方針」(平成	な方針」(平成	き、前年度比1.
25年12月	25年12月	34%以上の効
24日閣議決	24日閣議決	率化を行ったか。
定。以下「基本	定。以下「基本	
的方針」とい	的方針」とい	<評価の視点>
う。) 等に基づ	う。) 等に基づ	(1)中期目標期
き新規に追加	き新規に追加	間中、一般管理費
されるものや	されるものや	(退職手当及び
拡充される分	拡充される分	事務所移転経費
を除き、毎年	を除き、毎年	を除く。)及び業
度平均で前年	度平均で前年	務経費(システム
度比1.3	度比1.3	関連経費、管理運
4%以上の効	4%以上の効	用委託手数料、高
率化を行うこ	率化を行う。	度で専門的な人
と。新規に追	新規に追加さ	材に係る人件費
加されるもの	れるものや拡	及び短期借入に
や拡充される	充される分は	係る経費を除
分は翌年度か	翌年度から	く。)の合計につ
51.34%	1. 34%以	いて、基本的方針
以上の効率化	上の効率化を	等に基づき新規
を図ること。	行う。	に追加されるも
人件費につ	人件費につ	のや拡充される
いては、政府	いては、政府	分を除き、毎年度
	·	

26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 基準年度 節減対象経費 (一般管理費及 2, 223 4,208 4, 493 6,008 3, 123 び業務経費) 中期計画による 42 56 60 30 節減額

2,039

執行額

(注1) 各年度の節減対象経費(一般管理費及び業務経費)は、中期計画による節減額(前 年度の基準額に対し1.34%の効率化を行うことにより見込まれる額)を控除し た額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費 を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1. 34%の効率化を行う。

3,095

(単位:百万円)

3, 315

3,566

(注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

【定量的指標】

(1) 各年度の予算額は、 前年度を基準として、 する基本的な方針」 っていることから、所しましている。 期の目標を達成して 以上を踏まえれば、 いると考える。

人件費については、 政府方針を踏まえ適切 に対応しつつ、高度で 専門的な人材について 高度で専門的な人材 は給与水準の弾力化等 の確保その他の「独立」で対応している。平成 行政法人改革等に関 27年度以降、高度で専 門的な人材 24 名のほ (平成 25 年 12 月 か、正規職員 46名の採 24 日閣議決定。以下 用等により、人員体制 「基本的方針」といしの確保を図っている。 う。)等に基づき新規│役職員の報酬・給与に に追加されるものやしついては、支給水準の 拡充される分を除き、検証を行い、支給水準 1.34%の節減を行しの設定等の考え方を公

> 所期の目標を達成して おり、「B」と評価する。

<今後の課題>

引き続き、業務運営 の効率化に伴う経費節 も踏まえつつ必要な人 高度で専門的な人材 員体制の確保を図ると の確保その他の基本ともに、契約の適正化 的方針等に基づき新しに努めることが望まれ

【評価の視点】

(1) 各年度の予算額は、 減に取り組み、人件費 前年度を基準として、 規に追加されるものしる。 や拡充される分を除 き、1.34%の節減 を行っていることか ら、所期の目標を達成 していると考える。

		1			
の方針を踏ま	の方針を踏ま	平均で前年度比			
えつつ適切に	えつつ適切に	1.34%以上の			
対応していく	対応してい	効率化を行った			
こと。その際、	く。その際、高	か。新規に追加さ			
高度で専門的	度で専門的な	れるものや拡充			
な人材の確保	人材の確保そ	される分は翌年			
その他の基本	の他の基本的	度から1.34%			
的方針に基づ	方針に基づく	以上の効率化を			
く施策の実施	施策の実施に	行ったか。			
に的確に対応	的確に対応で				
できるよう、	きるよう、必	(2)人件費につ	(2) 人件費については、国家公務員の給与改定に関する法律が成立したことを踏まえ、国家	(2) 人件費は、政府の方	
必要な人員体	要な人員体制	いては、政府の方	公務員に準じて、職員については平成28年2月に「役員給与規程」及び「職員給与規程」、	針を踏まえ適切に対	
制を確保する	を確保する。	針を踏まえつつ	平成28年12月に役職員の給与、平成29年12月に役職員の給与を、平成30年3月	応した。なお、高度で	
こと。	また、給与	適切に対応した	に退職手当の改正を行った。また、平成29年度は高度で専門的な人材5名の採用のほか、	専門的な人材につい	
また、給与	水準について	か。その際、高度	正規職員18名の採用等により、平成30年度は高度で専門的な人材5名の採用のほか、	ては、給与水準の弾力	
水準について	は、国家公務	で専門的な人材	正規職員16名の採用等により、人員体制を確保した。	化を図ることなど対	
は、国家公務	員の給与、金	の確保その他の		応しており、平成27	
員の給与、金	融機関等の民	基本的方針に基		年度は高度で専門的	
融機関等の民	間企業の給	づく施策の実施		な人材7名の採用の	
間企業の給	与、管理運用	に的確に対応で		ほか、 正規職員6名	
与、法人の業	法人の業務の	きるよう、必要な		及び臨時職員、平成2	
務の実績及び	実績及び職員	人員体制を確保		8年度は高度で専門	
職員の職務の	の職務の特性	したか。		的な人材7名の採用	
特性等を考慮	等を考慮し、			のほか、正規職員6	
し、手当を含	手当を含め役			名、平成29年度は高	
め役職員給与	職員給与につ			度で専門的な人材 5	
について検証	いて検証した			名の採用のほか、正規	
した上で、そ	上で、その適			職員18名、平成30	
の適正化に取	正化に取り組			年度は高度で専門的	
り組むととも	むとともに、			な人材5名の採用の	
に、その検証	その検証結果			ほか、正規職員16名	
結果や取組状	や取組状況を			の採用等により、人員	
	公表する。そ			体制の確保を行った	
	の際、高度で			ところであり、所期の	
高度で専門的	専門的な人材			目標を達成している	
な人材の報酬	の報酬水準に			と考える。	
	ついては、第				
	1070(1)				
	により対応す				
対応するこ					
と。	なお、管理				

かお管理	運用委託手数	(3)給与水準に	(3)					(3) 平成27年度及び	
		ついては、国家公	(給与水準の適均	11性学)				28年度においては、	
		務員の給与、金融	「相子が中ツ通り	27年度	28年度	2 9 年度	30年度	対国家公務員指数(年)	
		機関等の民間企		121. 2	120.6	2.5 牛皮	30年度	齢・地域・学歴勘案)	
		業の給与、法人の	対国家公務員指数	(国を上回ってい	(国を上回ってい			では国に近い水準と	
		業務の実績及び	(年齢のみ)	الا الا الا	(<u>国で</u> 工 <u>ロッ</u> で)			なっており、平成29	
		職員の職務の特	対国家公務員指数	.97	·s/	109. 3	119. 2	年度及び30年度に	
		性等を考慮し、手	(年齢・地域・学	101. 9	101. 2	(国を上回ってい	(国を上回ってい	おいては、対国家公務	
		当を含め役職員	歴勘案)	(国に近い水準)	(国に近い水準)	(国を工画りて)	(国を工画りて)	員指数(年齢・地域・	
こと。		給与について検		で 0 年度におし	ンプロー 早期次立		<u> </u>		
		証した上で、その			・Cは、氏間負煙 D結果を公表した		と暗まんに「川参	っているが、「役職員	
!		適正化に取り組	比較を用すった1	央証を110、での	7船木と公衣 した	-0		の報酬・給与等につい	
!		むとともに、その						て」において、その検	
A		検証結果や取組						証結果や取組状況を	
A		状況を公表した						公表しており、所期の	
A		か。						目標を達成している	
!		,						と考える。	
!									
		(4) な準い体型民けを酬るより行為になる業様人との民いないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	て、民間調査		に基づいた民間		酬・給与等につV 市場水準を用いて	teta >	
		(F) %; TEVE TI 4.	(-)	er, er a Net dat e	200 000 000	A to be below to the second	,	(-) 安田 - 然 - 四 - 子	
		(5)管理運用委			いては、以下のと	おり節減に努め	た。	(5)適切に管理運用委託	
'		託手数料につい	【平成27年度】					手数料の低減に取組	
		ては、各資産別の	相対的に	手数料率が高い内	羽外株式への配分	7により全体では 132	92億円の増加。	となったが、んでいる。新規の運用	

運用資産額の増 減等も考慮に入 れつつ、引き続き 低減に努めたか。

国内債券パッシブについては、委託運用から自家運用への資産移管を行うことにより約2 億円の手数料を節減した。また、外国債券パッシブについても27年度に実施したマネジ ャー・ストラクチャーの見直しに伴う手 数料率の引下げ等により約1億円の手数料を節 減した。なお、上記のほか、報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延 伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉し、手数料節減に努めた。

【平成28年度】

外国債券アクティブについて、すべてのファンドで実績連動報酬制をとっている中で、 今年度はパフォーマンスが好調だったこと等から、全体で17億円の増加となったが、今 年度末に設定した外国債券パッシブファンドにおいて、 同一の運用者の既存ファンドと 新設ファンドの受託金額を合算して既存の報酬テーブルを適用するケースを設けて、より 低い報酬率の適用を図った。報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延 伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、手数料節減に努め た。

【平成29年度】

時価平均残高が増加したこと等から、全体で87億円の増加となったが、報酬料率表で 設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託 機関と交渉したこと等から、手数料節減に努めた。

オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家との アラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。

【平成30年度】

運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関が多かったこと から、全体で193億円の減額となった。

オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家との アラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。

また、新規の運用受託機関の選定に当たり、報酬水準の妥当性を検証するための仕組み を導入し、契約の適正化のための仕組みを構築した。

国内株式パッシブにおいて、スチュワードシップ活動を勘案した運用手数料を導入した (2ファンド)。

- 正化 ける調達等合 | ける調達等合 | 争性のある調達 理化の取組の | 理化の取組の | を可能な限り採 |
- 正化

公正かつ诱 | 公正かつ诱 | 化計画 | に基づく 明な調達手続|明な調達手続|取組を着実に実 による適切 による適切 施したか。 で、迅速かつ「で、迅速かつ」(以下は調達等 効果的な調達 | 効果的な調達 | 合理化計画にお | 【契約の実績】 を実現する観 を実現する観 ける評価指標) 点から、「独立」点から、「独立」・一般競争入札、 行政法人にお 行政法人にお 企画競争等の競

した「調達等合理

- 3. 契約の適 3. 契約の適 (6) 法人が策定 | 3. 契約の適正化
 - (1)調達の実施状況

公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にや むを得ない随意契約を除き、一般競争入札等(一般競争入札(最低価格落札方式及び総合 評価落札方式)、企画競争及び公募)による調達を実施した。

(単位:件、億円)

28年度 27年度 29年度 30年度 件数 件数 件数 金額 金額 金額 件数 金額 競争入札等 (5.7%)(4.3%)(6.8%)(0.4%)(4.5%)(0.1%)(4.3%)(0.2%)

受託機関の選定に当 たり、報酬水準の妥当 性を検証するための 仕組みを導入し、契約 の適正化のための仕 組みを構築した。ま た、オルタナティブ資 産に係る管理運用委 託手数料等の運用手 数料については、投資 家とのアラインメン トを実現するための、 成功報酬に重きを置 いた報酬体系を導入 したことから、所期の 目標を達成している と考える。

(6)調達等合理化計画に おいて定めた重点的 に取り組む分野及び 調達に関するガバナ ンスの徹底について 取り組んでおり、 所 期の目標を達成して いると考える。

推進につ	い推進につい	用し、企画競争等			7	12.8	3	0.3	7	0.3	6	0.3			
て」(平成2	7 て」(平成27	の契約において	企画競	争 •	(52.8%)	(71.3%)	(24.6%)	(20. 1%)	(43.6%)	(2.4%)	(34. 1%)	(7.9%)			
年5月25	日 年5月25日	は、見積書を徴取	公募		65	133. 9	17	16.6	68	8.4	47	16. 0	〈課題と対応〉		
総務大臣	決 総務大臣決	して見積価格の	競争性の	のある	(58. 5%)	(78. 2%)	(29.0%)	(20.5%)	(48. 1%)	(2.5%)	(38.4%)	(8.1%)	特になし		
定) により	法定)により管	根拠等を精査し、	契約(ク	小計)	72	146. 7	20	16. 9	75	8.7	53	16.3			
人が策定し	た 理運用法人が	適正な仕様及び	競争性の	のない	(41.5%)	(21.8%)	(71.0%)	(79. 5%)	(51.9%)	(97. 5%)	(61.6%)	(91.9%)			
「調達等合	理 策定した「調	価格での契約締	随意契約	約	51	40.9	49	65. 4	81	335. 4	85	185. 0			
化計画」に	基 達等合理化計	結を行ったか。	A =1		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)			
づく取組を	着 画」に基づく	・随意契約の締結	合計		123	187. 6	69	82. 3	156	344. 1	138	201. 3			
実に実施す	る 取組を着実に	については、会計						l .	l.						
こと。	実施する。	規程における「随	(注1)	計数	は、それそ	ごれ四捨五	入している	るため、台	計におい	て 一致し	ない場合を	がある。			
		意契約によるこ	(注2)	平成	28 年度の	「競争入村	礼等」には	、不落に	よる随意契	約を含む)				
		とができる事由」	(注3)	平成	27 年度の-	一部の契約	内について	は、契約金	金額を非公	表として	いるため、	件数のみ			
		に該当している		計上し、	ている。										
		明確な理由の確													
		認を徹底したか。		芯札・応	·募状況】										
		・環境物品等の調	(単位	: 件、億	〔円)										
		達の推進を図る			27年	三度	28年	度	29年度		30年度				
		ための方針に配	2 者	件数	68	94. 4%	17	89. 5%	72 96	6. 0%	51 9	6. 2%			
		慮した調達を図	以上	金額	135. 4	92. 3%	16. 5	98.0%	8.4 90	6. 4%	5.9 9	7.6%			
		ったか。	1者	件数	4	5. 6%	2	10.5%	3	1. 0%	2	3.8%			
		・契約審査会にお	以下	金額	11.3	7. 7%	0.3	2.0%	0.3	3. 6%	0.4	2.4%			
		いて、新たに随意		件数	72	100.0%	19	100.0%	75 100). 0%	53 10	0.0%			
		契約を締結する			146. 7	100.0%	16.8	100.0%	8.7 100). 0% 1	6. 3 10	0. 0%			
		こととなる案件		1 1			<u> </u>	l l		I					
		を審議したか。	(注1)	計数	は、それそ	ごれ四捨五	入している	るため、合	計におい	て一致した	い場合が	ぶある。			
		・運用受託機関等 との契約案件に	(計 0)	合計	爛は、競争	· 李契約(一	·般競争、幻	企画競争及	び公募)	を行ったi	数である) ₀			
		との契約条件については、その特	(注 2)		は、不落に										
		性に応じた取扱	(32- 4)						金額を非公	表として	いるため、	件数のみ			
		に配慮すると		計上し	ている。										
		ともに、経営委員													
		会が重要事項と													
		判断する事項に	(2)	重点的に	取り組む	分野									
		ついて経営委員	平月	平成27年度においては、調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした事務所											
		会の審議を経て		関係の名	分野につ	いて、平成	戈26年度	に企画競争	争により調	達した事	务所移転 は	に係るコン			
		議決を行うなど	サルク	タントを	活用し、具	以下のとお	うりそれぞ	れの状況に	こ即した調	達方法及	び事務処理	里の効率化			
		適切な監督がな	に努る	めた。											
		されたか。	平月	成28~	30年度	においてに	は、調達等	合理化計画	画において	重点的に	反り組むこ	こととした			
		・会計規程等の遵	各分野	野につい	て、以下の	のとおりそ	これぞれの	状況に即じ	_レ た調達方	法及び事	务処理の 第	効率化に努			
		守の徹底につい	めた。												

て、調達に関わる 職員を対象とし た研修を年1回 以上実施したか。

① 競争契約による調達

【平成27年度】

事務所移転に関する調達(賃貸人の指定等により随意契約によらざるを得ない契約を除く。)において、新事務所の賃貸借について一般競争入札(総合評価落札方式)により、事務 付器については一般競争入札(最低価格落札方式)により調達を行った。

これらの調達にあたっては、仕様書等調達に必要な資料の効率的な作成に努めるとともに、課題やスケジュールの管理を徹底した。特に、新事務所の賃貸借については、内装工事に影響がない範囲で可能な限り入居までの期間を短縮することにより、当初作成した計画より1ヵ月前倒しで事務所移転を行い、新旧事務所に対する事務所借料の二重払いの期間を1ヵ月短縮した。

【平成28年度】

契約内容、概算所要額(見積)等について確実な審査が可能となるように「契約審査会 審議案件登録マニュアル」を整備し、契約審査会で調達仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行った。また、調達過程の透明性を図るため、一般競争入札(総合評価落札方式)で事前に入札説明書等で公表していた評価項目・評価基準・配点を、平成29年2月より企画競争においても公表することとした。

【平成29年度】

「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書や契約書等 が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行った。また、契約相手方 の選定過程における透明性及び公正性の確保の観点から、一般競争入札(総合評価落札方式) 又は企画競争の審査結果について、選定結果に加えて、平成29年度から新たに、選定され た者及び当該参加者の採点結果(合計点)を参加者に通知することとした。

【平成30年度】

「契約審査会審議案件登録等マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書や契約書等 が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行った。

(再掲)

(単位:件、億円)

	平成2	9年度	平成3	0年度	比較増△減			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
一般競争・					(\triangle 29.3%)	(87.1%)		
企画競争等	75	8. 7	53	16.3	△ 22	7. 6		

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の() 書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。

② 随意契約による調達

【平成27年度】

新事務所における入居に必要な内装工事及びネットワークシステムの移設等、並びに旧事 務所の原状回復工事について、随意契約によらざるを得ないものとして調達を行った。

新事務所の内装工事及び旧事務所の原状回復工事については賃貸人の指定業者による工事が求められていることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するため、随意契約による調達を行った。

ネットワークシステムの移設等については、機器移設や当該移設のための再設計及び再構築を行うものであり、本件業務完了後もネットワークシステム受託者が管理するファイアウォール等セキュリティ対策等を含めたネットワークシステム全体の機能の継続利用が業務運営上不可欠であること、また、セキュリティ上サーバ室等のレイアウトを仕様書等により公表することができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するものとして、随意契約により調達を行った。

【平成28年度】

随意契約による調達に係る契約審査会を年間 10 回開催し、調達方法の妥当性等について 審議した。また、随意契約については会計規程の要件に合致することに加え、価格の妥当性 についても検証し、結果、適正な価格での契約を実現した。

【平成29年度】

随意契約による調達に係る契約審査会を年間 11 回開催し、調達方法の妥当性等について 審議した。また、随意契約については会計規程における「随意契約によることができる事由」 との整合性及び価格の妥当性を確認し、結果、適正な価格での契約を実現した。

【平成30年度】

随意契約の締結については、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて 随意契約によらざるをえない理由を公表しており、透明性の確保につとめた。

(再掲)

(単位:件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較均	曽△減
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
D+ + + 1 + 1					(4.9%)	(Δ 44.8%)
随意契約	81	335. 4	85	185. 0	4	△ 150.4

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の() 書きは、平成30年度の対平成29年度伸率である。

③ 環境物品等の調達

【平成27年度】

事務所移転に伴う事務什器の調達において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)の対象品目については、同法の適合製品であることを仕様書に明記し、環境物品を調達した。

【平成28及び29年度】

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のもの を調達するよう努めた。また、OA機器の調達に際しては、再生材料を多く使用しているも のを選択するよう努力した。結果、概ね調達方針に定めた目標を達成している。

【平成30年度】

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のもの を調達するよう努めた。

特に、コピー用紙等大量に購入したもののほか、事務机、OA機器等の調達に際しては、 再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した結果、ほとんどの商品で目標を達成した。

- (3)調達に関するガバナンスの徹底
- ① 随意契約に関する内部統制の確立

【平成27年度】

新たに随意契約を締結することとなる案件及び既に随意契約による調達を行った案件で契約期間満了により改めて調達を行う必要がある随意契約案件については、少額随契に該当するものを除き、契約審査会において審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けた。

また、一般競争入札等による調達案件についても契約審査会にて審議し、調達に関する内部統制の向上を図った。

外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、運用受託機関の選定を行った。また、オルタナティブ投資の資産管理機関の選定に当たっては、資産管理手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、資産管理機関の選定を行った。

【平成28年度】

随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認した。これにより、随意契約については、設計・構築から保守運用及び機器類の納品・管理までを一括して委託する必要のあるネットワークシステムのセキュリティの強化や機器等の追加、インデックス情報等の知的財産権等を有する者に契約の相手方が限定されるものなど、真にやむを得ないものに限定されている。

平成28年度において、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用については追加公募理由(スチュワードシップ活動強化)を運用委員会で審議し、公募を実施した。また、運用受託機関について定性評価及び定量評価による総合評価を行い、当該結果に基づき運用受託機関の解約並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。この総合評価結果の内容及び結果に基づく解約等の措置については、運用委員会へ報告を行った。

【平成29年度】

随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、平成29年10月のガバナンス改革以降は、監査委員の出席を求め、その意見も聴いて、各契約審査会を実施している。

平成29年10月に改正された中期計画の記載を踏まえ、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議することとした。

運用受託機関の総合評価方法については、これまでの定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)を併用した総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価に見直しを実施し、経営委員会で議決した。

<i>L</i> -;; -1		日今に却生した
	別資産ファンドに係る資産管理機関の公募方針について、経営委 スティブ海田受託機関とのアライメンと除化(日煙契器収益変法	
	プティブ運用受託機関とのアライメント強化(目標超過収益率達	
	りに超過収益の水準向上を図る)等を目的として、本格的な実績!	里期報酬体糸を導入
, -	ことを、経営委員会に報告した。	
【平成3	11.11	
	意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約」	
る事に	り」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定され	れていることを確認
した。	なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴く	こととしている。
運	受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督	の下、執行部の専門
性や	その裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業	務に係る議決事項を
審議	けるとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用	受託機関等の選定・
評価、	運用ファンドの資金配分及び回収等を審議した。	
3	っに、アクティブ運用受託機関については、実績連動報酬体系を	導入することにより
運用	受託機関とのアライメント強化(目標超過収益率達成への意欲を	高め、長期的に超過
収益の	⑦水準向上を図る)等を図るとともに、報酬率の設定に当たって	は、牽制を図る観点
で、『	5場運用部(選定当事者)以外の運用管理室にて運用手数料の妥	当性チェックを行う
こと	こした。	
ま	こ、運用受託機関の評価方法については、定量的な実績を勘案し	た定性評価による総
合評値	面により実施した。	
② 不祥	事発生の未然防止・再発防止のための取組	
	会計事務職員及び調達担当職員を財務省会計センター主催の政府関	
	係法人会計事務職員研修及び公正取引委員会主催の政府出資法人調	
27 年度	達担当者研修会に参加させ、当該職員の資質向上を図るとともに、	
	職員間で研修内容等について情報共有することにより不祥事の未然	
	防止を図った。	
	政府関係法人会計事務職員研修等への職員の参加はなかったが、公	
	正取引委員会作成の研修テキストを入手し、他法人において発生し	
20 5 5	た不適切な行為について契約担当部署内で情報を共有し、調達事務	
28 年度	を適正に進めるための遵守事項を確認した。また、公正取引委員会	
	より他法人等に対し勧告が行われた事例については、必要により調	
	達担当部署に情報提供し、不祥事の未然防止に組織として対処する	
	ように努めた。	
	平成29年度には新たに、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、調	
	達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防	
29 年度	止法等に関する研修会を実施した。官製談合事件や入札談合等関与	
	行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるため	
	の漢字専項と独和して投車の土除けれた知徳しして共和士フトミ	
	の遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するよう	

	1			
		○平成30年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、		
		各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等		
		関与行為防止法等に関する研修会を平成30年9月に実施した。官製		
		談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調		
		達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止		
		に組織として対処するように努めた。		
	30 年度	○新たに調達事務を適正に進めるために遵守すべき事項等、透明性		
		の確保や恣意性を排除するための手続きについて平成30年12月に		
		「契約審査会審議案件登録等マニュアル」を改訂し、各室課へ周知		
		した。		
		○コンプライアンスハンドブックにも「物品等の調達の契約候補先		
		に対する選定期間中の対応について」を記載し、注意喚起を行っ		
		た。		

4. その他参考情報

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
Ⅲ—1	財務内容の改善に関する事項					
当該項目の重要度、難易		関連する研究開発評価、政策 X-1-1				
度		評価・行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ 平成 平成 平成 平成 令和 (参考情報) 評価対象となる指標 達成目標 基準値 30年度 元年度 27年度 28年度 29年度 当該年度までの累積値等、必要な (前中期目標期間最終年 度値等) 情報 業務運営の効率化 一般管理費(退職手当及び事務所移 2,223,068 3,122,635 4,208,426 4,492,954 6,007,898 転経費を除く。) 及び業務経費(シス テム関連経費、管理運用委託手数 料、高度で専門的な人材に係る人件 費及び短期借入に係る経費を除 く。) の合計額 (千円) (ア) 中期計画による節減額(千円) 29,789 41,843 56,393 60,206 (イ) 達成度 100%100%100% 100%(参考) 執行額(千円) 2,039,252 3,094,978 3,315,123 3,565,627

注)達成度は、各年度の中期計画による節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績	• 自己評価	主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期	間実績評価)
第5 財務内容の改	第3 財務内容の改		第3 財務内容の改善に関する事項	<評定と根拠>	評定	В	評定	
善に関する事項	善に関する事項			評定: B	<評定に	工至った理由>		
			中期目標・中期計画に定める経費節減目標	以下の評価の視点ごとの自己評価に示	中期目	目標が示している、「第		
「第4 業務運営の	「第2 業務運営の		を達成するため、各年度において、前年度と比	すとおり、予算の作成、当該予算による適	4 業務	務運営の効率化に関す		
効率化に関する事	効率化に関する目標		較して、一般管理費及び業務経費については	正かつ効率的な運営とされているのに対	る事項」	で定めた事項に配慮		
項」で定めた事項に	を達成するためとる		1.34%を節減した予算(退職手当、事務所	し、1.34%を節減した予算を作成して	して、各	8年度において、前年		
配慮した中期計画の	べき措置」で定めた		移転経費、システム関連経費、管理運用委託手	おり、財務内容の改善並びに予算、収支計	度と比較	校して、一般管理費及		
予算を作成し、当該	事項に配慮した中期		数料、高度で専門的な人材に係る人件費、短期	画は適切であり、所期の目標を達成してい	び業務経	圣費について 1.34%を		
予算による運営を行	計画の予算を作成		借入に係る経費及び新規に追加されるものや	ると考えられることから、Bと評価する。	節減した	た予算を作成してい		
うこと。	し、当該予算による		拡充される分を除く。)を作成した。		る。			
	適正かつ効率的な運	<評価の視点>	執行に当たっては、「業務運営の効率化に関	【評価の視点】	また、	執行に当たっては、		
	営を行う。	(1)「第2 業務運営の	する目標を達成するため取るべき措置」を考	(1)目標に沿った予算を作成し、適正か	一般競爭	予入札や企画競争・公		
		効率化に関する目標を達	慮した上で業務の効率化等による節約を可能	つ効率的な運用を行っており、所期の	募等を実	ミ施し、経費節減に努		
		成するためとるべき措置」	とするため、一般競争入札や企画競争・公募等	目標を達成していると考える。	めている) 。		

	で定めた事項に配慮した を実施し、経費節減に努めた。 各年度の予算を作成し、当 該予算による適正かつ効 率的な運用を行ったか。		以上を踏まえれば、所期の 目標を達成しており、「B」と 評価する。	
第4 予算、収支計 画及び資金計画 1. 予算	第4 予算、収支計画及び資金計画 (1)予算執行については、業務の進行状況及び		< 今後の課題 > 年金積立金は国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資	
別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり	予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。予算、収支計画及び資金計画の実績は、 決算報告書及び財務諸表のとおりである。		となるものであることを踏ま え、適切な予算作成及び執行 により一層取り組むことが望 まれる。	
第5 短期借入金の 限度額 1. 短期借入金の限	第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等 が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必 要な資金を確保する体制は整備されている			
度額 20,000億円 2.想定される理由 予見し難い事由によ る一時的な資金不足 等に対応するため。	が、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。			
不要財産となること が見込まれる財産が	(2) 実物資産について、 保有の必要性、資産規模の 適切性、有効活用の可能性 等の観点から見直しを行ったか。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込 まれる財産がある場合には、当該財産の処 分に関する計画 なし	(2) 該当なし		
第7 第6の財産以 外の重要な財産を譲 渡し、又は担保に供 しようとするとき は、その計画 なし	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、 又は担保に供しようとするときは、その計 画 なし	〈課題と対応〉 特になし		

第8	剰余金の使途 第8	3 剰余金の使途 なし		
なし		なし		

4.	その他参考情報
— •	

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
IV—1	その他の業務運営に関する重要事項					
当該項目の重要度、難易		関連する研究開発評価、政策	X - 1 - 1			
度		評価・行政事業レビュー				

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要が 情報
情報セキュリティ自己 点検実施回数	情報セキュリティ 対策の強化	1回	2回	2回	1回	1回		
標的型メール訓練実施 回数	情報セキュリティ 対策の強化	1回	2回	5 回	5回	5回		
情報セキュリティ e ラーニン グ実施回数	情報セキュリティ 対策の強化	_	_	2回	2回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	業務実績自己評価		(期間実績評価)		
第6 その他	第9 その他		<主な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定		
業務運営に関	主務省令で定		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	評定: B	<評定に至った理由>			
する重要事項	める業務運営			以下の評価の視点ごとの	内部統制の一層の強化			
	に関する事項			自己評価で示すとおり、業	に向けた体制整備につい			
				務方法書に定めた事項の運	ては、中期目標におい			
1. 内部統制の	1. 内部統制の		1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備	用を確実に図ることとされ	て、内部統制等の体制の			
一層の強化に	一層の強化に		(1)「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成2	ているのに対し、業務フロ	一層の強化を図ること、			
向けた体制整	向けた体制整		6年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項につ	一図等を整備し、整備され	業務方法書に定めた事項			
備	備		いては、各年度において次のとおり体制整備等を実施した。	た業務フロー図に基づくリ	の運用を確実に図るこ			
法人は、平成	平成 2 6 年		【平成27年度】	スクの対応方針等の整備状	と、年金積立金の運用に			
26年10月	10月31日		内部統制に関する規程の制定及び内部統制の基本方針の変更をするとともに所	況及び運用状況の確認を行	関わるすべての者につい			
31日に運用	に運用委員会		要の規程整備を行った。なお、業務フロー図の作成及び業務フローごとのリスク発	った結果、業務フロー図の	て法令遵守並びに慎重な			
委員会が建議	が建議した「基		生要因の分析・評価については整備に時間を要するため、外部機関の支援を受け平	整備状況等が有効かつ適正	専門家の注意義務及び忠			
した「基本ポー	本ポートフォ		成29年3月末までに整備することとした。	に行われたことを確認して	実義務の遵守を徹底する			
トフォリオ見	リオ見直し後		【平成28年度】	いる。	こと等としている。			
直し後のガバ	のガバナンス		業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平	内部統制等の体制の一層	これに対し、業務方法			
ナンス体制の	体制の強化に		成28年度中に整備することとしていた業務フロー図、業務フローごとに内在する	の強化を図ることとされて	書に定めた事項について			

強化について」しついて」及び経 に基づき、内部 営委員会が策 統制等の体制 定する「行動規 の一層の強化|範」等に基づ を図ること。ましき、内部統制等 た、「「独立行政」の体制の一層 法人の業務の「の強化を図る。 適正を確保す また、「「独立行 るための体制 政法人の業務 等の整備 につしの適正を確保 いて」(平成2 するための体 6年11月2 制等の整備」に 8日総務省行 ついて」(平成 政管理局長通 26年11月 知) に基づき業 | 28日総務省 務方法書に定し行政管理局長 めた事項の運 通知) に基づき 用を確実に図|業務方法書に ること。 定めた事項の 年金積立金 運用を確実に の管理及び運|実施する。

用に当たって 年金積立金 は、専門性の向の管理及び運 上を図るとと 用に当たって もに、責任体制は、専門性の向 の明確化を図し上を図るとと り、年金積立金|もに、責任体制 の運用に関わしの明確化を図 るすべての者り、慎重な専門 について、法令 家の注意義務 遵守並びに慎及び忠実義務 重な専門家の を踏まえ、関係 注意義務及び一法令、中期目 忠実義務の遵|標、中期計画及 守を徹底する び第1の1に こと。 定める年金積 また、運用リー立金の管理及

スクの管理や「び運用に関す

法令遵守の確しる具体的な方

保等を一層的 針等の周知及

確に実施でき び遵守の徹底

リスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29┃いるのに対しては、内部統┃の体制整備等として、平 年3月の内部統制委員会において策定した。

【平成29年度】

業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平 | 会におけるコンプライアン | 方針を策定し、平成29年 成28年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把 握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年10月の年金 | 施した。 積立金管理運用独立行政法人法(以下、「法」という。)改正により、経営委員会及 び監査委員会が設置されたことから、両委員会の事務処理に係る業務フロー図を作│スに関するeラーニング及│テムの見直しを実施し、 成しリスク評価を行う必要があることから、平成30年7月末までに内部統制シス テムの見直しを行うこととした。

【平成30年度】

業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平 成28年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把 握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年10月の法改 整備に適切に取り組んだ。 正により、経営委員会及び監査委員会が設置されたことから、内部統制システムの 見直しを実施し、内部統制委員会での審議を経て、平成30年10月から「新たな」のために必要な体制を整備しいて金融事業者について 業務リスク等管理」の試行を開始した。

(2) 内部体制の強化については、上記の業務方法書及び平成26年10月31日に運 │ 視」を合わせて、以下「監 │ 図る観点から、役職員の 用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化につい│査等」という。)を実施する│服務規律の概要をまとめ て」を踏まえ、以下の取組みを実施した。平成29年度においては、経営委員会に┃など、監査委員会の機能強┃た「コンプライアンスハ おいて、将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の | 化等を行い、実効性を向上 | ンドブック | を平成27年 執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライ│させた。 アンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議 論を踏まえて見直しを図ることとした。平成29年12月15日の第4回経営委員│ついては、有効性を評価し、│を行い、役職員の意識向 会議決事項「コンプライアンスに関する規程改正等について」を踏まえて取組みを

制委員会の設置や理事の職 務分掌の明確化、経営委員 及びリスク顕在時の対応 スに関する規程改正等を実 度の経営委員会及び監査

さらに、コンプライアン 成30年度に内部統制シス |び部室ごとにコンプライア|平成30年10月から「新た ンスに関するグループワー クを実施するなど役職員の | 試行を開始している。 意識向上を図る等内部統制 の一層の強化に向けた体制 営委員会の議論を経てコ

監査委員会の職務の執行|規程改正(倫理規程にお するとともに、監査委員会 | 利害関係者の範囲を拡大 の機能強化等を行うなど実 する等)を行い、平成30 効性を向上させることとさ│年度に経営委員会におい れているのに対し、経営委士てガバナンスの骨格をな 員会は、監査委員会の職務 す内部規程等を網羅的に の執行のために必要な体制 点検し、平成30年度中に の整備に関する事項の議決 全ての規程、細則等を見 を行い、執行部は当該議決 | 直すことにより、平成29 に基づき体制を整備した。 監査委員会は、整備された | 整合性を確保し、責任体 体制の下、重要な会議への制の明確化を図ってい 出席や面談等により法律でしる。 定められた業務監査を実施 するとともに、経営委員会 | 益を最優先すること (受 より委任された理事長及び | 託者責任) について国民 理事の管理運用業務の実施しから疑念を受けないよ 状況の監視(「監査」及び「監 う、法令遵守等の徹底を

情報セキュリティ対策に 毎年度改定し、その周知 当該対策が十分に機能して 上を図るなど、法令等の

成28年度に業務フロー図 委員会の設置に伴い、平 な業務リスク等管理」の

また、平成29年度に経 ンプライアンスに関する 年10月施行の法改正との

さらに、被保険者の利 度から平成30年度までの

るよう、所要の	を図る。また、		実施し	た。平成30年度は、経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規	いることを日常的に確認す	遵守に関する取組を行っ
体制整備等を	運用受託機関		程等を	網羅的に点検し、平成30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これに	ることされているのに対	ている。
図ること。	等に対して、関		より、	平成29年10月の法改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。	し、人的対策として e ラー	
さらに、法人	係法令等の遵				ニング及び標的型メール訓	情報セキュリティ対策
の業務が運用	守を徹底する			○内部統制の推進を図るため、幹部職員で構成する内部統制委員会を設置するとと	練を実施し、技術的対策と	については、中期目標にお
受託機関等と	よう求める。			もに、内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者を定めた。	して、法人ネットワークに	いて、情報セキュリティポ
の不適切な関	なお、リスク			○年金積立金管理運用独立行政法人法が改正され、理事が2名体制となったことか	おけるセキュリティ診断	リシー (基本方針) に基づ
係を疑われる	の管理や法令		27年度	ら、規程を整備し、両理事の職務分掌を明確化した。	(ペネトレーションテスト	く情報セキュリティマネ
ことがないよ	遵守の確保等			○弁護士を採用し、平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担	を含む)を実施した結果、	ジメントを厳格に実施す
う、役職員の再	を一層的確に			うリーガル・オフィサーに任命した。	多層防御のセキュリティ対	ること、法人における情報
就職に関し適	実施できるよ			○運用委員は運用受託機関及び資産管理機関の選定過程や管理運用委託手数料の水	策が有効に機能しているこ	セキュリティ対策の有効
切な措置を講	う、法務機能の			準に関与する立場にあるため、国民の疑念や不信を招くことがないよう管理運用法	とを確認している。	性を評価して当該対策が
ずること。	拡充を含む所			人と契約している又は契約の申込みをしようとしている事業者の顧問又は評議員へ	以上により、所期の目標	十分に機能していること
	要の体制整備			の就任を禁止するとともに、金融事業者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場	を達成していると考えるこ	を日常的に確認すること、
	等を図る。		28年度	合は運用委員会委員長に届け出ることとした。	とから、B評価とする。	法人の役職員のみならず
	さらに、運用			○運用委員が金融事業者から研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告する		法人の外部の運用受託機
	受託機関等と	<評価の視点>		こととし、当該金融事業者の選定に関する審議など審議の中立性・公平性に疑念を	【評価の視点】	関等における情報管理体
	の不適切な関	(1)平成26年1		生じさせるおそれのある場合は、運用委員会として必要な措置を講じることとし	(1) 内部統制委員会の設	制の有効性を法人が自ら
	係を疑われる	0月31日に運用		た。	置や理事の職務分掌の	評価する仕組みを構築す
	ことがないよ	委員会が建議した		○金融事業者について利害関係者の範囲を拡大	明確化、経営委員会に	ることとしている。
	う、役職員の再	「基本ポートフォ		倫理規程における利害関係者(※)の範囲を「国民の疑惑、不信防止の観点から拡	おけるコンプライアン	これに対し、法人ネット
	就職に関し一	リオ見直し後のガ		大することとし、金融事業者について、親会社及び当該親会社の子会社である金融	スに関する規程改正等	ワークシステムにおける
	定の制約を設	バナンス体制の強		事業者も利害関係者とみなす。」こととした。	を実施するとともに、	情報セキュリティ対策の
	ける。	化について」に基づ		なお、国家公務員倫理規程においては非常勤の委員等を対象外としているのに対	平成30年度において	有効性を評価するための
		き、内部統制等の体		し、当法人においてはより厳格な取扱いとするべく非常勤の役員も対象とすること	は、ガバナンスの骨格	第三者によるセキュリテ
		制の一層の強化を	29年度	とした。	をなす内部規程等を網	ィ診断を平成27年度から
		図ったか。	2 3 干及	○金融事業者が主催する会議、講演等についての規制	羅的に点検し、全ての	平成30年度までの毎年度
				金融事業者が主催する会議、講演等への対応について、「役員等は、原則として、	規程・細則等を見直し	実施するとともに、外部監
				管理運用法人と特定の金融事業者との癒着等の疑念を招かないよう、金融事業者の	たことにより、内部統	査人による情報セキュリ
				主催(会議名等に金融事業者の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含	制等の体制の一層の強	ティ対策に関するマネジ
				む。)による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならな	化を図っており、所期	メント監査を実施してい
				い。」こととした。なお、国家公務員には当該規定はなく、管理運用法人独自の上	の目標を達成している	る。また、外部の運用受託
				乗せ基準として規定した。	と考える。	機関等における情報管理
				経営委員会において、ガバナンスの骨格をなす内部規程等を網羅的に点検し、平成		体制の有効性を法人が自
			30年度	30年度中に全ての規程・細則等を見直した。これにより、平成29年10月の法		ら評価する仕組みを早期
				改正との整合性を確保し、責任体制の明確化を図った。		(平成27年度)に構築し、
						それ以降、運用受託機関等
			※「利害関係	者」とは、役職員が職務として携わる管理運用法人の支出の原因となる契約に関する事務又は		に対する情報セキュリテ
			売買、賃借、	請負その他の契約に関する事務について、これらの契約を締結している事業者等、これらの契		ィ管理体制等の年度の評
			約の申込みを	している事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者		価等を行っている。
				145		

人の業務の適正を 制等の整備」につい て」に基づき業務方 法書に定めた事項 の運用を確実に実 施したか。

(3)専門性の向上

を図るとともに、責

任体制の明確化を

図り、慎重な専門家

の注意義務及び忠

実義務を踏まえ、関

係法令、中期目標、

中期計画及び年金

積立金の管理及び

運用に関する具体

的な方針の遵守の

徹底並びに役職員

への研修の実施等

を行ったか。

(2)「独立行政法 等(銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を 含む。)を行う金融事業者については親会社(当該事業者について過半を超える議決権を保有する会社をいう。) 確保するための体 | 及び当該親会社の子会社である金融事業者を含めるものとする。)をいう。

- (3) 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行っ
- ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備

役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関す る計議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、 効率性の確保に努めた。

また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で 把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。

② 法令等の遵守体制の整備

法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹 底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メー ルにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携 行している。また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプ ライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライア ンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任) について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員 の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(平成2 7年5月・11月、平成28年11月、平成29年5月、10月、12月、平成30 年3月、平成30年9月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加 えて、平成27年度及び28年度は運用委員会の下に設置されたガバナンス会議にお いて、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。平成29年度及 び30年度は、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。

(4)運用受託機関 等に対し、契約等に おいて、慎重な専門 家の注意義務及び 忠実義務の遵守を 踏まえ、関係法令等 の遵守を徹底する よう求めたか。

		強化月間	取組事項
			○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示
]			○外部弁護士によるコンプライアンスハンドブックの内容を確認す
-	27、28 年度	3 月	る研修
1			○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施
Š			など
<i>.</i>			○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示
i i	29 年度	1月	○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施
)	49 十段	1 月	○各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークの実施
			など
			-

各年度の強化月間、取組事項については以下のとおり。

(2)業務方法書に定めた 期の目標を達成してい ると考える。

事項の運用を実施し、 業務フロー図等を整備 し、整備された業務フ ロー図等に基づくリス <今後の課題> クの対応方針等の整備| とを確認しており、所「望まれる。

(3) 法令遵守等の徹底を 図る観点から、役職員 の服務規律等の概要を まとめたコンプライア ンスハンドブックを作 成し、周知を図るとと もに、コンプライアン スに関する e ラーニン グを実施するなど役職 員の意識向上を図って おり、所期の目標を達 成していると考える。

(4) 投資一任契約におい て、関係法令等の遵守 に関する事項を定め、 加えて、定期ミーティ ング、運用及びリスク 管理の状況の報告書提 出時等、運用受託機関 等と会する各般の機会 を捉えて、関係法令等

以上を踏まえれば、所期 の目標を達成しており、 「B」と評価する。

内部統制の一層の強化 状況及び運用状況の確し及び情報セキュリティ対 認を行った結果、有効|策について、引き続き所要 かつ適正に行われたこしの取組を実施することが

		○理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示	の遵守の徹底と確認を		
		○コンプライアンスに関する e ラーニングの実施	行っており所期の目標		
30 年	1月	○強化月間を契機として、毎月「コンプライアンスメルマガ」、	を達成していると考え		
		「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライ	る。		
		アンスに関するポスターを執務室内に掲示し、役職員のコンプライ			
		アンス意識の向上を図る取組みの実施			
	損失危機管T	里の体制の整備			
		長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)により、運用リスク(年			
金和	立金の管理	及び運用に伴う各種リスクの管理)の適切な管理を行った。また、平			
成2	7年度及び	28年度においては、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リ			
7.5	の強度、頻原	度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「業務リスク管理表」に			
つい	て、自己評化	Ⅲ(セルフアセスメント)し、理事長を委員長とする内部統制委員会 │			
		月・11月、平成28年5月・11 月)に報告し、役職員に周知する			
	で業務リスク	ウへの対応認識の共有を図った。			
<u> </u>	成28年度	中に整備することとしていた業務フロー図、業務フローごとに内在す			
31	スク因子の打	巴握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29			
年3	月の内部統領	削委員会において策定した。			
j j	た、平成29	9年度には平成28年度に策定した業務フロー図、業務フローごとに			
内在	するリスク[因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、顕在			
化	た業務リスク	クの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策を、内部統制委員会			
(Z	成29年5	月・9月)において報告した。			
	成30年度は	こは、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク			
顕在	時における	対応方針について、顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対			
応及	び今後の改	善策を、内部統制委員会(平成30年5月・9月)において審議した。			
	桂却仅 方签:	型の体制の整備 			
		宝の体前の整備 ティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する			
		7 イに対する更なる意識向上を占的として、仏人の情報資産に対する 解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を			
		標し、背殿がら情報負性を引るためのが一が代別東寺について前じを一標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを一			
	た対策訓練を				
	7年7月7代1月17年7	L ANE UICO			
(5)	財務報告等的	言頼性確保の体制の整備			
		言頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議(監事(監査)			
		査人及び監査室で組織)で審議を実施した。			
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
(4)	運用受託機関	周及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定			
期	ミーティング	・時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を			
行	った。				
	契約及びガイ	イドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。			
	ア i	重用手法、運用体制等			
		147	1	-	

イ 資産管理の方法	
カー 資産管理の方法 ウー 資産管理体制の変更についての事前連絡	
エ 重大な変更についての事前協議	
カータ部監査の導入等のコンプライアンスの徹底	
キリスク管理指標の管理目標値に沿った運用	
ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等	
のリスク管理	
ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権	
行使への取組	
コ 資産管理上の留意点	
コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵	
守が適切になされているかを確認した。	
<運用受託機関>	
ア・・・投資対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 投資対象国	
ウ・・・・銘柄格付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
工 禁止取引	
オー・利益相反行為の回避	
カ 自社又は関連会社の有価証券への投資	
キーの策投資	
クロス取引	
ケ 最良執行に関する事項	
コート・外部監査状況	
サ 問題発生時の対応	
シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86	
号報告書)等内部統制監査の項目等	
なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内	
容を確認した。	
<資産管理機関>	
ア 実績・遵守状況・担当部署	
イ 利益相反行為の回避	
ウ 外部クロス取引	
工 内部監査状況	
才 外部監査状況	
カ 問題発生時の対応	
キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86	
号報告書)等内部統制監査の項目等	
なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容	
を確認した。	
148	

オルタナティブ資産に係る投資一任契約形態での運用受託機関の選定については、 業務方針に基づき候補者を評価し選定している。総合評価においては、主にガバナンス体制については「組織・人材」項目において評価し、利益相反の防止体制・関係法令等の遵守状況については「内部統制・事務処理体制」項目として評価している。「内部統制・事務処理体制」項目は、必要な体制の構築及び措置が講じられていない場合は評価点にかかわらず選定見送りとなる必須項目となっている。

運用受託機関選定後は、投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を 定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運 用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行って いる。

(5) 内部監査

【平成27、28年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDC Aサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について監査を実施した。

【平成29年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、業務実施の障害となるリスクの管理に関する監査の一環として、業務フロー図に基づくリスクの対応方針等の整備状況及び運用状況の確認を行ったほか、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について確認するなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

【平成30年度】

内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、業務実施の障害となるリスクの管理に関する対応状況等の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公表事項の管理状況等の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、内部・外部通報、倫理規程、金融商品取引規制及び再就職規制、勤怠管理、時間外勤務管理等の適正性に関する確認、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等の遵守状況の確認を行ったほか、情報公開に関する内部監査として情報公開請求に関する事務処理状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。

- ① 内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査、情報セキュリティ監査を下表のとおり実施した。
- ② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して 監査結果を通知し、指導等事項のあっ

方当該部保に迅速な政審措置を促した。また、経常企画会議において法人全体への 密査請果報告を行った。 【平成 2 7 年度】 五	た 小 等 44 田)を 17 年	小小羊世	異な伊した	また 奴労へ両へ送けい
【平成27年度			直を促した。	また、経呂征囲伝議にわ
空運幣 対象者及び 信名 一		った。		
博士		字坛地	対色 老 ひょび	
				備考
(フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) 投資製料部 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】定期監査			答理如	・【第1回】定期監査
(フォロー監査を含む)			14年前	(フォロー監査を含む)
(フォロー監査を含む) 情報			公 面如	・【第1回】定期監査
27.5~27.9 投資機略部			企画部	(フォロー監査を含む)
27.5~27.9 投資機略部			情報	・【第1回】定期監査
27.5~27.9			システム部	(フォロー監査を含む)
27.5~27.9			<u> </u>	・【第1回】定期監査
選用部	27.5	5~27.9 □	投貨戰略部	(フォロー監査を含む)
(フォロー監査を含む) インハウス 運用室 (フォロー監査を含む) 監事付 (第1回] 定期監査 ・ 【第1回] 定期監査 ・ 【第1回] 定期監査 ・ 【第1回] 定期監査 (フォロー監査を含む) 理事 (2名) 情報セキュリティ監査 需義役 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 ・ 【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・ 情報セキュリティ監査 ・ 【第2回】定期監査 ・ 【第2回】定期監査 ・ 【第2回】定期監査 ・ 【第2回】定期監査 ・ 【第2回】定期監査 ・ 【第2回】定期監査			v= m-1	・【第1回】定期監査
運用室			連用部	(フォロー監査を含む)
運用室			インハウス	・【第1回】定期監査
 監査室 (7オロー監査を含む) 理事長 情報セキュリティ監査 理事 (2名) 情報セキュリティ監査 監事 (2名) 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 			運用室	(フォロー監査を含む)
 監査室 (7オロー監査を含む) 理事長 情報セキュリティ監査 理事 (2名) 情報セキュリティ監査 監事 (2名) 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 			監事付	【第1回】定期監査
照査室				・【第1回】定期監査
理事(2名) 情報セキュリティ監査 監事(2名) 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 ・ 【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査			監査室	
 監事(2名) 情報セキュリティ監査 審議役 情報セキュリティ監査 【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 運用リスク管理室 ・【第2回】定期監査(フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (ブオロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 (第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 			理事長	情報セキュリティ監査
審議役 情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査			理事 (2名)	情報セキュリティ監査
審議役 情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査			監事 (2名)	情報セキュリティ監査
 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査 ・ 		-		
 管理部 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 運用リスク 管理室 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 				
・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・ 「有報セキュリティ監査 ・ 「有報セキュリティ監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「有報セキュリティ監査 ・ 「有報セキュリティ監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「フォロー監査を含む ・ 「第2回】定期監査 ・ 「フォロー監査を含む ・ 「特報セキュリティ監査 ・ 「特報セキュリティ監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「第2回】定期監査 ・ 「第2回】定期監査			管理部	
27.10~28.3 企画部 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)				
27. 10~28. 3 企画部 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第 2 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・大済 ・「精報セキュリティ監査 ・情報セキュリティ監査 ・「精報セキュリティ監査 ・「特報セキュリティ監査 ・【第 2 回】定期監査				
27.10~28.3 ・情報セキュリティ監査 運用リスク 管理室 ・【第 2 回】定期監査 ・【第 2 回】定期監査 ・【第 2 回】定期監査 ・「オロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 投資戦略部 ・【第 2 回】定期監査			企画部	
運用リスク管理室 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 情報 システム部 システム部 ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む)・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 ・【第2回】定期監査	27.1	0~28.3		
運用リスク 管理室 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 情報 システム部 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 投資戦略部 ・【第2回】定期監査				
管理室 ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ監査 ・【第2回】定期監査			運用リスク	
情報 ・【第2回】定期監査 システム部 ・情報セキュリティ監査 投資戦略部 ・【第2回】定期監査			管理室	
情報				
・情報セキュリティ監査・情報セキュリティ監査・【第2回】定期監査			情報	
・【第2回】定期監査			システム部	
If			投資戦略部	
				17 17 17 17 17 11 11 11 11 11 11 11 11 1

			I the o		
			・【第2回】定期監査		
		運用部	(フォロー監査を含む)		
			・情報セキュリティ監査		
		運用管理室	・【第2回】定期監査		
		是加自社主	・情報セキュリティ監査		
		インハウス	・【第2回】定期監査		
		運用室	・情報セキュリティ監査		
		E4-7-7	・【第2回】定期監査		
		監事付	・情報セキュリティ監査		
			・【第2回】定期監査		
		監査室	(フォロー監査を含む)		
			・情報セキュリティ監査		
I I	平成28年度】				
	監査実施期]	
	間	対象者及び部室	備考		
	IEI		・【第1回】定期監査	-	
		総務部			
		和37分百)	(フォロー監査を含む)		
			・【第1回】情報セキュリティ監査	-	
			・【第1回】定期監査		
		企画部	(フォロー監査を含む)		
			・【第1回】情報セキュリティ監査		
			(フォロー監査を含む)]	
			・【第1回】定期監査		
		運用リスク管理室	・【第1回】情報セキュリティ監査		
			(フォロー監査を含む)	<u> </u>	
			・【第1回】定期監査		
	00 5 00 0	(体却シッテ) 如	(フォロー監査を含む)		
	∠8. 5~28. 9	情報システム部	・【第1回】情報セキュリティ監査		
			(フォロー監査を含む)		
			・【第1回】定期監査		
			(フォロー監査を含む)		
		投資戦略部	・【第1回】情報セキュリティ監査		
			(フォロー監査を含む)		
			・【第1回】定期監査	-	
		運用管理室	(フォロー監査を含む)		
		(AE/N 6 住王	・【第1回】情報セキュリティ監査		
				-	
		+ 18 75 m 45	・【第1回】定期監査		
		市場運用部	・【第1回】情報セキュリティ監査		
			(フォロー監査を含む)		

			Т	
	オルタナティブ	・【第1回】定期監査		
	投資室	・【第1回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
	インハウス運用室	・【第1回】定期監査		
		・【第1回】情報セキュリティ監査		
	監事付	・【第1回】定期監査		
		・【第1回】定期監査		
	監査室	(フォロー監査を含む)		
		・【第1回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
	理事長	・【第2回】情報セキュリティ監査		
	理事1名	・【第2回】情報セキュリティ監査		
		・【第2回】定期監査		
	∜ \> ₹ ⁄ \$ †∏	(フォロー監査を含む)		
	総務部	・【第2回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】定期監査		
	企画部	(フォロー監査を含む)		
	化四印	・【第2回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】定期監査		
	運用リスク管理室	(フォロー監査を含む)		
		・情報セキュリティ監査		
		・【第2回】定期監査		
28. 10~29. 3	情報システム部	(フォロー監査を含む)		
		・情報セキュリティ監査		
		・【第2回】定期監査		
	投資戦略部	・【第2回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】定期監査		
	運用管理室	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ監査		
		・【第2回】定期監査		
	市場運用部	(フォロー監査を含む)		
	川勿連州部	・【第2回】情報セキュリティ監査		
		(フォロー監査を含む)		
	オルタナティブ投	·【第2回】定期監査		
	ダ室 グラフィフタ	・【第2回】情報セキュリティ監査		
	貝王	(フォロー監査を含む)		

				インハウス運用室	·【第2回】定期監査
				イマハック連用主	・情報セキュリティ監査
				監事付	·【第2回】定期監査
				<u></u> 事刊	・情報セキュリティ監査
					·【第2回】定期監査
				監査室	(フォロー監査を含む)
				<u> </u>	・【第2回】情報セキュリティ監査
					(フォロー監査を含む)
		【平成29年	度】		

【平成29年度】

監査実施		
期間	対象者及び部室	備考
		・【第1回】定期監査
		(フォロー監査を含む)
	総務部	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	A 7-49	(フォロー監査を含む)
	企画部 	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	YE I マ A	(フォロー監査を含む)
	運用リスク管理室	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	情報管理部	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	投資戦略部	(フォロー監査を含む)
	1文員 牧崎市	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
		・【第1回】定期監査
	運用管理室	(フォロー監査を含む)
29. 5	建用自住主	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)
~		・【第1回】定期監査
	市場運用部	(フォロー監査を含む)
29.9	11200年/11日	・【第1回】情報セキュリティ監査
		(フォロー監査を含む)

			Т						
	1	・【第1回】定期監査		ļ !					
	オルタナティブ投資			ļ ļ					
	室	・【第1回】情報セキュリティ監査		!					
		(フォロー監査を含む)	4	ļ ļ					
	インハウス運用室	・【第1回】定期監査		!					
		・【第1回】情報セキュリティ監査		ļ ļ					
	監事付	・【第1回】定期監査							
		・【第1回】定期監査		· ·					
	監査室	(フォロー監査を含む)		!					
		・【第1回】情報セキュリティ監査		ļ ļ					
	理事長	【第2回】情報セキュリティ監査	-						
	理事(1名)	【第2回】情報セキュリティ監査	_						
	性尹(1 泊)		4						
		・【第2回】定期監査							
	総務部	(フォロー監査を含む)		!					
		・【第2回】情報セキュリティ監査							
		(フォロー監査を含む)							
		・【第2回】定期監査							
	企画部	(フォロー監査を含む)							
		・【第2回】情報セキュリティ監査							
		(フォロー監査を含む)							
		・【第2回】定期監査							
	運用リスク管理室	(フォロー監査を含む)							
29. 1		・【第2回】情報セキュリティ監査							
		・【第2回】定期監査							
~	情報管理部	(フォロー監査を含む)							
		・【第2回】情報セキュリティ監査							
30.	3	【第2回】定期監査	1						
	投資戦略部	(フォロー監査を含む)							
		・【第2回】情報セキュリティ監査							
		・【第2回】定期監査	1						
	 運用管理室	(フォロー監査を含む)							
		【第2回】情報セキュリティ監査							
		・【第2回】定期監査	1						
		(フォロー監査を含む)							
	市場運用部	・【第2回】情報セキュリティ監査							
		(フォロー監査を含む)							
	オルタナティブ投資	・【第2回】定期監査	1						
	室	・【第2回】情報セキュリティ監査	:						
	インハウス運用室	・【第2回】定期監査							
		154							

	1	<u> </u>	
			・【第2回】情報セキュリティ監査
			·【第2回】定期監査
		経営委員会事務室	・ (フォロー監査を含む)
			・【第2回】情報セキュリティ監査
			・【第2回】定期監査
		監事委員会事務室	・【第2回】情報セキュリティ監査
			・【第2回】定期監査
		監査室	・【第2回】情報セキュリティ監査
【亚欣·	30年度】		
	内部監査		
	実施期間	対象者及び部室	備考
	大心为间		.【第1同】字拥由如野木
		総務部	・【第1回】定期内部監査
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			・【第1回】定期内部監査
		企画部	(フォロー監査を含む)
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			・【第1回】定期内部監査
		運用リスク管理室	・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			.【数1同】专拥内如野木
		L+t +17 *** *** -477 -447	・【第1回】定期内部監査
		情報管理部	(フォロー監査を含む)
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
		投資戦略部	・【第1回】定期内部監査
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
			・【第1回】定期内部監査
		運用管理室	(フォロー監査を含む)
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			·【第1回】定期内部監査
		市場運用部	(フォロー監査を含む)
			・【第1回】情報セキュリティ内部監査
		オルタナティブ	・【第1回】定期内部監査
		投資室	・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			·【第1回】定期内部監査
	30. 5	インハウス運用室	・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			・【第1回】定期内部監査
	\sim	経営委員会事務室	・【第1回】情報セキュリティ内部監査
			・【第1回】定期内部監査
	30.9	監査委員会事務室	(フォロー監査を含む)
	50.9	血且女只云ず伤王	・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	1		一【坊工四】

	1	1	1	
	監査室	·【第1回】定期內部監査		
		·【第2回】定期内部監査		
	総務部	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		・【第2回】定期内部監査		
	企画部	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		・【第2回】定期内部監査		
	調査数理室	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		・【第2回】定期内部監査		
	運用リスク管理室	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
	 情報管理部	・【第2回】定期内部監査		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
30. 10	投資戦略部	・【第2回】定期内部監査		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
~		・【第2回】定期内部監査		
	運用管理室	(フォロー監査を含む)		
31.3		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		・【第2回】定期内部監査		
	市場運用部	(フォロー監査を含む)		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		(フォロー監査を含む)		
	オルタナティブ投資室	・【第2回】定期内部監査		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
	インハウス運用室	·【第2回】定期内部監査		
		・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
	何必壬日人士水点	・【第2回】定期内部監査		
	経営委員会事務室	・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
	BL 大手 日 人 古 水 宀	・【第2回】定期内部監査		
	監査委員会事務室	・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
		·【第2回】定期內部監査		
	監査室	・【第2回】情報セキュリティ内部監査		
) 平成27年度	これて、出納責任者の	で代に伴う特別監査を実施した。また、平 _月	t 3	
0年度におい	て、平成31年4月付	出納責任者の交代に伴い特別監査を実施する	52	
ととし、出納	責任者に対して実査を	行った(3月 29日)、(監査調書作成及び監3	E 結	

果報告等については次年度実施予定)。

④ 年度監査実施計画の策定時や監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、 監事(平成29年10月以降は監査委員会)と緊密な連携を行った。

(6) 監事監査及び監査委員会監査

① 各年度の監事(監査委員会)による監査については、平成27年度監事監査計画(平成27年4月24日通知)、平成28年度監事監査計画(平成28年4月21日通知)、平成29年度監事監査計画(平成29年4月27日通知)、平成29年度監査委員会監査計画(平成29年10月2日通知)、平成30年度監査委員会監査計画(平成30年6月27日通知)及び現行規程の点検プロジェクトに係る経営委員会の議決に基づき、下表のとおり実施された。

	6	2 7 年度	28年度			
年月	対象部 室等	実施内容等	年月	対象部 室等	実施内容等	
27.4~6	管理部 企画部	重点事項監査	28.4~6	総務部 企画部	重点事項監査	
27. 6	管理部	平成26年度決算(会計) 監査	28.6	総務部	平成27年度決算(会計)監査	
27. 6	理事長	平成26年度監査報告(内 部統制を含む。)	28.6	理事長	平成27年度監査報告(内 部統制を含む。)	
27.11~ 28.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒ アリング等)	28.11~ 29.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒ アリング等)	
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との 面談、経営企画会議その他 全ての重要会議への出席、 運用委員会等の傍聴、各種 会議資料・決裁文書等監事 回付資料等の閲覧及び説明 聴取等)	

	29年度			30年度		
年月		対象部 室等	実施内容等	年月	対象部 室等	実施内容等
29.4~	6	総務部	重点事項監査	30.6	総務部	平成29年度決算(会計)監査

			Ī			T	1	
		企画部		30.6	理事長	平成29年度監査報告(内		
					奴尚禾	部統制を含む。)		
	29. 6	総務部	平成28年度決算(会計) 監査		経営委 員(委 員長及 び監査	経営委員、理事長、理事及 び監査対象部室等(総務部、		
	29. 6	理事長	平成28年度監査報告 (内部統制を含む。)	31.1 ~ 31.3	る	企画部、運用リスク管理室、 情報管理部、投資戦略部、 運用管理室、市場運用部、 オルタナティブ投資室、イ ンハウス運用室、リーガル・ オフィサー)に対する業務 監査(各部室長へのヒアリ ング等)		
	29. 12~ 30. 2	理事 長、理 事及び 監査対 象部室	理事長、理事及び監査対象部室(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理室、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室)に対する業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との 面談、経営委員会、経営企 画会議その他全ての重要会 議への出席、経営委員会へ の出席、各種会議資料・決 裁文書等監査委員会回付資 料等の閲覧及び説明聴取 等)及び現行規程の点検		
	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴(監事)・経営委員会への出席(監査委員会)、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等)					
	② 監 27、28 年度	○ 「平 監査の狙 ○ 監事	委員会)監査の充実・強 成27年度監事監査計画」、 い・ 使命、監事の存在意義 監査の「見える化」を図り、 での進捗管理を実施	「平成 2 ・責務を役	8年度監事	п		

	○ 「中が休用で用する野事の木中を共進・)では、ジャー「十かけか」で用してです。	
	○ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監	
	査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェッ	
	クリスト・評価表」 及び「監事監査 I T ガバナンスチェックリスト」を活用し、	
	内部統制監査の効率化を推進	
	○ 会計監査人(平成 27 年度は年 5 回、平成 28 年度は年 6 回の連絡会議開催)及	
	び監査室(随時の係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織す	
	る「三様監査会議」における審議を実施	
	○ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて	
	監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施	
	○ 監事監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する	
	「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監事による	
	監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監	
	査」、(d) 不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運	
	営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、そ	
	れぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革	
	に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念	
	頭においた監事活動を実施	
	○ 「平成29年度監事監査計画」を引き継いだ「平成29年度監査委員会監査計	
	画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監査委員会の存在意義・責務を役職員	
	に周知	
	○ 監事監査を円滑に引き継ぎつつ、監査委員会監査については、四半期ごとに監	
	○ 「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環とし	
	て監査を実施	
	○ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び	
	非財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織	
29 年度	する「三様監査会議」における審議を実施	
	○ 経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会	
	に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみならず、予防的	
	観点に立った経常監査を実施	
	○ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検	
	証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査	
	委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する	
	「重点事項監査」、(d)不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の	
	確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に	
	体系化された監事監査の視点を引継ぎ、自律的PDCAサイクルが機能しているか	
	という観点から監査委員会監査を実施	
	150	1

○「平成30年度監査委員会監査計画」を作成し監査委員会監査の狙い・使命、監	
査委員会の存在意義・責務を役職員に周知	
○四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告	
○「内部統制に関する監査委員会監査実施基準」に基づき、業務監査の一環として	
監査を実施	
○会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非	
財務情報に係る信頼性の確保のため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織す	

30 年度

○経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時 の調査等に加えて、経営委員会、経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要 な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明し、事後検証のみ

る「三様監査会議」における審議を実施

ならず、予防的観点に立った経常監査を実施

○監査委員会監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、(d) 不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から監査委員会監査を実施

(7)会計監査人の監査

会計監査人による監査については、前年度決算に係る会計監査及び今年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、前年度決算に係る監査報告書について、平成27~29年度は運用委員会に、平成30年度は経営委員会に報告した。

	27年度	28年度		
年月	実施内容等	年月	実施内容等	
27.4~5	平成26年度の会計監 査 (期中監査)	28.4~5	平成27年度の会計監 査 (期中監査)	
27.5~6	平成26年度の会計監 査 (期末監査)	28.5~6	平成27年度の会計監 査 (期末監査)	
27. 6	平成26年度の「独立 監査人の監査報告書」 受領	28.6	平成27年度の「独立 監査人の監査報告書」 受領	
27. 11 ~ 28. 3	平成27年度の会計監 査 (期中監査)	28.11 ~ 29.3	平成28年度の会計監 査 (期中監査)	

	2 9 年度	30 年度		
年 月	実施内容等	年月	実施内容等	

29.4~5	平成28年度の会計 監査 (期中監査)	30.4~5	平成29年度の会計 監査(期中監査)
29.5~6	平成28年度の会計 監査 (期末監査)	30.5~6	平成29年度の会計 監査(期末監査)
29. 6	平成28年度の「独 立監査人の監査報告 書」受領	30.6	平成29年度の「独 立監査人の監査報告 書」受領
29. 11 ~ 30. 3	平成29年度の会計 監査(期中監査)	30.11 ~ 31.3	平成30年度の会計 監査 (期中監査)

- (8) 法務機能の拡充として、平成27年度に日米の弁護士資格を有する人材を採用し、 平成28年1月に契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィ サーに任命するとともに、運用受託機関等に対するガイドライン等の審査をコンプ ライアンス・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査をリーガル・ オフィサーが行うこととし、法令遵守の確保等をより一層的確に実施できる体制を 整備し、的確に実施している。
- (9) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

【平成28年度】

情報セキュリティ対策にかかる第三者によるマネジメント監査については、ヒア リング及び情報セキュリティ監査が、下表のとおり実施された。また、マネジメン ト監査結果については、情報セキュリティ委員会に報告した。

年月	実施内容等
28.10 ~12	ヒアリング(理事長・最高情報セキュリティ責任者)情報システム部
28.11 ~12	情報セキュリティ監査(企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用

【平成29年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により 選定された外部監査人 (平成 29 年度から 31 年度の複数年契約) により、下表のと おり実施した。その結果、法人の情報セキュリティ対策が全体的に高いレベルで管 理され、情報セキュリティの安全性は確保されているとの報告を受けた。

また、監査結果については、2月の経営企画会議に報告した。

年 月	実施内容等		
29. 10	監査実施計画の承認		
29.10~12	予備調査及びヒアリング(最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・		
23.10 12	企画課)		
29. 12	NISC 等の外部監査結果に関するフォローアップ		

	<u> </u>		
		周書作成	
		营查報告会	
	【平成30年度】		
		ィ対策に関するマネジメント監査については、外部監査人(平成	
		度の複数年契約)により、下表のとおり実施した。その結果、総	
		、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が7項目あ	
		目は最高評価のレベル5を受けた。	
		ルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されてい	
	るとの報告を受け		
		については、1月7日付で理事長に報告した。	
	年月	実施内容等	
	30. 10	監査実施計画の承認	
		平成30年度マネジメント監査及び平成29年度実施監査の	
	30.10~12		
		(予備調査及びヒアリング (最高情報セキュリティ責任	
	00.10	者・情報管理部・市場運用部))	
	30. 12	調書作成	
	30. 12	監査報告会	
	(10) 害用亞紀機則		
		等との小適切な関係を疑われることがないよう「役員の再就職の」 」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを役	
		こより、役員の丹別職に関し一足の制制を設けていることを役 29年10月の経営委員就任時に説明し、所要の手続きを行う	
	等、適切な運用を		
(5)リスクの管理	マ、 週904度用で	11.570	(5) 日米の弁護士資格を
や法令遵守の確保			保有するリーガル・オ
等を一層的確に実	 (11) 国民から一届		フィサーが、契約締結
施できるよう、法務		、経営委員会として主体的に点検することが必要との認識に至	その他法務に関する事
機能の拡充を含む		検プロジェクトを立ち上げ、9回の審議等を経て23本の規程を	項の審査を行い、コン
所要の体制整備等	制定した。	INDER OF THE SERVICE OF THE CONTROL	プライアンス・オフィ
を行ったか。			サーが運用受託機関等
			に対するガイドライン
			等の審査を行う体制を
			整備しており、所期の
			目標を達成していると
			考える。
2. 監査委員会 2. 監査委員会 (6) 監査委員会	2. 監事(監査委員会)の機能強化等によるガバナンス強化	
の機能強化等の機能強化等は、法人の業務の監	【平成27年度】		(6) 平成27年度には業
によるガバナによるガバナをを行うとともに、	監事の機能強化に	ついては、これまでに監事を補佐する体制の整備として監事付を	務方法書の変更に併せ
ンス強化 ンス強化 経営委員会の定め	設置(平成27年1	月)したほか、業務方法書の変更に併せて監事監査規程を全面的	て監事監査規程を全面
監査委員会 監査委員会 るところにより管	に見直し(平成27	年4月1日施行)、理事長との定期的会合、厚生労働大臣提出書類	的に改正し、監事の機
は、法人の業務は、管理運用法理運用業務の実施			能強化等を行うための
		162	

の監査を行う 人の業務の監 状況の監視を行っ とともに、経営 査を行うとと たか。 委員会の定めしもに、経営委員し監査委員会の職務 るところによ 会の定めると の執行のために必 り管理運用業 ころにより管 要な体制を整備す 務の実施状況 | 理運用業務の | るとともに、基本的 の監視を行う。 | 実施状況の監 | 方針に基づき、監査 また、監査委員 視を行う。ま 委員会の機能強化 は、役員が不正 た、監査委員 等を行うなど実効 の行為を行っ は、役員が不正 性を向上させたか。 たと認める場の行為を行っ 合等には、その一たと認める場 旨を理事長、経 合等には、その 営委員会及び旨を理事長、経 厚生労働大臣 営委員会及び に報告する義 厚生労働大臣 務等を負ってに報告する義 いる。このよう | 務等を負って な監査委員会いる。このよう の職務等の重しな監査委員会 要性に鑑み、法の職務等の重 及びその他関 要性に鑑み、法 係法令に基づし及びその他関 き、監査委員会 係法令に基づ の職務の執行しき、監査委員会 のために必要しの職務の執行 な体制を整備しのために必要 するとともに、な体制を整備 基本的方針に「するとともに、 基づき、監査委 基本的方針に 員会の機能強基づき、監査委 化等を行うな 員会の機能強 ど実効性を向し化等を行うな 上させること。 ど実効性を向 上させる。

の調査等について明文化するなど監事機能強化を行うための体制を整備した。また役 員との定期的会合(年2回)、重要な会議への出席、重要書類の監事回付を実施するな ど適宜対応することで監事機能の実効性の向上に取り組んだ。

【平成28年度】

監事の機能強化については、既に実施していた監事付の設置、監事監査規程の全面 的見直し、理事長との定期的会合等の体制整備に加え、業務監査に係る質問票を整理 するなど監査手法を見直し監査の効率化を図るとともに、監査結果を組織にフィード バックするための部室長との会合を設けるなどの体制を整備した。また、運用の多様 化に対応する組織の変更に適宜対応し、専門人材との面談も実施した。これらを通じ、 監事機能の実効性のさらなる向上に取り組んだ。

【平成29年度】

- (1)監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの 強化を行った。
- ① 経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談等に加 えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を 実施した。
- ② 経営委員会発足前後にガバナンス改革に伴う内部規程類の改正を行ったこと に加えて、経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積された この段階で、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検すること が必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現 行規程類の点検を開始した。
- ③ 平成29年度下期に8回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部 門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。
- ④ 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課 題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告することとし、管理運用法人の 業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図った。
- (2)経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な体制の整備に関する議決 を行った。執行部は当該議決に基づき、監査委員会の職務を補助するために監査 委員会事務室を設置し、それまでの専任の監事付の1名から併任の5名に増員し て補助職員を配置し、必要な予算を手当てした。また、補助職員の理事長からの 独立性を確保するため、その人事異動・評価等については監査委員会の事前同意 を得ることなどにより監査委員会の機能強化等を図り実効性を向上させた。
- (3)経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関 する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運 営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組 みを行った。

また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、 提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一 層深まり、透明性も向上した。

【平成30年度】

(1) 監査委員会は、次に掲げる活動等により監査等を実施することでガバナンスの

体制を整備するととも に、28年度には監査 手法の見直し、監査結 果のフィードバック体 制の整備、専門人材と の面談をするなど監事 の機能の実効性を向上 させた。

平成29年度及び3 0年度において、監査 委員会は、法人の業務 の監査及び経営委員会 が定めるところによる 管理運用業務の監視を 行うために、重要な会 議への出席や面談、内 部監査部門との連携強 化等により監査等を行 った。さらに、経営委 員会から権限の委譲を 受けて現行規定の点検 を行った。加えて、監 査委員会が監査等のた めに実施した活動の状 況等を四半期又は随時 に経営委員会に報告す ることにより、経営委 員会との情報の共有の 迅速化を図り、業務運 営の効率化に資するな ど、ガバナンス強化の 実効性を向上させた。

また、監査委員会の 機能強化の取り組みと して、経営委員会は監 **査委員会の職務の執行** のために必要な体制の 整備に関する事項の議 決を行い、執行部は当 該議決に基づき監査委 員会の補助者を増員し

			強化を行った。 ① 経営委員会及び勉強会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議への出席等によって監査等を実施した。 ② 経営委員会による、法人の業務についてある程度の知見が蓄積されたこの段階で、ガバナンスの骨格をなす内部規程について、主体的に点検することが必要との判断に基づき、経営委員会から権限の委譲を受けた監査委員会が、現行規程類の点検を行った。 ③ 平成30年度に19回監査委員会を開催し、監査室長を招致して内部監査部門との連携強化を図るとともに、必要に応じて執行部からヒアリングを行った。 ④ 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況と、それによって認識した課題等を四半期に一度又は随時に経営委員会に報告し、管理運用法人の業務の状況について経営委員会との情報の共有の迅速化を図るとともに、内部統制の一層の強化に向けて、経営委員会や理事長に対して組織運営上の課題等に関する意見を提出した。	化のための自主的な取り組みとして、経営委員会は、管理運用法人の業務運営に関する情報収集をするために勉強会を実施するなど、委員会での議論に資する取り組みを積極的に行い、経営委員会の意思決定機関及び監督機関としての実効性を向
			提出した。 (2)経営委員会は、法令で定められた委員会のみならず、勉強会や委員会議案に関する執行部からの事前説明会等を実施すること等により、管理運用法人の業務運営に関する情報を積極的に収集し、委員会における実質的な議論に向けた取り組みを行った。 また、そのような取り組みを通じて、執行部が経営委員に対して説明や報告、提案などを積極的に行うことで、役職員の管理運用法人の業務運営への理解が一層深まり、透明性も向上した。	関としての実効性を向 上させた。 これら管理運用法人 全体の取り組みによ り、ガバナンス強化に 関する所期の目標を大
 情報セキュ リティ対策 情報セキュ 	 情報セキュ リティ対策 情報セキュ 	ティポリシー(基本	3. 情報セキュリティ対策 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応	(7)情報セキュリティ対 策の実効性を高めるため、人的対策として e
リティポリシ ー(基本方針) に基づく情報 セキュリティ マネジメント	リティポリシ ー(基本方針) に基づく情報 セキュリティ マネジメント を厳格に実施	セキュリティマネ ジメントを厳格に 実施するとともに、 法人における情報 セキュリティ対策	○日本年金機構の情報流出事案の発生を受け、情報セキュリティ委員会(第 18 及び 19 回)において法人ネットワークシステムにおける現状の情報セキュリティ対策(人 的及びシステム上の仕組み)に関する情報共有を行うとともに、要機密情報の漏えい 防止策について方針を決定、実施した。 ○法人ホームページに対する外部からのセキュリティスキャンが発生した事実を踏まえ、IPSやDos攻撃防止機能等を導入し、日常的にセキュリティ監視ができる仕組みを構築した。また、各種フィルタリングサービスにより隔離されるメールを日次で点検するプロセスを開始した。	ラーニングを実施した ほか、多様化、巧妙化 する標的型メール攻撃 対策として、標的型メ ール訓練を実施した。 一方、技術的対策とし て、法人ネットワーク におけるセキュリティ

المام	2. Tr. (re.) Vent.		T		
当該対策が十			正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見	のセキュリティ対策が	
分に機能して			解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものか	有効に機能しているこ	
	機能している		ら速やかに対策を実施している。	とを確認している。	
常的に確認す			○ネットワークシステム上のダウンロードフォルダやゴミ箱等に残っているファイル	法人における情報セ	
ること。	日常的に行う。		をシステム的に自動削除する運用を開始した。この結果、役職員が意図せずフォルダ	キュリティ対策の有効	
また、法人の	また、管理運		に残した機密ファ イル等の情報漏洩リスクを減少させることができた。	性に関する客観的な評	
役職員のみな	用法人の役職		○gmail 等フリーメールアドレスを利用したメールの送受信やなりすましメールにつ	価を実施する観点か	
らず法人の外	員のみならず		いてシステム的に隔離する運用を開始した。標的型メール攻撃に利用され易いフリー	ら、外部監査人による	
部の運用受託	管理運用法人	28年	メールやアドレスを偽装したメールを役職員が受信する前に点検するプロセスを導入	情報セキュリティ対策	
機関等の関係	の外部の運用	度	したことにより、外部からの攻撃リスクを低減させることができた。	に関するマネジメント	
機関における	受託機関等の		○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するた	監査を実施し、法人の	
情報管理体制	関係機関にお		め、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成29	情報セキュリティ対策	
の有効性を法	ける情報管理		年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃を受け即座に不	が全体的に高いレベル	
人が自ら評価	体制の有効性		正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見	で管理され、情報セキ	
する仕組みを	を管理運用法		解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものか	ュリティの安全性は確	
構築すること。	人が自ら評価		ら速やかに対策を実施している。	保されているとの客観	
	する仕組みを		○法人システムにおいて、未許可機器等による不正接続の防止・ファイル操作ログ等	的評価を得ることがで	
	構築する。		の収集・未登録プログラム (.exe 形式等) の実行制限等を目的とした仕組みを導入	きたことから所期の目	
			し、運用を開始した。外部から入手した機器に潜むウイルス等の持ち込み、データの	標は達成したと考え	
			不正持ち出しや改ざん等のリスクを低減。セキュリティインシデントが発生した場合	る。	
			には収集・蓄積したログを活用することで、調査分析を円滑に実施できる環境を整え		
		29年	た。		
		度	○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するた		
			め、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成 29 年		
			7月及び平成30年2月に実施した。この結果、インターネット(外部)から直接攻撃		
			を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いと		
			の診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先		
			度の高いものから速やかに対策を実施している。		
			○法人ネットワークシステムにおいて、約款による外部サービスを利用したメールの		
			送受信について、隔離した情報を役職員に自動的に知らせると共に、送受信を行うに		
			は申請が必須となる運営を開始した。		
			○法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するた		
			め、第三者によるセキュリティ診断(ペネトレーションテストを含む。)を平成31		
		30 年度	年1月から2月にかけて実施した。この結果、容易に攻撃が可能で且つシステムに深		
			刻な影響を与える脆弱性やシステムへの侵入やページ改ざん、サービス停止攻撃、機		
			密情報漏えいにつながる脆弱性は、発見されていないことが明らかになった。また、		
			診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施		
			する予定。		
		 			
					L

② 情	報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓
自己	点検
	○平成 27 年 5 月~6 月に NPO 日本ネットワークセキュリティ協会が作成・運営
	するツール『情報セキュリティ理解度チェック』を使用したオンライン研修を
	実施し、臨時職員等を含む全ての役職員が受講した。
	○ H28 年 2 月に全ての役職員を対象とした集合研修を実施し、標的型メール攻
27年	撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした講義を実施した。
度	○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を 2 度
	 (7 月/12 月) に亘り実施した。その結果、要機密情報の取扱いに関する一連
	の手順について組織全体としてほぼ浸透していることを確認した。
	 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、より実践に近い内容の模
	擬メールを用いた訓練を7~8月及び3月の2度に亘り実施した。
	○基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回の e ラーニングを実施した。
	○2月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のル
	ール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。
	○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴やeラーニングを着
	任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持
28年	を効果的に行うことができた。
度	○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を2回
	実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。
	○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、運用受託者との契約内容
	を見直し、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を
	実施する等、訓練内容・訓練方法のレベルアップを行った。
	○基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回の e ラーニングを実施した。
	○6月、7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い
	等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。
	○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実
29年	施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行う
度	ことができた。
	○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回
	実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。
	○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の
	分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を実施するととも
	に、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映させることとした。
	○基礎編及び最新脅威編をテーマに 2 回の e ラーニングを実施した。
	○7月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のル
20 年幸	ール徹底を目的とした集合研修を4回実施し全役職員が受講した。
30 年度	○期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実
	施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行う
	ことができた。

(8)法人の外部の		○年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回 実施し、発見された課題については注意喚起等により周知した。 ○多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓練の 分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった役職員 に対する再訓練を実施するとともに、訓練結果を分析し、次年度の訓練に反映 させることとした。 ②受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評	
運用受託機関等の	2/1		て、運用受託機関等に
関係機関における	///	○ 「運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人自ら評価	おける情報セキュリテ
情報管理体制の有		する仕組み」を構築するため、情報セキュリティ委員会における複	イ対策実施規程を制定
効性を法人が自身		数回の審議を経て「運用受託機関等における情報セキュリティ対策	し、外部の運用受託機
評価する仕組みを		実施規程」を制定・施行し、運用受託機関等のセキュリティ管理体	関等の関係機関におけ
構築したか。		制の評価方法(評価基準・評価項目)を決定した。この間、既存契	る情報管理体制の有効
	27年度	約先との秘密保持条項の修正や証券会社等非契約先との覚書締結等	性を法人が自ら評価す
		に向けた交渉を重ね、11 月末時点ですべての管理対象先との契約等	る仕組みを早期に構築
		締結作業を完了した。また、年度末に向けては、運用受託機関等か	(中期目標期間に検討
		ら入手した情報管理体制に係る自己評価結果やヒアリング結果等に	するとされていたもの
		基づき年度の評価作業を進めた。	を平成27年11月末
		○運用受託機関等を管理する担当部門が、管理・評価する際の手順	までの7か月間で構
		を明確にするため「運用受託機関等のセキュリティ評価等に関する	築) し、平成28年度
		手順書」を新たに制定した。	には運用受託機関等の
		○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリ	セキュリティ評価に関
		ティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セ	する手順書を制定し、
		キュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に	これらの規定に基づき
		基づき運用受託機関(延べ169社)に対するセキュリティ管理体制	各担当部門は委託業者
	28年度	等の年度の評価作業を行った。	における対策の履行状
		○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題	況を確認した。各年度
		のある運用受託機関は一社もなかった。(4/27 のセキュリティ委員	末にむけては、運用受
		会及び 5/25 の内部統制委員会に報告予定。)	託機関等から入手した
		○一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュ	情報セキュリティ対策
		リティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定	ベンチマークによる自
		時の評価の要素とした。	己評価結果等に基づき
		○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリ	年度の評価作業を行っ
		ティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セ	たほか、前年度に認識
		キュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に	された課題のフォロー
	29年度	基づき運用受託機関等(延べ194社)に対するセキュリティ管理体	アップを行い運用受託
		制等の年度の評価作業を行った。	機関等における対策の
		○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題	改善状況を確認した。
		のある運用受託機関等は一社もなかった。(結果については、平成	有効性の評価開始後 4
			年目にあって、PDC

	30年度の情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告予定。) 〇一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定	Aの改善プロセスは確 立しており、所期の目 標を上回る成果が得ら れていると考える。
	時の評価の要素とした。 ○各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等(延べ206社)に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ○その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。(結果については、情報セキュリティ委員会に報告済み、内部統制委員会に報告予定。) ○平成31年1月に実際に運用受託機関等の評価に携わる職員を対象にした評価の観点等に係る研修を2回実施した。 ○政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群や政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に則り、法人がクラウドサービスを利用する際に必要な委託判断基準を設け、基準を示した。	
4. 主たる事務 所の移転に伴 う関係機関と の連携確保 主たる事務 所の移転によ う関係機関と の連携確保 主たる事務 所の移転によ り業務の円滑 かつ効率的な 実施に支障が 生じることが ないよう、関係 行政機関及び 運用受託機関 等との連携を 十分に図るた めの体制を整 備し、業務に支 障が生じない 連携の確保に 努めること。 構・うな措置を 講じる。	4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決等を踏まえて、運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るには事務所が手狭ったため、コンサルタント会社(NTTファシリティーズ)と契約し事務所移転にする検討を行ってきた。事務所移転の際には、関係行政機関及び運用受託機関等十分な調整を行い、平成27年12月に事務所を移転した。なお、関係行政機関移転前に数回の打合せを行った結果、平成28年1月までに全ての手続きを終えるとで、業務に支障が生じないよう措置を行った。	であ に関 との とは
5. 施設及び設備に関する計画	5. 施設及び設備に関する計画なし	

なし				
2 4.440 17 122	на			
6. 中期目標		6. 中期目標期間を超える債務負担		
間を超える位	頁	調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要による。		
務負担	61	要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会及び契約監		
中期目標		視委員会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。		
間を超える				
務負担については、答問で				
ては、管理及				
運用業務を変数に実施し				
率的に実施 るために、当				
債務負担行るの必要性及				
適切性を勘算				
週 切 任 を 例 き し、合理的と				
断されるもの				
について行う				
			(9) 平成27年度に理事	
7. 職員の人 ²	 事 (9)業務運営を効	7. 職員の人事に関する計画	2名体制、リーガル・	
に関する計画			オフィサーの設置など	
(1)業務運			法人に必要な人員配置	
	つ編成及び各部門の		及び運用管理室の設置	
	他 人員配置を実情に		やオルタナティブ投資	
	│ 畿│即して見直したか。	間取得義務に対応した就業規則の改正を行った。	室の格上げによる組織	
編成及び各	FIS	その他は、第2の1の(1)に記載のとおり	編成を実施し、平成2	
門の人員配け	置		8年度にスチュワード	
を実情に即			シップ推進課を新設、	
て見直す。			平成29年度には情報	
			管理部への情報管理体	
			制の一元化や、基本ポ	
			ートフォリオの策定及	
			び検証等に関する業務	
			の企画部への移管及び	
			経営委員会事務室、監	
			査委員会事務室の新	
			設、平成30年度には	
			企画部調査数理課の体	
			制強化(企画部より独	
			立させ、調査数理室と	

			した上で、専任の室長
			を充て業務を実施する
			体制とした)に取り組
			み、組織編成を継続的
			に見直しており、また、
			働き方改革関連法に基
			づく対応を適切に行っ
			たことから、所期の目
			標を達成していると考
			える。
			(10) 能力及び実績の評価
(2)職員の努	(10)職員の努力及	(2) 第2の1の(2) に記載のとおり	結果は、昇給等に反映
力及びその成	びその成果を適性		される人事評価制度の
果を適正に評	に評価する人事評		実施をしたことから、
価する人事評	価を実施したか。		所期の目標を達成して
価を実施する。			いると考える。
(3)職員の採	 (11)職員の採用に	(3)職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識	 (11) 職員の採用に当たっ
	当たっては、資質の	を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募	ては、資質の高い優秀
	高い人材をより広	集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。	な人材をより広く求め
人材をより広		なお、平成29年度は、人材をより広く求める観点から、人材紹介会社15社と	
く求める。	, , , , , , , ,	新たに契約し、採用のより一層の推進に努めた。	による募集に加え、転
			職サイトへの掲載、人
			材紹介会社の活用等を
			通じて募集を実施して
			おり、所期の目標を達
			成していると考える。
(4)職員の資	(12)職員の資質の	(4)職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施し	(12) 職員の資質向上を目
	向上を図る観点か	(4) 職員の負責向工のために負産運用等の分野の等門的及び実務的な研修を実施し た。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。	的とした資産運用等の
	して	/こ。 よ/こ、/ 収長 / / 貝/ /	専門的で実務的な研修
		① 南	
	野に係る専門的、実	①専門実務研修	及び業務に関連する資物の提供に努めて
	務的な研修を実施	ア 運用専門職員による研修 下表のよなり際員の業務隊行能力の向上を目的よりを運用専用職員による研	格取得の推進に努めて
	するほか、当該分野	下表のとおり職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修な実施した。	おり、所期の目標を達成していると考える
	等の資格取得を積	修を実施した。	成していると考える。
はか、ヨ談分野	極的に支援したか。	27 年度 28 年度 29 年度 30 年度	

な の 次 枚 版 俎		7	研修回数	1回	3 回	4 回	3 旦	_					
等の資格取得 を積極的に支		<u> </u>	研修回数 参加人数	45 人	143 人		134 人						
を 傾 極 的 に 又			少川八数	40 八	140 八	104 八	104 八						
12 7 20	1	外部有識	者研修										
				外部有識者	者を講師とし	て招き、研修を	*実施した。平成 2 '	年					
	J.	度は、国内外の中央銀行の政策や商品市場の動向と見通し、平成28年度は、国											
	際金融情勢やマクロ経済・通貨見通し、平成29年度は、「異次元緩和の出口戦略 とグローバル市場」、「半導体・半導体製造装置の業界動向」、平成30年度は、												
					の視点」、「Fi	nTech 業界につ	いて」など時宜に対	な					
		った話題を国	取り上げ	7 C 。									
			27 年度		28 年度	29 年度	30 年度						
			5回 (4	~3			7回(4~3月)						
	研 研	修回数	月)	[{	5回(4~3月)	4回(4~3月)						
	参	加延べ人数	163 名	6	268 名	217 名	416 名						
				<u>l</u>									
	[平成:	29及び3	0年度研	修内容]									
	年度	年月	口			内容							
		29. 4	第1回	世界の^全	年金ファンドの	投資改革の現状と	課題						
		29. 9	第2回										
	29 年						→ (B .						
	度	29. 11	第3回	・「異次元緩和の出口戦略とグローバル市場」 第3回									
				・二期目の習近平政権の取り組みと中国経済の行方									
		20.0	第4回	・半導体	• 半導体製造装	置の業界動向							
		30. 2	55 4 凹	・半導体に	ブームは続くの)カュ							
		30.5	第1回	・ネットイ	化で変貌する中	国経済							
		30. 7	第2回	・年金制度	・年金制度のこれまでとこれから								
		30.8	第3回	・債券運用	用における ESG	投資の視点							
				・世界石津	ー 油、天然ガス情	勢							
		30. 10	第4回	・中国から見たエネルギー情勢									
	30年												
	度												
		00.11	数 - □	SeLFIES—A Globally Applicable Bond Innovation to Improve Description: Retirement Funding and Lower Government Financing Cost -									
		30. 11	 9 凹		nt Funding and as a Case Stud		THE THING COST -						
					 ı 業界について								
		31. 1	第6回			運用から3つのラ	テーマについて						
		31. 2	第7回			ェーンの現状と料							
		J 2. 2	>1 - · ⊢	و فضمات ۱۳۰۸		171							

ŗ	カ 海外研修等への派遣									
	国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に									
	情報収集及び意見交換を	を行った。また、	、海外年金調査等を通じて							
	との関係強化を図った。									
27 年	度	28 年度								
出張。	場所 場所	出張月	場所							
4月	ブリスベン	4 月	ソウル							
4月	ロサンジェルス	4月	サンフランシスコ・ロサンジェルス							
5月	ロンドン	6月	ロンドン・ストックホルム							
6月	ニューヨーク	6 月	サンフランシスコ							
6月	ロンドン	7月	ニューヨーク							
7月	サンフランシスコ	9 月	シンガポール							
9月	シンガポール・ニューヨ	9月	ロンドン・シンガポール							
10 月	ボストン	10 月	ニューヨーク・ボストン							
10 月	マニラ	10 月	シンガポール							
			ロンドン・トロント・サ							
10 月	ドバイ	10 月	ンフランシスコ							
10 月	アブタビ	10 月	香港							
11 月	ソウル	11月	サンフランシスコ							
1月	デンバー	11月	ソウル							
1月	ダボス	11月	シンガポール							
0.5	مات را	1.0	ロンドン・シアトル・ サ							
2月	ノルウェー	1月	ンフランシスコ							
3月	ボストン	1月	香港							
		2月	ロンドン・ニューヨーク							
			オークランド・メルボル							
		2 月	ン・ ブリスベン・シドニ							
			_							
		2月	ロサンジェルス・ワシント							
		2 A	ン・ロンドン							
		3月	ベルリン							
2 9 4		30 年度								
出引	張月 場所	出張月	場所							

4月	ニューヨーク	4月	ワシントン
4月	ニューヨーク		ストックホルム・オスロ・
	ロンドン・コペンハーゲ	4月	コペンハーゲン・ニューヨ
4月	ン・ヨーテボリ・フランク		ーク
	フルト		ロンドン・ニューヨーク・
4月	シンガポール	4月	フィラデルフィア・ボスト
173	V V V V		ン・アーバイン
4月	ロサンジェルス・サンフラ		アムステルダム・ワシント
	ンシスコ	4月	ン
	マディソン・ロサンジェル	4月	ロンドン
4月	ス・ロンドン・オスロ	4月	ボストン
5月	オリンピア・ジュノー・サ	4月	ロサンゼルス
	ンフランシスコ	5月	香港
	サンクトペテルブルグ・ロ	5月	香港
5月	ンドン・ワシントン		サンアントニオ・ザ・ウッ
6月	ハルビン・瀋陽・北京	5月	ドランズ
	コペンハーゲン・ロンドン	5 H	
6月		5月	大連
7月	エジンバラ・ロンドン	5月	ロンドン
7月	ソウル・オスロ	6月	ローマ・ブリュッセル
7月	トロント	6月	北京
	シドニー・ツーク・ロンド		ケベックシティ・トロント
7月	ン・サンディエゴ・サンフ		25 2 20
	ランシスコ	6月	ミラノ・ロンドン
9月	サンディエゴ	7月	香港・深圳
9月	シンガポール	7月	ニューヨーク
9月	ベルリン	7月	ロンドン・パリ
	ニューヨーク・ロサンジェ	9月	サンフランシスコ・シンガ
9月		9月	ポール
	ルス・サンフランシスコ	9月	ニューヨーク
10 月	ニューヨーク	9月	トロント
10月	リヤド	9月	ニューヨーク
10月	パリ	9月	ニューヨーク
11月	デリー・ムンバイ		北京・シンガポール・シド
		9月	ニー・オークランド
11月	ロンドン・ワシントン		
11月	ワシントン・ニューヨーク	9月	
11月	ケアンズ	9月	シドニー・メルボルン
11月		9月	

T II		サクラメント・ポートラン		ロサンゼルス・ヒュースト
		ド・トロント		ン・シャーロット・ニュー
		ニューヨーク・メリマッ		ヨーク・ロンドン
	12 月	-ユーコーク・ブリマッ ク・ボストン	10 月	サンフランシスコ
		シンガポール・オークラン	10 月	
	12 月	F	10 🗆	ロンドン・アムステルダ
	12 月	台北・香港・メルボルン	10月	ム・フランクフルト・チュ ーリッヒ
	12 月	パリ・ニューヨーク		
			10 月	ロンドン・シカゴ・ニュー
-	1月	ニューヨーク・ロンドン		ヨーク
	1月	オスロ・ロンドン・アムス		ロンドン・ニューヨーク・
		テルダム	10月	トロント・サクラメント・
		タラハシー・ニューヨー		サンフランシスコ
	1月	ク・ボストン・サクラメン	10 月	北京
		F	10 月	1山水
	- D	ロンドン・クリーブラン	10 月	上海
	1月	ド・シカゴ・ニューヨーク	10 月	ニューヨーク
	2月	ロンドン	10 月	サンフランシスコ
	2月	ニューヨーク	🖪	サクラメント・サンフラン
			10月	シスコ・トロント
	3月	ロサンジェルス・サンフラ	11月	ニューヨーク
		ンシスコ・ロンドン	11月	北京
	3月	ケンブリッジ		トロント・モントリオー
	3月	ワシントン・ボストン	11月	ル・シカゴ・ロンドン
	3月	上海・北京	11月	ワシントン・ニューヨーク
		ı	11月	トロント・ニューヨーク
			11月	パリ・ブエノスアイレス
			12 月	シンガポール
			12 月	ニューヨーク
			12 月	ロンドン
			1月	北京
			1月	アフマダーバード
				エディンバラ・ロンドン・
			1月	グラスゴー
			1月	ロンドン・ニューヨーク
			- I	アムステルダム・ヘールレ
			1月	\sim
			1月	シドニー・メルボルン

		2月 口	サンゼルス・ロンドン	,			
		パリ	リ・アムステルダム・	1			
		2月 ン	ドン				
		2月 ウ	フェストレイクビレッ ミ	>			
		3月	ワシントン				
		3月	ワシントン・ボストン				
		3月	ブリュッセル				
		<u> </u>					
②内部統制等码	开修						
アー情報セジ	チュリティ研修						
情報セギ	チュリティに対す	る更なる意識向	上を目的として、法	人の情報資産に対			
する脅威に	こついて理解し、	脅威から情報資産	産を守るためのルー	ルや対策等につい			
て研修を実	尾施した。						
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
	a III	4 回	5 回	6 回			
	2回	(集合研修 2	(集合研修3	(集合研修4回、			
研修回数	(2月に集合研	回、e ラーニング 2	回、e ラーニンク゛2	e ラーニンク 2 回)			
	修)	回)	回)				
参加延べ人数	100 名	338 名	298 名	318 名			
L							
	*						
		習得を図る観点	から、管理運用法人	の組織や遵守事項			
	て研修を実施した			1 1 1 N			
1,70 = 1	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
		, ~	13 回	12 回			
		9 回	(4月、7月(2	(4月、5月、6			
	7 回	(6月(2回)、	回)、8月、9	月、8月、10			
	(7月、8月、11	7月、8月、9		月、11月、12			
	月、12月、1			月、1月、2月、			
	月、2月、3月)	(2回)、2月)					
		(2 円) 、 2 万)	回)、3月)	0 /1/			
参加延べ人数	12 名	14名	25名	19名			
	14 泊	14 泊	20 名	19 泊			
J.,	√						
	ウ 英語研修 国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求めら						
れることだ ホ ることだ	1		を図るための研修を 一	そ 美施した。			
	27 年度	28 年度					

产 16 二 米4	20 回	20 回
研修回数	(40 レッスン)	(40 レッスン)
参加人数	6名	6名

	29 年度	30 年度
研修期間	2~4ヶ月	7~9ヶ月
対象者	2人	2 人

エ その他(自己啓発研修)

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。各年度において、職員の自己 啓発を主な目的とした研修を実施した。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
研修回数	10 回	4 回	1回	1回
参加延べ人数	620名	319名	95名	116名

オ コンプライアンス研修

平成28、29年度において、職員の服務規律の遵守を目的に、外部講師を招きハラスメント集合研修、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修、平成30年度において、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修をそれぞれ実施した。

	28 年度	29 年度	30 年度
	3回(集合研修 2	3回(集合研修 2	1回(e ラーニング1
研修回数	回、e ラーニング	回、e ラーニング 1	回)
	1回)	回)	
参加延べ人数	201 名	245 名	150名

③専門資格取得等

ア 証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

	27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで
取得者数(累	20 8	40 8	4E &	47 名
計)	38 名	40名	45 名	

イ ITパスポート資格等の取得

年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員に おける情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推 進機構(IPA)が実施する国家試験ITパスポート資格取得に係る受講料につ いて支援を行った。加えて、平成29年度は情報処理安全確保支援士資格及び情 報セキュリティマネジメント資格の受験料補助を行った。

	[ITパスポート資格取得者数]				
		27 年度末まで	28 年度末まで	29 年度末まで	30 年度末まで
	取得者数(累計)	14名	16名	16 名	16名

4.	その	他参考	情報
т.			1H +K

該当なし